

令和元年（2019年）第4回

香美市議会定例会会議録

令和元年 9月 2日 開 会
令和元年 9月20日 閉 会

香 美 市 議 会

令和元年（2019年）第4回

香美市議会定例会会議録（第1号）

令和元年9月2日 月曜日

令和元年（2019年）第4回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和元年9月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月2日月曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課参事	奥村周也
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	公文薫	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	明石清美		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	教育振興課長	横山和彦
教育次長	岡本博章	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

代表監査委員 岡本明弘 監査委員事務局長 三谷由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪野高廣 議会事務局書記 吉川るり

議会事務局書記 一圓まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 71号 平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72号 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73号 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74号 平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75号 平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 76号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77号 平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 議案第 78号 平成30年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 79号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 80号 平成30年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 81号 平成30年香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 82号 平成30年香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 83号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第 84号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 85号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 86号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 87号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 88号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について

議案第 89号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 90号 香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 91号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 92号 香美市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 93号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 94号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 95号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 96号 市有財産の無償譲渡について

議案第 97号 債権の放棄について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和元年（2019年）第4回香美市議会定例会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

令和元年9月2日（月） 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 協働・参画調査研究特別委員会委員長の報告

3. 議会改革推進特別委員会委員長の報告

4. 市長の報告

（1）報告第11号 専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について

報告第12号 平成30年度香美市健全化判断比率の報告について

報告第13号 平成30年度香美市資金不足比率の報告について

（2）行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第 71号 平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第 72号 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6	議案第	73号	平成30年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	議案第	74号	平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8	議案第	75号	平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第9	議案第	76号	平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第10	議案第	77号	平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第11	議案第	78号	平成30年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第12	議案第	79号	平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	議案第	80号	平成30年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	議案第	81号	平成30年香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
日程第15	議案第	82号	平成30年香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	議案第	83号	令和元年度香美市一般会計補正予算（第3号）
日程第17	議案第	84号	令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第	85号	令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第	86号	令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第	87号	令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
日程第21	議案第	88号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	89号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	90号	香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	91号	香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

- 日程第25 議案第 9 2 号 香美市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第 9 3 号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第 9 4 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第 9 5 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第29 議案第 9 6 号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第30 議案第 9 7 号 債権の放棄について
- 日程第31 請願第 1 号 水道施設の新設に関する請願

会議録署名議員

1 3 番、山崎龍太郎君、1 4 番、大岸眞弓君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから令和元年（2019年）第4回香美市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

立秋から約1カ月、朝夕少しずつ過ごしやすさを感じる季節となつてまいりました。議員各位、執行部におかれましては、公私ともに何かと御多忙の折、令和元年（2019年）第4回香美市議会定例会に御出席いただき、まことにありがとうございます。

総務・教育厚生・産業建設常任委員会での行政視察では、当初の目的を果たされ、実り多き研修であったことと思います。さらに、産業建設常任委員会では、姉妹都市であります福井県あわら市への表敬訪問、短時間ではありましたが、あわら市長と有意義な懇談ができたとの報告を受けております。

本年も気温、湿度ともに高い数値を示す時期に開催の川上様夏祭り、土佐山田まつり、奥物部湖水祭、湖水祭は悪天候のため順延となりましたが、それぞれ大勢の人出でにぎわい、まことに喜ばしいことだと思います。

また、北海道YOSAKOIソーラン祭り、積丹ソーラン味覚祭り、そして、積丹町職員をお招きしての土佐山田まつりを通じ、北海道積丹町との交流がさらに深まったことではないかと感じております。

さて、本定例会に市長から提出されています議案は、平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算等、認定議案12件を含む27件でございます。ほかに報告が3件提出されています。議員各位におかれましては、慎重審議の上、それぞれの議案等に対し、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。また、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じ13番、山崎龍太郎君、14番、大岸眞弓さんを指名します。両名にはよろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、8月28日に議会運営委員会で協議を行いましたので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） おはようございます。7番、利根です。

本日招集されました令和元年（2019年）第4回香美市議会定例会の運営につきまして、去る8月28日に議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果を御報告しま

す。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり進めることに決定し、本日から9月20日までの19日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、継続審査となっていました請願第1号は本日採決まで行います。

会期2日目の3日から会期8日目の9日までは、休日及び議案精査のため休会としました。

会期9日目の10日から会期11日目の12日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期12日目の13日は、議案質疑の後、各議案は各常任委員会へ付託となります。引き続き各常任委員会において議案審査をお願いをいたします。

会期13日目の14日から会期18日目の19日までは、各常任委員会の議案審査整理、また、休日及び祝日のため休会としました。

会期19日目の20日は、会期の最終日であり、本会議で各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の3日火曜日午前10時までと決定をいたしました。一般質問の通告内容であります。質問の要旨が十分わかるように具体的に記入の上、提出をお願いをいたします。また、一般質問の資料につきましては、その出典元と日時を明確に記載し、提出するようにお願いをいたします。

次に、請願・陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。請願が1件、意見書案が4件あります。請願は、本市議会の書式を整え、提出されています。意見書案第10号から第13号についても書式が整っていますので、各会派代表者会議において、各会派が意見書に対する調整を行い、提出者が署名を整えて、最終日に追加案件として提案することになりました。

その他の協議事項につきましては、お手元にお配りしました協議結果報告書のとおりでありますので、議員各位の格段の御協力をお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から9月20日までの19日間としたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月20日

までの19日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

令和元年（2019年）第3回定例会において決定いたしました「妊婦加算」は妊婦に負担が及ばないように求める意見書、全国知事会の提言に基づく日米地位協定の抜本改定をすすめるよう求める意見書の2件の意見書は、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣へそれぞれ送付いたしました。

次に、市長から地方自治法第180条の規定による専決処分事項について、報告第11号のとおり報告がありました。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による、報告第12号及び第13号の報告がございました。

次に、監査委員から例月出納検査報告書、平成30年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、平成30年度香美市水道事業会計決算審査意見書、平成30年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書及び平成30年度財政健全化判断比率の審査意見並びに平成30年度資金不足比率の審査意見が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りした議長報告書のとおりであります。

これから、協働・参画調査研究特別委員会の協議の推移・進捗状況等について、委員長から報告を求めます。協働・参画調査研究特別委員会委員長、森田雄介君。

○協働・参画調査研究特別委員会委員長（森田雄介君） おはようございます。6番、森田雄介です。8月20日に行われました協働・参画調査研究特別委員会の報告を行います。

委員から出された地域とのかかわりをどう進めていったらいいのかの疑問に対して、平山地域での廃校を利用した地域活性化を初め、本市とのかかわりを多く持っていて高知県立大学の地域教育研究センター長である清原泰治先生に講演を依頼することになりました。

平山地域で行った取り組みを紹介をしていただき、成功につながった普遍性など、委員各位の糧としました。今後も協働・参画にかかわる調査、研究を進めていきます。

以上で協働・参画調査研究特別委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 協働・参画調査研究特別委員会委員長の報告を終わります。ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、議会改革推進特別委員会の協議の推移・進捗状況等について報告を求めます。議会改革推進特別委員会委員長、小松紀夫君。

○議会改革推進特別委員会委員長（小松紀夫君）

おはようございます。それでは、

本年6月の第3回定例会以降に開催をされました、当委員会の審査の経緯並びに結果につきまして御報告をいたします。

第6回となります6月28日の委員会におきましては、川田総務課長、佐竹企画財政課長の出席のもと、長の専決処分事項の指定について協議をいたしました。

執行部の専決処分事項の追加要望につきましては、会計年度末における決算収支を見通した歳入歳出予算の補正をすること、そして、会計年度末における法令等の改正に伴う必要な条例の改正を行うこと、また、災害または突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事等に関する歳入歳出予算の補正をすること、最後に、解散・欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること、以上の4件が示されまして、各会派からの委員から意見が出された後に、7月に予定をされておりました先進議会の視察も踏まえて協議を進めていく、そういうことになりました。

また、事務局体制の充実に関する要望書につきまして、協議の結果、案文のとおり、市長に提出をするということになりました。

第7回となります7月12日の委員会におきましては、大阪府大東市議会並びに大阪狭山市議会での視察研修を踏まえ、長の専決処分事項について、現行の専決処分事項5項目についてもあわせて協議をいたしました。なお、川田総務課長にもこの視察研修には参加をいただきまして、執行部サイドの視察も実施をされたところでございます。視察研修の報告につきましては、本日議員各位に配付をしておりますので、御確認をいただくようお願いいたします。

また、会議規則等の改正や通年議会実施要綱案の策定スケジュールについて協議をし、本年12月の定例会までのスケジュールを決定したところでございます。

最後に、第8回となります8月13日の委員会におきましては、再度川田総務課長、佐竹企画財政課長にも出席を求めまして、長の専決処分事項の追加についての協議を進めてまいりました。

協議の中で、執行部から要望のありました、会計年度末における法改正に伴う必要な条例改正を行うことにつきましては、各会派の委員の意見が一致をする事項でございまして、専決処分事項に追加することが確認をされたところでございます。また、会計年度末における決算収支を見通した歳入歳出予算の補正をすることにつきましては、執行部から追加要望を取り下げるとの発言がございました。

残る追加事項の要望事項の2項目につきましては、次の委員会にて継続して協議をしていくこととなっております。

また、定例会条例、定例会招集規則、会議規則の改正案につきましても協議をし、承認をされたところでございます。なお、通年議会実施要綱案並びに申し合わせ事項の改正案につきましては、各会派に持ち帰って、次回の会議までに検討するということとなりました。さらに常任委員会の調査権に基づく調査についても協議をしたところでござ

います。

以上を申し上げまして、議会改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（比与森光俊君） 議会改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第71号、平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第30、議案第97号、債権の放棄についてまで、以上27件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第71号から議案第97号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。令和元年第4回香美市議会定例会開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には御多忙の中、定例会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、過日の台風10号につきましては、規模も大きく、影響が心配されるコースを進むことが予報されましたことから、警戒を強めるとともに、高齢者などの避難準備につきましては早目の行動をお願いをいたしました。幸いにして人的な被害がなく、台風は過ぎ去りました。しかし、物部町久保、別府で唯一の生活道となっております道路が被災し通行不能となりまして、2世帯4人が孤立状態となりました。議会の皆様も心配をされ、現場に足を運ばれたというふうにお聞きをいたしております。市といたしましても、状況の把握に努めるとともに、関係各課がそれぞれ情報を共有して行動し、いち早く水や非常用食料の搬送を行い、健康状態のチェックや今後の生活についての相談などにも応えてまいったところでございます。

久保地区につきましては、応急工事によりまして土石の取り除きが完了しましたが、先日の雨では県道久保大宮線、日ノ御子、朴ノ木間が山腹崩壊により通行どめとなっております。住民の皆さんに不便をかけております。今後、県を初め関係機関との協議、連携をいたしまして、一日も早くふだんの生活ができるように最大努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、各課関連の行政報告でございます。

まず初めに、定住推進課。

1、香美市ものづくり会議について、平成29年度に設立した香美市ものづくり会議は、7月31日に令和元年度第1回目となる会議を実施しました。ものづくり会議では、テーマごとに分科会を開催しており、物部川ブランド、フラフ、土佐打ち刃物の分科会に加え、新たにふるさと納税分科会が立ち上がりました。今後も香美市ものづくり産業の底上げを図り、香美市の産業発展を目指して開催してまいります。

2、姉妹都市交流について、6月7日から10日、姉妹都市である積丹町を総勢28

名が訪問し、札幌市で開催された第28回YOSAKOIソーラン祭りへ合同チームで参加し、より一層交流が深められました。6月29日から7月1日には、姉妹都市である積丹町を15名が訪問し、第14回積丹ソーラン味覚祭りに参加しました。訪問団は、会場で香美市の地場産品である土佐打刃物やユズ関連商品、高知県の味覚を代表する鰹のタタキの販売、また、昨年から鰹のわら焼きの実演を実施しており、行列ができる盛況ぶりでした。8月2日から4日には、姉妹都市である積丹町の訪問団3名が来市し、第51回土佐山田まつりにヤーレンソーラン積丹町&香美市チームで参加し、大きな拍手と声援を受けました。

3、ふるさと納税について、7月31日現在で寄附件数5,169件、寄附金額4,387万3,000円となっており、今後はポータルサイトの有効活用や広告媒体への掲載等により新規の寄附者獲得を図り、目標額である2億5,000万円の達成に向けて取り組みを強化をしていく予定です。

商工観光課。

1、鍛冶屋創生塾について、高知県土佐刃物連合協同組合が実施している鍛冶屋創生塾の進捗状況につきましては、入荷待ちとなっていましたハイテンションボルトが入荷し、現在建設工事が進んでおり、11月5日の落成式を目指しています。

2、龍河洞のリニューアルオープンについて、龍河洞は去る7月19日に「新・龍河洞」として新しくオープンしました。リニューアル後は順調にお客様が訪れ、滑り出しは上々となっています。

生涯学習振興課。

1、よってたかって生涯学習フォーラムの開催について、令和元年9月28日土曜日に、元気なまち香美市よってたかって生涯学習フォーラムを開催します。2回目となる今回は、高知県立山田高等学校だけでなく中央公民館、市役所本庁舎1階ロビー及び南側テラス、高知工科大学クロススクエア、美術館など町なかの複数の場所を会場として開催します。山田高等学校の文化祭や健康まつり、ヘルシー★香美ング★デー、まちの先生にもものづくりの楽しさを教えてもらえる市民セミナー祭と同時開催となっており、フォーラムでは2020年度に山田高等学校に新設されるグローバル探求科の紹介、各団体からの日々の活動や取り組みの発表、地場産品を取り入れた飲食販売、ウィークエンドキネマM Present「いただきます みそをつくるこどもたち」の上映とオオタヴィン監督のトークなど、盛りだくさんの内容で皆様の御来場をお待ちしております。

2、香美市市民大学について、第14回となる香美市市民大学について、3つの講座を開催するようにしています。8月25日の桂文喬さん及び8月31日の杉山愛さんの講演については既に開催を終えています。9月21日には保健福祉センター香北にて、杉本昌隆さんにより「師匠が語る藤井聡太という才能」という演題にて講座を開催いたします。

防災対策課。

1、令和元年8月、台風10号への対応について、8月14日から15日までの間、台風10号の影響により西日本を中心に広い範囲で大雨となりました。本市では、地域防災計画に基づき、気象警報の発表を待たずに14日8時35分に災害対策本部を設置し、降雨・河川水位の状況に応じて15時に市内全域への避難準備、高齢者等避難開始を発令するとともに避難所を開設、18時に物部町全域に避難勧告を発令し早目早目の避難を呼びかけました。避難情報の伝達は、防災行政無線、緊急速報メール、Lアラートを利用したテレビデータ放送、ホームページ、フェイスブックなどを通じて行いました。また、8月26日時点で2世帯4名の方が孤立状態にあり、職員が定期的に訪問している状況となっております。地区の避難者数につきましては下の表に掲げておりますので、御参照ください。

建設課。

1、土木関係について、がけくずれ住家防災対策事業については、繰り越し事業が5件あり、2件は完了、2件は施工中、1件は現在入札準備を行っています。本年度になり3件要望があり、県からの交付決定もあり、1件は施工中で、残り2件については現在入札等準備中です。昨年度発生した農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業ですが、件数も多く、現場諸条件等もあり、現在緊急順位の高い箇所から随時事業を実施しています。本年度になり新たに災害が発生し、随時国の査定を予定しています。また、徒歩となりますが、仮道整備を行った林道中内和久保線の災害についても9月初旬に査定を受け、早急な復旧を計画しています。交付金関係道路整備については、県からの交付決定もあり順次、年度内完成に向け着手しています。

2、都市計画関係について、都市計画道路新町西町線については、JR協定分も含め本年度事業に着手しました。都市計画マスタープラン策定業務については、アンケート調査を実施し、また地区別ワークショップも開催し、現在意見等の集約を行っています。

3、国道195号改良促進期成会について、8月に総会書面決議を行い、高知県土木部に老朽化対策の推進に必要な予算確保や山田バイパス、大栃橋の早期完成を求める要望を10月以降に予定しています。

4、物部川改修期成同盟会及び高知県市町村道整備促進協議会について、県下関係市町村と協力し、予算確保などの本年度1回の要望活動を7月、8月に地元選出国會議員及び国土交通省、財務省、内務省（後に「総務省、内閣府」と訂正あり）に行いました。2回目の要望は10月、11月に予定しています。

物部支所。

1、奥物部湖湖水祭について、8月14日開催予定であった奥物部湖湖水祭は、台風の影響により16日に順延し開催しました。順延したことで来場者数は例年に比べると少なく約2,000人でしたが、盛況のうちに終了することができました。

消防課。

1、平成31年1月1日から令和元年6月30日までの火災、救急及び救助出動件数について、昨年同期と比較して、火災件数は1件の減、救急出動は2件の増、救助出動は昨年と同じ件数となっています。なお、1月の火災において死者1名が発生しています。詳しくは、表にまとめてございますので御参照ください。

2、消防署香北分署について、消防署香北分署の移転新築については、移転場所を決定するために建設地検討委員会の答申に沿って慎重に検討してまいりました。このたび候補地の地権者との協議が整いましたので、早期の完成を目指して事業を進めてまいります。

次に、議案の提案及び説明でございます。

報告第11号は、専決処分事項、損害賠償の額の決定及び和解についての報告です。

報告第12号は、平成30年度香美市健全化判断比率の報告です。

報告第13号は、平成30年度香美市資金不足比率の報告です。

議案第71号は、平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定です。

議案第72号は、平成30年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第73号は、平成30年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第74号は、平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第75号は、平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第76号は、平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定です。

議案第77号は、平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定です。

議案第78号は、平成30年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定です。

議案第79号は、平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第80号は、平成30年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定です。

議案第81号は、平成30年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定です。

議案第82号は、平成30年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定です。

議案第83号は、令和元年度香美市一般会計補正予算（第3号）です。

議案第84号は、令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

議案第85号は、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

議案第 86 号は、令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）です。

議案第 87 号は、令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）です。

議案第 88 号は、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 89 号は、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 90 号は、香美市子ども・子育て支援法第 87 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 91 号は、香美市上下水道事業（後に「香美市上下水道事業」と訂正あり）給水条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 92 号は、香美市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 93 号は、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第 94 号は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定です。

議案第 95 号は、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定です。

議案第 96 号は、市有財産の無償譲渡です。

議案第 97 号は、債権の放棄です。

以上、報告 3 件、議案 27 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書を御参照くださいますようお願いをいたします。どうぞ御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩いたします。
（午前 9 時 38 分 休憩）
（午前 9 時 39 分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 報告の中に訂正がございますので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、各課の報告で、建設課の 4 にあります物部川改修期成同盟会でございますけれども、この終わりのほうに国土交通省、財務省、内務省に要望したということになっておりますけど、「内務省」のところは「総務省」でございますして、そして、「内閣府」のほうにも要望いたしておりますので、訂正をさせていただきます。

そして、議案の提案の中で私が読み違いをしておりますので、改めて訂正をさせてい

たきます。

議案の第91号でございますけど、私が「香美市上下水道」とこのように申し上げたようでございますが、これは文書にありますように「香美市上水道事業」でございますので、訂正をよろしく願いをいたします。

○議長（比与森光俊君）　これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これより、報告第11号から報告第13号についての質疑を行います。質疑はありますか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君）　報告第11号について少し伺います。

駐車場のフェンスに車両後部が衝突ということで書かれているんですけども、相手側が高松市のA社ということですがどういう関係なのか、保存会駐車場で車両を後退させた際というふうに書かれていますので、その関係性と、それから、保存会駐車場で車どめ等はなかったのか、どの程度の強さでフェンスに衝突したのか、その点お尋ねします。

○議長（比与森光俊君）　商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）　お答えいたします。

今回の事故につきまして、細部説明書とちょっと重複するところがございますが、ちょっと説明させていただきます。

龍河洞の駐車場区画に公用車をバックで駐車、区画に駐車する際に後方への不注意で、敷地内に設置してありましたフェンスに衝突して損傷したというものでございます。このフェンスにつきましては、通信事業者の基地局を管理しておるフェンスになっております。

車どめにつきましては、私、写真で見る限りでは車どめがちょっと確認できてなかったというふうに記憶をしております。

そして、程度につきましてはフェンスが倒れたと、ぐちゃっとではないですけど倒れかかったのを直したという、その損害賠償になってございます。

○議長（比与森光俊君）　13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君）　ということは、フェンスは取りかえたのではなくて元に戻したと、補強したというレベルなのか、完全に取りかえたのか、その点を。

○議長（比与森光俊君）　商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君）　お答えいたします。

フェンスの基礎部のモルタル補修も含まれておりますので、ちょっと基礎のところははったようなことがあるかとは思いますが、大部分は補修費と管理費ということで計上されております。

○議長（比与森光俊君）　ほかに質疑はありますか。

12番、浜田百合子さん。

○12番（浜田百合子君） 先ほどの同じ質問の続きですけれども、先ほど課長がおっしゃいました、補修と管理費って申されましたけど、ちょっとその意味合いを教えてください。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

通常の工事等と一緒に、直接経費、現場でかかる経費、材料費及び作業費、プラスアルファで現場管理費としましてその他書類の整理、それと、これ保険対応となっておりますので、保険屋さんへ施工業者のほうで管理書類を出す、その部分の経費が請求書の管理費という形で計上されているものです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 報告12の3ページの公営企業の地方債償還の財源のための繰入金の4億3,842万1,000円というのと、一部事務組合等の地方債償還の財源のための負担金等の3,153万2,000円、これの内訳を教えてくださいたいのですが。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 現在、内訳に関する資料を持っておりませんので、後でお答えをさせていただきたいと思っております（後に説明あり）。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告に対する質疑を終わります。

次に、議案第71号から議案第82号までの各案件は、平成30年度の香美市一般会計及び各特別会計並びに各事業会計の歳入歳出決算の認定であります。

これから、議案第71号から議案第82号までの監査委員の決算審査意見書並びに平成30年度財政健全化判断比率及び平成30年度資金不足比率の審査意見について説明を求めます。

代表監査委員、岡本明弘君、自席で結構ですのでお願いします。

○代表監査委員（岡本明弘君） 皆さん、おはようございます。代表監査委員の岡本です。よろしく申し上げます。着席して説明させていただきます。

市長から、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成30年度の香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算について審査し、意見書を提出しました。その概要について説明させていただきます。

まず、表紙をめくっていただいた表紙の裏面に注記を掲載しています。把握をお願いします。

次に、目次を掲載しています。この目次の順に説明をいたします。

1ページをお願いします。平成30年度香美市各会計歳入歳出決算審査意見。

第1、審査の概要。1、審査の対象、平成30年度香美市各会計歳入歳出決算。2、審査の期間、令和元年8月19日から8月21日の3日間。3、審査の手続は以下のとおりです。

第2、審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、いずれも関係法令に従い作成されており、それらの計数も関係書類と符合し、正確であると認められました。また、決算の内容についてはおおむね適正でありました。なお、詳細は後述のとおりです。

審査意見書のちょっと訂正がありまして、まず、訂正をさせていただきたいです。後ろの端のむすびのところです。5行目で「消防署香北分署の移転立て替えも予定されている」というところで、立て替えの「立」という字を建設の「建」に訂正をお願いします。よろしくをお願いします。

1、決算の総括、(1)決算規模、一般会計及び特別会計の決算額は次のとおりである。下の表をごらんください。歳入の一般会計、特別会計の総額は270億5,900万円で、重複控除額16億3,300万円を差し引いた純計決算額は254億2,600万円、歳出総額は264億6,400万円で、重複控除額16億3,300万円を差し引いた純計決算額は248億3,000万円となっております。一般会計及び特別会計のうち、地方財政法施行令第46条に規定する公営企業会計の純計決算額を地方公営企業繰出金について(総務省自治財政局長通知)に基づいて算出された基準内繰入金で調整した額は、次のとおりである。この総務省自治財政局長通知というのは、一般会計から水道事業に繰り出しが認められているものです。

次のページをお願いします。3ページです。(2)決算収支、平成30年度総計決算における歳入総額は270億5,900万円、歳出総額は264億6,400万円、実質収支は1億8,900万円となっている。平成30年度実質収支が平成29年度と比較して減少したのは、歳入は4億2,800万円の増加となったものの、歳出が8億500万円の増加となったことによるものです。内容は次の表のとおりである。

(3)市債の状況、平成30年度末残高は平成29年度末残高と比較して1億2,800万円、0.6%減少している。内容は次の表のとおりである。

4ページをお願いします。2、一般会計、(1)決算収支の状況、平成30年度の決算状況は、歳入総額184億845万9,000円、歳出総額179億3,115万4,000円で、実質収支は9,357万3,000円の黒字となり、うち4,678万8,000円を財政調整基金へ積み立てています。実質単年度収支では6億6,692万9,000円の赤字となっております。

(2)歳入、ア、歳入の構成、自主財源では、市税1億3,576万4,000円、5.4%、その他の収入1億4,521万3,000円、6.8%が増加し、財産収入、マイナス8,964万5,000円、65.8%が減少しました。依存財源では、国庫支出金、マイナス1億943万6,000円、5.9%が減少したほかは全てにおいて増加を

しております。詳細については表のとおりです。

次の5ページは、科目（款）別歳入決算状況と、6ページは款別の平成29年度決算との歳入増減表です。確認をお願いします。

7ページをお願いします。エ、収入実績です。7ページから10ページまでは収入実績の主なものを掲載しています。後ほど確認をお願いします。

11ページをお願いします。（3）歳出、ア、歳出の構成、性質別経費の状況、投資的経費については、主に鏡野中学校武道館及びプールの新築工事等の中学校施設整備工事により、前年度比9億593万3,000円、35.0%の増額となりました。

12ページは、イ、科目（款）別歳出決算状況を表にしています。

13ページをお願いします。ウ、支出内訳です。13ページから15ページまで支出の内訳の主なものを掲載しています。

以上が一般会計の決算状況です。

続いて、特別会計の決算について説明させていただきます。

16ページをお願いします。3、簡易水道事業特別会計。決算収支の状況、平成30年度の歳入総額は4億7,165万3,000円、歳出総額は4億6,789万7,000円、実質収支は12万7,000円である。なお、一般会計からの基準外繰入金2億27万3,000円を除くと2億14万6,000円の赤字決算となります。

17ページをお願いします。4、公共下水道事業特別会計。決算収支の状況、平成30年度の歳入総額は4億3,121万2,000円、歳出総額は4億1,643万7,000円、実質収支は50万円である。なお、一般会計からの基準外繰入金274万1,000円を除くと224万1,000円の赤字決算となります。

18ページをお願いします。5、特定環境保全公共下水道事業特別会計。決算収支の状況、平成30年度の歳入総額は2億355万8,000円、歳出総額は1億9,870万7,000円、実質収支は11万円である。なお、一般会計からの基準外繰入金8,297万6,000円を除くと8,286万6,000円の赤字決算となります。

19ページをお願いします。6、農業集落排水事業特別会計。決算収支の状況、平成30年度の歳入総額は4,384万8,000円、歳出総額は4,383万7,000円、実質収支は1万1,000円である。なお、一般会計からの基準外繰入金1,421万6,000円を除くと1,420万5,000円の赤字決算となります。

20ページをお願いします。7、国民健康保険特別会計。決算収支の状況、平成30年度の歳入総額は37億1,696万5,000円、歳出総額は37億1,371万円、実質収支は325万5,000円である。

22ページをお願いします。8、介護保険特別会計。決算収支の状況、平成30年度の歳入総額は32億6,299万7,000円、歳出総額は31億8,379万4,000円、実質収支は7,920万3,000円です。

23ページをお願いします。9、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）。決算

収支の状況、平成30年度の歳入歳出総額はともに1,107万2,000円で実質収支はゼロ円となっています。

24ページをお願いします。10、後期高齢者医療特別会計。決算収支の状況、平成30年度の歳入総額は5億828万4,000円、歳出総額は4億9,620万2,000円、実質収支は1,208万2,000円である。

25ページをお願いします。11、香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計。決算収支の状況、平成30年度の歳入・歳出総額はともに77万9,000円で、実質収支はゼロ円となっています。

26ページをお願いします。12、財産に関する調書。(1)公有財産。ア、行政財産、下の表をごらんください。そして、27ページにはイ、普通財産とウ、山林を表で掲載しております。(2)有価証券、株式会社香北ふるさとみらいほか3社の株券です。決算年度中に増減はありませんでした。(3)出資による権利、28団体へ出資しており、決算年度は香美市工業用水道事業へ527万8,000円を増額し、決算年度末残高は2億8,423万5,308円である。

28ページをお願いします。(4)物品、前年度末より179品増。内訳は243品増で64品減となっています。(5)債権、住宅新築資金等貸付金は前年度に比べ39万73円減少し、決算年度末現在額は100万915円である。29ページに(6)基金を掲載しています。

30ページをお願いします。第3、財政構造の弾力性等、主要財務比率の年度別推移は下の表のとおりです。一番上の財政力指数は平成30年度も0.31で、依然財政力の弱さが示されています。実質収支比率は少し下がりました。経常収支比率は101.5%と前年度と比較して1%増加しています。公債費比率は望ましい状況とはなっているものの、全体としては財政需要に余裕がない状況が示されており。

31ページをお願いします。むすび、平成30年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入総額270億5,900万円、歳出総額264億6,400万円、実質収支は1億8,900万円の黒字となっているが、実質単年度収支では6億6,700万円の赤字決算となった。経常収支比率も平成29年度は100.5%、平成30年度は101.5%と財政の硬直化が進んでいる一方で、新図書館の建設や消防署香北分署の移転建てかえも予定されている。今後は、人口減少や少子高齢化がさらに進み、税収や地方交付税が減少するなど、財政状況はさらに厳しくなることが見込まれる。市の財政は貴重な税金で賄われていることを再認識し、より一層のコスト意識を持って、より計画的な財政運営に努められ、市民が安心して生活できるよう、将来を見通した行財政改革を期待して、むすびとする。

以上、一般会計、特別会計歳入歳出決算の意見書の説明を終わります。

続いて、水道事業会計の説明を行います。別冊の冊子で平成30年度香美市水道事業会計決算報告書をごらんください。

こちらの20ページの次のページ、監査1のページをお願いします。

平成30年度香美市水道事業会計決算審査意見書、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成30年度香美市水道事業会計の決算審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

第1、審査の概要は記述のとおりです。第2、審査の結果。1、形式審査及び2、実質審査は記述のとおりです。

ページをめくっていただいて、監査4のページです。3、むすび、当年度水道事業会計では、純利益が昨年度に比べて212万8,023円、7.57%増加し、経常収支比率2.86ポイント、営業収支比率2.88ポイントも昨年度より高くなっています。水道施設の老朽化に伴う修繕や南海トラフ地震に備えた耐震化も急務となっている。また、給水人口が減少していく中で、今後は、香美市水道事業経営戦略に沿って、経営健全化に取り組み、安心・安全で安定した飲料水の供給を図るよう努められたい。

次に、続いて、香美市工業用水道事業会計決算審査の説明を行います。平成30年度香美市工業用水道事業会計決算書をごらんください。

こちらの16ページの次のページ、監査1のページをお願いします。

平成30年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成30年度香美市工業用水道事業会計の決算審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

第1、審査の概要は記述のとおりです。第2、審査の結果。1、決算諸表については記述のとおりです。2、むすび、高知テクノパーク工業団地は、県内外企業を誘致し、新たな産業の育成を図る役割を担っているが、工業用水の利用については、平成19年度以降実績がない。平成29年9月22日に策定された香美市工業用水道事業休止及び廃止計画に沿って、今後は適正な判断の上、事業の継続または廃止が決定されるよう努められたい。

続いて、平成30年度香美市財政健全化判断比率の審査意見について説明いたします。平成30年度香美市財政健全化判断比率の審査意見の裏面をお願いします。

1、審査の対象、2、審査の期間、3、審査の概要は記述のとおりです。4、審査の結果、審査に付された下記の健全化判断比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、全ての比率は早期健全化基準未満となっております。

続いて、平成30年度香美市資金不足比率の審査意見について説明をいたします。これも裏面をお願いします。

平成30年度香美市資金不足比率の審査意見。1、審査の対象、2、審査の期間、3、審査の概要は記述のとおりです。4、審査の結果、審査に付された下記の資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。また、全ての比率は早期健全化基準未満となっている。下記の表のとおりです。

以上で各会計の決算審査意見書の説明を終わらせていただきます。ちょっとお聞き苦しい点もあったと思いますが、御清聴ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 監査委員の説明が終わりました。

以上、複雑多岐にわたる一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算審査意見書並びに財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について説明をいただきました。その御労苦に対しまして一同にかわり敬意を表し、まことにありがとうございました。

次に、令和元年（2019年）第3回定例会で継続審査に付してありました日程第31、請願第1号、水道施設の新設に関する請願を議題とします。

これから、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。産業建設常任委員会委員長、甲藤邦廣君。

○産業建設常任委員会委員長（甲藤邦廣君） おはようございます。4番、甲藤でございます。産業建設常任委員会が付託を受けました請願第1号、水道施設の新設に関する請願は、令和元年第3回香美市議会定例会において当委員会が付託を受け、閉会中の継続審査となっていたものでございます。今回の定例会までに結論を出す必要があります。まして、令和元年8月26日に本請願を議題として審査を実施をしましたので、その経過と結果を御報告をいたします。

まず、経過としまして、6月定例会最終日の6月26日に紹介議員から趣旨説明を受けた後に、執行部から現行制度や過去の経緯等について説明を受けて、その際現地調査の必要性があるというふうに判断しまして、継続審査とすることに決定をしております。これを受けまして、8月2日には委員会と紹介議員の大岸眞弓議員、そして、環境上下水道課職員、請願者を初め地元住民の皆様と現地視察を実施し、委員各位には現状把握をしていただいたところでございます。

そして、8月26日の審査ですけれども、まず、執行部から本請願に対する見解を述べていただき、質疑に入りました。執行部からは、特別会計での水道施設の新設となりますと、曾我部川地区は給水人口が26人であって、採択要件からして補助事業にのることはできない。そして、仮に料金収入を得たとしても年間約30万円程度にしかならず、公営企業会計への移行もある中で採算性が全くないということで整備はできないと。仮に市単独での整備であっても、ほかの山間部に点在しております同様の施設を考えますと、財政的に極めて困難であるとの答弁がありました。

現地を見た結果、施設的には地元で管理をすれば今後も十分使えるのではないかという質疑がありました。管理というのは最重要でありまして、民間の水道施設としては十分な施設であるという答弁をいただいております。水源を整備、改善すれば、水道施設としては今後も十分使えるのではないかという質疑がありまして、渇水期の問題があるにしても、道路排水が流入しないように修繕をすれば、今後10年から20年程度は十分使用できるのではないかというふうな答弁がありました。

また、水源について簡水等で整備をするということになりますと、水道料金を徴収し

ているのであれば、当然市が責任を持って整備をすべきであるが、今回の場合水源の整備をすとなれば、特別会計での整備は他の簡水等と比べて整合性がないのではという質疑に対しまして、結論として特別会計での整備はできない。もし可能性があるとするれば、一般会計になるのではないかという答弁がありました。

請願の趣旨に、水道施設の新設は20年来の悲願であるとの記述があるが、以前から要望、相談があったのかという質疑に対しまして、平成21年度に要望があったが、今回と同様、水道施設としての整備はできないと回答したとの答弁がありました。

なお、採決に先立って、今後の取り組み方について附帯意見をつけるべきではないかという意見がありました。

以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、賛成少数をもって請願第1号は、不採択とすべきものと決定をいたしました。

この後、附帯意見についての質疑のために定住推進課の中山課長に出席をしていただいて、説明を受けたところでございます。

まず、市の活性化補助金についての制度説明を受けました。曾我部川地区については、平成29年度に既に活性化補助金を活用して進入路の整備であるとか、ろ過槽の整備を実施をした経緯があると説明を受けております。

次に、県の中山間地域生活支援総合補助金制度の中の生活用水確保支援事業について説明をいただきました。平成20年度から中山間地域の水道未普及地域における生活用水の確保に対する支援事業で、平成29年度から5カ年計画を策定して整備を進めておりますけれども、整備ができていない地域が増加しており、計画におくれが生じていることから、県においては計画外区域の要望把握のために、8月末までに要望があれば計画書を提出するようにとの依頼がっております。ただし、既存の5カ年計画が優先するという事、そして、緊急性があるものに限るということが条件であるという説明を受けております。なお、この既存の5カ年計画は市としては作成をしておりません。

県事業は新設のみで修繕は対象外であるが、補助率及び補助限度額はという質疑に対しまして、同じ県事業の移動手段・物流確保支援事業では、補助率は6分の5であって地元負担は6分の1であると。そして、補助限度額は3,000万円であって、この場合、地元負担金は500万円は必要になるだろうという答弁がありました。

飲料水につきましては、香美市全体の問題でもあって、水源対策も含めて検討すべきではないかという質疑に対しまして、現実的には活性化補助金を活用してほしい。また、物部地区は地域支援員が対応している地域もあるので、平山地区の支援員を活用してはどうかという答弁もありました。

ほかに質疑はなく、附帯意見をつけることについては全員賛成で、委員長報告、附帯意見ともに作成につきましては、委員長に一任するという事で審査を終了いたしました。なお、お手元に議長宛て、委員長からの審査報告書が配付されておりますので御参照ください。

そして、本日の会議におきまして本請願は採択審議されますが、その後請願者宛て、議長名で請願者に通知文書を送付するということになっております。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

これから、委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 委員長にお尋ねします。

さまざま調査等をされて敬意を表するところでございますが、現地調査、現地視察を実施して現状把握に努められたということでもあります。請願者に市役所に来てもらって話を伺ったという報告はなかったのですが、現地視察を終わったということで、そのときにいろいろ聞いて、それで十分だということに委員会としてなったのか。私が考えるに、やはり先ほどさまざま調査されたことを、やっぱり請願者を呼んで、いろいろ話をされたほうがよかったんじゃないやろうかというような考えもありますが、そこら辺のことは委員会で議論にならなかったか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 産業建設常任委員会委員長、甲藤邦廣君。

○産業建設常任委員会委員長（甲藤邦廣君） 現地視察の際に、請願者の方にも現地に来ていただいておりますし、実際に管理をされている方にメインで説明を受けております。委員も全員現地に行っておりましたので、十分その点は理解されているということで、改めて請願者からのその後のお考えは聞いてはおりません。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の発言を許します。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。私は請願第1号、水道施設の新設に関する請願に関し、不採択反対、採択賛成の立場で討論いたします。

まず、今回の請願第1号の審査につきましては、産業建設常任委員会の委員長を初め、委員の皆様には大変丁寧に審査をしていただきましたことにお礼を述べたいと思います。そして、私自身参加をさせていただきました学習会におきまして、水道問題に係る認識を深めることができました。

さて、8年前に曾我部川地域の方から、ろ過施設の排水のバルブが壊れて給水できなくて困っている、見に来てもらいたいという電話をいただきました。すぐに現地に出向きまして、水道課の職員さんの助言もいただき、たしかそのときは地域活性化総合補助金を使いまして、市内の水道事業者のほうで対応していただいたと記憶をしております。

日ごろより地域の方々には、輪番制で定期的に給水施設の清掃、管理等を行っておりますが、豪雨や台風のときには頻繁に行かなくてはならない、高齢化で作業がだんだんと

大変になってきている、こういうお話はたびたびお聞きをしておりました。

そして、最近になって請願で述べられているように、渇水や豪雨時の濁水などで現状の方式にはやはり限界があるとのことで、困り果てて請願書の提出に至った次第です。

当該地域では過去に平山や東川などとあわせ、給水人口を確保して簡易水道事業をやるという計画があったということですが、水利権の問題で調整がつかず実現に至らなかったとのことであります。曾我部川に限らず、そういう地域はほかにもあると私は認識をしております。しかし、その当時とは違い、今特に山間地は住民の数、つまり給水人口も雨の降り方も山の様子も変わってきております。市の説明を聞くと、法令上、そうになっているからそうならざるを得ないとは思いますが、水道事業をめぐる制度は採算性の観点から機械的に給水人口で区切っています。そうすると、人口の少ない集落は必然的にこぼれていきます。飲料水の確保に数倍の苦勞を要し、それができなくなれば地域に住み続けることを諦めるしかありません。集落から人が流出をすれば山や谷の保全ができなくなり、荒廃が進むことは必至です。水がなければ生活も生命の維持もできません。本来、飲料水の確保は市で行うべき最低限のインフラ整備です。

曾我部川地域の方々、市に対して同様の要望をこれまでも何回か行ってきておりますが、今のやり方では限界との訴えに対し、市は従来 of 回答で打開の方向が示されておられません。このような経過を踏まえるとともに、かつてこの地域にも簡易水道施設を整備する計画があったことを考慮すれば、願意は妥当だと考えます。既存の制度内では間に合わない地域がふえてきているのではないのでしょうか。そのために既存の制度以外の方法について検討する、新たな展開をしていく、そのために議会と執行部が力を合わせて打開をしていく、こうした方向に行くことを願ひまして、不採択に反対の討論といたします。

○議長（比与森光俊君） 次に、賛成の方の発言を許可します。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 討論がないようですから、これで請願第1号についての討論を終わります。

これから、請願第1号を採決いたします。

本案について委員長の報告は不採択であります。本案を委員長報告のとおり不採択と決定することに賛成の方は起立を願ひます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立多数であります。よって、請願第1号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

先ほどの笹岡議員からの報告に対する質疑の答弁を企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 報告第12号につきまして、笹岡議員から御質問があった件についてお答えをいたします。

まず1つ目は、公営企業の地方債の償還の財源のための繰入金ということ、その内訳の御質問であったかと思ひます。

公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金につきましては、水道事業会計が7万円、工業用水道事業会計が1,424万4,000円、簡易水道事業特別会計が1億4,445万5,000円、公共下水道事業特別会計が1億6,897万5,000円、それから、特定環境保全公共下水道事業特別会計が8,329万3,000円、農業集落排水事業特別会計が2,738万4,000円、合わせて4億3,842万1,000円となっております。

続きまして、一部事務組合等の地方債償還の財源のための負担金等につきましては、香南香美老人ホーム組合に対しまして2,846万5,000円、それから、香南清掃組合に対しまして306万7,000円、合わせて3,153万2,000円の繰り出しとなっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の会議は9月10日火曜日の午前9時から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

（午前10時32分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第4回

香美市議会定例会会議録（第2号）

令和元年9月10日 火曜日

令和元年（2019年）第4回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和元年9月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月10日火曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	萩野義和	1 1 番	山崎晃子
2 番	山口学	1 2 番	濱田百合子
3 番	久保和昭	1 3 番	山崎龍太郎
4 番	甲藤邦廣	1 4 番	大岸真弓
5 番	笹岡優	1 5 番	小松孝
6 番	森田雄介	1 6 番	依光美代子
7 番	利根健二	1 7 番	村田珠美
8 番	山本芳男	1 8 番	小松紀夫
9 番	爲近初男	1 9 番	島岡信彦
1 0 番	舟谷千幸	2 0 番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	福祉事務所長	中山 泰 仁
副 市 長	今 田 博 明	農 林 課 長	西 本 恭 久
総務課長兼選挙管理委員会書記長	川 田 学	農 林 課 参 事	澤 田 修 一
企画財政課長	佐 竹 教 人	商工観光課長	竹 崎 澄 人
会計管理者兼会計課長	森 安 伸	建 設 課 長	井 上 雅 之
管 財 課 長	秋 月 建 樹	建 設 課 参 事	奥 村 周 也
定住推進課長	中 山 繁 美	環境上下水道課長	明 石 満 雄
防災対策課長	一 圓 幹 生	《香北支所》	
市民保険課長	植 田 佐 智	支 所 長	前 田 哲 夫
健康介護支援課長	宗 石 こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	公 文 薫	支 所 長	近 藤 浩 伸
ふれあい交流センター所長	明 石 清 美		

【教育委員会部局】

教育振興課長	横 山 和 彦	教育次長兼学校給食センター所長	岡 本 博 章
生涯学習振興課長	黍 原 美 貴 子		

【消防部局】

消 防 長	寺 田 潔
-------	-------

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和元年（2019）第4回香美市議会定例会議事日程

（会期第9日目 日程第2号）

令和元年9月10日（火） 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 14番 大 岸 眞 弓
- ② 13番 山 崎 龍太郎
- ③ 11番 山 崎 晃 子
- ④ 17番 村 田 珠 美
- ⑤ 12番 濱 田 百合子
- ⑥ 10番 舟 谷 千 幸
- ⑦ 15番 小 松 孝
- ⑧ 6番 森 田 雄 介
- ⑨ 1番 萩 野 義 和
- ⑩ 16番 依 光 美代子
- ⑪ 19番 島 岡 信 彦
- ⑫ 7番 利 根 健 二
- ⑬ 5番 笹 岡 優

会議録署名議員

13番、山崎龍太郎君、14番、大岸眞弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしましたとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） おはようございます。14番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で一般質問を一問一答方式で行います。

まず、国保の問題からお伺いをいたします。

8月13日に市民の方々19名と市長、担当課長とで国保問題についての懇談が行われました。国保加入者は7月に届いた納付書を見て驚き、私の家のほうにも、事務所にも問い合わせがございました。また、市の窓口にも問い合わせや怒りの電話が何件かあったとお聞きをしております。懇談では、国保税が昨年より10万円以上上がった、所得は下がったのに国保税が上がった、払わないと言っているのではない、払えるようにしてもらいたいなどの切実な思いが語られました。市民は高い国保税に本当に困っています。

そこで、お聞きをします。①です。

市長は市民の声をどのように受けとめられたでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 大岸議員のお尋ねにお答えをしたいと思います。

国保に関しまして懇談会を開催をいたしまして、市民の皆さんから直接お話を伺いました。大変貴重な機会をいただいたというふうに考えております。

参加をいただいた高齢者の中には、ひとり暮らしにとりましては厳しい状況になっておるといことで、年金2カ月分の割り振りを1カ月ずつに割り振る、それについても困っておる状況にあるんだというお話もいただきましたし、事業者の方からは今息子に代がわりをしたと、夫の年金と自分の年金を合わせてやっとの生活だと、今度の値上げによって子供である息子さんが戸主として、負担が大変大きくなるのだというようなお話もいただきましたし、また、9期の支払いはできない、もう12回で月賦で支払いをしなきゃならない、そういう予定だと、娘の話を聞いているというような切実なお話を聞かせていただきました。

限られたスペースで19名の参加をいただいております。お話でございまして、まだまだいろんな事情を抱えた方々もおいでるんだらうというふうに思います。そうした中で、今回お話をいただいたことにつきましてはしっかりと受けとめて、一層こうしたお話の先にももっともっと厳しい方がおられるんだらうという想像力を上げて、今後の取り組みに生かしていかなきゃならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 市長から御答弁いただきまして、市民の困窮されておる状態は十分市長に伝わったと思いますし、また、ここに来ておられない方も厳しい状況の方がいらっしゃるのではないかとこのように受けとめていただきました。大変貴重な機会だったと私たちも思います。

そこで再質問ですが、市長、そのように市民の状況について実際生の声をお聞きになりまして、対応を考えるというふうに最後にはおっしゃっていただいたと思うのですが、今市でできる負担軽減対策の必要性、これについては必要と思われませんか、その点をお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 私の申し上げた中には、今後こうした値上げということについては本当にしっかり計算もして、資料も整えてやっていかなきゃならない。ただ、いただいた資料が十分でない場合もありますので、そうしたことにつきましては制度的な問題もあるように思いますので、国や県に対してもそういう点は改めて正してまいりたいというふうに考えております。

議員につきましては、今回のことに関してどのような対策ができるかという御質問だと思いますけれども、議員についてはこの後、そうしたことについても具体的にお聞きになられるというふうに思いますので、その中でお話を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 県の今回の資料のことをおっしゃっていただいたと思うんですが、そうしたことと別に対策としては、今私が質問に掲げております②から⑥までのことについて、市長としては積極的に取り組めるものは取り組んでいきたいというお考えですか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 全体でどうなんだというお話ですけども、できることはやらなきゃならないと、これはもう言われるとおりでと思いますが、しかし、厳しい状況にあることについては御承知だと思いますので、そのあたりは今後の答弁で明らかにしていきたいというふうに思います。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 厳しい状況というのは、市長は今、市の財政のこと、国保会計のことをおっしゃったと思いますが、市民もとても厳しいですので、今から質問いたしますことにつきましては、前向きな答弁をいただきたいと思います。

それでは、②に移ります。

国保税を支払うと、生活保護基準以下の所得となる世帯数をお聞きします。

これはさまざまなケースがありますので特定しないとわからないとは思ったのですが、

今から申し上げます事例は2015年の参議院の国会質疑で出ました計算です。高知市で夫30歳、給与収入が200万円、妻28歳で給与収入が60万円、子供10歳の3人家族で収入認定が205万2,720円、国保料が2割軽減対象では21万2,690円、国保料を引かれますと184万30円となりまして、この家族が生活保護を受けた場合の保護費が199万100円ということです。国保料の計算の仕方はそれぞれの市で違ってまいりますので、一律には言えないかと思えますけれども、高知市ではこういうふうになっておると。それでいきますと、国保料を払うと生活保護基準より15万円ほど安い収入で暮らさなければいけない。

介護保険にはこうした場合に、段階の低い保険料になる境界層措置というのがあります。国保にはそれがありません。ですので、払わなければなりませんけれども、生活保護基準より低い収入で暮らすようになります。これが生存権を脅かしているのではないかということで国会で問題になったのです。ことしは国保税が上がっておりますので、このような世帯が香美市でもあるのではないのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） おはようございます。大岸議員の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたとおり、国保加入者の世帯の状況はさまざまでございますので、その世帯構成とかに合わせてそれぞれに計算しなければなりませんので、ここで何世帯あるかということは、議員のおっしゃるとおり算出することができませんでした。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） そうだと思うのですが、それでは、例えば香美市のことしの国保の算出でモデルケースがありますね。これの世帯主の所得が180万円、妻25万円、子供2人で国保税が35万700円です。2割軽減の世帯なのですが国保税は35万700円。これでいきますと、恐らく生活保護費に満たない収入の可能性がありますが、予測はいかがでしょうか。また、検証が必要ではないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

あくまでもそちらに載せておるのはモデルケースでございますので、そのモデルケースに対して検証するというようなことはしておりません。ですが、個々に減免なり何なりということが必要であれば、当然先ほども2割軽減のケースでございましたけれども、その軽減もございまして減免が必要であれば、そうしたことも個々に検討させていただきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 法定軽減というのは均等割、平等割の部分だけですので、所得割にあればいいんですけれども、それでは、次の質問に移ります。

③です。

国保料・税の減免につきましては、均等割、平等割が区分に応じて7割、5割、2割軽減する法定軽減と、自治体独自に条例で定める申請減免があります。国保法第77条、これは地方税法によるものということでお聞きをしておりますけれども、減免申請の適用緩和ができないのでしょうか。3月議会でも私、同じ質問をしました。そうすると、課長は条例に沿ってやるとの答弁でした。例えば、どういう方を適用緩和にして加えるかという、具体的な話ですけれども先ほど紹介しました介護保険であれば境界層に匹敵する場合とか、あるいは、均等割で問題に今なっている子だくさんとか、家族に障害の方がいらっしゃる場合など、こういうところに広げて保険料の減免、独自策を講じることはできないのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

減免に関しましては、納税者個々の担税力のいかんによって判断すべきものと考えております。ですので、一律に所得が幾らであるかというようなことだけをもって画一的に減免基準を設けることは適当ではないと考えておりますので、個々の申請がありましたら、その状況を見て判断したいと思っております。減免の申請がありました場合には、その世帯の世帯状況等を十分に伺いました上で適否を決定しておりますし、今後も公平で公正な制度の運用に努めてまいりたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 申請があれば対応はしておるといことですけれども、その対応の範囲が現在ある条例の範囲でということですね。私の質問はそれを枠を広げることができないか、国保税が上がって払えないであろう方がたくさんふえている、今市長がおっしゃっていただいたように本当にお困りなわけですか。こういう方に対して市として独自にやっている自治体がありますので、できないかという質問です。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

現在の範囲を緩和して減免するとなりますと、その減免分に当たる部分をどこかが負担しなければなりませんので、それをどこに負担を求めるかというところも検討に入ります。その中には保険税のほうに転嫁されるケースもあるかと思っております。ですので、慎重に対応していきたいと思っております。ここで規則等で緩やかにするというような方法は、一律にはできないと思っております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） どこに財源を求めるか。今度政府が子供の均等割の廃止を一応は検討はしているんです。一番新しい資料によりますと、それは結局ほかの人への保険料に転嫁すると、そうすると本末転倒です。国保税を下げようと思っておりますので、それはもう一般会計から繰り入れるしか、市民の負担をなべて軽減する方法はないのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） その一般会計から繰り入れる場合にしても、国保税だけを考えるとやるわけにはまいりませんので、市全体の財政なり、使途を考えた上でやらなければならないものだと思います。

それと、法定外繰り入れをした場合、2020年度の保険者努力支援制度というのがあるんですけども、この中に一般会計からの法定外繰り入れをした場合にちょっとペナルティーが、今現在は法定外繰り入れがありませんので、ある程度ポイントをいただいておりますけれども、これがなくなるというようなことに今のところ制度がなっておりますものですから、そういった面も考え合わせて一般会計からの繰り入れが必要であるかどうかというところは、考えなければならないかと思っております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 保険者努力支援制度というのは、徴収率を上げるとか、ある意味市民を締め上げてくる交付金なんだと、そのたてりが、つくりがなっていると思います。

それから、この保険料の減免につきましては、3月議会でも申しましたけれども、国保運営方針の中でも保険料減免に充てるための繰り入れにつきましては、一般会計からのペナルティーの対象にはしないということですので、検討をお願いしたいです。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、いろんなことを考え合わせた上で検討してまいりたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ぜひいろんなケースを検討して、できるように考えていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。④です。

窓口負担の減免、これも第77条と同じようなことですが、第44条です。本市の条例では、災害や事業の停止、休業による収入の減少などありますが、厚生労働省は、収入がもともと少ない人への対策として、入院患者が世帯の中にいる、世帯の収入が生活保護基準以下、預貯金が生活保護基準の3カ月以下としておりますが、この対象を広げ、積極活用をしてください。医療機関のほうでも困っております。国がこの場合は半分の費用負担をしますので、より積極的にたくさんの方が減免が受けられるような対策をとっていただくように求めますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） こちらも要件の緩和というよりも、拡大で適用してもらいたいというような御意見だったかと思われまます。それでいうと、今一部負担金の減免につきましては、被保険者証を送付するときに同封しております国保のしおりに記載がございますけれども、周知のほうは国保のしおりをすべからく読み上げておられる

ような方はなかなかおられないかと思しますので、窓口等で窮状等を訴える方がおられまして、その中に該当するのではないかというような方がおられましたら、直接御案内するようにいたします。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今条例にありますその対象を、窓口負担の軽減対象というのが決められておりますけど、それを例えばよその市のように生活保護基準の1.5倍の収入だとか、そういうふうなことが考えられないかということです。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 先ほど③の答弁にも似通ってくるんですけども、この要件を緩和するとなりますと、こちらは特別調整交付金の算定外のケースに当たり、拡大した部分の減免分は何らかの形でこの費用を賄わなければなりません。先ほどと同じようにそれを一財で賄うのか、保険税に上乘せしてほかの方に負担していただくか、そういったところが検討の中で必要になってくるかと思えます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 特別調整交付金とか保険者努力支援制度とか、それも国保の財源の中に入っておりますので、それが少なくなれば困るとするのは市のほうはわかりますけれど、市民のほうはもっと困っているんです。何とか少しでも払いやすい国保税、それから、ぐあいの悪いときには何とか安心してかかれるような制度に一步でも近づけていただきたい、そういう意味で質問をしておりますので、ぜひこれは取り組んでいただきたいと思えます。ほかの課とも調整をして取り組んでいただきたい。

国保には国の定率負担、それから、県の調整交付金とか負担とか、さまざまな制度によるいろんな分担が決まっておりますけれども、市がここに出しているのは保険者支援制度の負担分全体の25%、それから、保険料軽減制度に市の負担を25%出しているだけです。市が国保会計に出しているのはこれだけなんです。ですので、市民がこんなに大ごとになっているときには、市としても制度の充実を図るという立場には立てないものでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） まず、先ほどの市が国保税を算定する際に入れる収入分のことを御説明いただきましたけれども、そもそも香美市が国保税で賄わなければならない大多数のところは事業費納付金であって、その事業費納付金を計算する際にもいろんな国からの負担金であるとか、そういったものが入っておりますので、必ずしも先ほどおっしゃったものだけで計算が成り立つものではないかとは考えております。その辺も含めていろいろ考え合わせた中で、検討していきたいと思えます。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次の質問に移ります。⑤です。

困窮世帯に対しまして9期の納期の緩和ができるでしょうか。1回分の支払いを幾ら

かでも安くして払いやすくしていただきたい。そして、そのことは滞納を食いとめることにもつながりますので、9期の納期の緩和ができるかどうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） こちらで特別な事情がある場合というふうに限らせてはいただくんですけれども、申請によりまして国保税の納期限を延長するような形、もしくは納付回数をふやすというようなことはできますので、現在もやっております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 現在もやっていると。そして、対応をまたこれからもしていくということですので、ぜひお願いをしたいと思います。

それで、こうしたことを市民の方は、今国保の納付書にいろいろ書いて送っているけれども読まない、この納期の緩和については周知がありますか、周知をしていただきたいんです。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 送っている文書を一言一句覚えているわけではございませんので、あったかないかというところはちょっとお答えできかねますけれども、減免に関しましては通知がありますので、その減免とかに関連して御相談があるものかと思っております。そのときにもし周知されていないのであれば、そのときに御説明もさせていただきたいと思っております。

今後もしそういったものの周知の仕方については、工夫が必要であるとは思いますが、いろんな情報をお届けしたいがためにいろんな文書が入ってっております。その辺もちょっと考えなければならぬと思っておりますので。もし何か御提案がございましたら、どうぞおっしゃっていただければと思います。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 提案と申しますのは丁寧に相談に乗ること、そして、この納期の緩和ができるということの周知を広くしていただくことです。

それでは、⑥の質問です。

国税徴収法では、税滞納者に対して差し押さえをする場合に、滞納者の事業継続、生活の維持を困難にするおそれがある財産の差し押さえを猶予し、または解除することができますと決められております。2017年3月の参議院予算委員会で、国税庁はその基準の具体的な金額につきまして、1カ月当たり納税者本人につき10万円、生計を一にする親族1人につき4万5,000円であることを明確に示しました。そしてその扱いは、国保税にも活用されることは重要であると、塩崎厚生労働大臣が答弁をしております。換価の猶予は加入者の申請による申請型と、市町村長の職権による制度がありますが、申請型換価の猶予は、納付期限から6カ月以内の滞納という制約があります。これが認められれば、差し押さえ処分の解除や延滞金などが減額、解除され、1年以内の分納が認められます。滞納者に対する換価の猶予を適用していただくように求めますが、

お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） 大岸議員の御質問にお答えいたします。

先ほど議員からもおっしゃっていただきましたように、換価の猶予制度は、直ちに滞納者の財産の換価をすることにより、その事業の継続もしくは生活の維持を困難にするおそれがある場合において、法令等に基づく一定の要件のもと、強制的な徴収手続を緩和するもので、職権によるものと申請によるものがあります。

滞納整理に当たりましては、画一的な取り扱いをすることなく、個々の具体的な実情に即して適切な対応をする必要があります、それを心がけて納税相談を行っておりますので、その中で必要と認められる場合は、換価の猶予の適用も考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 換価の猶予の適用も考えていただいているということで、実際に実例がございますか。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） お答えいたします。

今のところ、換価の猶予を適用した事例はございません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 納税者で御存じない方がほとんどかと思っておりますので、その点を窓口で丁寧に案内をしていただきたいと思います。

以上で国保の質問は終わります。

次に、2点目に公務員にマイナンバーカードということでお聞きをいたします。

①です。

政府が国、地方の全ての公務員に個人番号の記載されたマイナンバーカードを2019年度末までに取得させる方針であることがわかりました。骨太の方針におきまして、2022年度中にはほとんどの住民が番号カードを保有していることを想定し、普及を強力に推進するとしているそうですが、取得させる目的と公益性についてお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 大岸議員の御質問にお答えします。

公務員のマイナンバーカードを取得させる目的と公益性について回答させていただきます。

国は、令和3年3月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用を着実に進めるため、地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進するとしております。マイナンバーカードの健康保険証利用は、医療の質と利便性の向上を目

的としており、具体的には診療時における確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約などが挙げられております。このため、その目的は、国民の利便性の向上や行政の効率化、公正・公平な社会の実現を目指すものであり、多くの住民の利益の増進に寄与するものであると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 課長がおっしゃっていただきましたように、必要としている市民には利便性が高いですね、必要としていない人にとってどうか。このマイナンバーカードの名前ですけれども、これがそれを物語っていると思うのですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これでございますので、やはり行政の事務の効率化のため、健康保険にも広げるため、こういうふうに捉えます。この法律に基づいて発行される身分証明書の一つであるということですね。今余り普及をしていないのは、申しましたように、個人にとっては必要性や利便性が実感できない、また、紛失したときのことなどを考えるとやっぱり持ち歩く気になれない、情報漏えいや悪用される心配があるなどが理由として考えられるのではないのでしょうか。また、総務課の窓口の事務も、マイナンバーカード取得に関しまして随分煩雑になるのではないのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えをいたします。

マイナンバーカードは議員のおっしゃられるように、今のところメリットが少ないということで普及がされていないということで、国のほうがそのメリットができるだけ受けられるような対策を講じるということですので、今後は個々人の判断になりますけれども、取得される方がふえてくるのではないかと考えております。

また、今回の公務員の取得促進について、やはり新たな事務が発生はしますので多少は影響があるかと思いますが、一番影響があるとすれば、マイナンバーカードを発行する担当課が、殺到すると非常に影響が出てくるのではないかとすることはあります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 次に、②でお聞きをいたします。

本市でのマイナンバーカード取得勧奨の対象者は何名になりますか。公務員の扶養家族の分も含めて、全員にカード取得をとということですが、家族の分は誰が意思確認をするのでしょうか、お聞きをします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

6月末時点で組合員数は395名、被扶養者数は371名、合計766名となっております。そのうち既に取得されています63名を差し引いた703名が取得勧奨対象

者になります。

また、マイナンバーカードを取得する場合の家族の意思の確認につきましては、勧奨があったということを家族にお伝えいただき、それをもって各個人の自由意志に基づく判断により決定されることとなりますので、取得を希望される場合は個人ごとに申請をしていただくということになります。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 会計年度任用職員、まだ始まっておりませんが来年4月からですかね、この方々も対象ですか。もうその時点では終わっていますか、事務が。
- 議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。
- 総務課長（川田 学君） お答えします。

総務省からの地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進に係る依頼におきましては、各地方公共団体の職場において勤務する非常勤職員等で、共済組合の組合員でない方々に対しましても、この機会に合わせてオンライン申請による取得を勧奨するように依頼されております。このため、来年4月1日から制度が開始される会計年度任用職員につきましても、マイナンバーカード取得勧奨の対象であるという認識でおります。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 個々人が判断することというふうに課長がおっしゃっておりますので、このカード取得と採用とはリンクしませんね、確認をさせてください。
- 議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。
- 総務課長（川田 学君） このカード取得をするしないによって、採用には全く影響はございません。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 次に④の質問に移ります。

共済組合が各加入者の情報を使って、それぞれの氏名、住所などが印字された交付申請書を作成し、所属部署を通じて一斉に配付するとしています。これに係る事務費、カード取得費、委託費などはどこが負担するのでしょうか。

- 議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。
- 総務課長（川田 学君） お答えします。

今回のマイナンバーカードの一斉取得の推進に係る費用負担につきましては、県の市町村振興課に照会を行ったところ、高知県市町村職員共済組合が行う交付申請書の作成等に係る事務費につきましては、全国市町村職員共済組合連合会が負担することになっておりますということでした。カード取得費につきましては、初回は無料となっております。

ますので市が負担することになりますが、その経費は全額国庫補助金で賄われることになっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 共済組合連合会が事務費を負担するというのはちょっと何か納得がいかないのですが、共済組合というのは加入者の保険料で成り立っているのじゃないですか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

恐らくという言い方がいいのかどうかわかりませんが、今回の事務に係る経費については、通常の事業といいますか共済組合がやっていたものに追加した形の新たな事業ということで、それは全国の共済組合連合会が負担するというので依頼が来たものだと思います。恐らく、全国の共済組合連合会は国なり外郭団体なりから、補助なり、そういったものがあるのではないかと想像しているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 組合加入者がお願いをしてやるのだったら共済組合費から出るのわかるんです。今回お願いをしたものではなくて、国が主導してカード普及のためにやっていることですので、この費用の拠出につきましてはなお確認をしてください。

それでは、次に⑤の質問に移ります。

直属の部署で言われると断りにくいという面がどうしても発生すると思います。取得していない職員への勧奨は事実上の強制になるのではないのでしょうか、その点どういうふうにお考えですか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

一部新聞でも公務員のマイナンバーカードの取得義務化等の報道がなされておりますが、マイナンバーカードの取得は法律上の義務はありません。また、総務省からの通知もマイナンバーカードの一斉取得の推進に係る依頼となっており、あくまで勧奨であり強制ではないという見解が示されておりますので、そういうことで認識をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に⑥の質問ですけれども、今もう課長が半分以上お答えいただいたと思いますので、あくまでも香美市の取り扱いとしては強制はしない。それで、個々人の意思に任せる、そういう事務を行っていただくということで、それを確認していただいていいですか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

議員もおっしゃられましたように、これはあくまでこのマイナンバーカードの取得につきましても個々人の意思を尊重するものでありますので、各個人の自由意思に基づく判断に委ねられているという認識でおります。また、勧奨する場合には、そういったこともあわせて伝えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次、⑦の質問に移ります。

報道によりますと、内閣府が実施したマイナンバー制度に関する世論調査では、マイナンバーカードについて、取得しないし今後も取得の予定はないとする人が53%、その理由に、必要性を感じられない、身分証になるものはほかにもある、続いて、情報漏えいが心配という回答が続いております。2021年には健康保険証としても使え、お薬手帳としての機能も持たせるとのことです。個人ナンバーは年金や税の情報、場合によっては銀行口座とも結びつき、それに医療履歴が入り、スマホ決済とも連携させるポイント制度、こういうことになると、紛失したり、悪用されたときのことを考えると非常に不気味ですらあります。

窓口としては情報漏えい対策をどう考えているのでしょうか。カードの作成は庁舎内ではなくて委託ですね。情報漏えい対策についてどう考えられているか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

マイナンバーを用いて集積、集約された個人情報外部に漏えいするのではないかと国民の懸念に対しまして、マイナンバー制度を安心・安全に運用を行うために、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するため、厳格な安全対策が講じられております。

制度面では、①として、法律に規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しております。②としまして、第三者機関である個人情報保護委員会による監視・監督。③としまして、マイナンバー制度における罰則の強化。④としまして、マイナンバー確認と本人確認を義務づけ、なりすましの防止。⑤としまして、マイナポータルによる情報提供等記録の確認。

そして、システム面では、①としまして、個人情報を一元管理するのではなく、分散管理を実施する、②としまして、マイナンバーを直接用いず、専用の符号を用いた情報連携を実施する、③としまして、アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施する、④としまして、通信の暗号化を実施といった対策がとられております。

また、香美市特定個人情報の取扱いに関する管理規程におきましては、情報漏えい対策などマイナンバーの適正な取り扱いの確保のために必要な事項を定め、マイナンバー

を取り扱う職員に対しましても教育研修を実施し、マイナンバーの適正な取り扱いについて理解を深め、マイナンバーの保護に関する意識の高揚を図るための啓発を行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今るるおっしゃっていただきましたけれども、これが情報漏えいするんですよね、いつの間にか。いろんな事例が出ているじゃないですか。そういう対策はとるということですが。

高齢者とか認知症の方など、カードの管理に非常に不安があります。ですから、再三申し上げたように、自分にとって利点があるのかどうかは使う人が判断をし、持つかどうかは個人の選択に任せていただきたいです。さっきも答弁をいただきましたので、くれぐれも強制にならんように配慮を求めて、次の質問に移りたいと思います。

それでは、3点目に安全な学校給食をということでお聞きをいたします。

農林水産省の調査で、輸入小麦の9割以上で除草剤グリホサートが検出されているとのことです。それを裏づけるものとして資料①をごらんください。

1枚目の表につきましては、農林水産省が買い入れた輸入米・麦の残留農薬等を分析をしておりますが、結果一覧表の一部をコピーをしました。厚生労働省の発出の資料だったと思うのですが、これは輸入業者が厚生労働大臣登録の検査機関に依頼して、産地国で船に積む際に検査をしたものです。表を見ていただいたらわかりますが、除草剤グリホサートのほかにも、種類のところで虫とあるのは殺虫剤です。それから、菌とあるのは抗菌剤、殺鼠剤も含まれているものもあります。それから、調とあるのは植物成長調整剤、それから、抗とあるのは抗生物質ですね、こういうものが微量ですが含まれております。右の端の定量限界というのは、定量分析に際して検出できるぎりぎりの限界値まで出したということですが。

そして、めくっていただいて資料③を見ていただきますと、私たちのよく知る市場に出回っている商品からも検出をされております。国産小麦を原料とするものからは検出をされていないという結果が出ております。日本の小麦の自給率は2017年現在14.7%、輸入国は国が管理しておりまして、基本的に米国、カナダ、オーストラリアに限定をされているということです。

そして、後先になりますけれども、資料②のほうをごらんになってください。

平成29年に食品、添加物等の規格基準が改正をされまして、小麦のグリホサートの残留基準値が5ppmから一気に30ppmと変えられました。恐らくTPPに係る貿易交渉の中で基準が緩和されたものと思いますが、緩和の科学的根拠がわからず不安です。輸入先のアメリカ、カナダなどでは収穫前にグリホサートを散布するプレハーベスト処理が恒常的に行われておりまして、それが高い頻度で検出される原因とされております。日本の小麦栽培ではプレハーベストは認められておりません。グリホサートはラ

ウンドアップの主成分であり、国際がん研究機関から発がん性が指摘をされております。また、2019年8月6日、産科医の国際組織が15年の研究結果から、予防原則にのっとり、世界規模でのグリホサートの禁止を勧告したということです。諸説あるようですが、含まれていることは間違いなく、微量とはいえ体にいいものではありませんので、特に子供の摂取は避けたいと思います。

そこで、お聞きをいたします。

①、グリホサートの影響について、どのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育次長兼学校給食センター所長、岡本博章君。

○教育次長兼学校給食センター所長（岡本博章君） 大岸議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、市場に出回っている輸入小麦の多くからグリホサートが検出されています。グリホサートが人体や環境へ及ぼす影響については、各国の研究機関等において長期間議論がされていますが、結論については大きく見解が異なっていますので、人体等への影響は明確でないと認識しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今、食の欧米化で、家計調査では米よりもパンの支出がふえているとのことです。私は母親目線で、せめて学校給食においては心配のないパンを提供したいところです。

そこで、再質問ですが、県の学校給食会などはこのことについてどう考えているか、わかりますか。

○議長（比与森光俊君） 教育次長兼学校給食センター所長、岡本博章君。

○教育次長兼学校給食センター所長（岡本博章君） お答えします。

県の学校給食会では、グリホサートの件についての確認はとれていませんけれど、食の中で県内産米の販売の促進をしているということは聞いております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 県の学校給食会のほうも給食の地産地消を進めているという、地元産をできるだけ使うというのを推進はしているんですね。

それでは次、②の質問に移ります。

本市の学校給食で使われているパンはどこから仕入れているのでしょうか。また、国産小麦が使用されているかどうかわかりますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育次長兼学校給食センター所長、岡本博章君。

○教育次長兼学校給食センター所長（岡本博章君） お答えします。

本市の学校給食パンは、高知市と香南市のパン販売店の2社から仕入れています。パンの原料となる小麦粉の生産地につきましては、高知市のパン販売店では輸入小麦100%を使用しています。また、香南市のパン販売店では、パンの種類によって輸入小麦

80%から100%を使用しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 埼玉県や兵庫県などでは、国内産小麦でつくったパンを学校給食に使う取り組みをしております。特に埼玉県では、学校給食会の動きが非常に活発でして、学校給食会が給食のパンを開発しています。そして、もちろん地元産の小麦を使っている。それから、輸入した小麦を使うにしても、残留農薬が少ないものを選ぶなど取り組みが進められております。こうした例も踏まえまして、県の学校給食会に安心なパンを食べさせられる方策や支援について、働きかけることはできないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育次長兼学校給食センター所長、岡本博章君。

○教育次長兼学校給食センター所長（岡本博章君） お答えします。

本日は議員から安全・安心なパン、学校給食の質問がありましたことは、高知県の学校給食会のほうに報告しまして、今後どのような取り組みができるかをちょっと確認したいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に③の質問に移ります。

香美市ではおいしいお米がたくさんとれます。米飯の給食の数をふやすことはできないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育次長兼学校給食センター所長、岡本博章君。

○教育次長兼学校給食センター所長（岡本博章君） お答えします。

市内3カ所の学校給食センターでは、それぞれの栄養教諭が栄養バランスや季節に応じた献立内容で年間200日前後の給食を提供しており、主な給食は米飯給食です。なお、パン給食は毎月提供しておりまして、土佐山田給食センターでは二、三回、香北給食センターでは1回、物部給食センターでは2回程度です。また、パン給食は児童・生徒に人気の高い給食であることも考慮しつつ、今後の献立につきましては、栄養教諭の意見等を聞きながら協議、検討していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 次に、④の質問に移ります。

香美市の遊休農地を利用して小麦を生産し、学校給食のパンやパスタなどに活用できないでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 大岸議員の質問にお答えいたします。

遊休農地の解消、地産地消から考えると非常によい御提案ではございますが、作付面積が全国で3番目に少ないことからわかるように、高知県は小麦の栽培に適していないようです。

しかし、市内には小麦を栽培されている方がいらっしゃいます。作付面積が少なく、製粉工程を経てコストが高くなることが予想されますが、価格を考慮せず、学校給食センターの納品基準がクリアできれば、市内産小麦粉使用の可能性はあると考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） ⑤で聞くのですけれども、作付面積の問題がありますけれども、例えば小さい規模の学校から始めるとか、それから、どうしてもコスト高になるということで、こんなときに埼玉県为学校給食会の取り組みなどを見ておきますと、費用面でもやっぱりそこと相談できるとか、そういうのが地産地消を進める、安全なものを子供たちに食べさせるという活動をしております、高知県の学校給食会との連携で費用面なんかも解決できないか。また、子供たちの学校給食に使うんだが、小麦粉をつくってくれないかと相談したらつくる方もいらっしゃると思うんですね。そこらのネットワークをどうつくるかが問題にもなってくると思うのですが、これはぜひ地産地消を進めるということで担当課においてJAとか、そういうところと相談をして進めていただきたいと思います。

それでは、次に⑤の質問に移ります。

本市の学校給食で使われている地元産の食材は何々でしょうか。山田、香北、物部の各給食センター別にお聞きをいたします。食数もわかりましたらお聞きをします。

○議長（比与森光俊君） 教育次長兼学校給食センター所長、岡本博章君。

○教育次長兼学校給食センター所長（岡本博章君） お答えします。

一般質問資料として提出しておりますが、品目等についてちょっとお答えをさせていただきます。

市内3カ所の学校給食センターで使われている地元産の食材は、お配りしています資料のとおりであり、主なものを簡単に説明させていただきます。

まず、土佐山田給食センターでは、米、やっこねぎ、ニラ、シイタケ、タマネギ、ニンジン、オクラの7品目です。

次に、香北給食センターでは、米、カボチャ、トマト、ナス、ジャガイモ、生姜、ピーマン、大葉、やっこねぎ、ハウレンソウのほか56品目です。

物部給食センターでは、米、ピーマン、ネギ、サヤインゲン、カボチャ、シイタケ、ハウレンソウ、ニンジン、トマト、ジャガイモのほか19品目を使用しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） きちっと通告はしておりませんでしたので、お答えになれるようでしたら結構ですが、食数がわかりますか、それぞれの給食センターの、わからなければ結構ですけど。

○議長（比与森光俊君） 教育次長兼学校給食センター所長、岡本博章君。

○教育次長兼学校給食センター所長（岡本博章君） 申しわけございません。食数のほうは確認しておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 失礼しました。学校給食におきまして食材は教材です。出していた資料を見てみますと、香北給食センターが56品目、ここが断トツですね。本当に多様な地元産の食材が使われています。香北では以前スーパー食育の取り組みなどをしておりましたが、その影響もあるのでしょうか。見てみましたら、芋の茎とか、山菜とか、仏手カン、ユズのおいしさ、こういったものを子供のうちから学校給食で味わえるということは本当に幸せなことですし、最高の食教育だと思います。さっきも申しましたが、ぜひ小規模校からでも給食に使う小麦の生産ができないか、関係部署と連携をしていただくように求めますが、その検討を始めてもらえるかどうか、再度お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育次長兼学校給食センター所長、岡本博章君。

○教育次長兼学校給食センター所長（岡本博章君） お答えします。

スーパー食育については、平成26年度に国の補助事業をいただいて進めていきました事業でございまして、それは単年度の事業でありまして、平成27年度、28年度、29年度も取り組んでおりまして、楠目小学校、大栃小学校、大宮小学校と、それについては単独でこういうふうに進めてまいりましたので、今後におきましても食の安全・安心に関することについては、給食センターに取り入れて事業を進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に4点目の質問に移ります。

鏡野中学校の武道館及びプール等の施設について、お聞きをいたします。

鏡野中学校の新しくできたばかりの合築棟で、屋内に大量の水分というか結露が発生し、生徒が転倒して救急車で運ばれるということがありました。写真を学校からお借りしてきておりますので、スクリーンをごらんください。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。

（午前10時03分 休憩）

（午前10時04分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸です。

これちょっと見えづらいですけれども（スクリーンを示しながら説明）、この左の下は廊下です。それから、これが、右のブルーのほうが卓球台かな。それから、卓球場と卓球場の床、こういうふうに光っておりますけれども、これは電気の明かりじゃありませんでして水です。卓球場の床、卓球台、廊下、これなども外気温との差で霜がつくというより水浸しの状態です。光っているのは電気ではなく、さっき申しましたが水です。保護者の方が参観日に撮ったというスマホの写真では、まだ水たまりができておりました大変びっくりしました。校長先生は、廊下を拭いているとさざ波が立ったと言われていました。16万円するそうですが、卓球台も1台だめになり、なぜ屋内でこのようなことになるのか非常に驚き、これでは生徒たちも安心して部活に励めないと思ったことでした。

議会に対しましては、全員協議会でこのことに関する説明を受けました。高知工科大学の建築環境専門の先生にも見ていただいた結果によりますと、設計に瑕疵はない、運用の問題ではないかとのことでしたが、結露、これほどのことが予測不可能であったのか。また、建物の立地しているところはすり鉢状になっておりました、裏は山で木が生い茂り、風通しのいいところではありません。このような立地条件も勘案した建築であったかどうか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

合築棟の建設においては、設計に入る前段で設計事業者とは別の事業者による事前調査を行い、立地箇所や施設計画図等を基本構想として策定しております。その際も結露に関しては課題としては上がっておらず、今回のような比較的規模の大きな結露発生は予想できなかったと思われまます。また、立地条件についても勘案されたものと認識しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 立地条件からいくと恐らく湿度が高い、プールも1階にありますので、そういうことを考えると非常に湿度が高い、結露の問題も発生する。以前にも鏡野中学校も、それから、工科大学でもたくさんの結露が発生したという経過もありますので、それは勘案をされていないという、今課長、答弁でおっしゃったと思うのですが、それはそうですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

鏡野中学校の敷地、グラウンド等が、特別にほかと比べて湿度の高い土地であるというふうな認識は持っておりません。確かに山はありますけど、本当に標高差で20メートル弱ぐらいの小さな隆起でありまして、東西にも風も通りますので、グラウンドにつきましても、土の質も違いますが市民グラウンドよりははるかに乾きやすいような土

地にはなっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） また、後に続く質問ではっきりさせていきたいと思うのですが、11億円かけてのオーダーメイドですので、できるだけ外気温の影響を受けないつくりにはできなかったのか。結露の予測ができなかったらそれは無理かもしれませんが、説明を聞いてそう思うのが率直な私の感想です。

それから、運用面が問題というふうな検証結果があることをお聞きしましたけれども、最初に結露が発生するまでどんな換気を行っていたか、学校側に運用を聞いてみたい。そして、廊下以外から空気が入るよう北側の窓を少しあけるなどの工夫が必要、温度と湿度を見て今の空気の状況がわかれば外気を入れるべきかどうかその都度判断したほうがよい、こういった工科大の先生の所見が出ておりますけれども、最初にそのマニュアルが学校側にきちんと、建物管理者ですので伝えられていたか、それはどうですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

結露対策とかとしてのマニュアルと申しますか、そういう説明はしておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それになかったのでこういう結露の発生になっているということですね。大体コンクリートの建物は中に水分を含んでいるので、こういうことはあるということは聞きましたけれど、それはもうコンクリートの建物の宿命なのか、これまでに建てたものの経験から、何かそこも対策をしておくべきではなかったかと思うのですが、いかがですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 今まで建築のほうに携わったこともないので、私のほうとしても一般的にコンクリートの建物は建った当初結露が発生しやすいということは後からもお聞きしましたけれども、今回、合築棟ができた段階ではそこまでは考えておりませんでした。この6月は低温で、湿度の高い状況が続いたわけですね。若干冷夏ではないかと思わせるほど6月は気温が低かったため、学校からの報告でも、雨天時に必ず発生するわけではなく、前日に温度が下がり、当日高温多湿の状態です。一定量の雨が降った場合など、一定の気象条件がそろった際に発生しているというようなことでもあります。建築関係の専門家の田島先生がおっしゃるにも、気象庁の観測データを見たところ、結露が発生した日については気温と露天温度の差がほとんどない日であり、この卓球場に限らず温度が少しでも低いと、どこでも結露が発生しやすい気象状況であったということでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 気象条件のことはそれはあるでしょうけれど、毎年、毎年、ことしは異常気象と言っておりますね、昨今。そういうことも十分この建物を建てる上で加味されるべきではなかったのかと思うわけです。

次、②の質問に移ります。

目下のところ、その対策として、気象条件が悪かったら忙しい先生方が湿度と温度を見て、外気を入れるか入れないか判断して管理をして、モップ掛けや扇風機での対応に迫られます。卓球場は基本閉め切りですので、もうこういうときには結露が発生したら卓球ができない、それから、同じ階にプールがあるためにどうしても湿る。プールは後でも言いますが、声が反響し過ぎて、生徒に先生の指示が伝わらないとか、うる考えますのに、できてみて使ってみたら、学校教育施設としては本当に問題が多いのではないのでしょうか。基本構想の時点から教育現場の意見が反映されていたのか、また、教育委員会はどのような建築方針で臨まれたのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

立地箇所や建築計画図などの基本構想に当たりましては、平成25年度に合築棟の整備計画事前調査委託により、検討委員会にて協議を行いながら策定いたしました。検討委員会には学校長やPTA会長等にも加わっていただき、意見の集約を行っております。教育委員会としては、検討委員会での検討結果を尊重し、その施設整備の方針に示された候補地、集約化する施設、配置、規格などの整備案に基づいて整備を行っております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今回の合築棟の建築に当たりましては、最初の予算計上のときから単価の設定がおかしくて、事業の見直しを余儀なくされるなど、熊本地震もあつたりしまして設計変更もありました。大変もたつきながらだったわけですが、設計変更のときにはきちんと専門職の意見もお聞きになったのでしょうか。今思えば、これほどの事業は、プロジェクトチームを組んで基本設計の段階から建設課も入っていただいて、そして、今にして思いましたら、工科大学の専門家にも入っていただいていたら、こんなことにはならなかったのではないかと思います。いかがですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

必要に応じて技術職員の助言等もいただいておりますが、議員のおっしゃるとおり、規模の大きな建物、重要な建物については、プロジェクトチームをつくるなどの方法は考えていくべきではないかと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 建設課の助言もいただいたということですが、それはどういう助言だったのかわかりますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 担当のほうで必要に応じて助言をいただいたというふうに聞いておりますが、細かいことは私のほうで把握しておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 建設課長、どういう助言をされたか、御答弁いただけますか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

建設課としましては、特に外壁に面するコンクリート柱、柱及びスラブ、室内コンクリート露出部についてが、断熱材というか露出になっております。ここらもそうですが、露出になるとやはりコンクリートですので水分を含む、呼吸をするという形の中で、ある程度の結露があるのではないのかという助言をしております。

また、あわせて結露は多少なり絶対起こります。起こったときにそれを抜くドレーン溝、排水溝などの指示などをしております。また、特殊な材料を武道館、プール合築棟の場合使っています。後で現場の細工ができにくい、現場打ちではありませんので、工場でのプレキャストの部材になりますので、電源の配管など後で追加する場合などはどうかという提言はしておると聞いております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 今の建設課長の助言は基本設計等に生かされておりますか、課長。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

基本構想時点では、そのことは反映しておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 次に、③の質問に移ります。

結露対策はエアコンの設置しかないとの所見が出ております。また、中学校のほうでは、防具を着けて動く武道館にもエアコンが欲しいと言っております。熱中症対策としても、そして、緊急避難所としての機能も求められておりますことを考えますと、エアコンの設置が急がれるのではないのでしょうか、あるいは最初からつけておくべきだったと思うのですが。全員協議会の際の説明資料によりますと、設計時に「見積もり等を取った電気事業所に、どんな工事が必要で、どの程度費用がかかるかについて調べても

らうことにする。」と記述がありますが、結果はどうだったのでしょうか。どんな工事で費用はどれぐらいかかりますか。また、エアコン設置についての考え方をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

結露対策を最初に設計事業者に見ていただいた際ですが、原因は床下からではなく、室内の空気環境であることから、これは工科大の先生に見ていただく以前ですけれども、エアコン・除湿機設置の提案がありました。その金額等につきましては、手元にありませんけど、五、六百万円は必要になります。エアコンの設置か除湿機の設置かになります。

それと、先ほども申しましたとおり、工科大の先生が現地を確認しておりまして、まだ調査、分析の途中でありますので、対策などのアドバイスについては今後となりますが、相談の際には、運用面による改善ができるのではないかというお話を聞いておりますので、アドバイスをいただきながら対策していきたいと考えております。

なお、施設は今のところ緊急避難所には指定されておりません。剣道などの練習中における熱中症対策としてのエアコンの設置は、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 運用で何とかするのは結露対策のことですよね。熱中症対策とか、それから、今緊急避難所に指定されていないというふうに課長おっしゃったんですが、昨日、防災対策課で確かめましたら、指定緊急避難所になっているということなんですけど、その辺いかがですか。防災対策課長、わかりますか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） お答えいたします。

現在のところ、今御質問になっております武道館とかプールの施設については、緊急の指定避難所となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） きのう担当課で確かめたばかりですので、どうなっているのか。でも、あそこの水も緊急避難というか、防災対策として水槽も使われますね、プールの。それから、何かのときには緊急に避難をしてこられるということは考えられるのではないのでしょうか。それは基本構想の中にもそういうことが書かれておりました。そして、運用面で何とかするならそれでいきたいということですが、結露対策だけでなく、熱中症対策としても考えていかなければならないと思うのです。エアコンの設置についてはどうですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 熱中症対策についての武道場のエアコンということでございますけれども、この点につきましてはまだ学校からの要望も上がってきておりませんし、武道場にエアコンを設置するというところは、今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 指定避難所ですと、体育館なんかの施設に起債充当率100%、うち元利償還金の7割が交付税措置される総務省の緊急防災・減災事業債があります。これを提案しようと思っていたのですが、ここが指定避難所になるかならないかはどこでどう決めるのでしょうか。もしそれが決まりましたら、地形上問題があるかもしれないけれども、東日本大震災から創設されましたこの緊急防災・減災事業債がまだ使えますので、実質的な市の負担が3割で済むんではないかと思ったのですが、指定避難所に指定するかどうかがどこでどういうふうになりますか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 土砂災害の危険なところになっておりまして、土砂災害防止法に伴う崖地等の調査につきまして、今現在、高知県が土砂災害特別警戒区域の指定を行うための現地調査を行っておりまして、基礎調査を今年度末までに完了する見込みであります。

なお、土砂災害特別警戒区域の公示が来年度以降になるとのことです。その結果を見まして、避難所に指定するかどうか検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） エアコンはつけるべきということを申し上げまして、次の④の質問に移ります。

ことは梅雨入りが遅くて、6月初旬は気温の低い日が続きました。学校訪問の折にプールの水温が気になりまして聞きますと、水温の上まらない状態で水泳の授業があったと聞きます。水温は文科省の水温管理の目安によれば、23度以上が望ましいとされております。体育の先生によりますと、室温、水温を合わせて50度は必要とのことですが、今はもうさすがにこの気温ですと大丈夫と思いますが、こういう授業が始まる時期、6月、7月、快適な温度は保たれているとお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今年度の水温については、水泳実施初日の6月19日のみが23度を下回ってございましたが、20日以降は水泳指導に適切とされる23度以上を確保しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 水泳の授業開始が6月19日ですか、その前から使っていたというふうに聞いておりますけれども。私、6月4日の学校訪問のときに、水温が大丈夫かというふうに聞いたときに、たしか19度と言っていたと思います。もうプール開きをした後だったんですが、それ以降、じゃあ先生方のほうで水温をつけてみますということをつけておられますが、これについては見ておりますか。私の手元にちょっとありまして、水温が6月19日に21度、あと23度、7月、8月に比較的24度となっておりますけれども、ただ室温が低いんです、合わせて50度に満たない。こういう状態ですと、授業で40分水に入っていることがもたないと、特に女子はつらいのではないかと先生は言うておられました。最初の設計等の説明では、水温は他校の例からも心配ないと、水泳部は5月から10月まで泳げるとのことでしたが、どうも無理のようです。泳げる日が限られるのではないのでしょうか、この点いかがですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

室温と水温合わせて50度という話もあります。45度という説もあります、50度という説もございまして、基本的に23度を上回っておれば、水泳の指導に適しておるといふ数字になります。

それと、水泳指導の始まりは6月19日と聞いておりますが、あとはもうずっと23度を超しておりまして、7月に入ったら26度とか28度とかいう日もございまして。ことしは6月が特に気温が低かったということもあろうかと思いますが、基本的には水泳の授業には十分対応できると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 次の質問に移りますが、⑤で、その件に関しましてですが。

鏡野中学校の1年生の男の子ですが聞きました。この子はよく日ノ御子の河川公園にみんなで泳ぎに行くと言っておりますが、プールの水は川の水より冷たい、部屋は風が吹き込むから寒いと言っていました。ほかにも寒いという声を聞いております。梅雨入りも遅かったのでことしは余計かもしれませんが。

そこで全員協議会の説明で思いますのは、太陽光を取り込むように設計をしており、授業で使用する6・7月だけでなく、水泳部は5月から10月まで練習が可能となる。これについては一律にはくくれない、多少そうじゃない日もあるというのはそれは気象条件ですのでわかりますが、5月から10月まで泳ぐのは無理と学校側は言うておられました。

そこで、⑤の質問ですが、維持管理費の観点から、温水プールをやめた時点でなぜ屋根をもう少し採光しやすい形状のものに変更されなかったのか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

プールの屋根につきましては、高さを2階の屋根部分まで上げ、東西方向は大部分ガラス張りにして、可能な限り多くの太陽光を取り込むことができるよう、広い空間を確保する設計となっていますので、改めて構造の見直しなどは行っていません。ガラス面が広いのでプール内は明るく、採光のバランスはよいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 来年以降の運用も見てみたいと思うのですが、ガラス張りにしてこれで大丈夫と行ってできたのが、ことしが特に気温が低かったといえればそれまでかもしれませんけれど、寒いプールということになっていると、結果的に使ってみたらそういうことだと思います。

そしたら、次に⑥の質問に移ります。

水泳指導の先生からの指摘です。背泳のときに目印にして泳ぐ背泳標識ポールとフラッグがないとのこと。競泳の練習に必要なものだと思いますので、早急につけてもらいたいと言っておりますので早急な対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

背泳ぎ用標識につきましては、公式競技会または公認競技会に使用する目的で、日本水泳連盟の公認プールとして公認を受けるためには設置が必要となりますが、体育の授業が主目的の学校プールとしては必要とされておりませんので、現時点では設置を考えておりませんが、どうしても学校のほうがこれは必要だ、競技するために必要だということであれば、また学校と協議をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 水泳部の子供さんたちは、記録を伸ばすために背泳等の練習もすると思うんです。公式の試合場に行ったらそれがあるわけです。ですので、これを見てきちんと練習をするということがとても大事ですと、学校の水泳の指導の先生はそう言っておりますので、つけていただきたいということです。いかがですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

構想の段階で水泳の先生もかかわっていただいておりますけれども、そのときはこういった話がありませんでしたのでつけておりませんが、この点につきましては学校と話し合ってみたく思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、⑦の質問に移ります。

今後も消防庁舎香北分署や児童クラブの建設計画があります。美術館の収蔵庫も今話
がとまっておりますけども、建設が待ち望まれております。建物を計画する段階から、
本当に今回のことを見て思いますのは、使う市民の意見をまず手前によく聞くこと、そ
して、何より建築チームの中に技術職員が見積もり、設計発注の段階から入ること。工
科大学が近いですので、専門の先生にも相談しながら、教育委員会部局だけで事を決め
ないこと、教育委員会に関する施設はこういう事が要ると思いますが、それがまた今後
の再発防止策になると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほどプロジェクトチームのお話もありましたけれども、重要な施設の建築に当たっ
ては構想段階から技術担当者や専門家を配置するなど、組織体制づくりも必要ではない
かと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） これは庁舎内の人事の問題、人員配置の問題にもかかわっ
てきますので、市長、この件に関しましてどういうふうにお考えでしょうか。チームを
組んで、技術職も十分にその中に入っていったという状態がつかれますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

市役所の庁舎でありますとか消防庁舎などについては、そこに働く人に大きくかかわ
っていただくということが大事だと思います。その際にも消防庁舎にしても、あるいは、
市役所庁舎にしても外部からもおいでますし、より使いやすい施設になるということは
大事なことだと思います。この間も建て上がってからさまざまなところ、それこそい
ろいろな案内施設についても変わってきたりとかしております。それだけに使う方の声
をしっかりと聞くということが、もうこれは基本だというふうに思います。そういう形で
今できているのは図書館だというふうに思っておりますので、やはり我々としては今後
はしっかりと住民の皆さん、利用される方、子供たちにも聞くということも、今後は大
切にしていくことだというふうに思います。

あわせて、市内にあるさまざまな能力を持っておられる方の協力を得て、限られた財
源の中でやっているわけでありますから、より賢明な選択をしていくということでは、
最大そういう能力を活用していくということになろうかと思っております。その際には人事も
あろうかと思っておりますけれども、横の協力というものは組織の中でもできるわけでありま
すし、協力するということが現場からは声が上がっておりますので、そういうことを生
かしていくようにしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この件に関しましては、議会での審査のあり方がどうであ

ったかということも含めまして、私も今回のことは教訓としたいと思っております。

それでは、最後、5点目の再生可能エネルギー…。

- 議長（比与森光俊君） 10時45分まで休憩します。
(午前10時35分 休憩)
(午前10時45分 再開)

- 議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

14番、大岸眞弓さん。

- 14番（大岸眞弓君） それでは、次に5点目の再生可能エネルギー開発に関する条例について質問をいたします。

昨年6月議会で、再生可能エネルギーに係る条例の整備を求める私の質問に対して前任の課長は、国の法律もあり、国・県のガイドラインもあるので、直ちに条例を制定するというふうには考えていない。ただ、土佐清水市、須崎市は条例化をしているので参考にしたい。今回の件、この場合は梅の久保のときに私はこの質問をしたのですが、参考にしたいというふうに課長が申しまして、続けて、今回の件について感じていることは、地域と行政、支所、本課との連絡体制、情報共有がもう少し早くできておれば早い対応ができたのではないかと述べておられます。

そして、同年の12月定例会におきまして、今度は宮ノ口のため池の上に大規模なソーラー開発計画が持ち上がった問題で、再度条例制定の必要性について質問をしましたところ、前課長の答弁は、現在環境省において、太陽光発電システムについても環境影響評価法の対象とすべく検討が行われており、その内容も踏まえて条例制定に向けて検討を進めてまいりたい。また、条例の必要性は十分認識しているとはっきり答弁をしております。課長が退職間際ではありましたが、しっかり後任の課長への引き継ぎを求めたのに対し、在職中にできる限りのことをして引き継ぎをしていきたいと明言がありました。課長、引き継ぎはあったのでしょうか。それがことしの6月定例会での課長の答弁は、国の法整備を待ちたい、実効ある条例は難しいと後退をしました。議場での答弁がなぜ簡単に覆るのか、とても納得できません。

そこで、まず①でお聞きをいたします

この間、地域の実情を訴え、条例の必要性を述べてきました。できるだけ聞き取り調査や研究もしまして、丁寧な質問に心がけたつもりです。再生可能エネルギー推進を否定するものではありませんが、業者がおざなりな説明で事を進めようとするれば、少ない情報の中で住民は右往左往するしかありません。そんなとき住民の不安を取り除くのは基礎的自治体の職員の役割と思いますが、この認識がおありかどうかお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

文書による引き継ぎは承っております。ただ、実情としまして進んでいないのが現状であります。再生可能エネルギー開発に係る国の許認可制度に伴う数々の懸念や危惧等の住民不安への対応に関しまして、当課の現体制では万全な対応は現状不可能であると考えています。

今後におきまして、県の協力を仰ぎ、事業者への助言等により、市への事前相談を含めたものを行っていただくように県にお願いしております。また、早期の情報収集に努めるとともに、個々の案件につきまして関係各課及び県担当課等の専門部署にいち早く助言、協力等を求めることによって、役割に対応していきたいと今後考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） それでは、次に②の質問に移ります。

北海道稚内市では、平成29年に稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例を制定しています。地元の議員さんに私、電話をしまして、条例制定に至った経過を聞きました。やはり香美市と同じようなことで、ソーラーか風力かの違いはありますけれども、土地を手放した地権者と付近の住民の間にいさかいが起き、また業者による地元への説明が不十分なまま事を進めようとしたとか、大変混乱が起きたとのことでした。それで、ガイドラインもつくってはありましたけれども、新たに平成29年に条例化に至ったというふうに聞いております。

稚内市の条例は、課長ひいて調べていただいていると思いますけれども、「稚内市における小型風力発電設備等の設置及び運用に関し必要な基準を定めることにより、事故等の発生を防止し、もって再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、市民の安全と安心及び地域の安全の確保並びに生活環境の保全を行うことを目的とする。」。この目的で条例をつくっております。そして、各条文ごとに設置場所の規定、それから、騒音、低周波対策、風車の羽の回転に伴う日影対策、電波障害などを事業者に求め、不適切な状態にある場合は市長が助言、指導、勧告、是正の命令ができるなどの規定を設けております。施行規則もございます。また、事業者は計画の段階で市長、近隣住民、土地所有者、関係公的機関に事業の説明を行わなければならないなど具体的に示され、施行規則も定められております。これは上位法とも矛盾しない条例、実効性のある条例だと思います。検討する上で参考になると思いますが、この条例に対する所見と取り組む姿勢をお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

稚内市におきましては、風力発電に適した地形等により、制度当初からガイドライン等を作成し、精力的に再生可能エネルギーの利用を行ってきた市であります。既に市と

して120%の自給率になっており全国でも先進的な事例ではありますが、今回の御質問の関係ですが、稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例は、住宅地等でも設置できる小型のものへの設置及び運用の基準を制定しているものであります。太陽光発電と異なり、そのもの自体が運転時の騒音、日照、電波障害が直接的に周辺住民に影響することへ対応するものであると認識しております。条例等に対して参考でということではありますが、今後その他案件等も含め、調査、研究等に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 引き継ぎを受けたけれども、体制の問題もあり実情としては進んでいないということでしたので、これは風力ですので、基本的にソーラーとは違うんですけども、地域で起こることは一緒なんです。私はその対策を求めています。それですので研究をして進めていただきたい、条例化をぜひお願いしたいと思うところです。よろしいですか、課長。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 県の新エネルギー推進課との協議、助言等をいただきながら、また今後も引き続き案件の検討を続けていきたいとは思っております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 本当に環境上下水道課ということで、業務も多端だと思いますけれども、ぜひこういう問題はまた香美市内で起こる可能性はありますので、早く整備をしていきただきたいと思います。していただくということですので、この程度にとどめておきたいと思います。

それでは、③です。

国見山周辺における大規模な風力発電事業の概要と進捗状況をお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

資料をお配りしておりますが、資料の内容のとおり、資料の左側になります。

土佐町、本山町、大豊町、南国市、香美市の市町境の稜線に沿って、風力発電機、定格出力2,300キロワット、現在予定であります22基程度、合計、最大5万600キロワットの設置計画であります。現在のところ環境影響評価手続についての縦覧をし、年内に経済産業大臣勧告が出される見込みであり、環境調査や概略設計にも着手の予定です。さらに再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度の適用を受けるために、年内に事業計画認定の申請を行う予定で、並行して地権者協議や電力系統接続に係る手続を行っている現状です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） この縦覧が行われていることを私は承知していなかったのですが、そうすると、環境アセスメントはもう終わったということですか、まだ終わっていない、あとどれくらい。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

アセスメントに関しては今からになっております。事業をやるやらんに関しましても、アセスメントの調査結果及び作業用道路等の条件等を考慮しての話になるとは思いますが、アセスメントに関してはこれからであります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 香美市に対しましては、何か事業者から事業計画の説明とかあっておりますか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

事業計画書が当初出されておまして、その後、表の右側にあります手続に沿って事業を進めている状況であります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 最後の質問に移ります。④です。

5月の議会報告会で、私たちの担当した班が繁藤地域に伺いましたときに、この風力発電の計画についてとても不安の声がございました。事業者による住民説明会が行われているかどうか、まだですか、アセスメントが終わった後ということになりますか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

地元へのアセスメントの説明会につきましては、令和元年7月13日土曜日に香美市繁藤地区コミュニティセンターにおいて、概要及び環境影響評価方法書等に関する説明会が行われております。そういう地元への説明は事業者のほうが行っていくというふう聞いております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 大変規模が大きいですので、この前の宮ノ口のソーラーのような規模では全然ないし、他市町村にもまたがっておりますので、どういう流れになるかというのはちょっと今聞いただけでわからないのですが、くれぐれも住民の方が不安を感じているときは丁寧に対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

この件に関しましては、繁藤出張所の所長にも協力していただき、会場の段取りとかいろいろその他に向けて、また、説明会に関しては僕のほうも出席させていただき、現状等の把握、地域の皆さんの考え方、状況等も把握していきたいと思って説明会に参加させていただきました。実際、地域にメリットがあることがあれば有用でありますので、ぜひ進めていきたいと思いますが、中に懸念される事項等もいろいろありまして、そこら辺の対応につきましては、事業者のほうから今後調査を行った内容等につきましてしっかり評価を行い、住民の皆さんに対応していくということを現場で伺っておりますので、今後見守っていききたいと思っております。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 14番、大岸眞弓さん。
- 14番（大岸眞弓君） 以上で私の質問を終わります。
- 議長（比与森光俊君） 大岸眞弓さんの質問が終わりました。

次に、13番、山崎龍太郎君。

- 13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、住宅リフォーム補助金制度についてであります。

この時期の定番の質問になってしまいました。これまで制度の普及、補助の対象、市民ニーズの把握、予算額、他市の状況など、さまざまな角度から質問させていただいたところであります。今回は制度の継続を願う立場から、資料等も示しながら質問をするところです。

最初に、昨年度、本年度における申し込み件数、利用件数、補助額、施工金額、予定も含みますけれども、これについてお尋ねします。

なお、私どもが制度実施状況として、制度開始からの実績等について参考資料1を示しておりますので、それも踏まえましてお答えを願います。

- 議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。
- 企画財政課長（佐竹教人君） 山崎龍太郎議員の御質問にお答えをいたします。

平成30年度の実績は、申し込み件数32件、利用件数30件、補助額464万4,000円、施工金額3,287万8,765円となっております。本年度の状況は、申し込み件数が31件、利用件数29件、補助額500万円、施工金額は3,183万3,548円の見込みとなっております。

- 議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 申し込みですが、500万円の予算枠で去年は夏ぐらいにはもう申し込みが超過されて、あとはキャンセル待ちと、ことしはホームページではもう5月10日の時点でキャンセル待ちの状況やったというふうに思いますけど、結構早い時期の申し込み受け付け終了ということでもありますけれども、実際その後の問い合わせ等も踏まえて32件で打ち切っているんですけど、問い合わせ等も踏まえてあった

のかどうか、そこら辺をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 締め切り後の問い合わせもありまして、現在キャンセル待ちの方が5人いらっしゃいます。そうした状況となっております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 少し関連して、ことし、昨年で工事はどういう種類の工事が多かったのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

本年度の申し込みによりますと、外装のリフォームの方が45%、内装の方が40%、設備関係が15%というふうになっております。平成30年度の実績に関しましては、外装が56%、内装が21%、設備関係が23%となっております。

外装に関しましては、屋根や壁の塗装、瓦のふきかえ、内装に関しましては、床やフローリング、壁の張りかえ、設備に関しましては、キッチン・トイレ・浴室周りの改修が主なものとなっております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

制度が始まったころは、所管は政策企画財政課でありました。当時の課長は、本来は事業課、建設課等が受け持つのが適当であろうが、なかなか難しくてということでありました。他市等では事業課が担当して、成果品の最終チェックなども行っているところですが、また、本来事業のヒアリング等を行う企画財政課がこの事務を行い続けたのは何か理由があるのか、別の所管に移すなどの議論はなかったのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

リフォーム補助金につきましては、定住促進、地域経済の活性化及び市民の生活環境の向上を図る複合的な目的で実施してきておりまして、中でも地域経済の活性化に重点を置いた施策でありますことから、これまで事業課等での実施については検討しておりませんでした。

なお、補助金制度創設当時は、事業内容等について他課との調整は一定あったものと思われまます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

機会あるごとにこの質問はさせてもらってきたところではありますが、これまでの質問に対し答弁では、経済的な効果も検証を行ってきたし、令和2年度以降についても事業効果を検証した上で、財政状況も踏まえ検討するとのことでありました。しかしながら、いかなる検証がなされているのか、経過等もわかりませんので、今回私なりに高知県産

業連関表の高知県経済波及効果簡易分析ツールを用い、香美市住宅リフォームの経済波及効果を数字化してみました。担当課長には、制度開始2012年から2019年度までの分析結果をお渡ししております。また、皆さん方には2017年度の経済波及効果、税収効果について、参考資料2、3、3のほうはグラフだけですが、これをお示ししております。同様の分析は他市等でも行っているところです。県経済への波及でありますので、香美市にとってどうなのかという点では、担当課長に逆にレクチャーいただかねばならないと思っているところでもありますが、基礎資料としては活用できると考えております。

資料2をごらんください。2017年度の結果であります。少し文言を説明させていただきます。

補助額を一番上に、この年は720万5,000円ということで入れまして、需要額、これは施工金額であります5,132万3,500円ということで、その中から移入額を差し引いた部分、4,961万2,954円が直接効果ということで下の表に行きます。直接効果とは、消費や投資などの最終需要により生じる最初の生産増加額であります。そして、間接一次効果とは新たな生産、直接効果により生じた原材料の投入によって、県内各産業部門で誘発された生産額、直接効果と間接一次効果と合わせて第一次波及効果ともいいます。間接二次効果とは、第一次波及効果、直接効果及び間接一次効果に伴って発生した雇用者所得が新たな消費需要、民間消費支出に回り、それにより誘発された生産額、間接二次効果を第二次波及効果ともいうわけです。これをトータルして総合効果ということです。これが合計の欄に載って7,845万4,324円という数字が出てきます。この中で表を見てもらったら、数字はすぐはじき出していただけますので、補助額に対する比率、20%補助ですので、実際720万円に対してどれだけの経済波及効果があったというのは、10.89倍の経済波及効果があったという推計が出ております。また、税収効果については下の表にありますように260万6,190円が県税、市町村税、合わせて出ているということで、補助額に対する比率は0.36倍であるということでもあります。これは2017年度だけではありますが、数字的には上下している年がございました。この分析結果についての見解をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

お示しいたきました高知県産業連関表に基づく経済波及効果分析ツールを用いることによりまして、県内の経済波及効果を分析できるようになっております。これによりまして、リフォーム補助金事業による経済波及効果は生産誘発倍率1.53となっております。全体として一定の経済波及効果があると認められます。ただし、この経済波及効果は県全体のもので市町村別の計算はできず、また、その効果があらわれる期間も計算できないことになっております。このため、税収効果につきましても本市単独分としては算出されておきませんが、お示しいただいた資料からは一定の経済波及効果は得られて

いるものと考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ただ他市等の表を見てみますと、市の経済波及効果があるということで、この県のツールを使ってやっているという例もありましたので、それをイコール市に対しての経済波及効果というふうな捉え方をしているところもありました。確かに課長の言うとおりでないと思います。香美市の部分はどうなのか、この市町村の税収効果がどうなのかということについては推計の推計になるということはありませんが、波及効果はあるという認識のことはおっしゃっていただきましたので。

関連して、2017年度163万2,000円のうち香美市の税収効果はどうか、また、香美市の経済波及も高いとは考えます。なぜなら、私は地元業者が仕事を受けリフォームするに当たり、建築資材等も先ほど言ったら最初の答弁で外装とか内装とか、結構な率が多いということで屋根なんかもあると。この資材調達には香美市の業者で賄えるんですわね、瓦屋さんやったら香美市内は業者がおられる。そして、建築資材関係やったらこれも香美市で大きく商っている業者さんもおられます。そういうことを考えるときに、地元業者の供給が多いと考えるし、消費需要も高いと考えます。間接一次効果、間接二次効果も県内中心というより香美市の比重が高いと考えますが、そこら辺について課長はどのような認識をお持ちなのか。地域の実態もわかっていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お示しした資料の間接一次効果のところは原材料需要に係る誘発部分に主になっているかと思えますけれども、県全体でも移入率、つまり県内での生産部分を46%というふうに見込んでおります。議員が独自にお調べいただいた中ではもっと多いのではないかというお話もありましたけど、押しなべてこの業種の市内調達率というのは、県よりもやはり低いというふうに考えるべきだというふうに考えていまして、ここは実際に業者の仕入れ等調べてみないといけない部分ではあります。県の指標より若干低いレベルではないかというふうには推定をしているところです。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 少し全体的な数値を示しますが、全体の経済波及効果、制度が始まってから7億2,721万1,000円ということで、補助に対しての比率が11.06倍、補助額全体は6,570万円ぐらいであったと思いますが、実際2012年から2019年の税収効果は全体で2,420万円、市町村分で1,513万円ということで、県全体で36.8%、市で23.1%というふうな、制度が始まってから今回最後までいっていませんけど、令和元年度は、その結果は出ていませんが、推計ではそういうふうになっています。実際、そういう数値を見たときに、決算状況等も見つたときに、この間若干市税等の収入もふえているというふうな現状もありますが、それがどこまで影響があるのかというのはそれは推測の範囲を出ませんが、私は市民税の増収に制度の

効果があると。最初は若干課長も答えられたんですが、再度聞くんですけども、この認識は共有できるのかという点についてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） このリフォーム補助金に限らず一定の行政による財政支出というものは、市町村民税にはね返ってくるということは共有できるというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 限らずということですが、もちろんそうでなければ制度の意味がないということになると思いますが、その効果はより高い制度であるということとを申し上げて、④に移ります。

昨年質問で、社会資本整備総合交付金、この交付金はいろいろな分野で使える自由度の高い補助金でありますけども、これを財源として取り組んでいる自治体もあるが、研究してはとの答弁で、本年度検討するというふうなお答えもいただいているところですが、どのように検討したのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 本年度も当該事業について、担当のほうで確認をしたところ、交付対象事業の要件に合わないために、社会資本整備総合交付金は活用できないというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 何の要件に合わないのか、具体的に。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） まず、住宅市街地整備計画とか既成市街地の住環境の創出、美しい景観の形成などの係る住宅市街地総合整備事業等を区画整理的で大規模な事業を伴う部分で、当該事業のリフォームといった部分がメニュー化されております。この部分については、さらに空き家対策総合支援対策事業等のメニューもございますが、現状で極めて大がかりなものであり、当該補助事業の財源としては難しいというふうに判断をいたしました。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それは市の見解ということですが、この制度を使ってやっているとあるところがあるので、そこは見解が違うからということで市の見解として受けとめておきますが、本年度の当初でもこの交付金は7,500万円予算化されているし、平成29年度決算でも8,500万円の実績があるということで、私の発想では、そういう税収で一定満たされている、投資しておいて30%、40%という税収効果の中で市に対して2割でもあるんやったら、あとの部分にこの交付金を充てたらというふうな発想をしてお伺いしたんですが、この発想は私どもの考え方ですので、市の考え方がどうなのかということは置いておきます。

次に移ります。⑤です。

過去リフォームを実施された市民にアンケートもとり、喜ばれている施策との評価をもらっているのは担当課としては承知しているところと思いますが。ただ、担当課としてこの間、事業効果の検証は行うといった答弁をもらっていますが、いかに行ったのか、その点についてお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

具体的に事業効果を検証するためには、施工業者の仕入れ状況を調査する必要がありますが、時間と費用がかかるため効率的な分析ツールを使っております。環境省の地域経済循環分析ツール等によりますと、本市の建設業の消費や投資の増加が全産業に与える影響の強さを示す影響力係数は、1.05と本市では平均的な水準でございまして、生産波及効果は1.2程度となっております。この結果、当該事業の本市での経済波及効果は、先ほどお示しいただきました県域での1.53に対し、1.2程度と低く見積もっております。

また、本年度の補助金交付対象者に対するアンケートによりますと、当該補助金の存在、活用が実際のリフォームに結びついている、またはこの補助金により施工業者を市内業者に変更したケースは19人中4人となっております。結果、78%の方は当該補助金の有無にかかわらず、地元業者により住宅リフォームを実施したというふうに考えられます。検証は主に本年度に入ってから行い、現時点で以上のような検証結果となっております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 数字資料として環境省のツールを使って調べられたということではありますが、今までそういう話は初めて聞いたんですわね、実際、何か質問に応じて一生懸命調べたような感が否めないんですが。実際そういうことを調べたんやったら、私どもやっぱりそれに対してまた逆に提案することもあったのかとも思いますが。

それはそれとしまして、否定的な部分の答弁があったので、それじゃあ、ちょっとおさまり切れないなというふうなところもありまして聞くんですけど、現実問題、アンケートもしたと、19人のうち4人は補助金により市内業者に変えた。香美市の建築関連業者の営業のスタイルもあるかもしれませんし、市外業者からどンドンどンドンリフォームに対して営業もかかって、リフォームやっているなと思って聞いてみると、市外の業者に頼んでいますという例もあります。だから全体としては、そういう仕事はやられるけど、地元業者に対してのやはり仕事起こしというレベルで考えたときには、私どもはやっぱりこれは業者ももちろん積極的に展開していかねばならないし、現実問題、行政がこの制度を、やっぱり市内業者を使わすということの大前提がありますので、やはり誘発させるための大事な側面だと思います。地域内循環型経済のためには、この制度の継続が大事というふうに思います。

あわせまして、せんだって伊賀上野市へ総務常任委員会で行って来ました。そのときにやはり感心したのは、これは移住・定住の格好で行ったんですけれども、かなり数値分析が、この事業をやるに対する経済波及効果についての分析が、本当に推計ではありますがシビアなんです。私はやっぱり常々香美市でやられているかなということが、今後また財政のヒアリングらをしていくときに、さまざまな指標を使ってやるということが私は大事というふうに思うんです。この伊賀上野市の場合でいったら、移住パターンを想定してどういう方々が移住してくるのか云々で、経済効果の算出基礎で、このまちへ住んだらこれだけの固定資産税が入ってくるとか、そして行政収支の算出して、経済効果が5年間で500億円になるとか、行政収支が27億プラスのマイナスの6億になるとか、こういう数値まで市民に対しても、行政視察に来ている私どもにも示してくれるわけですね。これがあって初めて事業の効果というのが図れると思うんです。実際問題、私はこういう施策で今課長が環境省のツールを使ってやったと、私どもも県の経済の産業連関表を使ってやったということではありますが、まだまだ研究の余地があると思いますが、それについての認識をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

近ごろ、エビデンスに基づく行政ということが非常に言われておりまして、我々も先ほど議員がおっしゃったような数値とか、ある種のゴールの設定に関して、わかりやすい視点を提供するというようなことが今後必要になってくるというふうに考えております。お示しいただいた今回の波及効果の分析ツールもそうですけれども、環境省のツールとかさまざまなものがありますけど、割合大ざっぱな数字しか出ないという現状でございます。これをもって、あたかも非常にエビデンスに基づいた数値である、統計上、診断に至れるというふうにしてしまうのはなかなか難しい。そうした事例が先ほど議員もおっしゃったところで、県経済波及効果を市の波及効果のごとく引用するような事例もありましたけど、そういうことは慎まなければいけないと考えております。今後ともそうした数値の把握に努めながら、市民の方々にできるだけわかりやすい政策の内容の提示をしていきたいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。⑥です。

先ほどもキャンセルを待っている方が5件おられると言われましたかね、実際、ことし。その方々がたしか2月の末までに完了せんといかんというふうに思っているんですが、できる可能性はなかなか少ないんじゃないやろうかというふうに思います。そういうことも踏まえまして、この事業の継続を望みます。市長にも伺いたいところですが、まずは課長にどのような見解をお持ちなのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

地方交付税の逡減等に伴う本市の財政規模の縮減に対応するため、今後はより一層、事業の選択と集中に取り組む必要がございます。平成24年度から8年間継続してまいりました当該事業も、ほかの新しい行政需要への対応や、より効率的な事業への転換の必要性等を考慮すると、先ほど来申し上げた分析結果から優先順位というのは下げざるを得ず、現時点で継続することは考えておりません。

しかしながら、良質な住宅ストックの形成、若者による既存住宅の取得環境の改善、子育てをしやすい環境の整備等は重要な課題であると認識しており、今後は、そうした市の政策に沿った事業も研究していきたいというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） よくわからなかったんですが、住宅リフォームは現時点ではなかなか継続の部分では優先度が低いということでもありますけども、ただ若者とか子育てとか、リフォーム制度の目的を変えるということですか、そうじゃなくて、別の制度を財政は厳しいけどやるということですか、そこを。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 経済対策としての住宅リフォーム補助金につきましては、本年度が期日ということで自動的になくなるということですが、この既存のリフォーム事業の継続というのは、とりあえず考えていないということでございます。新たに検討すべきは、現状の総合戦略などでも示されている移住・定住に係る部分で、人口減対策としての政策課題を満足させる何らかの事業というのを研究していきたいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 過去の場合でちょっと聞きますけど、私は実際のところは、税収効果も踏まえて経済効果もある、課長の見解ではちょっとその効果は低いというふうに言われていますけども、実際のところ、この制度を8年やったからえいというふうな発想じゃないんですわ。500万円の財源、先ほど11億円の話もあったけど、さまざまな部分で財政とか市が考えて、財源も捻出してやる500万円というのがそれだけ継続するのは、市民に役に立っていない制度というふうな考え方でもうやめようと、やったからもうえいという格好なのか、どっちなのか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 先ほどのアンケートの結果からもわかるように、補助金があろうとなかろうと、78%の人はほぼ同額のリフォームを実施したということでございます。さすれば、補助金というのは一義的には施主の申請者の所得向上に寄与するというようなことになり、当然ながら喜ばれる補助金ということにはなろうかと思っております。公のお金で補助金等を用いる場合は、それが何らか政策課題の解決につながるということが重要でございます。78%というのは、補助金を用いる際、何らかの政策誘導に係るインセンティブが極めて低いというようなことはやはり言えるのではないかと思います。

ております。

それから、先ほども申し上げましたが、経済波及効果につきましては、当該補助金のみならず、あらゆる行政の財政出動が波及効果を生んでおります。ここの事業単位でこれを行えば経済波及効果が得られないというようなことではなくて、全体として見るべきだということももう一点あるかと思えます。総合的に考えまして、リフォーム自体が悪いということではなし、対象が経済対策であるということは先ほどのインセンティブが得られないこと、それから他の事業、耐震改修事業なんかでもそうですけども、さらに多くの事業費が投じられているわけですし、そちらのほうはさらに大きな経済効果を当然生んでいっているというふうに考えております。当初はリフォーム会社の育成ということも、恐らくではあります。目的の一つではなかったろうかと思えます。当然住環境の維持については、そうした業者の育成ということも図っていくという考えには変わりはありませんが、政策課題、目標を経済対策から先ほど申し上げました人口減対策、子育て対策等に向けて、新たな補助金の展開を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長は78%、78%と言うけど、19人アンケートして4人がということの部分の、残りの人が78%やったということですよ。だから、これも私から言ったらとってつけた数字というふうに思うんです、この質問があったから急遽調べてみた。最初、私がこの制度を始めたときにアンケートで総じて皆さんが喜んでいました。この制度があったき始めたということなんです、現実問題として。だから、結局制度否定のための答弁としか私は聞こえませんが。

最後に市長に聞きたいんですけど、実際、移住とか定住対策、子育て支援も大事であります。経済対策の部分抜き去った税収効果、自主財源の確保とかは、私はどんどんどんどん下がっていくと。もちろん人がふえることによって税収は確実に上がっていくことは事実でありますし、交付税にも反映されてきます。ただ、現実問題として地域業者、市内業者の元気、そして、そのリフォームされた家にずっと住み続ける市民というのは、香美市ですべて住まわれる方、定住という部分は完璧に意識されているというふうな格好であります。

その点を踏まえて、市長にこの制度の今後について、まだ検討の余地があるのかどうかについてもお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 住宅リフォームについてお答えをしたいと思います。

今、お話の中では経済効果のお話を中心であったかというふうに思いますけれども、この住宅のリフォーム改修につきましては、行政が応援をするということについては、介護が必要になった方であるとか、あるいは障害のある方の制度の中では進めてきました。介護保険制度の中でも介護保険制度がそのまま使われる場合と、それと、県単独の

事業とかいう形でやってきましたけれども、一般の方のリフォームはなかったわけでして、身体的な不自由が次第に高まってきている方にとったら、介護保険が使えるようになるまで我慢しなきゃならないとかいうこともあって、こういう制度が始まったんだろうというふうに思います。

そういう中で経済効果の話も今出てきているわけでありましてけれども、この8年間の経過を見ますと、まず初めは1,000万円の予算の枠で応援をしようということになってきましたけれども、5年目あたりに利用の件数が少し落ち始めたということで、5年、6年と落ちてきたということで、7年目には500万円の金額、議論のあった中でやったわけでありましてけれども、今、500万円の中ではもう5月に打ち切りになってきているということで需要はあるんだというお話、聞かせていただいたわけでありまして。

ただ、この間には香美市の市産材を使った木材の需要を進めようということで、住宅支援も始めておりまして、これも年々件数がふえてきて定住をしていただく大きな力になってきております。また、耐震化率が大変低いということで、何としても耐震化率を上げたいということで、かなり県下の中でもトップの応援をさせていただいております。

そういう中で市内業者の皆さんの事業の状況を見ますと、本当にいっぱいいっぱいになってきている方もたくさんおられるようなわけでありまして。そして市内を見ますと、十分使えるようなものでも空き家になっているところがあって、これらを有効に活用できないのかというふうな議論もあります。応援をしていただいたら有効に使えるんじゃないか、定住者をもっとふやすことができるんじゃないかというような議論もございますので、そのあたりを含めて考えますと、見直しの大きな時期になってきているというふうに思います。

今後におきましては、市内業者を中心に考えてやっぱり地域にお金が落ちる、地域の経済が循環をするということを基本に考えていくことが大事だというふうに思いますし、当然のことでありましてけれども、地方創生の中でも求められたように重要な指標、数値を示しながら、これが達成できているのかできていかないのか、そのあたりを皆さんと一緒にチェックをしながら進めていく時期に来ていると思いますので、大きく見直しにかかってきているということを御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 制度がことしで終わりということを念頭に置いた市長の発言であります。実際さまざまな耐震の仕事とか、木材住宅の支援制度、そういうことによって市内業者がどれだけ仕事が潤っているのかというときには、私はなかなかそうはっていない、大きいところは仕事を受けてやっていますが、小さい事業者等はなかなかその仕事をとり切れていないというレベルも見受けられます。実際、そこら辺のことも踏まえた新たな展開についての話もありましたけど、市内業者の声もまた市長も聞いていただきたいというふうなことを申させていただきますので、次の質問に移ります。

産業振興条例に基づく取り組みについてであります。

議員発議で制定された香美市産業振興条例は施行後3年を経過しました。私が昨年6月議会に引き続き質問を行うのは、私どもには条例に基づく運用が見えてこないからであります。過去の議論で当時の担当課長は、理念のみをうたった条例に終わりかねないから、執行部から条例提案はしないと説明されたところであり、その後の議会からの発議は画期的なものであったと思います。目的、基本理念により運用されるべきであります。昨年の質問で、ものづくり会議等の関連性、第2次香美市振興計画、実施計画とのリンクの状況等も確認されたところであり、

そこで伺います。①です。

基本的な施策を実施するに当たり、市の責務の位置づけ、検討はされているかという点であります。一つ例を挙げれば、第4条第6号の「土佐打刃物、フラフ等伝統的地場産業の振興、後継者育成、技術継承に関すること。」この件に関して市の責務として第5条第1号、具体的施策の策定、実行が鍛冶屋創生塾であります。第2号の国、県、関係機関との連携、第3号の効果的な補助制度、第5号の資源の地域内循環等々、施策実施に当たり、念頭に置かれているかということをお伺いしたいものです。

ほか、振興計画により施策が実行されている中、市の責務の関連各号の位置づけがどうかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

香美市産業振興条例は、本市の産業振興に関する施策を総合的に推進し、事業者の自主的な経営意欲を高めるとともに、その経営基盤の強化を図り、地域経済の健全な発展及び市民生活の安定と向上に寄与することを目的としており、条例第4条において分類された市の取り組む基本施策は香美市振興計画に反映され、実施計画によって掲げられた事業が展開されているところです。

また第5条で定める市の責務について、それぞれ項目ごとに対応できているかは実施される事業によって異なる点もあると思われ、今後の委員会において検証したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 今後の委員会で検証されるということですが、基本的には事務当局としては市の責務等について一定分析された基礎資料等を提示してというレベルではなくて、委員会に委ねるといふことなのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

基本的に検証する場というのは、委員会になろうかというふうと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

本条例における一つのかなめは産業振興推進委員会、課長もおっしゃったとおりであります。開催状況をお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

開催状況につきましては、平成28年度は平成29年1月に開催しました。そして、昨年度は11月29日に開催したところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以前の説明では年2回ぐらい開きたいみたいなことを言っていたんですけども、実際結構日がたったわけです、ちょっと委員もかわって会議をリセットしたというふうな認識なのか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

前回には年2回程度ということでお答えさせていただきました。現行の委員につきましては、ことしの1月からの2年任期ということで改めてリセットされたところです。委員会の開催につきましては、去年の秋に開催をして、その後開催ができていない状況でございまして、今年につきましては、まずまた秋口、そして、年度末にもう一回というような予定を立てております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。③です。

開催の頻度が少ないということでもあります。また、余り審議は進んでいるようにも見受けられませんが、委員会に対しての施策の効果の報告はどうなっているのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

昨年例で申しますと、産業振興施策に関する補助金の内容説明、そして、前年度の予算額と執行率、当該年度の予算額について各担当者から説明を行いまして、その後意見交換を行ったところでございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 何か以前の商工観光振興委員会ですか、それに私、以前は産業建設常任委員会の委員長がそういう場に出ることが可能でしたので出たとき、そういうおっしゃられた補助金の状況とか、予算の状況とか、そういうことを報告して一通り意見交換して終わったというふうな記憶がありますけども、その域を出ていないな

というふうに思うんですけど。施策の効果の報告はそうですが、実際、手法を改善しなければならぬと思うんですけども、ちょっと次のほうに移ります、④に。

実際、施策の評価、検証からやっぱり改善例はまだまだ出てこんどと思いますが、この会の持ち方ですわね、お歴々が委員におられると思うんですけど、そういうことについては会の持ち方自体、会の進め方自体についてそういう改善例は出てきていないんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

前回の委員会におきまして提出しました資料について、委員から改善の提案がございました。そこで今後は、香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係資料でありますとか、他市の例等を参考にしながらつくっていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 委員会自体がやはりかなり改善例まで出せるというふうな格好ですので、実際そここのところは大事になってくると思いますが。

総合戦略の平成30年度も持っておりますけど、なかなか商工観光課、農林課も踏まえて、やっぱりまだまだ報告するには充実させた部分がないといかんというふうに思うんですけど、そこら辺の事務側として、資料整備は次の委員会を迎えてできているのかどうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重複してまいりますけど、他市の例でありますとか、それから、先ほどの香美市まち・ひと・しごと創生総合戦略のそういった関係資料を参考にしながら、つくり込みをしていきたいというふうに考えています。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それと一つ、先ほど課長が秋に開いて年度末にというふうな開き方のことを言うて、私もそういう感じで密度濃くやらねばならないと思うのは、やはり1回の会議にどれだけ時間を使うか知りませんが、2時間、3時間、もうちょっとあるのかもしれませんが、やったときに、最初、事務局側からさまざま報告して、その場でそしたら検証して改善例までらいうて、なかなか難しいですわね、持ち帰ってもらってやっぱり委員各位がさまざま検討してもらって、そして、1カ月ないし時間をとって、やっぱり事前に提案とかを上げてもらって、そういうふうな格好の進め方で市に対して、次の振興計画、実施計画に反映できるような施策になっていくだろうし、予算規模らにもなっていったりもすると思うんですけど、実際そういうふうな方向性は担当課としてはお考えなのか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

先ほど議員のおっしゃられた具体的なところまでは今のところ考えていなかったところでございますけども、そういった提案をいただいたところで参考にさせてもらいながら、考えていきたいと思っています。

○議長（比与森光俊君） 昼食のため1時まで休憩します。

（午前11時56分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それでは、午前中に引き続き質問を行います。

次の質問に移ります。

高齢者、障害者の申請等、手続支援についてであります。

本質問のベースには、高齢者等に対してさまざまな制度、サービスが存在する一方、制度利用が確実になされているのか、一方、いろいろ手続等をしなければならないのに忘れてしまったり、それ自体が負担になってしまっている方々が私どもの周りにも多く見受けられます。また、病気や障害などにより、申請もままならない状況もあります。私が気になるのは、市民、高齢者が来庁されて申請等を行うに当たり、窓口対応が的確にできているのか、対象の方々に物理的、精神的なリスクを与えていないのか、そのことを踏まえて質問に入ってまいります。

①に、高齢者等の各種手続における本人、代理の割合はどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 山崎龍太郎議員の御質問にお答えいたします。

代理人氏名を記入する欄のない申請がたくさんございます。そのためわかっている範囲でお答えしますと、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請、それと、後期高齢者医療障害認定申請、また、後期高齢者医療特定疾病認定申請、介護保険被保険者証等の再交付申請が七、八割以上、代理人にて手続されております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 代理人による申請が多いということが明らかになりましたが、実際のところ、代理がだめというケース、本人が来庁しなければならないとか、記述しなければならないとかいう、そういうケースはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 先ほど申し上げました幾つかの資料がございますけれども、多いものは七、八割とお答えしましたが、代理人氏名を記入する欄がない申請というのが非常に多いんです。そのためもあって、代理人ではいけなくて本人でなけれ

ばならないというような申請は、ごくまれではなかろうかと思っております。申請の様式に代理人欄のないものが多いものですから、全体的にどれくらい、絶対に本人でなければならぬかというようなものがあるかというところは把握しておりません。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 代理人の記述の欄のないやつがほとんど、多いと言われましたわね。ということで、代理人の記述があるやつは七、八割が代理人がやられているということですね。違いますか、違っていたらまた答えてください。だから、本人が申請等に出てこんといかんというときに、代理人の記述がないときにはどうなっていますか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） まず、七、八割以上が代理人であると言ったのは、先ほど挙げさせていただいた4種類、それは七、八割が代理人でございました。もっと少ないのはありました。けど大多数が代理人の欄のないものであって、代理人の方が来られて本人のところ本人のお名前を、本人というか代理人ではない、実際申請しなければならぬ方のお名前を書いているケースが多いと思われまして。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そしたら、来てなくても、本人の署名欄に名前、押印があればということで、それでオーケーとみなして代理人の手続を進めているという認識でいいですか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 代理人の欄のないものはそのように扱っているものかと思われまして。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ただ、いろいろな申請の中身は後ほどとしまして、実際のときに本人に会わねばならないと、極端に言ったら、本人が障害があつて来れないけれども本人に会わねばならないというときには、こちらから訪問するとかいうことをしているのか、そこら辺はどうなるんですか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 各課の手続状況を私が全部把握しているわけではないのでうちだけで申し上げますと、例えば障害とかの申請に来られた場合、診断書とかをつけていただいたりしますので、御本人を直接見て、窓口で対応している担当のほうが何かしらのコメントを添えて申請するというものは、市民保険課サイドにはございません。なので、ほかの申請があるかどうかは、ちょっと私どものほうでは把握しておりません。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 健康介護支援課のほうでは、介護保険の被保

険者証をお渡ししますけれども、その場合は受け付けはしますが、実際には認定審査のために調査員が調査にまいりますので、直接窓口においでいただかなくても大丈夫のようになっております。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 福祉事務所のほうから、障害の手続につきまして御説明をいたします。

障害の種別、程度によっては、本人以外の事務代行が一定供されているものと考えております。申請、決定によって発生するサービスの受給が本人にとって不利益にならないことや、第三者に悪用される見込みがないこと等が認められる場合につきましては、本人確認がとれなくても申請書類については受け付けておるということが実情でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 次に移ります。②です。

保険、介護、福祉事務所の窓口では、多くの市民がさまざまな申請等に訪れている様子が見受けられます。その方々の状況にもよるでしょうが、必要となる手続についてお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お手元に資料のほうをお配りさせていただいております。ただ、これは住民の方向けにつくった資料ではございませんので、手続の内容としましては、ごくごく簡単に書かせていただいております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 確かにごくごく簡単ですね。私はもっと膨大な資料が出てくるかなと思っていましたけども、介護のところでも要介護認定の申請というふうに書かれていますけれども、実際、私どももホームページ等でも調べもしましたし、現実、さまざまな認定されて要介護とかいうふうになったときには、介護においても毎年限度額の認定書の申請をしなければならない方もおられますし、要介護が5になったりしたら、介護用品の支給の申請もせんといかんとか、さまざまな申請が積みまとうものでありますし、確かに市民保険課サイドの部分ではこういう部分が一般的でありましようが、実際、高額療養費の部分で介護合算の療養費のこととか、何かいろいろいろいろ制度があったようにも記憶しております。

現実問題、こういう手続がたくさんある中で、私が一つこの項目でちょっと提案めいたことを言わせてもらいたいですけども、実際、障害があつたり、高齢であつたり、家族の支援も要るような方、さまざまなケースが分かれると思うんですが、保険、介護、福祉等が連携して、手続の年間のスケジュールみたいなもの、極端に言ったら、後期高齢者の保険証やったら7月末で切れますわね実際、限度額の申請をしていたら必然的に

ずっと続いたりもしますけれども、負担限度額の認定なんかは。そういう保険証が送られて限度額のあれなんかも一緒に送られますが、ただ介護はそうじゃなくて、別に手続せんといかんとかいうレベルがあります。また、障害福祉の医療の受給者資格の認定なんかは6月末で切れたというふうに思いますけど、そして、介護認定を3月末から4月にかけて受けて5月からとか、新たな要介護何ぼとかと出たりしますわね。そういうときに、またそこからの介護度によってまたさまざまなサービスも違ってきたりもします。ただ現実、基本はこれで8月から新しい保険証になると、介護も同じように8月から新しい保険証になると、さまざまなそれについて新たな状況やったらこういう手続が要りますよと、年度末にはまたこういう手続がありますよとか、そういうことを御家庭もしくは代理の方なんかには、手続の年間スケジュールとしてお示しできないかなと常々思うんです。だって年に一遍のこと結構忘れるんですわね、福祉事務所に行かんといかんときでも、実際は何と何と何が要るかということについても、気のきいた人やったらネット等で調べるかもしれませんが、資料等もちろん来てますけど、一つに対して一つの資料が来て、ばたばたしてとかいう状況も見受けられますので、実際それは本人やったらもっと難しいと思うし、代理人でも難しい部分があると思うんです。手続等の年間スケジュール等を記述したものを、より確実な人に送るなどということにはできないものなのか、ちょっと関連してお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 先ほどの手続の一覧から一つちょっと補足させていただきますと、御質問のほうで病気、介護、障害等によって必要になった手続というふうに受け取りましたので、それ以外の部分の手続はこの中からのけております。病気になったときとかではなく、通常の手続はのけておりますので、幾つかの書類が全て高齢者、障害者に対する手続が網羅されたものではないということをお断りして、スケジュールをお示しできないかということですが、更新の時期とか、そういったものを忘れそうなケースもあるかと思っておりますけれども、手続の必要なものには、前もってこの時期にこういうような手続をとってくださいというのを、1年前ではなく割合直近でお出ししている場合もございます。

それから、より確実なところへ送付という御提案がございましたけれども、より確実なところというのは、私どものほうでは把握することができかねます。ですから仮に、もっと先で答えようと思ったがですけれども、届かなかった、なくしたということで再発行に来られたときに、何ぼ送ってくれてもここではなかなかきれいに管理ができないというようなことがこちらのほうでわかりましたならば、送り先を変えることができますよというようなお声がけをすることがあります。ただ、やみくもにそういったことを申し上げるのも失礼なケースに当たる場合もありますので、いつでも誰にでもそういうようなアナウンスをしているわけではございませんけれども、そういったことはしております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私ももっと先で聞くことも答えていただきましたけれども、実際一つ提案したということは、介護やったらケアマネさんなんかはしっかりされていますので、さまざまな部分でフォローもきくと思いますけど、ただ文書だけの送付というのは、何ぼ直近で送られても高齢者というのは紛失度合いが高くて、後々気づいたときには、その手続を怠っているというのが特に高齢世帯ではあると思うんです。だから、こういうことを言わせてもらったんです。もちろんそれをその人に送っておいたら、どこかに張っておいてくれたら近親者の人が来たときに見るとか、もちろん皆さん方は窓口のプロですので、逆に言うたらその人の状況を見て、さまざま個別対応をされていると思うんですけれども、実際問題としては、サービスを受ける側からしたときには、その情報を共有できているかといったらなかなかそうはいっていないという現実があるんです。だから、先ほども言ったように、市役所から来たものはあけてないというレベルのものもあるし、身内の人が来て初めてこういう手続が抜かっているというが、毎度毎度繰り返されているんです。だから、そういうことを踏まえて言ってます。余りこのことに時間をとってはいけませんので、次に移ります。

③です。

来庁された方が必要書類を忘れていたりするなどで、申請に至らなかったケースで、再度の来庁をお願いすることは多々あると思いますが、実際はどうなのか。これは大体関連していますけども、現実はどうなのか、まずお示してください。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 再手続の件数、頻度はこちらのほうで控えないものですから、そういったものは数的にはお答えすることができない状況ですけれども、添付書類が不足している場合、それから、振込口座などの必要事項が、窓口へ来られていたんですけれども覚えていないというようなことで、そこで書けなかったとかいうようなケースはございます。そうしたときには書類が整っておりませんので一旦お返しして、返信用の封筒をお渡しして整えた上で投函していただく、もしくは再度窓口へ来ていただくというようなことをしております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そういう方々がどれだけおられるのかということを知りたいんです。私の認識では結構おられるんじゃないだろうかというふうに思うんですが、返信用の封筒を渡されているというケースは余り私も遭遇したことないんですが、それも多いのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 多いか少ないかということは何かと比べてということになるかと思いますが、先ほども申し上げましたけれども、全体の件数、それと、再手続になった件数というのを控えておりませんものですから、多い少ないという

ような表現はちょっと適切ではないかとは思いますが、少ないとは思っておりません。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 同じ質問を健康介護支援課長と福祉事務所長にちょっとお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

健康介護支援課のほうでも再手続の件数はつけておりませんが、やはりすごく多いというふうにも思いますが、一定数おると認識しております。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

福祉事務所における手続のケースでございますけれども、先ほど2名の課長が申し上げたとおり、福祉事務所でも集計はしておらず不明でございますけれども、ゼロではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そういう中で、香美市も広うございまして香北の方も物部の方もこちらまで申請に来たときに、きれいな説明責任、もちろん添付書類不足とか預金口座が把握できていないとか、先ほど言われた事例もありますが、一定数おられる中で、資料が不足しているのできょうは手続できません、とりに帰ってくださいと、そういう遠方から来られている方にも安易に言われているんじゃないかという状況も見かけたこともございます。距離が近い遠いというレベルじゃないんですけど、実際、私自身も経験したことがありますので、代理で来たときに資料が不足していると、これは福祉事務所のことですけど「手続できんからとりに帰ってください」、「私山田やき、構んけど、あんた物部の人にも同じ物言いするかえ」とこういったこともございます。だから、物の言い方というのは大変大事なんですね、相手に配慮する。だから、先ほど植田課長が言われたようなことで、これに返信用封筒を入れてありますので、これに不足している分を入れて送ってください、そうしたら手続が完了しますと、こういう言い方やったら話はわかりますけど、誰彼みさかいなく、とりに帰れみたいなことを言われていたら、市民はそれ自体がリスクになります、負担になります。だから健康介護支援課長も言われたけど、私も個人的に言わしてもらったら、さまざまな手続に代理で来たりします。そのときに説明不足から、預金通帳を持ってこいというたときに、はい、わかりましたというて、父親の預金通帳を持っていったら母親の分も要ると。もちろん書かれていますよ、書かれている書類をこっちは見ていなかったときに、どうなのかというときには感情を害します、これが市民の感覚なんです。だから、そういうことを踏まえたときに、通り一遍の説明を高齢者にしていっていいのかと、配慮が必要なら必要なメモも加えんといかんし、文書を送ったからそれで終わったというふうな格好で私はどうなの

かというふうに思ったから、この質問もさせてもらっているところなんです。

それでは、次に移ります。④です。

再度の来庁が数日後になったりすることで、市民に不利益を及ぼすケースなどはないのかお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

不利益ということであれば、再提出に当たって郵送または再来庁していただくということが、一度で済まなかったということの不利益ということになるかと思えます。

それと、調べた範囲で事例としては挙がってこなかったんですけども、申請のおくれによってサービス内容等が異なってくるものがございます。そのような場合には、再提出の事例ではございませんけれども、事前に連絡をして提出を促すようなことをしたりですとか、提出のおくれによって支給内容が変わってくる可能性のある申請につきましては、その旨を十分説明した上で、再提出をお願いするというようなことをしていきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ⑤です。

高齢者等において、結構保険証がどこへ行ったかわからないなどで再発行の手續に来られる方もおられますが、現状はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

もともとの各種の証とかの発行数の多寡、多い少ないによって再発行の件数にも差がございます。その中で、再発行件数の多いものには、介護保険被保険者証・負担割合証・限度額証といったものや、精神通院医療の自立支援医療受給者証などがあり、年間で数百件再発行されています。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 再発行の方々はやっぱりリピーターというか、毎年同じことを繰り返す方はおられますか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 窓口で担当している者が、特徴のあるような方を覚えているケースもあるかとは思いますが、具体的に把握しているケースではございません。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 再発行したら再発行の判こがつきますわね。それで、前のやつが出てきたら処分してくださいとやりますわね。これって各課で管理されていますわね。ということはデータとしては残っていますか。障害者手帳をもし失ったときは、また写真3枚添えて手續へ行きますわね、そのときに再発行ですわね。前のや

つが出てきました、まずは返してくださいということになりますわね。それはもちろん福祉事務所としてはデータ数はつかんでいますわね。そういう資料はお持ちでないのかどうか、皆さんに。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

身体障害者手帳の再発行につきましては、申請書进行处理した書類を集計すればその件数が出てこようかとは思いますが、今回福祉事務所から再発行の区分で申しあげました件数で一番多い事例は自立支援医療、これは精神医療通院のようなんですけれども、こちらの有効期限が1年になっておりまして、この更新による再発行という事例が最も多くなっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 再発行の件数のほうは押さえております。申請書を今回もめくって件数を数えさせていただきました。システムでぴっと出てくる数字ではございませんでした。何件かはございます。高齢者医療が主なんですけれども、高齢者医療の中で多いのが、先ほども私は申し上げませんでした、後期高齢者医療被保険者証、これが年換算で200件ぐらいございます。あといろんな証がございますけれども、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、こちらが年間に七十数件というような年換算であると認識しております。あとは本当に数は少ないです。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 健康介護支援課のほうでも介護保険被保険者証、負担割合証、限度額証などあるんですけれども、特に多かったのが介護保険被保険者証ですが、やはり65歳に到達するときに送付していますので、使用するまでにいつの間にかなくなっているという方がおりまして、今回ちょっと調べたのは、申請書をさかのぼって何カ月間かめくって、再発行した方を調べております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 資料を出してもらっていることについては感謝申し上げますし、その資料に基づいて私も質問をさせてもらっていますので。実際のところはそういう数がある中で、現実問題これをやっぱり少しでも解決の方向を見出すための質問で、⑥です。

送付書類に対しての工夫はということですが、送付書類については封書の色をさまざま目立つ色にしてみたり、重要な文言が入っていたりさまざましますが、結構最近では市役所から送られる封書に重要ですということ書かれておったりするんですけど、やっぱりそのほかに工夫されているようなことはないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　まず、いろいろなものがありますので、一律に全てに今から申し上げるものを全部に盛り込んでいるとは限りません。その点御了解いただいた上で、各種案内文書の文字を大きくしてみたり、平易な文章で簡潔な説明を心がけたりしております。それから、手続の種類によっては、本人記入が必須の項目というのもございますが、そういったもの以外の欄はあらかじめ入力しておいた申請書を使うケースもございます。それから、封筒の工夫では、先ほど議員のほうがおっしゃってくださったような色を変えるとかいうのもありますし、表に内容物はこんなものが入っていますというようなことを記載している封筒もございます。また、納付書や被保険者証が返送されてきた場合、ちょっと前にもお答えしましたけれども、住所地以外へ送付するための送付先申出書というものがございます。返ってくるというケースは本人に届かないんだらうなということが推測されますので、そうした方には返送されてきたものを再度別の課とかで、どこか施設に入っているんじゃないかというようなことをお調べさせていただいた上で、新しい転送先のほうへ再度郵送する際に、先ほど申しあげました送付先申出書というものを同封させてもらって、送るようなこともございます。

○議長（比与森光俊君）　　13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君）　　さまざま工夫されてやられていることに対しては敬意を表するところでありますが。

やはり先ほど課長のほうで、送り先を本人やとなかなか無理があるので身内の方に送る、ただ、余りこちらからどんだん言えないので、相手から言われたときにといふときに、相手方の状況を見てやっぱりこの人はしょっちゅうなくすよとか、一度で手続が終わらないよとか、そういう方々に対してこちらから察知して、もし私が代理で行ったとき代理の方に言ってあげるとか、そういうことについては、もちろん送付先申出書も入れるみたいなことを言っていたんですけど、実際のところは、その窓口業務はどうなっているのか、どの部署でもそういうふうにやっぱり丁寧な対応ができているのか、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君）　　私どもの窓口では、そのように心がけてやってもらっているものと信じております。

○議長（比与森光俊君）　　健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君）　　お答えします。

健康介護支援課のほうの窓口でも、やはり手続自体は住民の方には難しい面とかも、こちらはなれているのでわかったつもりで話していることがあるかもしれませんが、その点につきましては、また職員のほうとも協議もしていきたいと思いますが、基本的にはできるだけ相手の立場に立った説明を心がけていると思います。

○議長（比与森光俊君）　　福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君）　　お答えいたします。

福祉事務所の障害福祉等の手続につきましても、やはり御利用されるお客様の便宜を図るように、できるだけ心遣いはしていきたいというふうに考えております。初回の障害者認定等の際には、やはりふなれな点がございまして御不便をおかけする場合も多々あるかとは思いますが、その後、福祉サービス等を利用され始めますと、支援する事業者等の援助も得られるといったこととございますので、今のところ大きなトラブルに発展したといったような事例はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ⑦です。

紛失等に対してアドバイスなんかはしているのかどうかをお伺いします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 例えばという例で申し上げますと、先ほど健康介護支援課長が答弁した中にございました、65歳到達時に介護保険被保険者証を送付する場合、これはすぐに利用しない方がたくさんおられるということから、介護保険の申請に必要な大事な証であるというようなことを書いた書類を同封するという事で、紛失防止を啓発したりはしております。具体の例というのが余り上がってきておりませんので。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） そしたら次に移ります。⑧です。

一度の来庁で課をまたいで申請手続を行う方もおられるのではと思います。私は優しい対応、一つ例を挙げれば、1階で手続が終わって2階の何番窓口へ行ってくださいではなく、御案内しましょうかの一言があってもいいのではないかと思います。そう言われたらほとんどの方は、いや自分で行きますと言うと思うんですけど、その一言があるのかなと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 1階、2階とまたがったケースがあったりなかったりということですが、まず多いものとしましては、住民異動届が出たとき、市民保険課のほうでは各担当が待ち合いロビーでお待ちになっているお客様のもとへ行きまして、手続について御説明しております。窓口さえも来ずに、お席のところまで行って御説明させていただいております。

それと、健康介護支援課と市民保険課の間にローカウンターがございます。随分あそこのカウンターは利用しております。市民保険課も介護保険のほうも一緒に御説明させていただくようにしております。なので、担当職員が入れかわり立ちかわりあそこへ来て、2階の職員であっても呼んで、来てもらって手続をとるケースが多々ございます。

それと、うちの課で言えば、福祉医療なんかは福祉事務所との連携が必要になるわけなんですけれども、工夫としましては、手帳交付時に福祉医療制度の案内文をお渡しし

ていただくようなことでお願いしております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長なりの答弁でしょうが、私は御案内しようの一言がないでしょうかと聞きましたけど、ないということですね。

実際、私はやっぱりそういうことも、市民感覚からしたら声かけしてもろうてありがたかったというふうな印象で帰れると思うんです。確かに言われたように、余り1階から2階へというがもないかもしれませんが、福祉事務所でいったら、自立支援の関係の更生医療給付とかの手続も2階であつたりもします。1階の介護から2階へ上がるということもあるかと思えます。そういうときに介護の窓口がそういう一言で、私は職員はエレベーターを使うなということがあるのかもしれませんが、手があいているときには2階の窓口まで連れて行ってやって、2階の所管窓口で概略を説明してあげるとか、もし必要な説明があればですね、そういうことも大事じゃないかと思えますが、どうお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 窓口に来られる方、全員に向かって御案内しようかということでも声がけしているかといえば、全員に声がけしているわけではないと思っておりますが、見るからに手を差し伸べねばならんと思われるような方には、きちんとお声がけはさせていただいております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） もちろんその場で完結することもありますので、全員に声をかける必要はないけど、2階に用事があるんだけどというときには、そういうことも踏まえて対応をなさればというふうに思います。

⑨です。

高齢化社会になっているというのは厳然たる事実です。これはちょっと認識が違ってくるかもしれませんが、昔は私どもはワンストップサービスということで、一つの窓口で手続が完了できるようなさまざまな、そういうことも目指していたというふうには認識もしていたんですが、最近それは余り聞かないんですけれど。やっぱり高齢者を総合的に支援する窓口が必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 先ほどの⑧の説明のほうでちょっとお話しさせていただいたように、ワンストップサービスをきれいに行っているわけではございませんけれども、できるだけ動かなくても構わないような形で、窓口では随分対応させていただいていると思います。

それと、個人への対応はそうしたところでやっているということで、うちの別の運用としましては、5月に健康保険法等一部改正法が公布されました。その中で高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて取り組むこととなりましたので、後期高齢者医

療制度、国保、介護保険など分立している制度を包括的に運用して、効果的に事業を実施していくための体制の整備が必要となってきております。

御質問の高齢者支援の総合窓口につきましては、この一体的実施等も踏まえた上で検討させていただきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ほかのまちなんかでは高齢者支援課といって特化した課もあるんです。やっぱりそういう時代になってきているということは認識されていると思うんですけど。将来的には高齢者支援課的なものも必要かなというふうに私は現時点、具体的に何か持っているわけじゃないんですけど、そういうことも検討する時期に来ているんじゃないやろうかと。今現在そういう市民保険課、健康介護支援課、福祉事務所、さまざま連携されてやられていると思いますけど、横のつながりをもっと充実させて、もっともっと市民に喜ばれるサービスを提供していただきたいというふうに思うんですが、高齢者支援課とかいうものに対しての何か見解はないですか、なければいいですけど。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 先ほど申し上げましたとおり、今後の事業展開もあわせて考えていきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 予定の時間を長く超過しました。申しわけございません。以上で私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切に、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は移動期日前投票所に関して、避難所に関して、生活支援ハウスこづみにに関して、集落づくりに関して、3歳児健診に関しての5項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、移動期日前投票所に関してお伺いいたします。

昨年から準備を進めてきました移動期日前投票所は、県議選が無投票だったため、7月の参議院選が初めての実施となりました。7月9日には、物部町の笹、黒代、平井、塩、日の地の5つの地区で実施され、翌10日には、土佐山田町の大法寺、檜谷の2カ所で実施されました。物部町笹は電波の関係で、また、平井地区では屋内での実施を希望する住民の要望に沿って、天候にかかわらず屋内で行われることになっており、この日も公会堂内で実施されました。そのほかの地域では基本的に屋外で実施される予定でしたが、当日は雨が降ったため屋内で実施したと聞きました。

投票においでた方からは、これまで選挙は欠かさずに行きよったけど、投票所がなくなったので、もう選挙にはよう行かんと思ひよった。ここまで投票箱を持ってきてくれたので、棄権せずに義務を果たすことができるとてもうれしいとの喜びの声を聞きました。

移動投票所は期日前投票ですので、その地域の方に限定せず、近くの職場に仕事に来ている人など、市民なら誰でも利用することができ、低迷している投票率の向上にもつながる有効な取り組みであると認識しています。

まず、今回の投票状況についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（川田 学君） 山崎晃子議員の御質問にお答えします。

7月の参議院議員通常選挙で初めて実施しました移動期日前投票所につきましては、物部町5カ所、土佐山田町2カ所の計7カ所で実施し、悪天候の中、対象地区の方65名、その他の地区の方10名の計75名の方に投票をしていただきました。

なお、投票率につきましては、各地区によってばらつきはありますが、全体で見ますとおおむね有権者の半数の方に投票をしていただいております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 75名の方が投票されて、投票率は半数近くということで、今回初めての取り組みとしては、私は満足できる成果だったのではないのでしょうか、そう私は思うんですけども、担当課の皆さんが積極的に取り組まれた成果であると思っています。市としてはこの結果をどのように受けとめておられるか、認識をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（川田 学君） 当課としましても、当初想定しましたようにスムーズに実施ができたということで、一定最初に考えていた運営体制できてよかったというふうに考えております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、②の質問に移ります。

昨年11月のデモンストレーションの実施以降、悪天候時の対策や投票記載台の高さ、通信関係などの課題を改善して本番に臨んだことと思いますが、実際に実施して新たな課題や改善点などはなかったのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（川田 学君） お答えします。

今回の実施に当たりましては、昨年実施しましたデモンストレーションや地区住民の方からいただきました御意見等を参考に、悪天候時には公会堂の建物を利用し、携帯電

話がつながらない公会堂では、有線電話を使用するなどして対応させていただきました。

運営方法につきましても、地区住民の方々の御協力のもと滞りなく進行し、実施後に行ったアンケート調査でも、運営面での改善点に関する指摘はいただいております。よって、実施方法につきましては、現在のスタイルで特に問題はないものと考えております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） デモンストレーションをしましたので、樫谷ではちょっと公会堂の中で携帯が入らないということがあって、ちょっと外でしたということですけど、そんな大きな問題とかはなかって、スムーズに行われたわけですけども、また、新たな課題なんかができたらその都度対応していただいて、スムーズに行われるように願いたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

移動投票の対象地域であっても、その場所まで行くことが困難な人もたくさんおられます。特に大きい理由は、高齢化と足腰の不安が挙げられますが、それに加え山間地特有の急峻な地形などもあります。家があちこちに点在している地域や道路沿いに長く点在している地域などもありますので、このような地域では集落で1カ所だけの移動投票所ではなく、複数箇所を実施することも検討しなければならないと考えます。

例えば、物部町立花地区の場合は、山の上のほうに数人が居住しておられます。その地域の方々は、対岸の平井公会堂まで投票に行くことになりましたが、なかなかよう行かん、この近くにも移動投票が来てくれんろうかという声もありました。

現在、実施している地域の時間帯なども含めて総括的に再検討して、このような地域が抱える事情などを考慮し、住民の声に答えていくことはできないものでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（川田 学君） お答えします。

今後、地区の方からの要望を受けまして実施方法等を再検討するに当たり、現在のその地区の方の投票状況や、投票所に出かけるための交通手段等について調査をさせていただいた上で、こうした声に応えることができるかどうかを判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、今アンケートというか聞き取りというんですか、先ほど聞いたら運営面では特に問題がなかったというふうなお話があったので、アンケートをとったりということは、まだこれからするということでしょうか。ひょっとそういうことについても、アンケートとかされているようでしたらお聞きしたいです。

○議長（比与森光俊君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（川田 学君） 先ほど平井地区の方の状況をお聞きしましたし、その当日のアンケートといたしますか、中でもそういったお声をお聞きしておりますので、実際再検討する場合は、その地区も含めて対象地区をどこまで広げるといたしますか、絞ってやるかというのも含めて検討していく必要があると思いますので、今ここでこの場所というお答えはできませんけれども、一定そういったことも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、ここだけじゃなくてほかの地域もそういう要望等もあるかと思っておりますので、それを含めて総合的に検討していただくということでお答えをいただきましたので、その姿勢を崩さずに取り組んでいただくことを願ひまして、④の質問に移ります。

今回の移動投票所の実施に関しては、私もそれぞれの地域の方々から喜びの声や感謝の声などを聞いています。移動投票の対象地域は、投票所が廃止された地域や立会人を確保できない地域なのですが、今後も高齢化や足腰の問題、地域的課題などにより、このような要望がふえてくる可能性があると考えられます。

今後も引き続き積極対応できる体制を整えて臨まれることを願ひていますが、今後の体制づくりと取り組み姿勢についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（川田 学君） お答えします。

現在、移動期日前投票所は投票所を統合した地域の方の投票機会の確保という観点で設置しておりますが、これからさらに実施箇所がふえた場合は、日程や人員等を含めた運営体制の面では限界が来るものと想定され、全ての声にお応えするのは厳しくなるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 全ての声に対応することは難しいということですが、そうしたら、ほかにどういった方法が考えられるのか。以前私も移動支援ということの提案もさせていただいたわけですが、そういったことも今後検討されていくのか、そのあたりも方向性をお聞きしたいと思ひます。

○議長（比与森光俊君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（川田 学君） 先ほど議員がおっしゃられましたように、選挙をする人を投票所まで輸送する移動支援なども研究していく対象になってくるとは考えております。

また、こうした問題というのは香美市に限った課題ではないと思ひますので、他市町村の運営方法も参考にしながら、よりよい方法を検討していく必要があるのではないかと考えているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひよりよい方向を検討していただきたいと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。

避難所に関してお伺いいたします。

質問に入ります前に、さきの台風10号上陸に際して、被害に遭われました方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い日常生活に戻れることを願います。

さて、去る8月14日は超大型の台風10号が襲来し、高知県全域が暴風域に入りました。その際、本市は午後3時にレベル3の避難準備を発令しました。午後6時には物部町全域にレベル4の避難勧告を発令しました。避難所は大栃の奥物部ふれあいプラザに開設されました。この避難所に関して幾つかの点をお伺いいたします。

(1)です。

初めに、避難所の変更についてお伺いいたします。

これまでは最初の避難所として物部支所を開設していましたが、今回から奥物部ふれあいプラザに変更されました。7月初め、物部町の自治会に送付された広報の便に「避難所に関するお知らせ」という自治会長宛ての文書と住民向けの文書が同封され、回覧で周知するように指示があったと聞きました。避難所が支所からプラザに変更されることをこのとき初めて知った自治会長もいたと聞きました。回覧で回ってきた文書には、これまで物部支所を避難所としていたが、支所を災害対策支部とするため、今後の避難所は奥物部ふれあいプラザに変更するという趣旨の内容でした。こういう文書で回されたということになります（資料を示しながら説明）。

避難所は住民の命を守るための施設として非常に重要な役目を担っていますが、避難所変更の経過もわからない状態で回覧周知されたことに問題はなかったでしょうか。私のところにはどうして急に変更になったのかという不安の声が寄せられていますが、プラザを最初の避難所に変更した経過の詳細をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

平成30年7月の豪雨を経験した中で、避難所と災害対策支部が併設していたことで、避難者の対応、災害の対応等、非常に支所は混乱した経験から、避難所と災害対策支部は別にすべきことを経験しました。また、物部支所では避難者を約30名ほどしか受け入れることができず、奥物部ふれあいプラザを避難所として追加開設し、奥物部ふれあいプラザに移っていただくこともありました。多くの避難者を受け入れられる奥物部ふれあいプラザを開設することで、避難者への負担も軽減できると考えます。物部支所は、災害対策支部として運営していくことを確認をいたしました。その後、物部支所、防災対策課等を交えて話し合いを行い、平成30年10月19日の自治会長会定例総会で、今後の災害対応を考えると避難所は奥物部ふれあいプラザを避難所とすることを検

討していることを報告しました。

令和元年6月には、市長、副市長、物部支所、防災対策課とで協議し、物部支所は災害対策支部として使用するために必要であり、奥物部ふれあいプラザは現在、大栃橋のかけかえ工事中ではあるが車は40台ほどはとめれることを確認して、奥物部ふれあいプラザを最初に避難所として開設することにしました。

その後、各自治会長に市民向けの避難所の変更の回覧を依頼し、防災行政無線を使って3日間夕方になりますが、避難所の変更のお知らせをしました。その後、8月1日から最初にあける避難所は奥物部ふれあいプラザとなっております。

以上、経過の詳細です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、各自治会長さんのほうにも報告したということですけども、会に来られていた方は聞いたと思うんですが、会に来ていない方、当日出席できなかった方もおいでたと思うんですけども、その方々にもそういった事前に通知するとかということはできていたのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 申しわけありません。そこまでは心遣いができず、欠席された自治会長さんにはお話ができていませんでした。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 大変大事なことですので、事前に夕方、防災行政無線でお知らせしたということでもありますが、そういうことを聞かない方も、ちょうど時間帯にいないという場合もありますので、自治会長さんには抜かりのない周知をしていただければと思います。

それでは、（2）の質問に移ります。

奥物部ふれあいプラザは、物部町で一番大きい施設であり、避難所に指定されるべき施設であると思います。しかし、住民の命を守るための避難所として開設するためには、現時点で考えられる課題への対策を慎重に協議し、万全の受け入れ態勢を整えておくことが重要であると考えます。特に物部町全域を対象とする場合は、果たして何人が避難してくるかはそのときになってみないとわからないにしても、開設に当たってはそれなりの受け入れ態勢を整えておかなければならないと考えます。

そこで、設備的な課題や運営上の課題などを質問させていただき、課題別に認識と対策をお聞きいたします。

まず、設備的な課題についてお伺いいたします。

①、プラザには災害時用の自家発電用の装置が設置されておられません。避難中に停電した場合はどのような対策を講じるお考えでしょうか。もし、停電した場合は施設の照明は消え、エレベーターも動きません。高齢者や足腰が不自由な方、車椅子の方たちは

どうなるでしょうか。また、冷暖房や冷蔵庫、テレビなどの家電品も利用できません。場合によっては給排水設備やトイレにも影響があり、通信機器や火災警報器などにも支障があるかも知れません。そのほかにも避難してきた方々が必要とする電源などもあると思います。これらへの対応策についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

奥物部ふれあいプラザの電気を全てカバーする非常用の発電機の設置は難しいと考えておりますが、現在考えているのは、移動用の小型発電機での対応を考えています。

なお、現在2台は小型発電機の確保はできています。それにより照明、携帯電話の充電や、容量の小さな家電製品の充電等に使用したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 小さなもの、テレビとか冷蔵庫は小型の発電機ではなかなか難しいと思うんです。小型の2台で大丈夫でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

テレビのほうは発電機で多分大丈夫だと思いますけど、冷蔵庫は容量がかなり大きいので、冷蔵庫を小型の発電機で動かすのは、ちょっと負荷がかかり過ぎるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） この自家発電があるところの避難所といたらずごく限られている、本庁とか支所とかというところで、ほかには余り数的にはないということをお聞きをしたわけですが、このままこれでいいのかどうか、ひょっと停電が、今現在は割とすぐ復旧しますけれども、それでも長期にかかたりしますし、冷蔵庫なんかつかない場合には、ひょっとしたら食事の関係もありますけれども、持ってきたものが腐るとか出てくるだろうし、自家発電装置というのは避難所としては必要なものになるんじゃないかと思うんですけれども、その点についてはどう考えたらよろしいでしょうか。ひょっと防災対策課のほうに聞いたらよろしいでしょうか、自家発電の設置というか、必要ではないかと思うんですけれども、その点。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 防災対策課のほうでは、災害に備えまして非常食とかトイレ、ベッドなどの備蓄品や運営に関する業務などソフト事業を行っております。ハード整備につきましては、施設の耐用年数を勘案したり、大規模修繕や改修など、財政面にも影響を受けるため、長期的な見通しが必要となると考えております。このことから考えましても施設管理課において整備するものと考えますが、防災対策課としまし

でも一緒に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、防災対策課のほうも一緒にこのことについて検討していただけるということでしたので、よろしくをお願いします。

それでは、②の質問に移ります。

高齢者や足腰が不自由な方々にとって、洋式トイレは欠かせません。現在は1階と2階に洋式トイレが男性用は1カ所、女性用は2カ所ありますが、これだけで対応できるでしょうか。また、洋式トイレも車椅子で入れるほどの広さ、スペースなんかはありません。緊急時用の簡易トイレなどの準備も必要ではないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員の御質問にお答えします。

現在、比較的健康な方は2階の多目的ホールに避難をお願いし、身体不自由な方や疾患のある方は1階の和室に避難を案内しています。

なお、和室の近くには障害者用トイレもありますし、トイレが使えない場合は簡易トイレとプライバシーテントは、奥物部ふれあいプラザに備蓄しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら、大丈夫だということでもいいですかね。

そしたら、③の質問に移ります。

プラザには床に敷くシート類、ベッド、布団、非常食などを備えつけておく場所が確定していないと聞きました。ほかの部屋などの活用が好ましいのですが、利用できない事情などがある場合は、例えば、舞台裏の暗幕の裏に収納棚を設置するなどの工夫も可能なのではないのでしょうか。早急に関係者間で協議され、最善の備蓄場所を準備し、避難所としての機能を備えるよう求めます。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

自分も先日、奥物部ふれあいプラザのすき間というか、あいているところを探したんですが、暗幕の後ろも見ました。すき間というか置けるスペースはありませんでしたので、今後なお、倉庫等を片づけたりいろいろしながら備蓄できないか確認し、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） あっちこっちから持ってきてということはなかなか大変なことになりますので、この場所に備蓄場所を確保していただきたいと思いますので、早急に検討をお願いしたいと思います。

それでは、④の質問に移ります。

運営上の課題についてお伺いいたします。

避難所開設に際して、混乱などがないように避難所運営マニュアルの整備と、災害対策関係者等を対象にした事前訓練を実施して、手順を徹底しておく必要はないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員の御質問にお答えします。

大規模災害時には、物部支所職員は災害対応が主となり、避難所運営を行うことは難しいと考えております。そのため、地域の方が自主的に避難所を開設する訓練は必要と考えております。奥物部ふれあいプラザは避難所運営マニュアルの整備はできており、平成30年度には民生委員さんを対象に事前訓練を行いました。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 運営マニュアルはできているということで、民生委員さんの訓練を平成30年度には行ったということですが、事前訓練は本当に必要ですので、今後、具体的に計画があればお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 御質問にお答えいたします。

今後のスケジュールというのはまだ定まっておりませんが、物部支所と防災対策課との協議を行いながら、地域の自主防災組織を中心に避難訓練を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） できるだけ早目にそういったことは取り組んでいただきたいと思います。

それでは、⑤の質問に移ります。

避難するときは食料持参でということで周知されていましたが、山奥からの避難者は食べ物を買出しにも近くに店はありません。家で調理して持ってきて、夏場は食べ物が傷みやすく食中毒などの危険性もあります。こんなときこそ非常食の活用を積極的に行うべきであり、可能であれば炊き出しなども行えるような態勢を整えておく必要があるのではないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員の御質問にお答えいたします。

避難準備・高齢者等避難開始情報が出たときは食べ物の準備を呼びかけますが、被災を受けたり、被災を受けそうになって緊急に避難してきた方に非常食を提供しています。また、持参した食料がなくなった方に対しても非常食を提供しております。持参した食

料が傷みやすいものは、現在は冷蔵庫に保存していますが、停電等で冷蔵庫は使えなくなる可能性もあり、日ごろから非常食と言われる保存食の準備をしておいていただき、避難準備・高齢者等避難開始情報が出たとき、食料として保存食を持参していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 保存食を準備していただいたら一番いいのかと思うんですけども、なかなかそこまでいっていない場合には、放送で避難するときは食料を持参してくださいと聞いたら、もう避難をやめようかというふうな、そういったお声もお聞きいたしました。日ごろは保存食も準備してください、どうしてもできんかった場合には非常食もありますよというふうな、もう少し丁寧な説明をしていただいたらいいのではないかと。高齢の方はそのまま直に聞きますので、そんなら食料がないき、もう行かれんねというふうな感じで直に聞いてしまうところもありますので、そういった点でもう少し丁寧な説明があったらいいんじゃないかと思いますが、その点についてお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） お答えいたします。

避難準備情報が出た後に食料を持ってきてくださいというような文言を今放送しておりますが、今後これをどういうふうと考えていくかというのは、このままこの文言でいくのか、ちょっと変えていくのかというのは、また防災対策課とも協議しながら、また香北支所とも協議しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、⑥の質問に移ります。

プラザのほうは、一帯を見回せる大広間では着がえも容易にできません。特に女性にとっては深刻な問題です。着がえ用スペースとして部屋があればいいのですが、難しい場合は、プライバシー保護のためにも間仕切り等の確保が必要ではないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

着がえ用のスペースは必要と考えます。現在考えていることは、物部支所のパーティションや文化展のパネル、それから、プライベートテントを利用して間仕切り、着がえ用スペースを確保していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。⑦です。

工事に伴う課題についてお伺いたします。

物部町全域の住民が対象となりますと、それなりの移動手段が必要になりますが、公共交通の運行状況や高齢者や足腰が不自由な方々がおいでる家庭などの場合は、車での移動はやむを得ません。隣近所で乗り合わせをするのにも、運転できる人は少ないなど問題が多い場合があります。

しかし、現在のプラザの駐車場は、大栃橋の工事のため駐車場が極端に少なくなっています。一人でも多くの避難者を受け入れるために、避難所以外に臨時駐車場を準備することも検討しておくべきではないでしょうか。また、場合によっては臨時バスやタクシー等による緊急送迎の手だても検討しておくべきではないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 山崎議員の御質問にお答えします。

物部町は土地が狭く、車をとめるスペースは限られています。避難準備・高齢者等避難開始情報が出されたら速やかに避難を開始し、公共交通機関や地域の力をかりて乗り合わせ等で避難をしていただきたいと考えております。

また、駐車場スペースは山崎公園ぐらいと考えておりますが、状況により物部グラウンドの利用も、短期間ではありますが利用できる可能性もあります。大規模災害が発生したときはできるだけ自家用車の移動は避けていただき、地域の方の力をかりながら避難所まで移動をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 大規模災害時は自家用車は避けて、地域の方の力をかりてというのは、どういう形の力になるということでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 地域の方の力というのは、自分の考えですが、消防団とか自主防災組織、親類縁者、今考えているのがそれぐらいですけど、その方なんかの力をかりて、避難をしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そういった力もちろん必要であるだろうし、場合によっては、先ほど言ったように臨時バスとかタクシーとか、そういった緊急送迎の手だても、やっぱり頭の中に入れておかないといけないのではないかとということで質問をしたわけですけれども、再度見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 物部支所長、近藤浩伸君。

○物部支所長（近藤浩伸君） 臨時バス、タクシー等の輸送するための移動手段ということで、行政のほうからそういうものを調達するというのは、大規模災害のときには難しいのではなかろうかと考えますので、先ほどもお答えしたように、地域の力をかり

ながら避難していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） もちろん地域の力も大事です。臨時バスとかタクシーとか、あらゆるそういう緊急送迎の手だても検討しておくべきではないかということで、質問をいたしました。これがいかんきこれということ、こういう方法もあるということも考えておいたほうがいいのではないかとということで質問いたしましたので、その点御理解、お願いいたします。

それでは、3番目の福祉避難所に関してお伺いいたします。

①です。

災害から身を守るためには避難することは重要です。しかし、体が不自由で介護や配慮が必要な方々、そして、その御家族の方の中には、人に迷惑をかけるからと避難をちゅうちょしてしまう方がおられます。また、今までは避難していたが、介護が必要になったので避難することをやめたという方もおられます。

そのような方々が安心して避難できるように福祉避難所があります。本市の指定福祉避難所は、広域福祉避難所が6施設、市内の高齢者施設が4施設指定されています。要配慮者はまず指定された一時避難所に避難し、そこから心身の状態に合わせて福祉避難所に避難するということになっているものと思いますが、具体的にはどのような手順になるのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

本市では、大規模な災害が発生し、高齢者や障害者など、避難生活において特別な支援が求められる方、いわゆる要配慮者への対応が必要となる事態に備えて、福祉避難所設置・運営マニュアルを作成しております。

福祉避難所の利用の対象となる要配慮者の避難については、その状態に応じた適切な対応が重要であることから、マニュアルでは福祉避難所の機能を段階的、重層的に設定し、対処することとしております。

災害が発生し、または発生のおそれがある場合で、指定避難所に避難してこられた方の中に福祉避難所の利用の対象となる方がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、指定避難所、これは主に小中学校、規模の大きな公共施設となりますが、その中に介護や医療相談等を受けることができる空間、福祉避難スペースと呼びます、を確保することとしております。ここでは、専門性の高いサービスは必要としないものの、一般の避難所では避難生活に困難が生じる要配慮者を支援することとしております。これと同時に、あらかじめ協定を結んだ施設の管理者に福祉避難所の開設を要請いたします。

福祉避難所を開設したときは、要配慮者やその家族、自主防災組織、地域の住民の方に速やかにその場所等を周知し、受け入れ態勢が整い次第、福祉避難所の対象となる方

を受け入れます。障害の程度の重い方など、より専門性の高いサービスを必要とする要配慮者で、福祉避難スペースでは避難生活が困難な方については、設備や体制の整った施設、これは老人福祉施設や障害者支援施設などが当たります、に移送することとしております。

また、南海トラフ地震など、災害救助法が適用されるような大規模災害では、各市町村の枠を超えた広域的な対応が必要となるものと想定され、南国市、香南市、大豊町との間で、知的・発達障害児者を対象とした、広域福祉避難所の設置、運営について協定を結んでおり、市外施設への移送も想定した避難手段を整理しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） まずは指定避難所に避難をされて、必要な方がいたら体育館などの福祉避難スペース、それと福祉避難所、専門性の高いところへ必要な方を状態に合わせて、そちらのほうへ避難をしていただくということですね。

それでは、②の質問に移ります。

各福祉避難所の受け入れ人数と受け入れ態勢についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

各施設における要配慮者の受け入れ可能人数は、かがみの育成園が7人、ウィッシュかがみの24人、ワークセンター第二白ゆり17人、障害者支援施設白ゆり12人、山田特別支援学校50人、養護老人ホーム白寿荘5人、特別養護老人ホーム白寿荘5人、特別養護老人ホームウェルプラザやまだ荘8人、ケアハウス好日館5人で、これに市外であります南海学園の10人を加え合計143人でございます。また、介助者としての家族などの受け入れ人数163人を加えますと、総数で306人となります。

受け入れ態勢につきましては、大半の施設が平日の開所時間帯は施設職員での対応が可能だが、発災が夜間・休日となった場合は参集人員が限られることが予想され、地元ボランティア等による協力が必要と考えていることがヒアリング調査で判明をいたしました。今後、施設所在地域の自主防災組織等に協力を要請したいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 受け入れ人数としては143人ということですが、実際、本市の要配慮、配慮が必要な方に対しての受け入れ可能人数、この143人というのは少ない状況やと思いますけれども、この状況に関してはどういうふうにご考えておられるでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

香美市地域防災計画では、地震被害想定におきまして発生頻度は極めて低いものの、

発生すれば甚大な被害を及ぼす最大クラスの地震の場合、避難所への避難者数を最大4,700人と想定しておりますが、その内訳として福祉避難所への要配慮者の避難者数は示されていないところでございます。

ただ、ことし3月時点における避難行動、要支援者の人数が928人であることからすれば、ただいま申し上げました143人という収容人数は十分とは言えないと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 十分ではないということですが、そうしますと、今後も福祉避難所の指定というものを考えていかれているのか。また、それ以外に何か方法、ほかに何か対策を考えていればお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

地震発生時に家屋が倒壊し、命を失うことになれば避難所へ行くことはかないません。避難行動の前提として住宅の耐震化、家具の固定は不可欠であると考えます。住宅の耐震化によって家屋の倒壊を防ぐことは、居住者の安全を確保することだけでなく、自宅を失い、避難所に行かざるを得ない被災者を減少させる効果もでございます。住宅の損傷が軽微であれば在宅生活を続けることも可能となり、環境の変化に対して脆弱性の高い要配慮者にとってはストレス軽減にもつながります。福祉避難所として限られた施設を有効に機能させるためには、避難所で命をつなぐ対策を公助で進めることはもちろん、自助でも命を守る対策に取り組んでいただくことが重要であると考えます。

また、これに加えて、福祉避難所の広域ということに関しましては、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今後も広域の指定避難所という形で検討していくということですかね。耐震化ももちろん大事です。でも、耐震ができない場合もありますので、福祉避難所があると、やっぱりお体の不自由な方々にとっては安心できますので、全員がなかなかそちらへということもできない場合もありますけれども、安心できる環境を整えていただきたいというふうに思います。

それでは、③の質問に移ります。

福祉避難所運営マニュアルの整備や避難所訓練の状況についてお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

本市作成の福祉避難所設置・運営マニュアル及び広域福祉避難所の設置・運営マニュアルは、10施設の全てに配付しております。これまでに、福祉避難所の設置・運営訓

練を実施した施設は4施設で、今月26日は1施設で実施予定となっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） マニュアルはあるということで、実際避難所の訓練をしたのは4施設ということですが、どこの施設かお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

かがみの育成園、それから、ワークセンターしらゆり、それから、ウィッシュかがみの、山田特別支援学校、5施設でございました、それに白寿荘が加わっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そしたら5施設ということですか。わかりました。

なかなか福祉避難所を指定するというので、施設側もいろいろ課題等もあるかと思うんですけども、訓練を実施してどうだったのか、この5施設、課題とかそういったところ、何か対策が必要なところとかということがございましたらお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

福祉避難所の設置・運営訓練につきましては、災害時を想定した関係者による図上訓練など、災害発生後から福祉避難所の開設、運営までの具体的な手順を確認する内容となっております。今後もこういった初動での行動が速やかに行われるように繰り返し訓練を行い、そこで洗い出された課題を一つ一つ克服していくといったことが必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 繰り返し行うということで、今月の26日に白寿荘で行われるということですが、あと山田荘とか、好日館とかほかの施設もありますけれども、そういったところもそしたら訓練をする計画はあるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

先ほどおっしゃられました2施設につきましても、訓練のほうは見学に行けるように聞いておりますので、今後の訓練にぜひ生かしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、④の質問に移ります。

香美市地域防災計画では「福祉避難所に関する情報を広く住民に周知を図る。特に、

要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を図る。」と記載されています。福祉避難所の周知についてどのように取り組んでいるのか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

福祉避難所の設置につきましては、施設側との協定締結を報じる記事を過去3回、広報香美の誌面、ホームページに掲載しております。また、香美市総合防災マップには、指定避難所に加えて福祉避難所の一覧表を掲載しており、自治会を通じて市内全戸に配付いたしました。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 広く市民に知らせたということですがけれども、特に要配慮を必要とする方とかその御家族の方、あるいは自主防災支援団体、そういった方々に対しては、何かの方法でお知らせをすとかいうことはされているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

今後、災害時避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めていく過程で、そういった関係者の方、また、御本人はもちろんですがけれども、福祉避難所の所在等、情報提供をできようかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 私も要介護者を介護していたんですがけれども、そういった福祉避難所に関する詳しい情報というのは、別に何かのお知らせみたいなものできたことはないのか、十分に本当に周知されているのか。所在だけではなくて、やっぱり今ある福祉避難所が、その対象者を全員受け入れることはできないわけですので、そうした福祉避難所とはどういうところか、市民の方にも理解をしていただくということが必要になると思うんです。以前新聞でちょっと報道で見たのに、福祉避難所を開設したことを知らせる自治体と知らせない自治体があって、知らせない場合は対象外の方が殺到するのではないかということで、公表を控えているというような記事もあったわけですがけれども、やはりきちんとそれは公表を私はすべきだと思いますし、そしてまた、所在があるだけじゃなくて、福祉避難所というのはどういう役割を持っているのかというものも含めて、理解を広げていっていただくということが重要だと思うんですがけれども、周知について、再度お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

福祉避難所はより専門的な支援や援助の必要性の高い避難者のために確保されるもの

であり、一般の指定避難所で生活可能な避難者に対しましては、受け入れ対象とならないことをあらかじめ周知しておくことも非常に重要なことだというふうに考えております。議員の御指摘いただいた点につきましては、今後の広報啓発活動に生かしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

- 議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。
○11番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。
○議長（比与森光俊君） 15時まで休憩します。

（午後 2時45分 休憩）

（午後 2時59分 再開）

- 議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

11番、山崎晃子さん。

- 11番（山崎晃子君） それでは、続けて質問させていただきます。

3番目です。生活支援ハウス、こづみに関してお伺いいたします。

①です。

災害等による道路や家屋の崩壊で自宅での生活が一時的に困難な状況になったときに、生活支援ハウス・こづみを利用する場合があります。居室には電磁調理器とエアコンがなく、共有の洗濯機が2台あるのみで、そのほかの生活必需品は全て持参しなければなりません。災害対応の場合、急なことで何もかも持参しなければならないと聞くと、施設を利用することが安全・安心であってもちゅうちょしてしまいます。

過去の議会における答弁では、数人分程度の身の回り品を置いておいたらいいのではないか、寝具や食事をして寝れる程度の最低限の生活用品を予算要求していくとのことでしたが、どのようなものを整備されたのかお聞かせください。

- 議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

- 健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

平成25年度に布団4組を初め、ケトルや鍋、フライパンとか、まな板や包丁とか、食器などを16品目整備しております。

- 議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

- 11番（山崎晃子君） 16品目、ちょっと私こづみで確認したのに、鍋とフライパンみたいなものは見たわけですがけれども、ほかにもあったわけですね。そしたら、皿とか茶わんとか、そういったものも含まれているということでしょうか、確認します。

- 議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

- 健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 9月4日に私もこづみのほうに参りまして、こづみの職員と確認したところ16品目ありまして、一定のこの在庫で、これから避難

者の方が出た場合には対応可能と考えております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） できればこれは避難とか緊急時に使うものということで、場所もそうですけどもわかるように提示しておくとかということも必要ではないかと思っておりますので、その点お願いいたします。

それでは、②の質問をいたします。

私が先日こづみの状況確認に行ったとき、寝具は衛生的とは言えない状態で居室の棚に置かれていました。何組あるのかもわかりませんでした。使用した後は毎回クリーニングをして、いつでも緊急時に使用できるように保管しておくべきではないでしょうか。クリーニングなどの対応はできないものか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

クリーニングの必要があるのかどうかを含めまして、在庫のほうを確認させていただきましたところ、山崎議員さんがいらっしゃったときのお布団はうちの管理のものではなくて、うちの在庫の分は全くさらのままで保管されておりました。避難者以外の方の生活支援ハウス利用者の方の持ち込み物だったというふうにお聞きしています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そのあたりが、市のほうで整備したものということが多分十分に行き渡っていないということですよ。もしそうであるならば今回、平成25年にそろえたものはこれですよということでお話が聞けたかと思うんですけども、そうではなかったということですので、そのあたりの管理の仕方、そういったことも考えていただきたいと思っております。もう何も使われずにそのままということでしたので、ひょっと何かのときには、こういった品物が緊急時には使えますよというところを緊急的に避難してきた方にもはっきりわかる、こんなものがありますと、全部何もかも布団も負うてこんでも、こんなものがありますよということの話ができるようにしていただきたいと思っておりますが、ちょっとその点もう一度お願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

9月4日に私がこづみに行きまして確認したときに、さらのままでありましたけれども、やはりこづみの荷物といろいろいっぱいになっていましたので、そこに棚がありまして、それで健康介護支援課所有の分と、それから、こづみの所有の分につきましては整理をその場でいたしまして、これが健康介護支援課の分、それから、こちらはこづみの分というふうに分けさせていただいたことと、それから、今まで名簿がありませんでしたので、避難者用の購入リストをつくりまして、こづみの方とも紙ベースでも共有をするようにいたしております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、よろしくお願いいたします。

③の質問に移ります。

夏場は食べ物が傷みやすく食中毒の危険性もあります。そのため冷蔵庫は必需品となります。しかし、山間地では自宅まで車でいけないところもあります。また、道路の崩落などで山道を上り下りしなければならないところなど、避難者及び入居者が自宅から冷蔵庫を持ち出すことに困難を伴う場合があります。布団から鍋・茶わんなど、細々したものを持っていかなければならない上に、重い冷蔵庫まで持っていくとなると大変な作業です。冷蔵庫を各居室に整備してはどうかと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

現在、こづみには、そのような方のために自由に使える冷蔵庫を寄附等により2台準備しております。冷蔵庫につきましては、管理をしていくのが非常に困難で、隅々までクリーニングせずに放置すると、電源を落とした状態で管理することがありますと、やはりカビの発生とかいうことが問題になりますし、電源を入れたままだと電気料金が発生することから、今のところ、各部屋への整備のほうは考えていない状態です。

しかしながら、自宅から持ち出すことが困難な方がいらっしゃることや、その都度購入するには高額になり、避難してくる方に大変負担になると思いますので、今回の場合のように、社会福祉協議会さんとか、それから、住民の方からの今回も寄附がありまして、避難者の方もこづみに入居できるようになりましたので、そういう避難者の方の負担はできるだけ軽減できるように、その都度対応は検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今回、寄附があつて、それでよかったということですがけれども、確かに管理が大変ということもわかります。冷蔵庫を持つてくることにちゅうちょして、そういったところでこづみが安全・安心であってももうやめたと、行きたくないということにならないように、社協、住民の方が寄附してくれたということですがけれども、そういった対応を今後もしていただきたいと思います。その点、再度お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） この件につきましては、やはり災害というのは急に起こりますので、避難してくる方への負担というのは大変大きいと思っております。今後もその都度、きちんと対応できるようにしていきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。4番目です。

集落づくりに関してお伺いいたします。

私たち産業建設常任委員会は、7月29日から30日に行政視察を行いました。視察先の一つに本市と姉妹都市であるあわら市を訪問し、あわら市観光振興戦略について研修させていただきました。あわら市観光振興戦略は、首長の熱い思いで策定されたと聞きました。その中で地域との連携を考えると、地域を活性化させないと地域との連携ができないのではないかと、129集落の現状と抱える課題の聞き取りを全職員が4班集体で地域に出向いて調査をし、地域カルテにしたと聞きました。その調査をもとに新たな制度を創設し、地域に応じた支援体制の充実を図っているとのことでした。

その地域にどのような課題があり、どのような対策が必要なのか、また、今後の課題やほかにはない魅力的な資源や行事、独自の取り組み等、各集落の実情を把握することは今後の集落づくりに役立つのではないかと感心させられました。本市においても参考になる取り組みではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

一応資料といたしまして、あわら市でいただいた資料をつけております。先ほども言いましたように、集落に出向いての聞き取り調査ということで、「集落活動を行う担い手の不足や集落が管理する施設の老朽化、鳥獣被害の拡大などさまざまな問題を抱えていることが分かりました。」ということで、この集落の問題や現状がここに記載をされております。また、一方で各集落にはほかにはない魅力的な資源や行事があるというようなことも書かれていまして、そうした聞き取り調査したことで、どういった支援が必要かという、集落に対しての支援を考える一つのツールということになるかと思えます。それで、新しい制度として今年度は集落ときめき活動事業補助金とか、まち・むらときめきセミナー、それから、ワンストップ区長相談窓口などを創設したということで、こうした現状を把握して何が必要なのかというところを、支援の創設へつなげていっているということのあわら市の取り組みです。

本市においても参考になるとは思います。お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 山崎晃子議員の集落づくりに関する御質問にお答えいたします。

当市では、行政が地域の声を聞く手段として、毎年5月ごろに旧3町村の各会場に市の執行部が出向き、全自治会長を対象に行政連絡会を実施しております。行政からの報告の後、各自治会長様に事前に地区内で取りまとめたいただいた質問事項について、執行部から回答をしております。さらに香北地区、物部地区に関しましては、それぞれの自治会長会会長が主催して開催されます自治会長会に関連部署が出向いて、地区からの要望や意見交換を行っております。

また、昨年度からは、市長と地域住民との地区懇談会として、香北町で2地区、物部町で2地区において各地区の公民館へ執行部が出向き、地域住民との懇談会を開催し、地域住民の意見や要望を聴取したり、また、意見交換を行っております。今年度は土佐山田町で開催することとなっております。現在1地区で8月に開催済みでございます。

て、ことしじゅうにあと2地区が開催予定となっております。この地区懇談会では、事前に質問をいただく場合もありますが、当日会場において地域の皆様に忌憚のない率直な意見を多々いただいております。今後の市政の方向性を探る検討材料となっております。

また、地域への補助金制度としては、地域の振興やコミュニティーの形成を図る事業に対して地域活性化総合補助金の制度があり、平成30年度は59件、1,630万4,000円の補助金を交付しております。

また、中山間地域対策として、物部地区は地域担当職員制度がございまして、8班で16人に分かれて職員が地域を訪問しております。香美市全体では現在12名の地域づくり支援員を雇用しております。各地域の実情に応じたきめ細かな支援を実施しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今、本市が取り組んでいることの御説明をしていただきましたけれども、あわら市では、この地域を知ることに関して、やはり全職員が地域に出向いて聞き取り調査をしてカルテにしたということですので、本市では先ほど言われたことをしておるわけですが、本市において、このあわら市の取り組みというものはもう取り入れる部分はないと、本市はこういうことをやりゆうの御見解でしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

全職員が地域に出向いてというのは、今の時点ではなかなか難しいかなとは思っております。物部のほうではそれぞれ地域の担当職員制度がございまして、支所の職員がそれぞれに訪問しておりますし、自治会長会などにも管理職がそれぞれ出向いてお話をいろいろ聞いておりますので、現在はそういうふうな状況であろうかと思っております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） この取り組みを何か一つでも取り入れていただいて、例えばカルテというか地域懇談会の状況、地域へ出向いて行ってするわけですので、そういったものを記録として残して次の施策へつなげていくというところで、そういったものを残していつているかと思うんですけれども、地域担当職員制度も多分そのカードを残していつているかと思うんですけれども、実際に地域に出向いて行って、地域の声を聞くということは大変大事なことだと思うんです。もちろん行政連絡会では、自治会長さんが来て地域の現状をお話しすることかと思うんですけれども、自治会長さんに伝えられていない部分もひょっともしかしてあるかもしれないので、やっぱり地域に出向いてその地域の現状を知りながら、必要な支援につなげていくということが大事であると思うんです。ですので、そのあたり何か取り入れる部分はな

いと、もうこれで十分だというふうなお考えでよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） なかなか、あわら市のほうは先進的な取り組みをしておるといことで、このまち・むらときめきプランといことで、香美市のほうも香美市振興計画や、また、まち・ひと・しごと総合戦略が、基本理念とか、あわら市と同じような形になろうかとは思っています。

先ほども説明をさせていただきましたが、昨年度から市長と地域住民との地区懇談会につきましては、それぞれ山田につきましてはことし東本町、旭町2丁目のほうに市長と一緒に執行部8名が出向いていきましたが、22名ぐらい市民の方がおいでしております、町内会の加入とか、指定ごみ処理の場所とか、街灯の設置とか、防災井戸の確保とか、さまざまなことをざっくばらんにお話もしていただきました。そういうふうにして生の意見を聞くということは大事なことと思っております。あと2地区また行く予定でございますので、そこでまた地域住民の御意見もいただきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） できればたくさんの方に出向いていって、声を聞いていただきたいと思うんですけども、昨年からはじめてということですので、今後も継続して行われていくんだろうとは思いますが、市長の御見解をお聞きしたいと思えます。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 山崎議員の御質問にお答えをしたいと思います。

あわら市の取り組み、大変すばらしい取り組みだと思いますし、そのカルテをもとにして、それぞれのまちを元気にしていこう、それぞれの集落を元気にさせていこうという取り組み、非常に参考にもしなければならぬところがあるかと思えますけれども、それぞれの自治体が向かっているところは結果的には同じことだと思えます。それぞれのまちを、それぞれの集落を元気にして、そこで暮らしている人たちが安心してやっていけるように、さまざまな課題が解決されるようにしていこうということについては、どの自治体も同じように汗を流しておられる。ですから、あわら市の取り組みもこれは本当にとつやり方だと思いますし、香美市でやっていることも決して私は劣っていることではない。積み重ねてやってきていることですから、誇りを持ってやるべきだと思いますし、全国1,700の自治体がそれぞれにやっていく、そのことに学んでいくことが大事だといふふうに思えますので、あわら市の取り組みについても、今後も私は佐々木市長とも意見交換をさせていただきながらやっていきたいと思えます。

また、こちらのほうにも秋にはおいでくださるといふことですから、そのときに実はこういう大変なこともあるんだといふことも、そのときにもお聞きもしたいと思えます。ざっくばらんにお話をしながら、お互いがどんなふうになっているのか、意見交換をしながらやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたしま

す。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 市長から見解をお伺いいたしました。市長の言われるように、自治体それぞれの取り組みということになるとは思いますが、何か参考になる分があるんじゃないかということで、この質問を取り上げさせていただきました。

また、市長が昨年から地区懇談会を実施しているということをお聞きをいたしまして、やはり地域の声をじかに聞くということは本当に大事なことでありますし、また、市民も市長に来てもらって、ざっくばらんに聞いてもらえるということは、市民の側にとってもすごく安心感があると思うんです。ですから、やはりこういったことを地道に積み上げていただければというふうなことを思うわけですが、ぜひ地域の声を続けて聞いていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に移ります。最後の5番目の質問になります。

3歳児健診に関してお伺いいたします。

昨年11月30日付の地元紙に「弱視発見へ高精度機器を」と題して、土佐市民病院の取り組みが掲載されておりました。専門医によると、眼鏡やコンタクトレンズを使っても視力を矯正ができない弱視は、100人に二、三人の割合で見られる。5歳ごろまでに発見できれば治療用の眼鏡などで改善するが、視力の発達がとまる10歳ごろ以降では治療が難しくなる。特に片目だけの不同視弱視は外見からはわからず、親が発見するのは難しいため、市町村が実施する3歳児健診で見つけることが重要とのこと。日本小児眼科学会などが2016年にまとめた3歳児健診における視覚検査の提言でも、健診会場で機器による他覚的屈折検査を併用するよう推奨しているそうです。

県内では土佐市、高知市、南国市などが、3歳児健診にスポットビジョンスクリーナーという機器による他覚的屈折検査を導入していると聞きました。弱視の早期発見のために本市も検討すべきではないでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、子供の視力は3歳までに急速に発達し、6歳ごろまでにはほぼ完成するため、発見がおくれた場合は生涯弱視となってしまいます。そのため、3歳児健診で早期発見し、早期治療をするということが重要です。香美市でもこの8月の3歳児健診から、県所有の機器をお借りして屈折検査を導入いたしました。8月に実施したときは、特に問題なく実施できたと報告を受けております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 県所有の機器で実施を始めたということですが、これはずっと貸していただけるというものでしょうか。市としてやはりそういったものを備えるということが大事ではないかと思うんですけれども、その点お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

香美市のほうでもぜひ購入を考えておりますが、現在、県のほうからお借りしている分は田内眼科の先生から県に2台の寄贈がありまして、それを西と東の保健所が持っていて、うちだと安芸福祉保健所まで借りにいかなければならない状況になります。なかなか借りに行くのも時間もかかることですし、ほかの市町村も使っておりますので、できればうちでも購入を考えていきたいと担当課では考えております。

○議長（比与森光俊君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひ早く、早期に発見してすることが大事ですので、そういった必要な機器は導入をしていただければというふうに思います。

以上で私の本日の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をいたしました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は9月11日午前9時から開会します。

（午後 3時27分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第4回

香美市議会定例会会議録（第3号）

令和元年9月11日 水曜日

令和元年（2019年）第4回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和元年9月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月11日水曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長兼農業委員会事務局長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課参事	奥村周也
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	公文薫	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	明石清美		

【教育委員会部局】

教育次長	岡本博章	教育振興課長	横山和彦
生涯学習振興課長	黍原美貴子		

【消防部局】

消防長	寺田潔		
-----	-----	--	--

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和元年（2019年）第4回香美市議会定例会議事日程

（会期第10日目 日程第3号）

令和元年9月11日（水） 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 17番 村 田 珠 美
- ② 12番 濱 田 百合子
- ③ 10番 舟 谷 千 幸
- ④ 15番 小 松 孝
- ⑤ 6番 森 田 雄 介
- ⑥ 1番 萩 野 義 和
- ⑦ 16番 依 光 美代子
- ⑧ 19番 島 岡 信 彦
- ⑨ 7番 利 根 健 二
- ⑩ 5番 笹 岡 優

会議録署名議員

13番、山崎龍太郎君、14番、大岸眞弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可します。

17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 皆様おはようございます。17番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず1つ目、各種イベント、スポーツ、災害時等に利用できる多目的市民広場を。

私たちはスポーツに親しむことによって、爽快感、達成感、仲間との連帯感等、精神的な充足感、さらには体力の向上、ストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進に大きな効果を得ています。

また、スポーツには人間の可能性の追求、競技に打ち込む選手のひたむきさ、また、高い技術は見る人に夢や感動を与えてくれます。スポーツの持つ社会的意義には、青少年の健全育成、地域コミュニティーの醸成、経済発展への寄与、国際友好・親善派の貢献などがあると言われてしています。

本市にも屋外スポーツとしてサッカー、野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ、ウォーキング、陸上など、地域で頑張っている方々がたくさんいらっしゃいます。今回は、その場所としてグラウンドと多目的広場について質問をいたします。

社会体育施設のグラウンドは、学習施設の一覧を見てもみると、学校体育施設等を除いて土佐山田スタジアム、市民グラウンド、土佐山田町グラウンド、平山グラウンド、香北グラウンド、物部グラウンドの6施設があります。この中で、土佐山田スタジアムの利用は、去年は年間約60回ぐらいありました。季節、種目によっては手軽には利用できません。また、ほかのグラウンドも設備が整っていないために大会もできないので、サッカーなどのスポーツ少年団などは利用しにくいと聞きます。

健康で生き生き、心身ともに元気に暮らせるまちづくりを目指し、スポーツや生きがいを持って生活することはとても大切だと思います。

市民の方々から運動、スポーツ、レクリエーション、夏祭り、マルシェ、子供たちが伸び伸びと遊べて各種イベントも開催できる、子供からお年寄りまで誰もが手軽に利用できる場所が欲しいと聞きます。また、その場所が災害時に、避難所や救助の拠点として活用もできると安心につながる、そんなグラウンドと市民の広場について順番に質問をさせていただきます。

まず、①の質問です。

屋外で運動されているスポーツ少年団と、体育協会が把握している社会スポーツ団数

と種目を伺います。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。

スポーツ少年団は18団体で、そのうち屋外で運動されているのは少年野球、サッカー、ソフトボールが各2団体、陸上が1団体の合計7団体です。

市民スポーツ団体は187団体あり、屋外で運動されているのは野球、ソフトボール、サッカー、陸上、ペタンク、グラウンドゴルフ、テニス、ホッケー、マレットゴルフの合計65団体になっております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ありがとうございます。スポーツ少年団が7団体、大人の方の団体が65団体ということで、スポーツ少年団のほうが少し減ってきているのではないかなというふうには思いますが、前回質問をさせていただいたときから比べますと、部員数もかなり減ってきたというところと、休部になっているところもあるというふうなことを聞いておりますが、原因等はつかめておりますでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 少子化が原因かと思えます。特にアンケート等をとって調査などはしておりませんが、子供の数が減っていますのでそれが要因かと思えます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ②の質問です。

練習場所、照明、設備等で何か相談を受けたことはございませんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 練習場所については、グラウンドの水はけが悪いと御意見をいただいたことがあります。照明設備があるグラウンドは7カ所ありまして、市民グラウンドの照明が暗いという意見もいただいております。市民グラウンドは令和2年度に改修工事を予定しておりますので、その中で照明設備などの改修も見込んでおります。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） スポーツ少年団の子供たちも日々元気に大会を目指して練習に頑張っています。指導者や保護者の方々からは、設備の整った場所で子供たちに練習をさせてあげたい、年間数回ある大会も他市での試合となり、グラウンドがないから地元ではできません。この大会が香美市内の設備が整ったグラウンドで開催できると、子供たちに自信をつけさせてあげることになるのにといい声もずっと聞きます。勇気、自信、行動力を得ることで、早いうちから自立した考えを持つようになり、社会への適応力が養われ、学校での交友関係も広がり、ポジティブな思考になると言われます。スポーツは子供の可能性を大きく伸ばしてくれます。

平成26年12月の定例会で、大会ができるグラウンドということで質問をいたしました。前回の担当課長は、現時点では総合的な屋外スポーツの整備をする計画はない。しかし、老朽化してまいりますので、長期にわたる計画の中で今後検討していく必要があると、今の時点ではそういうふうに考えていますとの答弁でした。あれから約5年が経過をいたしました。

③の質問です。

大会の開催ができるグラウンドがあると、大会そのものと子供たちにとっても活気が出ます。このことにより関係人口が増加となる、そんなことにもつながるグラウンドが欲しいという声に対しまして、見解をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） グラウンドだけでなく体育施設の規模についても、近隣市などと比べて香美市にももっと大きなものが欲しいという御意見をいただきましたことがあります。大きな体育施設があれば、関係人口の増加において効果が見込めるとは思いますが、その建築工事費、維持管理費、人件費などを勘案すると、体育施設などの新設は難しいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 維持管理費ということが出てまいりましたが、維持管理費のほうはその施設の規模によっても違うと思うんですけれども、グラウンドの場合はやはり皆さんが言うのには、人工芝とかではなくて土でできたグラウンドが欲しいというふうなことを聞きます。用地等の問題があるかもしれませんが、ぜひ前向きに考えていただけたらありがたいです。

先ほど御答弁の中に市民グラウンドのことが出てまいりました。確かに大変水はけがよくないと聞いております。先日も壮年のソフトボールの試合ができなかったということも聞きました。本年度は、市民グラウンドの改修工事に向けた実施設計を予定をしているとおっしゃってございました。どのような計画なのでしょう。また、トイレの改修はその計画の中に入っているのか、わかっている範囲内でお聞きできたらお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 今、実施設計をしている最中でして、トイレのことについては今後ちょっと担当課などと協議したいと考えております。ただ、要望は今のところは具体的には上がってきておりません。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） グラウンドをずっと私も質問してまいりましたが、この市民グラウンドがどれだけの規模になって、子供たちも利用できる、サッカーの試合もできるというふうな場所になればいいと思うんですけれども、そこのところがもうちょっと今の段階ではわからないというふうなところだと思います。ぜひグラウンドについて

は、土地自体もだんだんだんだん住宅が建ったりというふうなこともございまして、広い土地となりますと、なかなか利便性がいいというところが少なくなってくると思いますので、関係人口ももちろんそうですけれども、子供たちだけではなくて、大人の方たちもやはり香美市で大会をしたいというふうな声も聞きますので、ぜひ前向きに検討をお願いできたらと思います。

そしたら次へ行って、心身ともに健康的な子供を育てることは、親にとっても教育面から考えてもとても大切なことだと思います。しかし、子供が外で遊ばなくなった、昔に比べて体力がない子供がふえたというふうな話をよく耳にします。そんな中で少年スポーツ等で頑張っている子供たちはすごく健康的ですばらしいなというふうに思います。結局、外で遊ばなくなったのは遊び場がないんです。芝生ではない土の遊び場がないんです。その遊び場として多目的広場があると、子供から大人までの方が自然の中で自由に遊び、そして、有意義な時間を過ごすことができると思います。そこが新しい発想の場ともなるんです。

例えば、その場所で自転車の練習、この自転車の練習もなかなかするところがないということも聞いたりします。昔遊び、楽器の練習、工科大の学生さんが鏡野公園で楽器の練習をされたりしておりました。陸上、ウォーキング、あずまやみたいな休憩所、そして、どうしても公衆トイレ等ありませんので、そこにもトイレ。それから、紙飛行機を飛ばすところもないというふうな話も聞きます。少しぜいたくを言うならば、そこに足湯みたいなものがあると、すごくゆったりする、憩える場所になるんじゃないかなというふうに思います。

若いママたちに少しお話を聞いてみました。私たちはママ友と誘い合って子供たちを連れて遊びに行くところがない、フラットな面のところで遊ぶところがないというふうなことでした。思いっきりわあって言いながら子供たちと大声を出して笑って、鬼ごっこもしたいというふうなこともおっしゃっていました。また別の方は、高知の比島にある交通公園が、香美市にもあるといいなというふうなことをおっしゃる方もいました。乗りについてもなかなか人気で、行列になっているからなかなか乗れないというふうな話もしてくれていました。

そしたら、④の質問をさせていただきます。

ことしの土佐山田祭りは、打ち上花火が見えにくかったと聞きます。見えにくかった方はがっかりしていて、市民グラウンド以外にどこか違う場所を考えんといかんねと言っていました。花火のこと、そしてトイレ、現在の市民グラウンドには、子供から高齢者、障害のある方の利用しやすいトイレはないからです。それから、駐車場のことを考えると、新たな設備の整った会場が必要だと思います。また、スポーツ大会や各種イベントの開催や災害時における避難所や救護拠点として、さまざまな対応が可能となる多目的市民広場とグラウンドがあるとよいと思います。見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君）

生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 市民グラウンドのトイレは男女共用となっており、議員に御指摘をいただいたとおり多目的トイレもなく、利用者の方には御不便をおかけしております。改修をするときに先ほども言いましたけれども、関係課と協議をしながら、その部分の改修をするかどうか検討したいと考えております。

スポーツ振興などに限らず、災害時の避難所や救護拠点としても多目的運動広場は有用だと思いますが、現在のところ多目的運動広場の新設の計画はありません。

来年度実施予定の市民グラウンド改修工事では、今あるプールを解体撤去することで、グラウンド部分の面積をすごく広くすることができると予定をしております。これまでより利便性を向上させることができると考えていますので、そちらのほうをまず最初にやっていきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひトイレのほうは、協議をしていく中で前向きに新しいトイレにかえていただけるようお願いいたします。

そして、プールをのけるとかなり広くなると思います。広くなることによって、また利用者もふえるとは思いますが、その場所に子供たちがサッカーの試合もできるようなゴールですよ、そういった施設も整えた設備になると、またそこで大会ができたというふうなことで、また子供たちもやりがいが出てくると思いますので、そういったことも含めて検討をお願いしたいです。

先ほど学生の方が鏡野公園で楽器の練習をしていたというお話もしましたが、とにかく芝生ではなくて土が欲しいといった理由の中に、やはり芝生の中にダニがいるとか、虫がいるとか、そういったことも話を聞いたりしますので、そういった面で多目的広場というふうなことも、現在は検討する中に入っていないとおっしゃっていましたが、今後そういったことも含めまして、ぜひ図書館も新しくできるというふうなことです、場所等はどこになるかわかりませんが、そういったことも含めまして、全体的に検討して、長期にわたるかもわかりませんが、考えていただけるようお願いいたします。

子供から高齢者まで楽しみにして出かけられる施設のある、手軽で身近な多目的広場の検討をお願いをしつつ、次の質問に移ります。

災害時のペットの対策について。

今、災害が起こったらあなたはどうしますか。こんなことは考えたくないのですが、災害は地震だけではなく火災や風水害など、いつどのようなことで私たちの生活に襲いかかってくるかわかりません。

地震のような大災害が発生すると、公的な支援が被災地に十分に届くまでには時間がかかります。そのときに求められるのは自助、共助です。このことは動物愛護においても同じだと思います。自助・共助・公助の日ごろの取り組みで最小限に抑えることができます。

この質問をさせていただく前に御理解をいただきたいことがございます。

どんなときも人命救助が第一ということは十分承知しております。ペットと一緒に生活している方は、ペットは家族だとおっしゃいます。動物だから、人間だからではなく、動物も人間も同じ命、大切な家族、だから一緒にいるべき、そういう思いだそうです。そして、ペットに支えられて、ともに生きている方々がたくさんいることを御理解いただきたいと思います。

先日、大雨警報が出て、自治会の防災会で避難についてどうするかという会議をいたしました。その会議の帰りに、ある女性の方が言った言葉がとても気になる言葉でした。それはペットのことでした。

西日本豪雨や北海道を襲った地震など、各地で災害が続く中、環境省はペットの飼い主向けの災害対策ガイドライン「災害、あなたとペットは大丈夫？」を作成しています。ペットを守るためには一緒に避難する同行避難が重要だとし、しつけなどふだんからの適切な飼育、ペット用の避難用品の準備といった備えが必要だと呼びかけています。

東日本大震災、熊本地震等では、ペットを連れていくという理由で避難所に泊まらず、野外生活、半壊家屋に泊まる、車中泊を選択するしかなく、二次災害に遭ったり、災害関連死という最悪なことが多発したそうです。

先月の防災会の帰りに、私はペットを受け入れてくれる避難所はないから、どうしたらいいのかわからない不安でたまらん。私にはペットは自分の命と同じなんよとある女性の方が話されました。また別の日に、私は避難はしない、同伴で避難できる場所がないから、ペットと一緒にこの家で死ぬがよ、今から家族には言っていると申しました。

独居の高齢者の方も、犬がいたから今まで元気に暮らしている。犬だけを置いては逃げられん。一人ではどうすることもできん。不安でいっぱい、何とかしてほしい。また、室内犬だから外に出したことはないし、連れていっても普通の避難所には入れてくれるかどうか分からないなどの不安いっぱいの声を聞きました。また、私自身は聞いたことはございませんが、反対に、人命優先だから避難所にペットを入れるのはだめという考えの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。ペットを連れての避難についての不安を以前より聞くようになりました。

そこで、質問をいたします。①です。

登録されている犬の数と猫を飼っている数字は、全体の世帯から考えるとおよそ何%と見込んでいますか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

登録のない犬や猫の飼育数の把握はしていないため除くこととなりますが、香美市の登録犬のみ1世帯1頭と仮定した場合ですが、令和元年9月1日現在、登録犬数1,750頭、世帯数1万3,046世帯でありますので、約13.4%となっております。

ただ、ペットフード協会が平成30年に実態調査を行っており、ネットでの情報とな

りますが犬が12.64%、猫が9.7%となっており、推測ですが、香美市の猫に関しては10%ぐらいだと思われま

す。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 推定ということでございますので、それ以上いる可能性は
かなりあると思います。結構いろんなところへ行ってみましても、猫はあちらこちらに
いるのではないかなというふうに思います。

私自身は香美市内では会ったことはないのですが、盲導犬、介助犬と暮らされている
方はいらっしゃいますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

うちの登録システム上その情報がちょっとないもので、うちではちょっと把握してお
りません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ②の質問です。

ペットの命を守る、改正動物愛護管理法が6月、参議院本会議で全会一致により可決、
成立いたしました。虐待・遺棄した場合等の罰則強化などを改正。また、災害時に役に
立つ飼い主情報が入ったマイクロチップの装着が義務化となります。これは公布から3
年以内に施行されるそうです。

また、飼い主がやるべきしつけや、災害時にケージに入ることを嫌がらないように日
ごろからならしておく、健康管理維持において注意する等の啓発はどのように計画して
いくのか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

動物愛護管理法の改正内容につきましては、今後情報が整い次第、広報やホームペー
ジ等で掲載していく予定です。

また、災害時に関する事項につきましては防災対策課と協議し、協力体制を整え、対
応していきたいと現状考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 設立したばかりですので、まだ何の情報も入っていないと
いうふうなことでしたが、広報とホームページだけではなかなか不十分だとも思います
ので、ポスターとかいうふうなことも必要になってくるのではないかと思います。

避難所にペットの支援品が届かない場合もあると想定されているので、ペットフード
や水、トイレ用品、シーツ、キャリーバッグやケージ、予備の首輪なども用意をしてい

くといひそうです。

また、特にペットフードはふだん食べさせているもの以外は食べなかったというふうな事例もあるようですので、必ず飼い主が用意をしておくことなど、家庭で違いますので、そういった面もしっかり御指導いただけたらというふうに思います。

ペットの命を守れるのは、本当にもう飼い主さんしかいないというふうに思います。

そこで、質問です。

災害時にペット用の備蓄品とペット用に持ち出す必要な物を準備しておくことの周知は、今後どのように計画をしていきますか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

飼い主の方へ直接というのが一番だと思ひまして、毎年、登録犬の飼い主の方へは春に狂犬病予防注射の案内にあわせて飼い方等の啓発を広報に掲載するとともに、個別に送付しています案内通知に啓發文書等を同封し、周知できると考えております。飼い猫につきましては、現在ホームページに掲載の内容に追加すること等で対応していきたくて考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） それ以外にも町内会の回覧板とか、そういった方法もあると思いますので、またぜひそういうことも含めて検討してください。

仙台市は、平成17年度より毎年6月12日に地域の防災訓練を実施しているそうです。そのときには、仙台市獣医師会ボランティアによる、ペットとの同行避難と動物救護所設営・運営訓練を実施しているようです。

④の質問です。

ペットショップ、動物病院、ボランティア、行政等の関係団体と災害協定を結ぶことによって、ペットと同行避難の訓練やガイドラインの作成をして、飼い主さんへお知らせしてはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） お答えします。

現在、ペットショップ、動物病院、ボランティア、行政等関係団体と災害協定を結んでいるところはございませんけれども、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社フタガミ、イオンリテール株式会社、マルナカ、株式会社土佐山田ショッピングセンターなどと物資供給の災害時応援協定を結んでいますことから、ペットフードやペット用トイレ及びケージなどについては、一定数量の供給はお願いできるものと考えております。

ペットとの同行避難訓練につきましては、今後各自主防災会で実施されている防災訓練等にペットも同行して御参加いただき、訓練時からペットが避難してくることに対す

る理解を周囲の方々にも御承知いただければ、有事の際の対応が改善されるものと考えております。

また、ガイドラインにつきましては、環境省が作成しております「災害、あなたとペットは大丈夫？」等既存のものを訓練等に活用できるよう、公式ホームページから環境省へのリンクを設定するなどして、情報提供してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） さまざまな方法、そして、協力協定を結んでくださっている企業の方もいらっしゃるようでよかったですと思います。先ほど③の質問のときにも犬に対する対応がほとんどだったと思うんですが、猫を飼っていらっしゃる方とか、ほかの生き物、ウサギとか、いろんなものを飼っている方もいらっしゃいますので、そういったことも含めまして検討をさせていただけたらと思います。

高知県健康政策部食品・衛生課の主催で、ペットの災害対策に関する講演会「飼い主力と防災力～南海トラフ三連動地震に備える～」と題して、これ少し小さいんですけども（資料を示しながら説明）、こういったポスターをバリューさんとかに張っていました。と題して10月20日、ちより街テラスのちよテラホールで午後2時半から開催されるようです。「私たちにできる準備と心得について一緒に考え、動物に対する責任と社会に対する飼い主責任を果たすために、飼い主力と防災力を高めていきましょう。」といった内容のものだそうです。このような企画を香美市も担当課同士で連携をして実施してみてもはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） ペットと飼い主の交流の場づくりに関しましては、昨年度より大規模避難所での開設・運営訓練が始まったばかりであることや、ペットが集合することにより鳴き声やふん等の処理など、周辺住民に配慮の必要があることなど、検討・懸念要素があることから、具体的に実施する予定は現在のところしておりません。

同行避難訓練につきましては、日ごろペットと散歩されるときなどに避難先となり得る施設及び周辺環境にペットをならしておくなど、備えていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） そういったイベントの企画は今現在では考えていないというふうなことでしたけれども、やはりそういう研修会を行いますと飼い主さん等の意識も高まりますので、ぜひ少なくとも年に1回とかやってみられてはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 災害時のペットの避難につきましては、具体的な検討が今ちょっと始められたばかりの状況ですので、議員がおっしゃるとおりでございます。

す。また、今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 避難だけではなくて、日ごろからペットに理解をしていただくようなことにもつながっていくと思いますので、検討をよろしくお願いします。

それでは、⑤の質問です。

災害時には、犬、猫などもなれない場所での生活にさまざまなことが心配されると思います。

そこで、空き家等を利用してのペットカフェを開催して、ペットと飼い主同士の交流の場所、また機会をつくってはどうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 先ほどの答弁と重なるようになりますけれども、防災対策課としましては、今具体的に実施する予定はございません。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 空き家というふうなことで、防災対策課だけではというふうなところもありますので、定住推進課の課長、よかったら答弁をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

香美市空き家バンクは本市に移住定住していただくことを目的として、地域の空き家を登録し、活用するための制度でございます。空き家を利用してペットカフェを開催することは、制度本来の趣旨から外れるということと、また、所有者の同意を得ることがなかなか難しいと思われることから、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 今後、いろんな枠を広げていくということはとても大事なことだと思います。

持ち主さんとの話ができ、やってみたいというふうな方がいらっしゃったら、支援のほうはきつとしっかりしていただけるのではないかなというふうに思います。そのときにそういう話が出ましたら、またよろしくをお願いいたします。

環境省や各自治体では、これまでの大規模災害の経験から、災害時にペットと一緒に避難をする同行避難を原則として呼びかけています。同行避難とは、飼い主がペットを連れて指定緊急避難所などに避難をすることです。避難所で人とペットが同一の空間で居住するというものではありません。また同伴避難は、避難所でペットをそばにおいて一緒に避難生活をするということです。

物部町でも実際、犬の同行避難をされた方もいたそうです。外につながれていた犬を

見た方が、犬がぶるぶる震えて、とても怖がっていてかわいそうだったというふうなことを聞きました。

岡山県の総社市は、災害時に庁舎内の会議室にできたペット避難所にエアコンも完備をされ、いち早く対策をとって、称賛される声がSNS等に変々たくさん書き込まれたというふうなことも言っておりました。

まず、そしたら⑥の質問です。

人命を守るためにどこに避難するのか、的確な判断をすることは重要なことです。ペットを連れた方が同行避難、または、できたら同伴避難できる場所を確保して、周知する取り組みは必要だと思いますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 現在、小中学校など大勢が避難してくる施設におきましては、順次、避難所運営マニュアルの策定を進めており、避難所運営マニュアル作成時には、ペットの受け入れ方法やペットスペースの確保についても議論をして作成しております。

その他の避難所におかれましても、ペットを受け入れることが望ましいと考えておりますが、各避難所において日ごろの訓練時からペット対応を御検討いただければ、有事の際に迅速な対応が可能と考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） 一部のところではないのかなというふうには思いますが、私が住んでいるところなんかもそういったことは今まで上がってきておりません。全体にやはりそういったことも必要、ペット同行避難のことをお話ししていただけたらいいかなと思います。

同行避難される方も一番近い避難所というのが、犬もそうです、猫もそうですけど、安全で安心をするのではないかなと思います。

地震が起きて今のままにしておく、飼い主がわからないペットがあふれたりします。熊本地震では、県や市が保護収容した被災ペットの数は犬861頭、猫1,163頭に上り、元の飼い主に返還できた頭数は犬235頭、猫はたった5頭だったそうです。理由は、犬は先ほどもおっしゃっていましたが登録制ということがございます。猫のほうはないということが大きな原因だったそうです。これがマイクロチップ等が今後普及されていきますと、本当にほぼ返っていくのではないかなというふうに思います。

高知県では2016年、避難所運営マニュアルの手引きを作成し、ペットの扱いにも触れていて、原則避難所で受け入れることとしているというのを高知新聞のほうでも記事で見ました。やはり動物嫌いの人やアレルギーの方への対応については居住スペースは別の部屋や屋外スペースを検討というふうなことも書いてございました。

そこで、⑦の質問です。

アレルギーがある方、ペットを飼っていない方、体調が悪い方もいらっしゃるので、すみ分けを考えることは必要なことだと思います。避難場所を人だけスペースと人とペットの同居のスペースの対策をして、二次災害を防ぐことは人の命を守る上でも重要だと思います。今後の対策等、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 全ての避難所でペットスペースやペットと同居できる部屋の確保は困難であると考えておりますけれども、各避難所におきまして訓練時から検討していただけたら、すみ分けが可能な避難所もあると考えております。

先ほども答弁いたしましたけれども、災害時のペットの避難につきましては、近隣自治体でも具体的検討が始められたばかりの状況でございます。議員のおっしゃるとおりでございますので、今後また研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 17番、村田珠美さん。

○17番（村田珠美君） ぜひそのようにお願いをしたいところです。

最後に一つつけ加えさせていただきますと、やはり同行避難の訓練というのもぜひ意識を持っていただいて、各町内会等で避難訓練をされる方は、そういったことも含めて練習をしておいたほうがいいと思いますので、そんなことも御指導のほうをしていただけたらと思います。

9月20日から26日まで動物愛護週間が始まります。地球温暖化が進むにつれて、今後ますます豪雨や洪水などの自然災害が激しくなると予想されます。今後も思いやりのある気持ちの持てる、そして、犬も猫も動物も人間も全ての人に優しいまちづくりになりますようにと願いを込めて、今回の私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

次に、12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、濱田百合子です。通告に従いまして、一問一答で質問をいたします。

最初に、1番、地域の医療・介護を守る取り組みについての質問です。

病気や障害があっても住みなれたところで安心して暮らせるためには、医療機関や介護施設等が身近にあることではないでしょうか。地域医療や介護を担う専門職を組織する医師会や薬剤師会、歯科医師会、福祉保健所、地域包括支援センター、在宅介護事業所、介護施設などは、お互いに連携しながら住民が安心できるようなサービスをどのように提供していけばいいのか、地域の課題を共有しながら推進していくことが求められると思います。

そこで、順次質問をいたします。

（1）です。高知県の地域医療構想に関して伺います。

地域医療構想は、団塊の世代が75歳になる2025年の医療需要をもとに必要病床数を算出したもので、その必要病床数を今後整備していく計画のことです。将来あるべき医療提供体制を検討するための方向性を示すものであり、病床の削減目標ではありません。

①です。

中央区物部川部会での調整会議で協議した内容について伺います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

直近の会議は、平成31年3月26日に随時会議として開催されています。内容は大きくは3点ありました。

1つ目は、地域医療構想及び病床機能報告があり、平成28年12月に策定された県の地域医療構想の内容についてと直近の病床機能報告でした。

2つ目は、南国・香南・香美市、これが物部川区域となりますけれども、の医療の現状として、3市の入院患者の42%は高知市に入院している等の報告と、JA高知病院の公的医療機関等2025プランについての協議が行われております。

3つ目は、土佐希望の家の医療福祉センターにおける増床についてで、重症心身障害児の在宅支援の充実のために2床を増床し、ショートステイとして活用するという提案で、賛同を得ております。

あと意見交換の中では、3市においては高知市内の医療機関への依存度が高いことから、患者家族の医療選択のための情報提供不足とか、受け入れ医療機関の医師が不足しているなど、二次医療機関の現状と課題としてそれらのことが示されました。

委員のほうからは、救急搬送において受け入れたくてもスタッフの関係で受け入れられない現状や、市民の医療のかかり方等についての啓発をどう進めるかなどが検討されております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） さまざまな会議でさまざまな協議をされたと今伺いました。それに関連をしたいと思いますので、順次質問をしていきたいと思いますが、②です。

部会の3市というのは南国市、香南市、香美市だと思いますけれども、多分議題にもなったとは思いますが、3市の病院、診療所の状況についてお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

手元のほうにA4の横書きで（2）中央区域物部川サブ区域の状況という資料をお配りしていると思います。その表を見ていただきたいと思います。

これは県によりまして地域医療構想調整会議の中で示された平成30年度の病床機能

報告、平成30年9月時点で配付しておりますのでごらんください。

物部川サブ区域の病床機能報告については今のところ大幅な動きはなく、2025年の病床機能の見込みについては、療養病床から介護医療院等への転換の動きが増加する見込みのようにお聞きしております。

また、香美市に関連するところでは、この表では平成30年9月になっていますが、左側に区分がありますけど、病院、それから、診療所の一番下の診療所のところの間崎医院につきましては、既に介護療養病床が閉鎖されているという状況になっております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 表を提出していただきました。

少し説明もありましたけれども、この表でお伺いしたいのですが、前回、私が2年前に12月議会で若干地域医療について質問をいたしました。そのときに、香美市では医療療養病床が292床、介護療養病床が71床ありました。今回のこの資料をもとに状況をお聞きしたいと思います。医療療養病床、そして、介護療養病床の数をお示してください。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

数字でちょっと言いにくいのですが、ちょっと表を見ていただいて説明させていただきたいと思います。

病院のほうですが、左の区分で病院と診療所が分かれています。下から3番目で香長中央病院の慢性期のところを見ていただいたらいいと思うんですけども、この香長中央病院は医療療養病床になっております。それから、香北病院の90床の内訳は介護療養病床が30床、それから、医療療養病床が60床で90床になっております。同仁病院の38という数字は医療療養病床です。それから、慢性期のほうだけですけれども、楠目循環器科内科は医療療養病床、それから、先ほど申しました間崎病院のほうは、平成30年までは19床ありました介護療養病床が今はなくなっているという状況になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 課長が先ほどおっしゃいました、同仁病院に関してですけど、同仁病院は介護療養病床も12床あるのではないですか。一応この表でいきますと、介護療養病床の中で医療療養病床が26で、介護療養病床が12ということで同仁病院と思ったのですが、この表の説明を再度お願いします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） もう一度確認して後ほどお答えいたします（後に答弁あり）。

- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） それで、私が計算しましたら、若干ですけれども前回よりも病床数は、医療療養病床も介護療養病床も、これは間崎医院がやめたということも影響していますけれども、減少はしていると思っています。この間崎病院の病床がなくなった、それから、ほかのところもあるかもしれませんが、何か課のほうに相談等があったことがありますか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 私になってからは特に相談はございません。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、③に移ります。

県の大きな流れは、急性期及び慢性期から回復期への転換や療養病床の介護医療院などへの転換でございますが、3市の状況からの見解をお伺いたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

高知県は、2025年の医療需要と患者の病態に応じた病床の必要量を推計しており、それによると不足する病床は回復期で、高度急性期、急性期、慢性期においては過剰となっている状態です。県としては、不足している機能は整備、過剰ぎみな機能は転換を模索していく方向ですが、行政主導の病床再編とか病床削減計画でないということと、進める際には患者さんの行き場がなくならないよう留意が必要との前提で、可能な限り合意形成を目指しています。本市といたしましても、一人一人にふさわしい療養環境の確保と患者さんのQOLの向上を目指し、住民の方が困らないように、高知県地域医療構想調整会議の中でもその機会を捉えて、医療機関や県、また関連市町村等との必要な協議を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 県の大きな流れで、回復期が不足するというところで、急性期、慢性期から回復期へというようなことも言われておりますけれども、このいただいた表を見ましたときに、これは平成30年度の方ですけれども、回復期が161床、そして、慢性期が確かに984病床ありますので大変多くはなっていますが、その下段にあります基準といいますか、必要病床数を推計人口で案分したものの数が出ていますけれども、なかなかこの目標には届かないというようにこれを見て思ったのですけれども、いろいろ調整会議の中で3市でいろいろ議論はされると思うんですけれども、この表を見る限りでは2025年までにということですのでけれども、難しい状況ではないかと思うんですが、見解はいかがでしょう。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 医療の確保につきましては、やはり香美市だ

けで考えていける状況ではないと考えております。そのためにも地域医療構想調整会議がありますので、やはりその中で広域的な視点も持ちながら、住民の方が困らないような医療体制を考えていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 課長のおっしゃるとおりだと思いますけれども、本市の高齢化率が今約39%、これが2025年に40%を越すのではないかと。そして、75歳以上の割合が22%から25%、4人に1人と推計されております。今後そういう方たちが在宅、また、施設や病院かという選択の中で、家族もどうしようかというふうなところで迷われるかもしれません。やはり病床数を確保するという手だてが必要だと思うので、今後その療養病床が介護医療院に転換になる、これはもう民間の病院さんでするので、各病院さんの意向によるものだとももちろん思うのですが、必要な医療が提供できなくなったら困ります。

香美市の状況を見たときに、急性期がなかなか少ないでするので、どうしても香南市さんとか、南国市さんのほうの急性期病床のあるところに、急性期のうちは移動して、回復したら地元に戻るといようなパターンにはなろうかと思えますけど、地元に戻る病院がないということになっても困りますけれども、そのようなことをまた調整会議でも議論になると思いますが、なかなか調整会議が頻回に行われているわけではないと思いますが、そのあたりどのようなお考えですか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

なかなか調整会議は年に1回か2回、今回は随時会議がありましたけれども、香美市には中央東福祉保健所等もありますし、それから、県のほうにも医療の担当課もございまして、日ごろから連携をとっております。また、その部分でお話しできる部分につきましては、うちのほうからも要望等を上げていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） この表の中で同仁病院と香長中央病院ですか、課長の説明がありましたけれども、これは平成37年度の見通しでも慢性期の病床ということで推計で書かれているんですけれども、香北病院につきましては、慢性期の病床が平成37年には記入がされていないので、ということは療養病床が90床あるわけですが、そうなりますと、医療の中の基本料2の分類に入っていますので、医療療養の分が介護療養の分と含めましたら、香北病院としてはまだわかりませんが、介護医療院への転換になるかもしれないというふうなところでもございましょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

私もこの表を見まして、香北病院さんのお考えがどうあるのかはまだお聞きしていな

いところですけども、今後情報収集に努めたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ④に移ります。

地域医療介護総合確保基金の概要と対象事業について伺います。また、本市への影響がどこかあるようでしたらお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

まず概要についてですが、この基金は、団塊の世代が75歳以上になる2025年に想定されている医療需要のピークに対応できる医療提供体制を構築するため、医療法の改正による制度面での対応に合わせ、病床の機能分化・連携、在宅医療や介護サービスの充実、医療従事者の確保とか養成等を目的として、消費税の増収分等を財源とした地域医療介護総合確保基金として、平成26年度に国により創設されております。

対象事業は、高知県介護基盤整備等事業費補助金となっております。その中に3つありますが、地域密着型サービス等整備助成事業、介護保険施設等の施設開設準備経費等支援事業、それから、特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修の3つが対象となっております。

本市への影響についてですけども、平成26年度に取りかかりました、小規模多機能型居宅介護事業所新設時にこの補助金の活用実績がございます。今計画を立てておりますが、第7期の介護保険事業計画に示している定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所整備につきましては、この補助金の活用を予定しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 先ほど課長がおっしゃいました、第7期に活用する定期巡回随時対応型訪問介護事業所のちょっとそのあたり、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

一応その事業所につきましては、応募は11月に予定をしております。令和2年度に開設予定としておりまして、今、担当課のほうで準備をしているところでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次は、⑤に移ります。

香美市立大柝診療所の継続を含め、地域医療を守る手だてを医師会と協議していくことが必要と思っておりますが、協議は進んでいますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

大柘診療所につきましては、現在の指定管理期間が令和２年度までとなっております。令和３年度以降の継続等を含め、常に医師会とは相談できる関係性はできております。地域医療を守る手だてにつきましても、ともに地域医療構想調整会議のメンバーでもありますので、医師会とは特に情報共有を図りながら、地域医療の確保に取り組みたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） ⑥に移ります。

地域の病床機能分化の推進や質の高い在宅医療を提供するための体制を確保するために医療連携推進コーディネーター配置事業があります。コーディネーターの配置はありますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

平成２８年１０月より香美市、香南市、南国市の３市が、香美郡医師会と土佐長岡郡医師会に在宅医療と介護の連携事業を委託しております。その中で平成２９年の１０月より、経験のある看護師さんを医療関係者の支援、相談を行うコーディネーターとして、土佐長岡郡医師会のほうに１名配置しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） 平成２９年１０月から１名配置しているということですが、必要があつて配置をしていると思うんですけども、その役割は今日まで見たときに、十分役割を果たされているというふうに思われますか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

お願いしてある内容としましては、各地域のアドバイザーやケアマネの連絡会への参加とか、毎月の医療介護連携の勉強会、中央東圏域の他職種連携手引きの作成、医療機関のガイドの作成、医療機関への聞き取りやアンケートにより、情報収集などかなりの業務を行っていただいております。大変御苦勞をおかけしているところでありまして、余りにも負担がかかるとまた継続が難しくなると思いますが、重要なポストでございますので続けてやっていただきたいと思いますし、かなり大きな役割を果たしていただいていると考えております。

○議長（比与森光俊君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） ⑦に移ります。

地域医療の確保・充実は不可欠です。市民が安心できる医療提供体制のために、他市や医師会等との連携が必要です。本市の健康介護支援課内に地域医療対策係などを置き、地域の医療・介護を守る取り組みをより推進していくような方向は考えられないでしょ

うか、お伺いします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

香美市内の医師の高齢化も進んでいくと思われるため、今後の医療提供体制については、できる限り住みなれた地域で安心して生活が続けられるよう、高知県地域医療構想の中でも、医師会等関係機関との協議を深めなくてはならないと思っております。

現在、香美市では、そういう地域医療対策係として独立した係はありませんが、先日、議員さんたちとも行きました益田市のほうにはそういう専門的な課がありまして、本当にうらやましいなと思ったところですが、現在のところそういう予定がありません。

中山間地域を持つ香美市としては、やはり介護と医療と福祉の連携を含め医療提供体制の確保は重要と考えておりますので、今後そのような部署ができればもっと積極的な取り組みも可能ではないかと思っておりますが、今のところはこの体制で引き続き尽力していくつもりでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 課長もお答えになりました益田市ですが、視察研修に行かせていただきました。ここは健康増進課内に地域医療対策室を設置しておりまして、2名の職員が対応されておりました。益田市の場合は、医師や看護師不足で救急医療体制が危機的な状況になったということで、休日や夜間の救急体制に支障があつてはいけないということで、平成21年4月に地域医療対策室設置に至ったということでした。本市には急性期、2次救急に対応できる病院がありません。表を見ますと、急性期対応の診療所として岩河整形外科、前田メディカルクリニックがありますけれども、課長の答弁からも42%が高知市とかに行っているというようなこともありましたけれども、多くの方が市外、南国市、香南市の病院を受診しなければならない状況にあります。同様に、本市には出産のできる病院がありません。そして、小児科もないため市外での対応になっております。

今後、課長もおっしゃいましたように、医師の高齢化や若手の医師の移動などで対応が難しくなることが考えられます。在宅医療体制の充実、医療従事者の確保、そして、民間病院任せではやはり解決できない福祉の問題が必ず出てまいります。そういうこともやはり課内での議論もしながら、解決へと導いていかないとはいけないと思っております。やはり危機感を持って対策に当たることが必要ではないかと思っておりますが、再度の見解を伺います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

やはり市民の方の安心というのが一番大事だと思っておりますので、今ない小児科、

産婦人科はお産ができない状況となっておりますが、やはり議員のおっしゃるとおり、なかなか地域での医療の確保が難しい状況になっておりますので、今後も議会とか医師会とか、いろんなどころとも協力をし合って調整していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） （2）の地域医療包括ケアシステムの状況に関してに移ります。

①です。

地域の支え合いの部分で、地域力、地域住民や民生委員さんなどを生かす工夫をどのようにしていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

住民の方に対しては地域の活動の情報を社協だよりで発信したり、住民啓発のための上映会や講演会を広報やチラシを使って啓発してまいります。まずは自分の介護予防の意識を高めて、家族や近所への支援の輪が広がっていくことを期待しております。また、働く意欲のある高齢者に対しましては、シルバー人材センターの紹介もしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 民生委員さんは地域において非常に、本当になかなか民生委員さんのなり手もないというようなことも聞いておりますけれども、やはりことしちょうど11月にまた民生委員さんの改選になると思うんですけれども、民生委員さんになってやってみたいという人もおるけれども、なかなか自分で大丈夫だろうかという部分もあると思うんです。そこは十分な話し合いを行政とする中で、意識が変わってくるような気がするんです。そのあたりことし民生委員さんの改選もありますので、もう少し余り難しく考えずに、本当にみんなでこの地域を盛り上げていこうやかと、その中の民生委員さん、少し訪問なんかしてもらおうというのを一人でも無理なら二人でもというようなところで、そういう部分ももう少しアピールをされたらどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

民生委員さんにつきましても、先ほど申しぬかりましたけれども、日ごろから連携をとってございまして、地域で心配な方がいらっしゃった場合は民生委員さんからの連絡が大変多くなってございます。連携自体はとれておりますけれども、また11月に改選がありましたら、新しい民生委員さんにはこの取り組みにつきましてもこちらのほうから説明するとか、連携をとっていくようにしたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ②です。

地域包括支援センターが中心となり、医療機関や福祉保健所、社会福祉協議会、老人保健施設、老人ホーム、通所介護や通所リハ、訪問看護や訪問介護などと連携した人的体制が必要ではないかと思いますが、できているでしょうか。

お手元に資料を配付していると思いますが、これは益田市の医師会が作成をしているもので、これもイメージ図となっております。医療・介護推進プロジェクトのイメージ図となっておりますけれども、やはり大きな枠組みの中で、ガバナンスと書いていますけれども、そこに地域医療介護連携統括部というふうに書いているんですが、この部分をやはり本市の地域包括支援センターが担っていくべきじゃないかと思っています。そのあたりの認識はいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

益田市の地域医療介護連携統括部もこの間、視察に私も行かせていただきましたが、まさにここの役割が地域包括支援センターの役割だと思っております。

病院や家族からの介護の相談は、地域包括支援センターが中心となって現在も相談を受け付けております。県外の家族からは電話やメールでの問い合わせが多く、また、帰省に合わせた相談も多くなっております。相談内容により居宅介護支援事業所につなげたり、施設の空き状況を問い合わせたり、医療機関とはソーシャルワーカーとの連携をとったりと、できる限りの支援を行っております。また、日ごろから各種事業所との定期的な連絡会や地域密着型事業所へは指導を通じまして、顔の見える関係を大事にしながら連携を強化しております。

また、事業所以外にも先ほど申しました、3市と中央東福祉保健所と委託している医師会のコーディネーターさんたちとの定期的な会も開いております。その中で必要なことについては話し合っているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） このプロジェクトのイメージ図、課長のほうも好意的に受け取っていただいたと思うんですけども、本市に当てはめた場合のイメージ図を図面上で今描けていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

きょうの資料にはつけておりませんが、平成30年3月時点で、このような（資料を示しながら説明）香美市版の地域包括ケアシステムの図というものを作成しております。地域包括支援センターのほうで職員が作成しておりますが、まだもうちょっと精査していかないといけない部分がありますので、きょうは提出を控えさせていただきます。

いておりますが、一応図としてはできております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ③です。

市民が困らないような窓口対応ができていますか。庁舎内での連携状況をお聞きいたします。

この質問につきましては、先日同僚議員の質問の中で福祉事務所と市民保険課と健康介護支援課の細かなお話もありました。連携状況も中に含まれていたとっておりますので、この質問に関してはお答えをいただかなくてもいいかなと思っております。

それで、それを受けまして同僚議員が質問の中で、高齢者支援課が要るのではないかと提案もされたと思いますけれども、私もそのように思ったことをございます。

それと、昨年の4月に全戸配付をしております、香美市くらしのガイドブックです。2015年につくったときよりもよりよくなっているというふうに思っているんですけども、表紙に大体大まかなところが色分けしてありまして、子育て、暮らし、定住推進とかいうふうに書かれているんですけども、福祉のところのページをあけましたら、56ページに地域包括支援センターの案内が掲載をされています。2015年につくったときにはもっと小さい枠だったんですけども、今回はもう1ページとって、下にちょっと広告もありますけれども、割と市民の皆さんにわかりやすいかなというふうに思いましたけれども、1年半がたちましたけれども、何かこの周知の効果があったようなことが、思い当たる節はありますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

このくらしのガイドを見たから来たという方を把握できてはいませんので、これの効果がどれくらいあったかというのはちょっと把握が難しいところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 私、この表紙を見たときに、何か困ったときがあったときに、この相談というところがすごく目を引くのですけれども、74ページになっているんですけども相談というところをあけますと、ここには高齢者虐待相談というのがあるんですけど、高齢者相談という種別はないわけです。やはり市民の皆さん、いろんなことでお困りになったときにこれを見るんじゃないかと思うんですけども、これは全戸配付していますので、ちょっと相談してみたいなと思ったときに相談というところをあけて見たときに、高齢者のところは虐待相談しかないというふうになっておりますので、高齢者相談という種別をつくっていただいて、もう少し相談内容をわかりやすく書いていただいて、そして、この相談員のところにはケアマネジャーとか保健師さん、そして、社会福祉士さんがいらっしゃいますので、そういうふうな対応の専門職もいますよということで、相談される方も、じゃあ、相談してみようかなというふう

なると思うんです。今後またこういったものをつくられるとも思いますので、ぜひそういうところも考えていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

御提案ありがとうございました。確かに虐待相談のことしか載っておりませんので、今後、改訂がある場合には高齢者相談という枠をつくって、気軽に相談できるような窓口を示していきたいと思えます。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、2の質問に移ります。

○議長（比与森光俊君） 10時35分まで休憩します。

（午前10時22分 休憩）

（午後10時35分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次に、2の保育無償化について質問をいたします。

国は少子化問題解決の目玉として、10月から消費税を10%に増税するに当たり、3歳から5歳児、住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳児で、幼稚園、保育園の無償化を予定しています。今回の改定で、保育の無償化から給食費を外し、保護者の実費負担としました。

そこで、質問をいたします。①です。

給食は保育の一環です。ゼロ歳から2歳は、主食、副食とも公定価格が定められ保育料に含めて負担をし、3歳から5歳は、副食費のみに公定価格が定められています。政府は、保育所のゼロ歳から2歳は現行制度を維持しつつ、3歳から5歳については幼稚園に保育所を合わせる形で公平性を保つとして、全ての公定価格の規制を外すとしています。全国私立保育園連盟の副会長は、公定価格から外すことは理解できない。園での食事は子供の人格形成の上でも重要な意味を持っていると強調しています。また、子ども・子育て支援法をめぐる議論では、幼稚園と保育園の質の高いほうに基準を合わせる事が前提だったのではないのでしょうか。

全ての子どもの給食費を公定価格に含める方向で見直しを行うことが、議論になったのではないかと思います。保護者から給食費を新たに実費徴収すれば、公定価格としての位置づけが変わってくると思いますが、見解をお聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

国の子ども・子育て会議における副食費に対する主な意見としましては、保育料の内

訳として保護者が食材料費を負担している認識は少ない、義務教育や医療・介護における給食費の扱いを踏まえ、基本的に自己負担でよい、また、乳幼児の食は教育・保育の一環であり、実費徴収にはなじまないといった意見がっております。3から5歳児クラスの食材料費の取り扱いについては、これまでも基本的に保育料の一部として保護者が負担してきた経緯があることのほか、在宅で子育てをする場合でも生じる経費であること、また、授業料が無償化されている義務教育の学校給食費やほかの社会保障分野の食事自己負担とされていることを踏まえ、幼児教育・保育の無償化に当たっても引き続き自己負担とすることが基本とされております。そういう意味で位置づけが変わるといふふうには捉えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 位置づけが変わってくるとは思っていないということで、すね、課長はね。ゼロ歳から2歳は食育の観点で副食も主食も公定価格で定められて、それは認めると、けれども3歳から5歳については、基本的には副食費を実費、保護者が負担することは何も問題がないというようなことになりますか。位置づけが変わっていないとおっしゃいましたけれども、私は変わってくると思うんですけれども。再度お願いします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

1号認定子供、2号認定子供は主食費、副食費ともに施設による実費徴収を基本としております。3号認定、ゼロから2歳児につきましては、無償化が住民税非課税世帯に限定されておるため、現行の取り扱いを継続するというふうに国のほうは言っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 国のほうはそう言っていると。

担当課としての御意見をお聞きしたいのですが、ゼロ歳、1歳、2歳は保育料に含めているということで、今回の副食費については住民税非課税世帯の無償化はわかるんですけれども、3歳から5歳については、主食は御飯を持っていっていますので、副食の今まで保育料に含まれていた部分が一緒に保育料として副食費も入っていたわけですよ。それを国は副食費をのけて、副食費は保護者負担だと。そののけた部分に対して国は無償化しますよということを言っているの、それが当初の公定価格のあり方と違ってくるのではないかなと思うんですが、その位置づけは変わっていないという認識なのではないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

確かに保育料の一部として現在まで食材料費が徴収されてきました。そういった意味で、保護者負担として徴収されてきておりますので、今後も食材料費の部分については、保護者負担というこの国の考え方で我々としても動いておるといことです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 私は公定価格として副食費を位置づけているのであれば、保育料無償化となれば当然副食費も無償化すべきだと思うんです、国のやり方として。今までは保護者が保育料を副食費も負担をしていた。国が見るとなれば、副食というのは公定価格の中で保育料に含められていたので、その部分を国が無償化すれば当然副食費も無償にすべきだと私は思っているの、そういう意味でちょっとお伺いをしていたところでございます。なので、今までは副食費に含まれていた保育料の徴収は、所得に応じてといいますか応能負担でやっていたわけですね、応能負担の原則があったわけですね。所得の低い人は軽減というふうなことで応能負担があったんですけれども、今回、保育料の副食費をのけた部分を国が見るといことであれば、その応能負担の原則は崩れてくるのではないかと思います。保育は福祉ですので、その辺の位置づけが弱まるのではないかと思います、それはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 国の子ども・子育て会議でも保育料の応能負担原則に反するというような意見もあったようには伺っております。ただ今回、国のほうで食材料費のみについては保護者負担とされておりまして、食育と栄養管理については、引き続き行っていくという仕組みになっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ②に移ります。

内閣府が自治体に8月22日に送付しました、特定教育・保育の費用告示案では、保育所の3歳から5歳の公定価格を5,090円引き下げるとのことです。副食費（基準4,500円）を差し引いた額よりも590円の減額が大きくなります。1人に対して年間7,080円、園児数100人なら70万8,000円が引き下げられます。これは保育現場に影響するのではないかと思います、質問をいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

教育・保育に要する費用の額の基準となる公定価格については、私立施設については国が示す公定価格に基づくこととなっております。また、公立施設については、園の実態や取り組みの状況に応じ、国の公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて市町村ごとに定めることとされており、香美市も独自の保育に要する費用の額を定めておりますので、保育現場への影響はないと考えております。

- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） では、先ほど②で私がお示ししたこれは、本市の公立保育園には影響がないということですね、この内容については。
- 議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） そのように捉えております。御質問にあります、10月以降の3歳から5歳児の公定価格で示された副食費の取り扱いについて、9月4日付で内閣府より公定価格の引き下げ分の内訳に関する事務連絡がっております。これまで保育料における副食費が月額4,500円だったこと、及び実際に施設が支出する食材料費が平均で月額4,546円とその額に近かったことから、副食費の金額は月額4,500円とする考えを示していた。一方、4月時点の公定価格には副食費として月額約5,181円を設定していたので、10月以降はこれを減額するとともに、4,500円との差分を活用して、栄養士と保育士の配置や増員に係る経費に充て、食育の充実を図り、公定価格全体としては影響がないようにするというふうにっております。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） それでは、③に移ります。
- 給食費の徴収は市が行うとのことでしたが、例えば期日までの支払いができなかった場合、滞納になると思うんですけれども、どのような対応になりますか。
- 議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。
- 公立施設の給食費については、保育料と同様に考えております。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） 保育料と同様とはどのような内容でしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） 当初の納入通知書につきましては教育振興課から各家庭にお送りさせていただき、口座振替については税務収納課が実施いたします。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。
- 12番（濱田百合子君） もしちょっと支払いができない、おくらしているという相談が担当課にあれば、そのときの対応はどのように考えておりますか。
- 議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。
- 教育振興課長（横山和彦君） その後の督促や分納相談等については、税務収納課と協力して対応する予定であります。
- 以上です。
- 議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 内閣府が5月の末に行いました保育の無償化に関する自治体向けの説明会で、保育園などの給食費も児童手当からの徴収が可能との見解を示しています。これを受けて、ほかのある市が保護者全員に給食費を滞納した際の児童手当からの徴収を認める申し出の提出を求めています。本市の場合はないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今のところそういったことは考えておりませんが、今後どうなるかはちょっとまだ未定でございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 今後どうなるかというふうにおっしゃいましたけれども、滞納した場合の徴収方法をどうするかという対応については保護者の実態を見て、なぜ払えなかったのかというような部分をよく話をされて、相談に乗ってあげて解決策をとっていくという方向に、今までもそうしてきたかもしれませんけれども、その方向でいてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

そのことにつきましては、議員のおっしゃるような対応でさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ④です。

10月からの無償化に伴いまして、ほとんどの自治体でこれまで保育料の軽減措置分に使っていた市独自財源を支出しなくてもよくなる、つまり市の持ち出しが抑制されるのではないかと考えますが、本市の場合、市の努力で軽減措置をしていた額をお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

平成30年度に当てはめましたら、公立施設の3歳から5歳児クラスの子供に係る国基準額は年間で9,728万3,010円、一方、香美市の基準額は年間で9,028万3,010円、その差分は700万円、私立施設を含めると792万9,840円になります。これに幼稚園就園奨励費補助943万7,300円を含めると1,736万7,140円、市の負担が減るという形にはなっております。

ただし、別に負担増となる費用もございます。無償化について10月の消費税引き上げ時からの実施になりますが、初年度である令和元年度は消費税増税分が財源として充

てられまして、100%臨時交付金が充てられます。その額は6カ月で2,226万4,000円を見込んでおります。なお、令和2年度からは4分の1が市の負担となり、1,158万2,000円が見込まれております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 一つ確認をさせてください。

ことしの10月から来年の3月までの半年間は保育料の国の対応として臨時交付金で来るけれども、令和2年度からは4分の1は市が負担をしなければならない、その分は交付税として入ってこないということでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

交付税措置がどのように入ってくるかちょっとまだ試算はできませんけれども、4分の1は市負担となるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） その差分が全部で1,000万円ぐらいあるということですけども、新たな持ち出しも出てくるというようなことをおっしゃいましたけれども、この差分ですけども、今まで国が8段階に分けてきていると思うんですけども、それを本市は18段階ぐらいに細かく分けて市の努力で軽減をしていたわけです。その差分というものが700万円ぐらいですか先ほどおっしゃったのは、その部分はやはり保育とか子育ての充実のために使っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） この差分が確実に出てくるか、計算上はそういうことになっておりますけれども、負担が減った分をほかの費用に回してはどうかというお考えだと思っておりますけれども、これはまた別途財政状況とも勘案して、検討するべきだと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 5月30日に内閣府が実施しました幼児教育・保育の無償化に関する都道府県等の説明会の資料においては、地方自治体において、既に独自で行っている無償化や負担軽減の取り組みについては、幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針において、今般の無償化が、こうした自治体独自の取り組みと相まって子育て支援の充実につながるようにすることが求められる。このため、今般の無償化により自治体独自の取り組みの財源を、地域における子育て支援のさらなる充実や次世代へのつけ回し軽減等に活用することが重要であるとされており、適切に対応して

いただきたいと考えていますと資料には書かれております。このことは十分認識をされておりますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） そういったことも認識は持っておりますし、市としてはこれまでも子供の医療の無償化でありますとか、就学援助等の加算といいますか、基準を見直したりさまざまな援助はしてきております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ⑤に移ります。

国は、2号認定（3歳から5歳）の副食費を生活保護世帯、第3子以降に加え年収360万円以下の世帯に対して免除する方針ですが、年収360万円を超える世帯は保護者負担となります。副食費が要る対象数と保護者負担額をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

9月1日時点で香美市全体の3歳から5歳児のクラスの子供の人数は403人、そのうち287人に副食費がかかるようになります。額は月額で4,500円を287人に掛けまして129万1,500円、年間で1,549万8,000円となります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ⑥に移ります。

県下では、10月から3歳から5歳の副食費無償を予定している市町村が多くあります。6月20日の時点では14市町村、私が電話で9月初めに問い合わせをいたしましたら、11市のうち高知市は第2子の副食費の補助を予定しています。その他の市の8市につきましては、無償化の検討をしているということで、一財で対応して補助をする予定とのことでした。

本市も副食費無償、または副食費の補助で、子育て世代の負担軽減の検討をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

児童生徒の少ない自治体、特に義務教育の給食費を無償化している自治体での無償化は一定数あるだろうというような想定もしておりましたけれども、市部でもそういった検討が広がっておるということでございます。今回の無償化で多くの世帯が負担軽減になります。今のところ副食費の無償化までは検討しておりませんが、今後検討すべき課題に上がってくるとは考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 先ほど数字もありましたけれども、市独自で軽減措置をしていた790万円ぐらいのものがあると思うんですけれども、保育料につきまして、軽減措置をしていた分はせめて3歳から5歳の副食費に充当させて、どうしてもそれでは1,500万円足りませんので、その部分は一財からというような形での副食費の無償化ですね。

やはり国が全部無償化にすれば一番いいわけで、いいわけといたらちょっと語弊がありますけれども、国に無償化をしてもらいたいけれども、国は公定価格の保育料の中の副食費以外のものを無償に今回したわけですよ。それに伴って通達は来ておりますけれども、市町村によって副食費はもう食育の観点から言うと、やはりゼロ歳、1歳、2歳から5歳までの幼児教育の中ではやはり無償化、一緒に無償化をするような方向でという中で、11市の中でも3市、本市ともう1市ですかまだ検討されていないところは、やっぱり無償化になるように検討している市町村が多いわけですね。やはりその分を近くの市の状況も把握をされて、今後ぜひ差分の検討も含めて無償化、または補助を検討できないかと思いますが、再度伺います。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

令和2年度から、先ほど申しましたとおり新たな負担も発生いたしますので、差分が全て使えるというわけでもございません。これはもう財政状況も勘案して考えていかなければならないと思いますけれども、ほとんどの市町村が実施するということになっていけば、それは香美市が全く考えないというわけにはいかない状況も考えられますけど、今のところは副食費については、徴収の方向で進んでおります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。3番、赤ちゃんの駅の設置をについてです。

赤ちゃんの駅の設置についての質問は、平成26年3月議会で同僚議員からも質問に取り上げられました。当時の御答弁では、既存の建物については、あいている部屋の利用という形で、市役所等については母子相談室もありますので、そちらをわかるように表示なりをする形をとって活用したいとの御答弁でございました。

ちょっと映りが悪いですが（スクリーンを示しながら説明）、そのことを受けまして、その後、1階の総合案内のほうに今スクリーンで示していますように、総合案内のテーブルの上にA4ぐらいのものでございますけれども、授乳室の御案内ということで、「2階8番の窓口（健康介護支援課）へ声をかけてください。おむつ替えは、庁舎内の東側のトイレをご利用ください。」の小さい立て看板が設置をされております。

2階の健康介護支援課の親子すこやか班は、母子保健に関する相談を受けるところであり、子育て世代包括支援センターすこやかを設置して対応しています。当然別室でゆ

つくりと話を聞ける環境で対応することとなります。事前予約で対応することもありますし、当日急な相談が入ってくるかもしれません。困り事の緊急窓口としてもとても大事な場所だと思っています。

それに比べて1階はたくさんの方が出入りをします。赤ちゃん連れの世代の方も2階の用事ではなくて、1階で用事を済ます方もいると思っております。いつでも誰でも気軽に赤ちゃんを連れての方がおむつをかえたり、安心して授乳もでき、一緒に連れている兄弟や姉妹もその間、待っていなければなりませんし、親の目が届く範囲に子供がいることで安心して授乳もできます。そのためにも赤ちゃんの駅が要るのではないかと思います。

総合案内の方にお聞きをいたしました。その方がおっしゃいますのには、3人の方から聞かれたことはありますと。そして、聞かれたら2階に御案内をしていますが、行かれているかどうかはわかりません。用事は1階で済むのに2階まで行かなければならぬから、車に戻り車の中で授乳しているというのもありました。暑いときは大変ですよとお聞きをいたしました。

そこで、質問をいたします。①です。

庁舎1階の市民フロアあたりに設置はできないでしょうか、伺います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

市役所本庁舎では1階・2階の多目的トイレにおむつの交換台とベビーキープが設置されております。また、授乳につきましては、2階の母子相談室で行えるよう整備しております。いずれも1階の案内板や総合案内で、今示していただいたように表示しております。授乳時に母子相談室を利用する際には、2階の健康介護支援課窓口へ声がけをしていただくようにしておりますが、総合案内の方から連絡があって、今からお客さんが行きますよという声がかかることはあります。母子相談室にはソファと水道とかもあって落ちついて授乳ができる環境ですので、既に設置していると考えまして、新たに1階に設置することは考えておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 総合案内の方から電話があって、授乳したいのでお母さんが上がりますという連絡を受けて、実際使われたことはありますか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

総務課を通じまして、総合案内の方にお伺いもしておりますが、余りなくて年に3回程度、今までで大体6回ぐらいあったかなということをお聞きしておりますし、また、そのうち2階であるために断念した件数ということは何っておりません。また、健康介護支援課の親子すこやか班のほうで聞きましたが、年間に10組に足りない方が利用し

ているというふうにお聞きしております。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） なかなか需要が少ないということで、2階の母子相談室もゆっくりしたスペースがあるので、そちらにということだと思いますけれども、確かに多目的のトイレも東には1階から5階までありますし、授乳は2階の母子相談室でやればできると思うんですけども、その実際の需要の部分と、それとプラスして、私1階の市民フロアの場所に赤ちゃんの駅とかかわいく表示した公衆電話のような、ちょっとボックスみたいなのがかわいい感じであつたら、赤ちゃんの駅、授乳ができますよという表示をすることによって、香美市は子育て支援にすごい力を入れている市だなという、そういうイメージを持っていただけるんじゃないかなと、作り方にもよりますけれども、じゃないかなというふうに思っております。

1階のフロアでももちろん税の申告のときとか、そして選挙のときとか、その他いろいろ市民があこの1階を使っているわけですので、そのときにもしちょっとそこは都合が悪いというふうになったときには、移動ができるような例えば香美市産の木のおもりのあるヒノキの赤ちゃんの駅がありましたら、下にキャスターをつけて移動する、もしイベントのときにそこが邪魔になるようだったら移動もできるわけです。木のおもりのあるところで授乳もできるかなというふうに、木育の観点からいうとすごくいいことではないかなというふうに思いました。それほど高価なものにはならないと思いますが。ただ、やっぱりスペース的には無理じゃないかなとおっしゃいますので、そのあたり大きさをどうするかはまた今後のことだと思いますけれども、確かに年に3回で需要が少ない、2階にもある、1階には多目的トイレのおむつ交換するところもある、けれども赤ちゃんがいる方だけじゃなくて、そのほかの世代の方々が、あつ、何かこんなところがあるというのを見て、ああ、孫が来たら言うちゃろうとか、誰かにも伝えてあげようとかいうふうにすると思うことができるようになるわけですね、目の前にあるということで。そういう意味合いも含めて香美市のイメージがいい方向に、子育て支援の町だよというような、インパクトがあるのじゃないかなという思いもありまして質問もさせてもらっております。そのことも検討はできませんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

確かに、期日前投票とか納税相談など定期的にあることがありますが、1階のほうで常設またはキャスターつきで移動できるものを設置するというのは、大変難しいと考えております。

ただ、香美市が子育て支援に力を入れているということは示していきたい部分もありますので、例えば今出ている表示なんかをもう少し大きいものにしていくとか、そういう工夫はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ②に移ります。

移動式の赤ちゃんの駅があれば、イベント先での設置が可能だと思います。子育て中の世代が参加しやすい環境をつくっていくことが必要ではないでしょうか。お手元に配付しております資料をごらんください。

先ほどの資料の裏側ですけれども、これは、兵庫県播磨町のホームページからです。播磨町には平成25年10月、教育厚生常任委員会で視察研修に行きました。このときに、ああ、我が市にもこんなのがあればなと思ったことです。市民や行政企画のイベントなど、屋内外のイベントで利用できるのではないのでしょうか。現在、貸し出しできるものの中にはこういうものはないと思うのです。テントやテーブル、椅子などの貸し出しはありますけれども、赤ちゃんの駅を意図する簡易なものはありません。ぜひ貸し出しの備品として一つ置いてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

以前の質問の中でもこの移動式のテントの赤ちゃんの駅というのを私も初めて知りましたが、現在イベント等での活用では、やはり人目を気にせず授乳やおむつ交換ができるという利点があるということは認識しておりますが、一方で、お母さん方に私どものほうでもお聞きしたところ、やはりお母さん方からは気温の高い時期にはテント内の暑さのことや、また、自分の車で対応した方が気が楽という声もありまして、今のところ当課で整備する予定はないです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 1階にかわいいポスト的な赤ちゃんの駅があれば何かいいのかなというふうに思っていたのですが、次の質問に移りたいと思います。

4です。菰生の里、美良布直販店についてです。

2018年3月16日、菰生の里「美良布直販店」がリニューアルオープンし、集落活動センター美良布を真ん中に東がレストラン、西が直販店となりました。アンパンマンミュージアムや健康センターセレネもあり、市内外から多くの利用者が訪れています。協同組合菰生の里の方々、直販店やレストランの従業員の皆さんは、お客様サービスを心がけながら商品の納入、展示、販売に努力されていることと思います。

さて、生産者の方々は7時から搬入に来ます。生産者の方々が車で搬入しますと、駐車場は4台分ありますが、駐車場の切りかえができず、バックで国道に出なければなりません。車が1台か2台であれば切りかえも可能かと思いますが、初めはあいているからと入っても、店内で用事をしている間に、駐車場が満杯となることもあるのではないのでしょうか。

スクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

ちょっと映りがあれなんですけれども、入り口から4台分の生産者の方が商品を搬入するところがあります。向かって左側、道の駅の大きな案内板がありますので、そこが花壇になっておりまして角っこがあるわけです。駐車場入り口の左側には花壇があるので、その花壇の角っこに車が当たって、タイヤの破損や車体の損傷等が発生をしております。今、スクリーンにもありますように、ちょうど角っこのところにタイヤを置いております。それから、バックするときわかるように赤い旗を2本立ててはいるんですけれども、この状態がずっと続いておりまして、やはり安心して搬入、搬出ができるようには、この状態ではやっぱり危ない状況は変わっておりませんので、道の駅でもあり多くの人の出入りがあるところですので、安全環境には十分配慮すべきではないかと思っております。

そこで、質問をいたします。

1年半ぐらいたちましたので、当初と比べていろいろ改善しないといけない点も出てきているかと思っております。その一つに、やはり駐車場の件は対応を考えていかなければならないと思っておりますが、現時点まで対応できていない原因と今後の対策についてお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 濱田百合子議員の蕪生の里の美良布直販店について、お答えいたします。

御指摘の駐車場につきましては、平成29年度に美良布地区集落活動センターを建築した際、蕪生の里、美良布直販店に生産物を搬入する生産者の利便性向上とお客様の安全性を考えた上、美良布地区集落活動センター推進協議会や、セレネ広場周辺施設の団体と設計の段階から協議して、新たに整備いたしました生産者専用駐車場で、4台駐車できることとなっております。

国道への後進でのアプローチが危ない状況は十分理解できますので、リスクを軽減するために駐車場への進入時に後進で入っていただく、また、前進で進入した場合であっても、駐車する際にあいている駐車区画があれば、そこを回転場として利用していただきまして、車両の前部を国道側にして駐車していただければ前進で出ることができますので、安全性を高めることができると考えております。

また、車を傷つけた事例もあるとの御指摘でございますが、これは花壇のことだと認識しております。花壇につきましては、健康センターセレネ、また、道の駅美良布のサインの設置及び景観のために整備しておりまして、花壇の撤去は難しいため、蕪生の里のほうでタイヤを置いたり、赤い旗を目印にして対応していただいております。

なお、午前7時頃は、美良布直販店の前の駐車場4台分と健康センターセレネ前の駐車場16台分があいておりますので、こちらを御自由に利用していただきたいと思っております。

今後の対策といたしましては、指定管理者であります美良布地区集落活動センター推

進協議会や、また葦生の里と協議をいたしまして、前向きに対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） もうこの状態がしばらく続いていると思うんです。車を破損したりそういう状況があったときに、やはりここは危ないということで、推進協議会の方、そして、直販の組合の方と協議をすぐするようなことにはならなかったんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 推進協議会の役員さんとか、葦生の里の役員さんのほうとも協議をいたしました。ただ、ここは県の補助金を活用して一体的に整備もしておりますし、当初、周辺の施設とも協議もして建てておりますので、一定工夫していただいていたということでもちょっと様子を見ておりましたが、使い勝手が悪いということでございますので、花壇のタイヤのところを三角にカットするとか、花壇を縮小して対応するようなこともちょっと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ぜひ協議をしていただきまして、改善をして事故のないように対応していただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

次に、10番、舟谷千幸さん。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 10番、公明党の舟谷千幸です。通告に従いまして一問一答方式で質問させていただきます。

まず初めに、農福連携について質問いたします。

政府によると、農福連携は農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組みとあります。国も重要な取り組みとして推進しております。

農福連携は、農業と障害者福祉の双方が抱える課題を解決する手だてとして多くの利点があり、注目されております。全国では農福連携を実施する農家や福祉施設などは、現在約5,000カ所に上ると言われておりますが、高知県においてはまだまだこれからの取り組みでございます。

去る7月29日に、香美市における農福連携を学ぶ会が香美市庁舎で行われました。これは高知県安芸福祉保健所での農福連携の取り組みが紹介されました。この会に本市のほか、周辺の南国市や香南市等の農業者、障害者団体の方、行政・福祉関係の方など

全員で72名が参加され、このうち香美市の参加者は31名と聞いておりまして、関心の高さを私は感じました。

①の質問です。

本市では、農福連携についてどのように捉えているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 舟谷議員の農福連携についての御質問にお答えいたします。

今回、農業関係者及び福祉関係者等多くの方に御参加していただいた、香美市における農福連携を学ぶ会を開催した理由は、農業において労働力不足は大きな課題であり、また障害者等の雇用に興味を示されている農家の方もいらっしゃったことから、県内先進事例である安芸市の取り組みを紹介することで、多くの方に農福連携に関心をお持ちいただくために行ったものです。

安芸市の実践談及び紹介されている全国の事例から、農業労働力の確保並びに障害者等の方が働く機会の増加という点で、有意義な事業であると捉えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 本市は平成27年の国勢調査で業種別の就業者数で農業が一番多く、先ほど言われましたように高齢化とか担い手不足で耕作放棄地や遊休農地の拡大が懸念されております。農家にとっては労働力を補い、生産拡大につながられますので、農福連携は大いに期待されるところです。

今、農のほうからの御意見をいただきましたので、福である福祉事務所のほうからもこの捉え方についてお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） 農福連携の推進につきまして、福祉分野の観点からお答えいたします。

障害者自身の働く意欲の高まりを背景といたしまして、障害者の福祉から一般就労への移行が全国的に進んでおります。平成20年度の移行者数3,000人が平成29年度には約1万5,000人に上り、10年間で約5倍となるなど大きく進展しております。

障害者の活躍の場が社会全体に広がる中、農福連携は本市においても農業を通じて障害者の働く場の確保やそこで働く障害者の賃金、工賃の向上に加え体力や社会性の向上、地域との交流の促進など、障害者の生活の質の向上も期待される重要な取り組みであると考えております。

また、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性を尊重し合う共生のまち、香美市の実現を基本理念に掲げた第3次香美市障害者福祉計画では、障害者を含む香美市に住む全ての人が住みなれた地域で個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に

社会参加するとともに、相互に認め合い、支え合う社会の実現を目指しております。農福連携の推進は、この地域共生社会の実現に資する取り組みの一つでもあると考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 農の部分からもすごくよい影響があるという御答弁をいただきました。本当に厚生労働省でも、この農福連携は農業活動に従事することで心も体もというか、身体的にも精神的にもプラスとなって、今言われました就労訓練とかいうことだけではなくて地域の住民とのつながり、対人関係の改善ということにも効果があったという、そういったことも聞いております。

続きまして、②の質問です。

政府は、ことし6月に農業分野での障害者就労を支援する農福連携推進ビジョンを立ち上げ、また取りまとめ、農福連携に取り組む主体を今後、これから先5年間で新たにその主体を3,000カ所ふやすという方針を示しております。このように農福連携を国は積極的に進めておりますが、国の補助政策はどのようなものがあるのかお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

現在把握しておりますものは農山漁村振興交付金事業で、障害者の農業分野での職場定着を担う人材や、障害者就労施設による農作業請け負いのマッチングを担う人材育成支援事業と、障害者等の雇用及び就労等を目的とした福祉農園の開設、障害者の技術取得等を支援する事業がございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 今言われました補助政策ですけれども、現在、香美市での補助政策を使われている状況とかをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、香美市においては農福連携に皆さん関心を持っていただきたいと思いますので、事業にといいますか勉強会を始めたばかりですので、事業自体まだ行っておりません。したがって、補助事業についても、現在のところ活用はしていない状況です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） これからだということですがけれども、障害者のほうでは職場になれてもらうためのそういった試行雇用したときの事業主に対する助成金の制度が

あるということも聞いておりますけれど、それに対しては、香美市でこういった助成金の制度を使っている事業主さんは今いませんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

障害者雇用給付金制度に基づく各種助成金につきましては、こちらのほうで特に実態は把握できていないところがございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） それでは、③の質問です。

現在、障害者等が農業に従事してよい結果が出ている事例を、本当に今始めたばかりということですが、個別に対応してそういった事例がありましたらお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

長年、障害のある方を雇用していらっしゃる酪農家の方がいらっしゃるとは聞いておりますが、詳細については把握しておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 酪農家の方がそういった障害者等を雇用しているということですので、わかりました。全国では徐々に進んできておまして、両者の農と福の連携が円滑に進んでいるところでは、農業の生産の向上とかさっき言われました効果ですよ、そういった生産性向上と障害者の賃金のアップにつながっていると。さらには、土に触れながら米や野菜を育てる作業に携わると、心身の健康増進にもつながって、前向きに生きていく気持ちが高まる効果があるといった専門家の方もおられます。

先日の安芸市の取り組みでは、今年、新たに38名が就業されたと。その報告の中の障害者の内訳をお聞きしますと、38名のうち精神障害者の方が10名、発達障害の方が10名、ひきこもりの方が10名と、現代社会を反映して障害者や生きづらさを抱えた人たちが多く就業されているということをお聞きしまして、この安芸市の取り組まれた農業者の方からは、少しずつ、一歩ずつというところで、農作業が生きづらさを抱えている人たちの特性に合って、気がついたときには農家の戦力になっていたと。そして、たまたま人手不足の解消になったといった言葉も返ってきました。本当に安芸市もここまで6年かかったとお聞きしましたので、香美市もこれからとは思いますが取り組みをしていただきたいと思います。

④の質問です。

障害者等の農業就労が続かなかったといった例もございますでしょうか。今、酪農家の方をお聞きしましたが、そのほかにやろうと思ったんだけども続かなかった

というような事例はございますでしょうか、お伺いたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

障害者の方が就労中にトラブルに見舞われたときの対処法がわからず、また、相談先もなかったことから雇用継続を断念したケースがあるとは聞いております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） まさに本当に知らないがための、いろんな農福連携しようと思うところでのトラブルや、また、相談先がなかったといったことは、これからまた進めていく中で取り組み、連携が大事になってくるかと思えます。

⑤の質問です。

先ほどのような本当にいろんな問題もあるかとは思いますが、それに増して多くの利点がある農福連携です。現状での課題、先ほど言われたことはもちろんですが、現状をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

庁内関係部署では有意義な事業であるという認識はしていますが、市が単独で実施できる事業ではございませんので、必要不可欠であります福祉関係者の協力の有無が課題であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） そのほかに知らなかったりとか踏み出しにくいとか、まだまだ広がっていないとか、そういった問題もあると思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 先ほどから議員がおっしゃられましたように、安芸市の例を挙げますと、やはりその農家の方が障害をお持ちの方の特性を知らずに事業ができなかったようなこともありまして、安芸市のほうは障害者に関する勉強会をして、農家の方が理解して、まずは労働力の確保というよりは、地域貢献という面を前面に押し出していった事業に取り組んでいったと聞いておりますので、香美市の場合もこれから仮に取り組むとなると、先ほど申しましたように福祉関係者の方はもちろん、受け入れ側の農家の方にも、ある程度の知識は習得していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） ありがとうございます。

⑥の質問です。

農福連携は、少子高齢化が進む中で、皆が元気に暮らしていける地域づくりにもなる取り組みです。今後どのように進めていくか、今勉強会という言葉も出てきましたけれども、まず農林課のほうの今からの取り組みについてお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 先ほど申し上げました課題を克服できたならば、関連機関と協議しながら、香美市の方向性を考えていきたいと思っております。安芸市は先ほど議員もおっしゃいましたように、県の職員の力というものが物すごく大きいものでありますが、ただ、個の力ではなかなか進まない事業と思っておりますので、福祉関連の事業を活用してとかいろいろと方策があると思っておりますので、その点を検討していけたらと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 福祉の連携をとということでしたけれども、福祉の立場からも今後の取り組みに対しての意気込みをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

農福連携は、農業における担い手の確保や障害者の活躍の場の拡大に限らず、地域の活性化や共生社会の実現、新たな農業経営の方法を創出するなど、さまざまな目的のもとで取り組みが展開されております。それぞれ目指す成果は異なるものの、共通しているのは農業サイドで障害者への対応方法、福祉サイドで農業技術の習得など、双方が相手分野への理解を深めることが欠かせないということです。

また、持続的に事業が実施され地域に定着するようには、農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展していくことも重要であり、農業経営体のニーズと障害者支援施設等のニーズを適切に結びつけるために、両者をマッチングする仕組みの構築も求められております。本市ではまだまだ緒についたばかりでありますので、今後関係機関と連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 先日、勉強会を香美市でやって31名の方が参加したという、それからの出発だと思っておりますけれども、市長からもぜひこの農福連携についての考えをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

御承知のとおり、本市におきましては障害者施設や学校がありまして、関係をする方々も市内の中にはたくさん住まわれておられるわけでありまして、協力をいただける環境にあるというふうに思っておりますので、そうした点では御提案のあった内容については、

担当課においても今後検討するということですから、積極的にやっていただきたいというふうに思っておりますので、私のほうからも後押しをしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 強力に進めてまいりたいという、そういった力強い言葉をいただきました。今いろんなところで連携が言われておりますけれども、この取り組みも農林省、厚生労働省の省庁を横断する会議を持たれたというふうなことも言われておりまして、連携の大事さというのが、改めて取り組みの大事な核だなというふうなことを感じられます。

本市においては、先ほどの7月の会議においても農林課が主導していただいております。この香美市における農福連携を学ぶ会で、西本農林課長より最後の挨拶で、本市において農福連携を一步前に進めたいという意味の言葉を話されたところが、私も前向きの言葉があって期待をしたいと思った次第です。

その会に参加していた農業者の方からお聞きしますと、やっぱり障害者のことがよくわからないので不安というのがありますので、障害者の間にしっかりしたクッションがあれば僕らもやりたい。そして、また次にこんな会があったら、もっと若い人らも誘ってこの会へ来たいとそういった声も聞かれましたし、また、当日登壇された安芸福祉保健所の方から後で聞きますと、この日農福連携の会に3回目に参加された香美市ではないですけれども、香南市の農業者の方が、この会の帰りに僕はやると決めたと、そういった農福連携に前向きの人が出てきたということで、本当に一步一步広がっているという、具体的なそういった話を聞いてうれしくもなったものですが、ぜひ今後具体的に進めていってほしいものです。本市が農福連携にぜひ一步踏み出していただきたいことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問、乳児用液体ミルクについての質問です。

乳児用の液体ミルクということで、これまでは輸入用しかなかったんですけれども、ことし3月に国内で初めて発売されました。政府においても乳児用液体ミルクは液状の人工乳を密封したものであり、常温で長時間の保存が可能な製品です。そのまま飲むことができ、授乳時の調乳の手間を省くことができることから、乳児用粉ミルクに比べ、授乳者の負担軽減や安全面で利点があると言われております。皆様のお手元の資料をごらんください。

高知新聞のことし6月14日の新聞にこのように2社から発売をされておりました、それぞれ香美市内でも現在ドラッグストアで販売されております。

乳児用液体ミルクは母乳に近い栄養素が含まれ、メーカーによって内容量は、そこにありますように125ミリの分と240ミリリットルの分、賞味期限も半年の分と1年間の分と、包装材質も紙パックとスチール缶とこのようになっております。海外では欧米を中心に40年前から普及が進んでおりました。

そこで、①の質問です。

本市において乳児用液体ミルクの認識について、どのように持たれているのかをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

乳児用液体ミルクは栄養成分は粉ミルクと同じで、常温保存ができ、お湯に溶かす必要がなく調乳済みの状態で販売されているもので、便利なミルクであると認識しております。

また、災害時には清潔なお湯が手に入りにくいいため、粉ミルクの使用が困難な状況も想定されます。そのような場合には、液体ミルクは清潔かつ簡単に授乳できるため、災害時の備蓄として有用と認識しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 災害時に有効だという御認識をいただきましたので、②の質問に移らせていただきます。

水とか燃料の確保が困難なときに、備蓄品として大いに期待されるわけですがけれども、この地震等災害に備えるために、本市での乳児用液体ミルクの導入については、どのようにお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 液体ミルクの導入につきまして、メリットといたしまして、調乳の必要がなく、授乳の負担軽減や時間短縮ができること、お湯がなくても授乳できることで災害時にも役立つこと、災害備蓄用途にも適した安全性の高いスチール缶であること、また、常温で長期間の保存が可能であることなどメリットが多く、災害時に役立つ製品と考えております。

逆に、粉ミルクより価格が高いという若干懸念される材料があることも事実であります。

今後につきましては、自然災害が多発し、発生確率が高まっております南海トラフを震源とする大規模地震への備えとして、住民みずから命を守り・つなぐ自助の取り組みとしまして食料の備蓄を呼びかけており、家族構成によって必要なものとして、粉ミルク、哺乳瓶、離乳食などをお願いしているところでございます。このことから、製品のメリット、デメリットを検証し、災害時の要支援者対策としまして、導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） 導入に向けての検討というお答えでございました。乳児の数は少ないですがけれども、予定数としては何本ぐらいをお考えでしょうか。

- 議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。
- 防災対策課長（一圓幹生君） 1年間で生まれる子供の数が130人ぐらいとお聞きしております。避難所に来る数等を考えまして、250から300ぐらいの数かなということをお聞きしております。
- 議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。
- 10番（舟谷千幸君） それぐらいの数を考えているということで、先ほどデメリットというか、今の粉ミルクと比べて賞味期限が長いもので1年、そしてまた、コストも確かに粉ミルクよりか2倍くらい高いといったデメリットもございますけれども、それ以上にメリットが災害時にはあるということですので、この賞味期限1年、粉ミルクに限らず備蓄している水とか災害用の食材なんかの分もありますけど、そういった備蓄品の賞味期限切れの対応というのは、どのようにされているのでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。
- 防災対策課長（一圓幹生君） 期限が切れる前にまた購入して、順番に回していくという対応をしております。
- 議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。
- 10番（舟谷千幸君） ローリング方式というんですか、一つ私が考えているのは、液体ミルクの賞味期限が近づいたときに、次の質問にもかかわってきますけれども賞味期限が近づいたものを保育園で使うとか、皆さんにまだまだ認知されていないので、健診のときなんかには、また、防災の訓練のときなんかには使うという、そのようなことは御検討願えるのでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。
- 10番（舟谷千幸君） そしたら、③の質問と重なりますので続けてお話ししたいと思いますが、先ほどの高知新聞の資料にもありますけれども、このときは6月の新聞ですけれども、販売好調とか、また、外出時や深夜の利用に広がりつつあるということですが、この春からの販売で認知度がまだ低いようにも思われます。先ほど言いました乳児用液体ミルクの賞味期限が近づいたものを使って、乳児健診や防災訓練のときに安全性や利便性など正しい知識が紹介されるというようなことに対してお伺いしたいと思います。
- 議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。
- 健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えします。
- 液体ミルクは清潔かつ簡単に授乳することができますが、あくまでも粉ミルクと同じ母乳代替食品ですので、母乳を推奨していくということを考えますと、特に粉ミルクがということは考えておりませんが、災害時には議員のおっしゃるとおり有用であるとも認識しておりますので、災害への備えについて啓発をする際には、ローリングしているミルクとかを使ったりしながら、乳児のいる家庭には利便性とかを紹介していきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 10番、舟谷千幸さん。

○10番（舟谷千幸君） そのようにぜひ活用して、そういった知識が得られるような紹介をよろしくお願ひしたいと思ひます。本当に母乳だったら液体ミルクも要りませんし、本当に母乳が一番ですので、栄養とか免疫とかスキンシップとか、そういったことでは本当に母乳にはかないませんが、こういった災害時には大事になってきます。と言ひますのも、ずっと昨年から災害が起きておりまして、昨年の西日本の豪雨、また北海道胆振東部地震にも、この乳児用液体ミルクが備蓄されておったわけですが、残念ながら本当に十分活用されなかつたということがござひます。このときは外国製であつたということもあつたでしょうけれども、まだまだ乳児用液体ミルクの正しい理解がされていなかつた、認知度が薄かつたということもあつたとお聞きしてござひますので、正しい理解が広まることが大切ですので、本当に備蓄に入れていただくとともに新しい理解の広がりも大事だと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 舟谷千幸さんの質問が終わりました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時54分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 15番、小松 孝です。通告に従ひ、議長の許可を得て一問一答方式にて一般質問を行います。

最初に申しわけありませんが、昨日の同僚議員の質問もあり、経過などについてはある程度わかりましたので、①から⑥までの質問を取り下げます。また、昨日の同僚議員と一部重なるところもありますが、確認の意味もあるため質問します。

議会でも何度も議論した鏡野中学校武道館、プールが完成となり、中学校のクラブ活動も含めたスポーツ教育が今後発展していくものと喜んでいたが、卓球場にて結露などにより児童が滑ってけがもしている。現在、対応はとっているとは思われるが、今後の事業の進め方などについて質問します。

それでは、⑦の質問です。

いろいろな最悪の条件が重なりこのような状態になったとは思われるが、市には土木、建築などの専門職の職員もいるはずだが、設計や施工段階にて意見を求めなかつたのか、お聞きいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

設計時に技術職員に相談をしております。また、施工時は月2回の定例会に参加してもらって、その都度意見をもらっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 課長は、建設課のアドバイスをもらったという答弁が昨日ありましたが、この件についてどういうアドバイスをいただいたか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

施工時、月2回定例会を行っておりますけれども、施工方法でありますとか、部材の調達方法とか、規格でありますとか、そういった点でさまざまアドバイスをいただいたと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） それでは、⑧の質問に移ります。

建築部門の担当課、建設課に聞くが、このような状態は技術専門職として把握できなかったのか。建設課長、お願いします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） まず最初に、昨日の答弁と重なるところがあることをおわび申し上げておきます。

結露については、当然ある程度の予測はしていました。特に外壁に面するコンクリート柱及びはり、スラブについては断熱材がないため、温度差などによる結露について当然考えられるためです。

また、今回の主な原因は外気湿度と気温が高かったため、換気扇を回すことにより給気口から外気を室内に取り入れたことで冷却効果が起こり、表面温度が露点温度を下回ったこと、あわせできたばかりで、コンクリート内に水分を多く含んでいたことなどから起こった現象です。ただし、正直なところ、時期的に梅雨など要因はあるにせよ、ここまでになるとは思っておりませんでした。

改善方法とすれば、室内の絶対湿度、空気内の水分になりますが、を下げるようになります。下げるためには、エアコンや除湿機による除湿が一番と考えます。ただし、断熱材がないため、温度を下げ過ぎると逆要因による結露の心配もあります。また、あわせ現在24時間換気という形をとっておりますので、外気を取り入れ方法など、換気扇などの運用マニュアル等も必要と考えられます。

建設課としては、建物内にプールがあり、災害等緊急時の避難対応も考慮すれば、当然エアコンなどの設備は必要と提案しましたが、予算等の関係により無理とのことでした。あわせ主用材が工場製作、プレテンションのPCであるため、200ボルト電源等の処置及び排水ドレン等の設置の助言もしましたが、同理由などによりできなかったよ

それはまだわからんと言われたらそれで終わりです。

続きまして、⑨の質問に移ります。

今後、市においてこのような大きな事業はいろいろあると思われる。担当課でなく専門部門も含めた対応をとらなければならないと考えるが、人事の関係も含めどのような対応を今後とっていくのか、お聞きします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 小松 孝議員の御質問にお答えします。

現在、図書館の新築工事を進めています生涯学習振興課には、今年度、建築技術職員を配置しましたが、人数に限りがありますので、建築事業を実施する全ての課に技術職員を配置することができません。ほとんどの場合、技術職員が在籍している課に技術支援を得ながら実施していくことになります。

今後、大きな事業を行う場合、技術職員の配置や、配置できない場合にはプロジェクトチームや推進チームを編成するなどの対応が必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 今回の教育委員会の課長は、何も知らなかったという人が事業を受けとるわけですね、結局は。そういうことではいかんき、会議をもうちょっと、俺がこの現場をして仕切ったというような感じじゃなしに、もっと打ち合わせをして、毎日毎日打ち合わせせえということじゃなしに、たまには打ち合わせしてやったらどうですか、プロジェクト。それは配置するということは難しいやろうから、あちことでやらないと、それは市役所としても終わらないと思います。質問もいろいろちぐはぐになって、同僚議員がきのうやってくれましたので、①から⑥まで飛ばしたき、僕も中途半端になってしまったけど。

そして、市のメイン事業である事業も多くなり、建物については専門部署含め市職員プロジェクトなどが必要と思われます。あわせて早急な対応も必要と思われるが、議長の許可があれば、昨日同僚議員の回答と同じかもしれませんが、市長の見解をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 施設のお尋ねについてお答えしたいと思います。

大変大きな金額を持って建設をした建物でありますけれども、今回結露というような状況になりまして、本当に残念な状況でございますけれども、今後の取り組みについてのお尋ねでございますので、その点について少しお答えをしたいというふうに思います。

こうした大きい事業につきましては、十分に検討してから取りかかるべきものだというふうに思いますし、その際にはやはり基本の計画を立て、次に基本の設計をやる。そして、実施の設計をやるという手順をやはりしっかり踏まなければならないだろうと思います。そういう手順を踏むことによって関係課の協力も得られる、また、関係知識者

の意見も伺うことができるというふうに思うわけでありまして、今回の場合は基本計画から実施設計にそのまま飛んでいると、基本の設計ができていないということが一番大きな問題だったというふうに思います。この時点でしっかり議論がされておれば、建物の形にしても変わってきたのではないかと思います。

基本計画にも業者に委託をしてやったわけですが、金額が余りにも差があったというふうなこともあります。そうした際には当然のことですが、基本の計画自体も疑わしいところが出てくるわけでありまして、私としては今後は非常に手間がかかりますけれども、基本の計画、基本の設計、そして、実施設計という当然の手順を踏むようにするのが大事だと思います。

その際にそれぞれの意見をいただける、修正を加えていくときをやはりつくっていく必要があるかというふうに思いますし、建設の技術職員の配置だけではなくて、これだけの大きなものになりますとやはりプロジェクトを組んでやるというふうなことで、設計、建設の担当の課においてはそのあたりを、議員が言われるように、ただ聞くだけ拝聴するだけではなくて、それを実際にどういうふうに生かしていったのか、どういうふうに変化をしていったのか、そういうことも説明のできるような形にしておくことが、大きなお金を使う場合には当然そのことが求められるというふうに思いますので、今後におきましてはそういう手順を守ることと、説明責任が果たし切れるような体制をとっていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 15番、小松 孝君。

○15番（小松 孝君） 市長、どうもありがとうございました。

今言われるように、今後大きい建物とか建設する場合は、やっぱり教育委員会だけじゃなし、建設課だけじゃなし、やっぱり会を開いてやっていただきたいと思います。今、市長が言われるように、コンサルから始まって全部打ち合わせすれば、こういう問題は一個も起きていないと思います。ただ単純にコンサルに放り任せというような形やから、こういうことになったと思います。あと、よろしく願いします。

せっかくなつくつきたすばらしい施設ですが、今後計画をしている施設も計画段階から市全体で、また、議会も一緒になり考えていかなければならないと思いますので、各課にて十分検討をお願いします。

以上にて質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 小松 孝君の質問が終わりました。

次に、6番、森田雄介君。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。議長の許可をいただきましたので、順次通告に従って質問をしてまいります。今回の質問は3点であります。

まず、1点目、子育て世代の負担軽減ということでお聞きをまいります。

これまでも議会で話題にさせてもらっておりますけれども、政府が示す経済状況とは

裏腹に、家計の厳しさが増し続けております。株価や雇用の指標を持って経済の好調を言われても実感がありません。

ことし1月に出された大和総研の家計の実質可処分所得の推計、これは2011年から2018年を紹介いたします。配布しております資料1のほうをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。一応資料のほうは白黒でありますので、プロジェクターのほうも準備をさせていただきました。

まず、可処分所得の計算と実質可処分所得の計算を少しだけ確認をしておきます。

その資料の1の下のところを書いておりますけれども、可処分所得とは、税引き前の給与収入から所得税、住民税、社会保険料を引き、各種手当を足したもの、そして、実質可処分所得、今回のこの総研が出した資料の場合は、今回2011年を基準としまして、物価水準は総務省が公表する消費者物価指数CPIを用いて次のように計算をしております。実質可処分所得、イコール可処分所得掛ける基準年の物価水準割る分析する年の物価水準ということで計算をしております。それに従ってつくった表が、お手元の資料の上の図、プロジェクターに示してある図であります。

この実質可処分所得の推移をごらんください。

起点となっておりますのが2011年であります。その後、1年ごとに数字を追っていきますと、2014年のどの部分も、折れ線グラフの底を打っております。そして、その後に上昇には転じております。これは各年代ごとの折れ線グラフでありますので、例えば、一番目立つ緑の線が30から34歳の4人世帯をモデルにしたケース、それから、一番低くなっておるのが40から44歳の4人世帯の場合を示したグラフというふうになっております。ここで特徴的にわかるのが、2018年の時点で40から44歳の4人世帯をモデルにしたグラフの場合、2011年時点の実質可処分所得を超えていない、ほかの世帯とは明らかに違う状況が示されております。

これだけではありません。次の資料の2をごらんください。

モデル世帯のほかのケースを詳しく分析したのが次の表であります。

この立て棒のグラフ2つ、上のほうが2011年、そして、下が2018年ということになっております。3本の立て棒がありますけれども、一番左が妻が正社員、そして、真ん中が妻が専業主婦、そして、一番右が妻がパートの世帯というふうに並んでおります。それぞれの割合がグラフの横幅で示されておりますので、例えば、2011年の妻が正社員の世帯は全体の約36%である。そして、順次妻が専業主婦の世帯が36%、妻がパートの世帯が28%、これが2011年の数字であります。そして、この数字のほうもあわせて見てもらいますと、妻が正社員の世帯の場合は693万円、専業主婦の場合は408万円、パートの場合は521万円という数字であります。

これを上から下へ見ていただければ、次2018年との比較ができます。妻が正社員の場合、2011年、693万円から681万円へと減っており、また、専業主婦の場合でも408万円から401万円へ減っております。そして、妻がパートの場合で52

1万円から512万円と、全ての世帯で減っているということが示されております。

しかし、先ほど1枚目のほうで示しましたように、実は40から44歳の4人世帯以外の世帯では、景気が回復をしているというふうになっていたにもかかわらず、この2枚目のグラフでは全部減っているのではないかと、これは30から34歳の4人世帯の場合での、棒グラフとなっておりますけれども、その世帯でも減っているじゃないかと。そしたら、1枚目のほうでも折れ線のほうで減っていなければおかしいけれども、なぜふえたのかということでもあります。それがこの世帯の割合ということでもあります。一番左の妻が正社員である場合、この場合が2011年から2018年にかけて36%から43%へとふえております。そしてまた、妻がパートの世帯、これが2011年、上の図では28%であったのが、下の2018年では31%へとふえております。このことによって個別の数字は悪化をしておるんですけれども、全体、マクロで見た実質可処分所得は増加をしている、こういうことが数字の一つの見方によって実態とは実際が違う部分がある、こういったことが言えるのではないかと思います。これが景気は回復していると、数字の上では回復しているけれども実感は持てないという現状、こういうことだと思います。そして、これはこの後に述べる子育て世帯の教育に係る費用を差し引く手前の、世帯に入ってくる実質可処分所得の額であるということで、子育て世帯の経済的厳しさ、こういったことを示しているのではないかと思います。

それでは、①の質問であります。

本市における年代別の課税所得分布、非課税世帯数、40代4人世帯（子供2人）とした場合の推計可処分所得をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） 森田議員の御質問にお答えいたします。

本市における年代別の課税所得分布、非課税世帯数につきましては、令和元年度市町村税課税状況等の調、7月1日現在における市税に関する調として県へ提出したものの、作成時のデータをもとに抽出して作成したものをお手元にお配りしておりますので御参照ください。

また、40代4人世帯（子供2人）とした場合の推計可処分所得につきましては、先ほど議員からも紹介をいただきましたが、インターネット等で検索しますと、民間の調査などで試算しているものもありますが、香美市の世帯を想定した推計可処分所得の試算はいたしておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 資料を自席のほうへ配っていただいておりますので、私も質問の前に見せていただきました。こちらの資料を見ますと、課税標準のほかに総所得金額が真ん中のほうに示されておまして、さらにそれが1人当たりということで出していると思いますので、こちらのほうが少しわかりやすいかなと思って参考にしたい

ところでは。

この総所得金額というのは、ここに示していたのは上の段に非課税者を含む全体と、そして、下の段に課税者のみということで示されておりますが、特にその課税者のみのところで、給与所得者とは限らない、その事業も行われている全体のことだとは思いますが、課税者のみで出してくださっております。

この数字、給与所得の場合であれば給与所得控除を引くし、事業者の場合であれば事業者の経費なんかを引くという形、一律に収入にリンクしているわけではないんですけども、参考までに私の昨年度の所得で、給与所得控除を引いた額というのが306万6,400円ということでありました。その約300万円と多分この1人当たりの総所得金額、課税者のみのところの40代の数字287万9,000円、大体ここら辺にリンクするんじゃないかなというふうに思いました。ちょっとこの数字の見方でよろしいでしょうか。大体の推計です、かっちりというわけではないですけどもそういう見方で、私の収入が450万円で、総所得を計算すれば306万6,000円になるということで、大体のイメージをつかんでいただけたらと思います。

それでは、次の質問に移っていききたいと思います。

②の質問であります。

日本政策金融公庫の平成27年2月の教育費負担の実態調査、これによりますと、年収400万円未満の世帯では、教育費の負担割合が4割に達するとの調査があります。これは本市の場合では小・中・高のそれぞれ家庭が負担しなければならない費用、これは実際はどうなっているのでしょうか。またあわせて、そのうち就学援助費で補助されるものをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

学校で実費徴収される教材費等の平成30年度の平均額は、小学校が4,760円、中学校が1万1,131円となっております。この金額につきましては6月議会でお答えしたものと同様です。

あと、給食費は小学校が4,726円、中学校が5,168円です。

また、校外活動費につきましては、平成30年度に上がっているものは、山田小学校1年生の140円と5年生の宿泊訓練で2,400円のみとなっております。

それで、就学援助の対象費目としましては学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6月議会の大岸議員の質問のお答えということで、平均なんですけども、この支給費目の合計の金額、それで、これに就学援助費で出る給食費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、通学用品費、学用品費がありました

けれども、これらの実際にかかるお金の全額が、就学援助費で出ておるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

支給額につきましては額は決まっておりますが、学用品費が小学校で年額1万1,520円、それから、中学校で年額2万2,510円、通学用品費が、小学校2年生から6年生ですけれども年額2,250円、中学校の2年生から3年生が年額2,250円、校外活動費、宿泊を伴わないものが小学校で入館料等にかかった経費になりますけれども上限額は1,580円、中学校が上限額2,290円、修学旅行費は小中学校ともに全額、新入学児童生徒学用品費が小学校で5万600円、中学校で5万7,400円、学校給食費は小中学校とも全額となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） この中で上限を超えてしまってというような事例がありましたらお聞かせをください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

先ほどお答えしました、学校で実費徴収している金額等におきましては学用品費も上限は超過はしておりませんし、校外活動費についても、宿泊を伴うものは別として上限は超過しておりません。給食費と修学旅行は全額ということでもありますので、基本的には超えておるものはないと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） もう一点、資料の2につけております下の段、ここに実際に香美市の中学校の保護者より提供を受けました4月分と6月分の費目を挙げております。こちらの費目は先ほどの費目に全て入るといふことよろしいでしょうか。生徒証とか、そこら辺がちょっとどうなのかなと、あとPTA会費ですね、生徒会費とかもありますけれども、そちらのほうは就学援助費の費目ではないのかなとも思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

ちょっとこの数字は今初めて見せていただいておりますので、これが全て就学援助の対象になっているのかどうか、ちょっとすぐにはお答えできません。申しわけございません。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） また、後ほど確認をお願いしたいと思います。

それでは、③の質問に移りたいと思います。

就学援助制度の窓口では、住民税非課税や減免などの対象世帯でなくても、世帯所得が基準に該当するかの相談が受けられるのかをお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

就学援助の対象となるか否かにつきましては、所得だけではなく社会保険料等の状況を確認しなければはっきりとした回答ができません。対象となるかどうか申請前に確認したいとの問い合わせがあった場合は、所得課税証明書を提示いただき、計算してお答えをしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 相談は受けるということだと思いますので、よろしく願いをいたします。

次、④の質問に移ります。

就学援助の判定基準は、世帯の総所得が基準値の1.3倍以下となっております。給与所得者の場合、給与所得控除や社会保険料控除が引かれた後の所得額でありますし、自営業者の場合では、事業投資や災害損失によっても課税所得が低く抑えられることが考えられると思います。本市の場合、最高どれくらいの年収で就学援助制度が使える事例が見られたのかをひとつお聞きをいたします。

また、あわせて、準要保護世帯は収入額が必要額の1.3倍以下と先ほども申しましたが、これを給与所得のみとした場合、目安として幾らになるのか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

調査した限りでは、世帯所得が400万円を超える世帯も対象となっているケースがございました。世帯収入の目安につきましては、世帯構成や社会保険料等の額もかわってくるため、はっきりとした数字を申し上げることは困難ですが、モデルケースとして両親と就学児2名の4人世帯として考えた場合、基準に基づく必要額は1カ月当たりおよそ18万円程度となります。この金額の1.3倍以内が基準となりますので、単純に乗じてみますと23万4,000円です。これに12カ月を乗じて得た額が280万8,000円となります。この数字は社会保険料等を控除した額ですので、社会保険料等の額をおよそ100万円としますと、所得課税証明書に記載されている所得額の世帯合計額は、380万円程度までとなるのではないかと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） かなり具体的な数字、所得で380万円程度ということまで

お聞きできましたので、そうすると、冒頭で申しました私が総所得が300万円ということで御紹介をさせてもらいましたけども、私もまず4人家族と仮定すれば、就学援助の対象になるということで理解をいたしました。

私のほうでも書類をつけておりますが、参考資料の3です。

これは土佐市のホームページよりとらせていただきました。プロジェクターにはお手元に配ったものがアップで出ておりますけれども（スクリーンを示しながら説明）、これの中ほどの表のところには、対象となる所得の目安ということで平成31年度で出してくださっています。先ほどの4人家族に一番近いのはこの下から2番目の父、母、子2人で、家賃ありの場合で括弧が旧基準を適用した場合の額ということで322万円程度という形で出ております。実際に380万円からしたら土佐市よりも幅が広いんじゃないかなというぐらい、香美市の制度は使いやすい制度になっているんじゃないかなということも思った次第です。5人家族の場合でも土佐市の場合365万円と、大体こういった基準が示されております。御相談される方もうちは入らんろうなと思って、相談に来られない場合もあるのではなかろうかと。そういった場合には、こういった基準がありましたら、あっ、ひよっとしたらうちも入るかもしれない、こういったことになると思います。

それで、資料のもう一つ裏、資料の4ですね、この4には就学援助率ということで、高知県内の各市町村の就学援助率、これは要保護と準要保護合わせた数が全体の世帯の中のどれくらいの割合を示しているかというやつであります。香美市を探していただきましたら2017年小学校のところで19.1%、2017年中学校、こちらのほうで21.6%ということになっております。これ一番上の高知市を見ていただきましたら、2017年小学校で29.2%、中学校では40.8%ということで、高知市に比べたら香美市は大分少ないんじゃないかなということでもあります。また、一番下が県の全体の合計ということです。2017年の小学校では県全体では24%、また、2017年中学校のところでは29.9%。こういった数字からすると、香美市の数字というのはちょっと少ない、もちろん一緒にならないいろいろな要素はあると思うんですけども、平均からしても少し少ない、補足率が低いんじゃないかなというふうにも思います。そういったところから、こういった先ほど示していただいた基準額等も含めて、この就学援助制度を御利用くださいの周知を広める何かいま以上に取り組みを求めますが、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

今、説明資料を見せていただいて、特別に香美市が低いということでもないようにも思いますけれども、就学援助制度につきましては、小中学校の各家庭にチラシを配って周知はしております。全戸配付で周知しておりますので、取り組みはできておると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 今の状況で、余り基準額も示し過ぎると各個別の状態によってうちはもう無理と、私の場合はちょっと先ほど示した数字からいうと、ひょっとしたらうちも入るかもしれないと思う家庭のほうが多いんじゃないかと思いました。そういう意味ではちょっと目安も示したらどうかなと思いますので、そういったこともつけ加えておきます。

それでは、⑤の質問に移ります。

修学旅行なんですけども、先ほどの説明でも修学旅行費は就学援助で全額出るというお話でありました。ただ、この修学旅行費というのは、こちらのほうは特に資料を示しておりませんが、需用費の算定には入らないと聞いております。境界線にある世帯が準要保護世帯にならなかった場合、この修学旅行費が就学援助費で出るか出ないかで、負担が逆転するのではないかと考えるわけです。修学旅行のある年には、就学援助が受けやすくなる工夫や配慮があればと考えますけれども、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

需要額算定基準の中に修学旅行費は入っておりません。特別な配慮というものも現在のところございません。ギリギリのラインのところでは負担の逆転ということは出てくると思われましても、制度の趣旨から考えましても一定の所得の線引きは必要であろうと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 生活が困窮している中で本当に修学旅行費が出せるか出せないかというところ、逆転云々の話もありましたけれども、基準が今のところ入れないという基準でいっているので入れないということになったら、その逆転した状況というのがそのままであるということにもなると思うんです。一つ懸念事項ではあると思いますので、引き続き検討とか、他の市町村・国への調査とか、国への働きかけなんかは検討事項だと思いますけれども、再度御見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

修学旅行費が需要額算定基準になぜ入っていないかとか、そういったところのちょっと経緯を承知しておりませんのですぐにお答えはできませんけれども、ちょっと研究はしてみたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 次に、⑥の質問に移ります。

就学援助を受ける世帯は増加傾向と聞いております。必要な場合の補正対応はどうなっていますでしょうか。また、予算に関係しますことから、就学援助費の交付税措置はどのような計算になっているのか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

経済的に厳しい御家庭がふえているのではないかと推測されることと、ここ数年、各学校の協力も得て、就学援助制度の案内を強化したことにより、周知が進んだこともふえた理由の一つではないかと考えております。

本年度は国の支給基準が引き上げられたこともあり、就学援助の支給額が増加するのではないかと予想しております。必要な額については12月補正で予算要求をしたいと考えております。

それと、交付税措置につきましてはちょっと詳しい数字等は持っておりませんが、就学援助費につきましては基準財政需要額のうち、小学校費及び中学校費の単位費用の一部として普通交付税に算入されておるということでございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 交付税措置を計算するのに基準財政需要額に繰り入れられておると。私、この質問を立てるに教育費関係の基準財政需要額の計算方法をちょっと見てみましたら、各市町村の児童数、学級数、学校数に一定の係数を掛けるということで、一応就学援助も2005年以降に交付税算定に、それまでの補助制度から交付税に算定されるということになりまして、就学援助の係数も掛けられておるとは聞いたわけなんですけれども、それは実際に就学援助数に関係がなく、一定数が交付税算定されているんだと聞いたわけなんですけれども、まず、この点の確認を、財政のほうでひょっとわかりますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 担当課長のほうからも申しあげましたように、基準財政需要額のうち小学校費、それから、中学校費の単位費用の一部として普通交付税に算入をされておるところです。この算定は、おっしゃるように実際の準要保護世帯の数ではなくて、あくまで児童数、それから、生徒数に基づいて算定されるということになっております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 確認をさせていただきましたけれども、やはり実際の数ではなく、補助制度のときは実際の数に対して国は2分の1の補助を出すという制度であったのが、交付税算定されることによって、もう援助数ではなくて単に児童数、それから、学級数、学校数という係数だけになっておるんだというところでありまして。

この就学援助制度というのは、今国に明確な認定基準や納付内容が設けられておるわ

けではなくて、自治体間で取り組みに差があると、こういった状況であります。補助から交付税算定になった時点で、地方の状況は加味されない財政措置になっていることに対して、必要な財源の確保を求める声を国に上げるべきではないかと一つは思うんですけれども、その点については、見解をどちらかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） その辺は詳しく通告をお願いします。

企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

準要保護の数に対して、旧来は恐らく補助金、交付金という形で国から補填されていたものを一般財源化されたということで、どちらが有利かということについては、現在、金額の算定もなかなかさまざまなケース、それから、今一本算定に向けて交付税が縮減される中で計算方法がやや複雑になっておりますので、どちらが有利かという判断は現在のところいたしかねます。したがって、今の段階で国に対して何らか、交付税措置のケースへの是正であるとかいうことの要望は考えておりません。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 一応、平成26年から去年までの実際の本市の就学援助費の計算をしましたら、小学校、中学校合わせて平成26年が1,588万5,000円、平成30年度はもう3,148万8,000円ということで、結構倍近いふえ方になっておるといふことと、その一方で、基準財政需要額の教育費に合わせまして算定された数、これはホームページで拾った数ですのであれなんですけど、平成26年の教育費の交付税算定額が5億2,719万5,000円、平成30年度で5億2,674万9,000円ということで、余り反映されていないわけです。教育費の交付税算定額はほとんど変化していない、途中で逆に減っている年もあります。就学援助費はずっと上がっておるけれども、実際交付される交付税のほうはふえていないという状況でもあります。必要な財源の確保を、まだこれが実際に補助制度の場合との比較ではどうなのかわからないというお話でもありましたけども、実際、市の支出はふえているという状況であるということですので、それに対して、けど実際の交付税はふえていないということですので、ぜひそこら辺も検討していただいて、申すべきときには申していただけたらと思います。それでは、次の⑦の質問に移ります。

子供のやりたいを応援したいのはどの親も同じだと思いますけれども、親の経済力に依存する部分が大きく、できるだけお金のかからない習い事などを選択させることもあります。しかしながら、それは子供の可能性がお金で左右されることをあらわしております。このような現状に対して我々が無力でよいのか。ここで今治FCの取り組みを紹介いたします。

今治FCの代表は元日本代表の岡田監督なんですけれども、その岡田監督が言っております。僕のスクールにも母子家庭の方がいまして、遠征の旅費とかみんな自分で出さないといけないんだけど、遠征の前日にコーチが1人欠席ですと言ってきたこと

があったと。どうしたと聞いたら、お金が払えなくて、でも、子供に言えなくて行くと言ってしまった。直前に申しわけありませんというようなことがあったと。それで、ちょっと待つてということで、うちの企業理念は物の豊かさより心の豊かさを大切にする社会づくりに貢献すると、そういう企業理念を掲げている会社がお金がなくて遠征に行けないという子を出していいのかということで、そのときも誰かがカンパを出したし、その後に給付型の奨学金をつくって、そしてまた、母子家庭の子はスクール受講料を無料としたと、こういった取り組みをされております。

また、この今治FCはさらに地元の方たちに力になるということで孫の手活動と、こういったちょっとしたお手伝い、例えば庭の木を切るとか、家具を動かしたりとか、そういった取り組みのために子供たちが困っている方のところへ出かけていく、そういった制度なんかもあるし、また、子供食堂の取り組みなんかもされているということでもあります。

こういったスポーツ少年団などの団体が奨学金制度をつくったり、子供食堂や孫の手活動を初めとする取り組みを進めるならば、行政の立場からも何らかの支援もすべきではないのかなと感じたところでもあります。もちろん現場の体制があつてのことですが、こういった活動資金を獲得するのにを行う物販などを援助する施策は考えられないのか、お聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 通常、香美市の体育施設においては、物品の販売は禁止となっておりますが、スポーツ少年団が活動資金獲得のために大会などで飲み物等を販売する場合は、香美市体育施設条例施行規則第10条のただし書きにより販売を許可しております。また、スポーツ少年団の18団体に合計130万円の補助金を交付しており、スポーツ少年団が各種大会やイベントを行う際には後援をさせてもらっています。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 現状でも十分しているという御見解で、私もこれは今治FCの取り組みはすばらしかったということが一番ですので、こういったことも参考にさせていただいて、さらに充実できるものがありましたら、今後もまた御検討をよろしく願いをいたします。

⑧の質問であります。

塾などに通う子供も多いんですけども、ここでも経済力がないと行けない状況があると思います。進学目的に限らず、わからないところを補ってもらえる事業を国が推進をしております。

幾つか制度があります。子供の学習費支援等に対する、これは生活困窮者事業における高知市のチャレンジ塾、こういったことも示されております。そして、これは学校、家庭、地域の連携協力推進事業、こちら文部科学省のほうですけども、こちらは地域

未来塾という形で取り組まれております。あと、もう一点、若者サポートステーション、サポステと略されることもありますけれども、こちらのほうも進路についての相談の中に個別、通学に向けての支援があるというふうに聞いております。

こういった子供たちを健やかに育む中で、何かを変えるきっかけはちょっとしたことであろうかと思えます。ほんの少しの力を分けてもらう、押し出してもらう、そういう支援があることが大事だと思います。先ほど示した3つの制度がありましたけれども、中でも地域未来塾というのは原則無料の学習支援制度で、国・県・市が3分の1ずつの負担であります。本人は無料であります。ほかにもきっかけになりそうな制度、あわせてまして本市の取り組みができないものか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 教育次長、岡本博章君。

○教育次長（岡本博章君） 森田議員の御質問にお答えします。

塾などに通う通塾率は、全国的に見ても家庭の教育力の低下や学校だけの学習に対する不安等を背景に、学年が上がるにつれて高くなる傾向にあります。平成29年4月に実施された全国学力・学習状況調査の児童質問紙において、小学6年生の通塾率が46.3%、中学3年生の通塾率が61.2%との結果が報告されています。

文部科学省が行っている地域未来塾は、経済的理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であり、学習習慣が十分に身につけていない児童・生徒への学習支援を大学生や教員OB、NPO、地域住民などの協力により、原則無料で学習支援を行うものであります。

就学援助率の高い本市においても、子育て世帯の経済的負担を減らす意味でも有効な制度と考えますが、開校に向けては支援者や教室の確保、学校との調整など解決しなくてはいけない多くの問題があり、今後実施の有無も含め、情報収集が必要であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） またぜひ情報収集していただいて、取り組みができるようでしたら、また積極的な取り組みをお願いをしたいと思います。

続きまして、2点目の質問に移ります。

会計年度任用職員への制度移行についてお聞きをいたします。

来年度から実施されます会計年度任用職員制度ですが、国の予算措置が見えないこともあり、当初のスケジュールからは準備が大幅におくれているように見受けられます。いま一度、本市が置かれている現状を確認させてもらいたいと思います。

①であります。

各課単位での臨時職員、非常勤職員の任用数をお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お手元にお配りした資料のとおりです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） こちらのほうを見ましたら、特に注目したいのは特別職非常勤のところであります。全部で18名ということになっておりますので、この点について②でお伺いをいたします。

現在の臨時・非常勤職員の皆さんに継続任用の意思など意向調査ができているのかを、まず1点お聞きをいたします。

そしてまた、具体的に先ほど示されました特別職非常勤職員18名、私は具体的に吉井勇記念館や美術館を挙げましたが、こちらのほうも特別職非常勤ということでもありますけれども、こういった特別職非常勤で任用してきた館長等は任期付職員なのか、会計年度任用職員のフルタイムなのか、今後の任用の方向性といったことも出てくると思います。これは現在の職務状況により判断されるということで、結構市町村のほうに任されている部分でもあるようです。制度移行に向けてこういった任用をしていかなければならない中で、全体の意向調査、特に特別職非常勤職員の皆さんの意向調査、また、現状の職務状況等の分析などができているのか、準備状況をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

総務課として意向調査を実施する予定はありませんが、給与や勤務体系等の整備が整いましたら各課に説明し、各課担当者を経由して現在雇用している方に資料の配付を行う予定です。その時点で意向は確認できるものと考えております。

また、各館長の方等につきましては、職責により顧問や参与として特別職に残る場合と、一般職である会計年度任用職員へ移行する場合とが考えられ、会計年度任用職員に移行した場合は、非常勤、会計年度任用職員制度ではパートタイムという区分となる予定です。今のところ検討中というような状況です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ちょっとまだ資料にはおつけをしなかったんですけども、会計年度任用職員の今の現状がパートタイムに近ければそれでもいいんですけども、実際にフルタイムに近ければ当然フルタイムの任用と。そしてまた、同じパートタイムでも短時間の任期付短時間職員というのがあります。これが任期付職員ということでの扱い、こういったやはり今の現状に応じて種々考えられると思いますし、顧問、参与で残るという可能性もあるということでの見解をお聞きをいたしました。それも含めて今後ということでのよろしいでしょうか、再度確認です。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

顧問、参与として残るかどうかというよりも、それを一定示されている国の考え方を

お答えしましたので、まだそこまで検討はできておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 大変おくれておるんじゃないかなろうかと危惧をしております。また、12月議会までに方針がまとまりましたら、それぞれの職員さんにはまたじかにお話をするというのでしょうか。ぜひともそのようにお願いをいたします。

それでは、3点目の質問であります。機構改革についてお聞きをいたします。

まず、①です。

昨年9月の改選前に行財政改革推進特別委員会では、機構改革の聞き取り等を行ってきており報告を受けております。その間には、税務課と収納課の統合や商工観光課の新設などがありました。そして、まちづくり推進課が定住推進課となり、環境班が上下水道課の班へ移動となりました。最近では環境班の充実を求める声などを聞きます。今回の質問の中でもそういう声もあったと思いますし、高齢者支援課とかいった話もありました。近々の改革の構想があればお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

現時点で機構改革の構想はありませんが、引き続き時勢や組織課題に対応するため、検討を続けていきたいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ぜひとも、もう本当に行政課題として、特に環境の話で言いますと、ソーラーパネルとかプラスチックごみとか本当にまだ大変大きな課題も抱えているんじゃないかなと思っておりますし、そのほかのところでも必要であれば、また機構改革の検討が要るんじゃないかなろうかと思いました。

②の質問であります。

国が会計年度任用職員の予算措置をまだ示していないこともありまして、人事構想が見通せないところではないかと思えます。行政ニーズの高まりからすれば職員数の確保が必要ですが、来年以降の構想、新規採用の見通しをお聞きをいたします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

会計年度任用職員制度に伴います地方自治体の歳出増額分を、国が全て予算措置することは難しいのではないかという認識であり、この制度改正に伴う本市の一定の歳出増額は避けられないと考えております。

このような状況での今後の職員数につきましては、正職員は香美市職員定員適正化計画に基づき、適切な職員数の管理及び確保を行っていくことを考えておりますので、退職者数と同数を新規採用職員と再任用常勤職員で賄っていく予定です。

また、会計年度任用職員につきましては、事務事業の見直しなど、より一層の行政改

革に取り組み、任用する人数等の精査も必要となると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） この会計年度任用職員制度は特に全体の問題として新たに国が改革を行った措置でありますし、それによる増額分を国が本来は予算措置をするべきだということ、市も努力をしなければならない状況、これは最終的にしなければならないとなればやるしかないのしょうけれども、そうならないように国に求める。そういったことをなお一層やって、やはり行政ニーズ、本当にさっきの環境班の問題なんかも、まだ今の状況ではなかなか体制がとれないというような状況で、職員の数は必要なんだといったことをしっかりと検討課題に上げてもらって、対応を求めたいと思います。

以上のことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 森田雄介君の質問が終わりました。

次に、1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 1番、萩野義和です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問させていただきます。

まず1番、建設工事（道路工事）の進捗と観光対策について問います。

（1）押谷線の工事に関して問います。

現在途中までしか完成していませんが、第3次計画によると、令和元年から令和3年まで計画的に進捗を図る内容となっています。道路予定地の地主の了解も得られていると、そういうこともありまして地元の方も非常に気にしておりますので、まず①、この計画に基づく工事はいつ着工する予定でございましょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課参事、奥村周也君。

○建設課参事（奥村周也君） お答えいたします。

現在、事業費が2,084万8,000円で既に交付決定いただいております。今現在、全体計画を作成しておりますところでございます。これを10月に林野庁のほうに提出しまして、事業の承認後、速やかに事業に着手する予定にしております。先ほど申しました事業費から委託費等を差し引いて、工事費を700万円程度見込んで、年末までにはできれば着手したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） ②の質問に移ります。

3年計画ということになってますけれども、それで終わり切らないと思いますが、最終的には令和何年に完成する予定でございましょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課参事、奥村周也君。

○建設課参事（奥村周也君） 完成予定については、本年度より5年以内の開通を目標として集中的に行う予定としております。香美市も国道195号の迂回路として重要

な路線として位置づけておりますので、県に対しても優先的に予算確保を要望しております。

しかしながら、開設延長が約1,300メートルございまして、開設区間は急峻な地形でもありますので、必ずしも工事が予定どおり5年以内で完成するものではありません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） ③の質問をさせていただきます。

岡ノ内の国道195号線ですけど、どの部分へ接続するのでございましょうか。ちょっと口頭では説明しにくいかわかりませんが、よろしくお願いたします。

○議長（比与森光俊君） 建設課参事、奥村周也君。

○建設課参事（奥村周也君） 接続は岡ノ内の西谷地区という地区になりまして、市道西谷線に接続するようになっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 道路崩壊もいろいろあり、また新設の道路の建設ですのでなかなか思うようにいかないところもあるかと思いますが、地元の方は非常に気にしておられますので、ひとつよろしくお願いたします。

それでは、次の質問に移ります。

岡ノ内別府線に関して問います。

現在、途中でがけ崩れのため通行どめとなっています。この復旧工事はいつ完了するのかということでございしますが、1カ月ぐらい前に私、現場を見たんですが、そのときは道路の中央部にユンボを置いて、この前の日曜日、現地のほうへ行きましたところ、地元の方の話ですと、今バーを置いているだけで、そのバーさえどければ通行可能の状況にはなっていると。ただ、本体の工事について完全に完成しているかどうかは、その方は判断できないということでございましたが、最終的にいつ完成予定でございましょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課参事、奥村周也君。

○建設課参事（奥村周也君） 議員がおっしゃったとおり、現在、崩土の撤去が完了しておりまして、次にのり面工事のほうに着手する予定です。ラス張りといって金網を張った状態であれば、通行を一部制限しながら施工も可能でありますので、10月初旬ぐらいには何とか通しながらできる予定になっております。完成については、11月下旬を予定しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 次の質問に移ります。

この押谷線と岡ノ内別府線が通行可能になりますと、岡ノ内のヘリコプター基地（後に「ヘリコプター離着陸場」と訂正あり）を中心として、国道195号と2本の道路網が完成するとヘリコプターの基地（後に「ヘリコプター離着陸場」と訂正あり）を非常に有効に使えると。そして、道路が2本ということで、震災等への対応もできると思います。それで、もう少し詳しく申しますと、押谷と市宇間というのは国道で約13キロメートルございます。それで、大栃から四ツ足トンネルまでは約23キロですから、半分以上はこの線が完成すれば2本道路が完成すると。奥に別府とか大栃のヘリコプター基地（後に「ヘリコプター離着陸場」と訂正あり）もありますけど、岡ノ内を中心にして約半分以上が2本の道路網で整備されると、非常にいい状況だと思いますので何とか、先ほども言いましたように、既存の道路の崩壊等もありますので、新築道路、それを進めていくのは大変かも知れませんが、なるべく急いで、先ほど工期を聞きましたんですけど、ひとつ少しずつでもよろしいですが、急いでいただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課参事、奥村周也君。

○建設課参事（奥村周也君） 両路線とも完成見込みは先ほど申したとおりでございますが、短縮できるのであれば林道押谷線のほうに事業費を集中的に投資するということにはなりますが、何分、年間消費できる事業費、また事業量、開設できる延長にも限りがありますので、先ほど申しました5年以内の完成目標を短縮することはなかなか厳しいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 次の質問に移ります。

（4）大栃林道（別府から西熊別府線に至る部分）が通行可能となるのはいつでございましょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課参事、奥村周也君。

○建設課参事（奥村周也君） これもたびたび議会で問われているところですが、災害復旧工事の完成については、本年2月4日に上部工を発注いたしまして、本年10月末に完成の予定を見込んでおりましたが、橋梁資材の調達が非常に困難な状況であったため2カ月程度工期がおくれるような状態になっておまして、現在では12月末の完成を見込んでおります。工事の進捗に関しましては、現在橋梁の桁の部分にかけて完了いたしまして、床版部分に今現在取りかかっているところです。床版部分にかかってもコンクリート等を打設してからもまだ1カ月余りの養生期間が必要ですので、どうしても12月末の工期になってしまうこととなります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 12月末と、私、12月完成というのはお聞きしておりました。

たけども、当時説明の中に橋だけではないと、途中何か所かがけ崩れがあるんでということでごさいますて、何とか12月末まででひとつお願いしたいんですが。現状もみじ茶屋から1キロぐらいのところで通行どめになっていたんです従来、ところが現在はそれよりも二、三キロ奥まで行けると思うんですが、それは通行可能という判断をしてよろしいのでしょうか。もしそれが可能だったら、ことしの秋の別府峡の観光、もみじ茶屋から3キロぐらい奥まで歩いて行けるということでしたら、非常にいいことではないかと思いますが、いかがでございましょう。

○議長（比与森光俊君） 建設課参事、奥村周也君。

○建設課参事（奥村周也君） 現在はそのもみじ茶屋から約1キロぐらいのところで通行どめにしていますが、業者のほうが行き止まりのバリケードをせずに中に入っているような状況かと思われます。結局1キロから上流に対してもう落石が頻繁に起こるような状態ですので、香美市としては安全が確保できるまでは通行どめの状態にしておくつもりです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 先ほどのような道路の状況でございすが、この道路はかなり待ち望まれていた、観光上あるいは林業関係者等もあったんですが、特に観光面で、長期にわたって使用できていませんので何らかの特別な観光対策が要ると思いますが、どのようなアピールをする予定でございしょうか。

○議長（比与森光俊君） （5）の質問ですね、（4）？。

○1番（萩野義和君） （5）です。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

林道大柄線は別府峡と西熊溪谷をアクセスする林道であり、三嶺・石立山系への登山者のほか、紅葉シーズンには多くのお客様が利用しています。当林道は災害により長期にわたり通行どめになっていることから、完成後は広報香美やホームページ、フェイスブックなども活用した観光PRをしたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） ぜひ観光アピールのほうはよろしくお願いたします。

それでは、次の（6）に移ります。

香美市は北の別府峡・西熊溪谷と、少し閉塞ではありますが南の龍河洞が8の字型の観光ルートで結ばれております。現在でも山崎公園、あそこにトイレがあるわけですけど、あのトイレの使用状況を見ますと、非常に徳島ナンバーの車が多いんです。地元の方は逆にあそこでトイレ休憩する必要はないのかもわかりませんが、非常に徳島ナンバーの車が多い。それから、8日に別府のキャンプ場とか、それからもみじ茶屋あたりを

見てきたんですが、基本的に地元の車もいないと。それから橋のところ、もみじ茶屋の少し手前が今通行制限になっていますね、日曜日だけはフリーになっていますけども、1時間に10本だけしか通行できないと。山の落石のネットを張っている状況なんですけど、観光と思われる車が1台おりました。それから、オートバイが3台いたんですが、その3台は香川ナンバーの車でございました。

私が申し上げたいのは、要は別府から山崎公園あたりまで、徳島の車、今回たまたま香川の車だったんですが、そういう車もおりますので、徳島に対しての観光対策、徳島まで来た観光客には一足伸ばしていただいて龍河洞まで少なくとも来ていただく。また、徳島県内の人にも同じように龍河洞まで来ていただいて、ちょうどこれが8の字型になっていますから、ちょっと変形ではありますけれども、そこら辺にひとつ徳島県内で香美市の観光アピールをとる必要があるかと思いますが、今まではどのような観光アピールをされておりましたか、質問いたします。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） お答えいたします。

現状では徳島県に特化した具体的な観光PRというのはできていません。一方で徳島県と高知県を結ぶ国道195号では、道路改良や大桁橋の早期完成など担当課が要望活動を行っており、観光客への道路環境はよくなっていくものと考えております。もともと徳島県側からの買い物客の方もありますし、経済的側面でも香美市とつながりがありますので、観光面においても検討を加えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 今ちょっと数字を申し上げませんでしたけれども、高知県、徳島県へ県外からの観光客がどれだけあるかという数字なんですけども、いろんな数字がございます。5割増しと私は書いてありますけれども、あるデータによりますと、高知県は80万人、徳島県は180万人と倍以上徳島には徳島県外の方が来られているようですので、それで、幸い香美市は徳島県と接していますので、今後特に徳島対策にはひとつお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。2、図書館跡地の利用に関して。

新図書館が令和4年1月完成とのこと、その跡地をどのように利用する予定でございましょうか。

○議長（比与森光俊君） 萩野議員、②の特に行っていないなら、今後行うことはできないか、これはいいですか。

○1番（萩野義和君） これは今の商工観光課長のおっしゃられた橋の完成とか、そういうことを見込んで考えるということでございますので、②の答えをいただいたというふうに私は解釈いたしました。

ということで、次の2、図書館跡地の利用に関してを問います。

図書館建設が令和4年1月完成して引っ越しされると、その跡地をどのように利用されるか、お考えでございましょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 新図書館への引っ越しが終わり次第、現図書館の土地と建物については、行政財産から普通財産への変更の手続を開始する予定です。図書館の跡地利用については、庁内で検討を行います。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 図書館の跡地というのは、一言で言えば土佐山田で一等地でございませう。山田で一等地ということは香美市全体で一等地でございませうので、本来なら、私の考えでは図書館がよそへ引っ越しするということが決まった時点で、この跡地をどういうふうにするかということは考えていただきたかった。それで、今後考えますということでございますけれども、その場合、先ほども言いましたように一等地でございませうから、山田の市街地、今かなり空き家も多いし、シャッター通りのなところもございませう。ただ、図書館の場所は郵便局があったり四国銀行があったりで、かなり人も多い場所でございますから、うまく山田の商店街が活性化できるように使っていただきたい。そして私の考えでは、山田の商店街が活性するという事は、香美市全体にとって非常にいい大切なことだろーと思っておりますので、その辺を配慮してお考えいただきたいんですが、いかがでございませうか。

○議長（比与森光俊君） 商工観光課長、竹崎澄人君。

○商工観光課長（竹崎澄人君） 商工観光課の立場でお答えをいたします。

御質問では商店街活性化というようにもお聞きをしておるところでございますが、場所的に先ほどおっしゃいましたとおり、一等地ということで商店街の沿線にあるということでございますが、商工観光課では商店街の活性化というところでいきますと、チャレンジショップや商店街の空き店舗利活用、そういったことなんかもやっておる最中ではございます。

御質問の商店街活性化につながる図書館跡地利用につきましては、現在のところ私もでもまだ検討までは及んでおりませんが、先ほどの生涯学習振興課長の答弁にもありましたとおり、庁内での検討がまず必要と考えております。

○議長（比与森光俊君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 先ほど申しましたように一生懸命考えていただいて、一方でマスタープランも進んでおられるようで、マスタープランのほうもなかなか大変なようですが近々完成するようでございませうので、そういうことを踏まえて山田の商店街、これを活性化させるようにひとつ活用していただくということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 萩野義和君の質問が終わりました。

14時50分まで休憩します。

(午後 2時35分 休憩)

(午後 2時52分 再開)

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

初めに、健康介護支援課長、宗石こずゑさんより答弁をお願いします。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 午前中の濱田百合子議員の1番目の質問でありました、高知県地域医療構想の②の質問の中で、表の説明の中でのことですが、同仁病院の療養病床の内訳でございますが、表の右側のほうには介護療養病床が12、それから、医療療養病床が26となっておりますが、現在は介護療養病床はなく、医療療養病床が38となっておりますので御報告いたします。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 次に、先ほど一般質問されました萩野義和君から発言を求められておりますので、これを許可します。

1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 私の先ほどの質問の中で、「ヘリコプター基地」と発言した部分を「ヘリコプター離着陸場」と訂正させていただきます。

○議長（比与森光俊君） ただいま、1番、萩野義和君から「ヘリコプター基地」の部分を「ヘリコプター離着陸場」に訂正したいとの申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、萩野義和君からの発言訂正の申し出を許可することに決定しました。

一般質問を続けます。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 16番、依光美代子、一問一答方式で質問をさせていただきます。通告に従って、4項目について質問を行います。

最初に、移住対策についてお尋ねをいたします。

私たち総務常任委員会では、7月21日に三重県伊賀市へ移住・定住のための伊賀流空き家バンク事業について行政視察を行いました。

伊賀市も本市と同じく人口減少に伴い空き家がふえています。空き家がふえ続けることは仕方がないと捉えず、空き家を地域資源として、空き家の有効活用の一つとして移住促進を図っています。その取り組み体制は本市のように委託ではなく直営で、担当課には専門職の建築士（1級、2級）、司法書士など含め5人体制と本市とは大きく違っておりました。

この事業の実施前には、現状を把握すべきと、空き家の状況調査と空き家所有者の活用意向調査、資料の1にございます。こういったように、空き家の皆さんの活用意向の

調査をしております。その中に、下段にもあるように、1番には行政主導で進めるべきか、2番には民間主導で進めるべきか、3番には行政と民間がその長所を生かし協力しながら進めるべきという約60%近い意見があったということで、伊賀市は行政と民間が協力して進めるというように、この調査のもとに事業を計画をしております。

また、それから空き家所有者の活用意向調査、移住を希望する人の状況調査などの市場調査を行い分析し、計画を作成しております。その計画には、移住者をふやすことでの経済効果やそのことによる行政収支まで算出しており、その指標を翌年の予算に生かしています。この部分は本市が大いに学ぶべきところではないかということを思いました。その伊賀市の状況は、住宅総戸数は3万2,980戸であり、そのうち空き家数は7.6%の2,495戸でした。

本市の状況について少しお話をさせていただきます。

香美市での移住定住の取り組みについては、平成26年度より人口減少に歯どめをかけるため第1期アクションプランを策定し、その3年間は転入者数が転出者数を上回ること、市外から移住者受け入れを年間20組以上とすることを目標として、官民協働による受け入れ体制の整備を行いました。ことしは第2期アクションプランの最終年度です。今年度は第3期アクションプランの策定に向け見直し、検討が進められていると思います。

そこで、お尋ねいたします。

本市の空き家の実態について、現状と近年は空き家が増加傾向にあるということを知っておりますが、近年の動向もあわせてお尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 依光美代子議員の移住対策についてお答えいたします。

平成31年3月末現在で、香美市全域で1,517件の空き家があり、内訳といたしまして、土佐山田町709件、香北町398件、物部町410件となっております。高齢化や過疎化の影響によりまして、空き家の数は増加傾向にあります。

近年の増加傾向といたしまして、平成29年3月末で1,462件、平成30年3月末で1,503件、平成31年3月末で、先ほど申しました1,517件となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） その空き家調査をしたときに、その空き家が利活用可能な空き家、少し改善することで活用が可能な空き家、老朽危険な空き家などの分析はできていますか。それともその分析は、それとも空き家バンクに登録するときに行っておりますか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 空き家バンクのほうにつきましては、担当職員、そしてまた地域づくり支援員の空き家調査員がおりますので、そこで区分別にA、B、C、Dという形で空き家の住居レベルを順番に区切っております。Aランクであれば即入居・生活可能、そして、Bランクであれば家屋、水道、トイレなど簡易改修や家財道具撤去で入居・生活が可能、そして、Cであれば大幅なリフォーム改修を要する。そして、Dランクであれば全て建て直し改修が必要であり、現状ではない廃家レベルということで、2名の職員と調査員のほうで順次調査をしております。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

空き家の利活用についてお尋ねをいたします。

香美市では、人口減少に歯どめをかけるため、平成26年度より3年間の第1期アクションプランを策定し、官民協働による受け入れ体制の整備を行いました。平成29年度からの3年間は第2期アクションプランとして空き家調査を進め、空き家バンク登録件数の拡大、前年比120%の目標を掲げ、移住者をふやそうと取り組んできたことは理解をしております。

行政視察に行った伊賀市では、空き家自体を地域の資源として捉え、まちづくりに生かしています。香美市も空き家を地域資源として利活用する考えはありますか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

自然豊かな田舎の一軒家でゆっくりと暮らしたいといったニーズは年々高まりを見せており、IターンやUターンによる移住者も増加傾向にあります。空き家は、適切に管理されずそのまま放置してしまうと、防災や防犯、また景観の面からもさまざまな悪影響を地域に与えてしまうものですが、その空き家と移住を希望する方を引き合わせることによって、そしてまたそれを活用してもらうことで、地域に大きな活力を与える大切な資源になり得ると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 本当にそうですね、それを生かすことで地域の資源として、また、その地域にも活力が出てくると思います。今回、伊賀市へ行政視察に行つて非常に勉強になりました。伊賀市には香美市にない施策がたくさんありました。課長も視察へ行かれ、本市との取り組みの違いを受けとめていると思います。少し伊賀市の取り組みについて説明をさせていただきます。

伊賀市には、順番にア、イ、ウ、エ、オで説明します。ア、空き家所有者の活用意向調査ということで、空き家の所有者の意向を調査をするというのが一つ。それからイ、空き家の寄附制度、もう自分のところで管理をようしないから寄附をしたいということ

で、その寄附を受けるに当たっての利用制度があると。もう一つ、ウについてはD I Y型賃貸契約特約ということで、資料2をごらんください。その上側の部分です。

この特約があることで貸し主のほうのメリット、貸し主さんは改修などをせずにそのままの現状で貸すことが可能となります。それを借り主さんが自費でD I Yなどを行うことから長期間住んでくれる可能性があります。撤去時には貸し出したときよりも設備などの価値が上がっている可能性があります。そして、借り主さんのメリットとして、持ち家のように自分の好みにできる、日曜大工などというか、そういう自費でリフォームしたりとか、そういうことをするので賃貸料を安く貸していただけると。普通でしたら、借家にいろんな手を加えると退去時には原状復帰ということになりますが、この契約をすることで退去時には原状回復の費用をとられないという、双方にとってメリットがある取り組みをやっております。そしてエには、古民家等再生活用指針というのを立てて、地域の古民家を再生し、それをまちづくりの一つとし、民泊やいろんな利用をするというような取り組みをしております。それからオには、資料2の下のごらんになってください。専門家との包括連携協定ということで、伊賀市のみならず、三重県のいろんな関係団体と協定を結んでいます。県の建築士事務所協会、宅地建物取引業協会、司法書士会、不動産協会、土地家屋調査士会、建設業協会、県の不動産鑑定士会。また、その下段にもありますが、融資において特別融資というか、そういうことをしてもらえるように住宅金融支援機構との提携、そしてまた、住宅診断とか耐震に当たっても三重県の建築士事務所協会との協力も得ていると。また、下段には旅行会社との提携であったり、民間の会社とも提携してまちづくりを進め、その会社に業務を委託し、そして、ホテルというか民泊業をやったりとか、そういうように民間との協定を結んでおります。

そういう取り組みが香美市と違った取り組みかなということで見せてもらったんですが、ことしは第2期のアクションプランの見直しの時期だと思います。このような取り組みの中から本市へ取り入れることで、移住定住の取り組みがさらに充実するのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

まず、依光議員のおっしゃいます、このア、イ、ウ、エ、オの順でちょっと回答させていただきます。

まず、アの空き家所有者の活用意向調査につきまして、香美市では空き家調査の結果、空き家バンクとして活用できると思われる新しい空き家があった場合、空き家活用に関する調査表をそれぞれポストに投函して御協力をお願いしております。また、行政連絡会におきましても、各自治会長の皆様に空き家バンク制度について御説明をし、登録や情報提供のお願いを現在もさせていただいております。

次のイ、空き家の寄附制度につきましてですが、空き家の寄附に関する制度化につい

ては、現在のところちょっと考えておりません。

ウのD I Y型賃貸契約特約につきましてですが、賃貸物件について、借り主みずからD I Yにより家屋をリフォームできることが特色であるD I Y型賃貸契約につきましては、現行の空き家バンク制度におきましても、契約の段階でその条件をお互いに確認し、契約書に明記することで運用のほうが可能だと考えております。空き家の所有者から賃貸による登録の相談があれば、D I Y型賃貸契約という方法もありますという御案内を今後させていただきたいと考えております。

次に、エの古民家等再生活用指針につきましてですが、空き家の活用については、現行の空き家バンク制度を中心に考えておりますので、この古民家等再生活用指針の制定は現在のところ考えておりません。

オの専門家との包括連携協定につきまして、香美市として新しく協定を結ぶということは考えておりませんが、高知県におきまして、空き家再生・活用促進専門家グループの登録制度というのが立ち上がっております。これは、建築士や宅建業者、工務店、司法書士会、また、シロアリ対策協会などで組織される専門家グループで、空き家の活用について専門家の知恵や技術が必要な場合には、本制度の活用が可能だと考えております。

また、香美市独自の取り組みといたしましては、空き家所有者が抱えるさまざまな悩み、相談に対応するために、建築士や宅建業者など各方面の空き家対策に係る専門家に協力を依頼して、総合的な空き家相談を受け付けるセミナーの開催について、来年度に向けて企画検討をしているところでございます。

このような内容をまたアクションプランのほうにも盛り込んでいきたいと考えております。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。
- 16番（依光美代子君） 包括協定というか専門家への相談は、香美市として連携協定をしなくても利用することが可能ということでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。
- 定住推進課長（中山繁美君） そのとおりでございます。
- 議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。
- 16番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

伊賀市の空き家カルテと本市の違い、伊賀市は資料3のほうにつけています。非常にいろんなことを細かくできております。それで、先日本市のシートをちょっと見せてもらったんですが、伊賀市のカルテを見られていると思いますが、本市との違い、また、こういうところをもっと活用できたらとか、そういう御意見があったら聞かせてください。

- 議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

伊賀市における空き家カルテを調べてみましたら、活用可能と判定された空き家について、建築士事務所協会及び宅地建物取引業協会の専門的な協力を得ながら、空き家の構造や状態、所有者への意向調査の結果について、外観写真とともに大変詳しくまとめられていると感じました。

これに対して香美市における空き家カルテは、空き家調査により把握している空き家全てについて作成しており、その内容は、空き家所有者の情報や活用意向調査の結果、ランク評価などについて簡単にまとめたものとなっております。空き家の詳しい構造や設備については、空き家バンクへの登録申し込みがあった段階で現地調査を行い、物件紹介用の資料を作成することとしております。また、空き家バンクに登録した場合は、ホームページのほうに掲載をしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 次の質問、そうしたら、次は取り下げます、結構です。

④の香美市としてどのように利活用を図ろうとしているかを取り下げて、次の（3）の空き家バンクの登録物件についての質問へ移ります。

伊賀市では空き家バンク物件情報誌を毎月発行しております。伊賀市の情報誌はとってもきれいで、これを毎月出しているのはすごいなとちょっと感心をしたことでした。そして、その物件が本市と比べて非常にきれいで安いんです、180万円とか60万円とか、そういう形であります。先日、テレビでやっていた物件なんかもすごく安い、それもきちっとした不動産鑑定士、専門家が評価を行って、その価格を決定しているということには驚きました。その決定された価格に対して空き家所有者に異論はないですかと聞きましたら、ないですということに驚いたことでしたが、そうした空き家登録の物件登録数は平成29年度から毎年約70軒登録がふえており、ことし8月20日時点で202軒となっております。

そこで、お尋ねをいたします。

香美市の物件の価格はどのようにして決めておりますか、お聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

香美市空き家バンク制度では、交渉や契約を円滑に進め、後々のトラブルを防止する観点から、物件ごとに担当の不動産業者を選定することとしております。

物件の価格設定については、建物の状態や立地、周辺の相場などについて、担当不動産業者からのアドバイスを受けながら、空き家所有者本人が決定をしております。価格の設定については、市のほうは一切関与しておりません。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 不動産屋さんのアドバイスをいただきながら本人が決定しているということですが、そしたら、次の質問に移らせていただきます。

その価格は、その家を購入したいというそういう希望者から見て正当であると思えますか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

物件によりそれぞれ状況が異なるため一概には言えませんが、価格の設定をする際には、不動産取引のプロである宅地建物取引士の意見を聞くことを推奨していることもあり、おおむね適正であると考えております。物件によっては価格が高いと感じるケースもあるかとは思いますが、空き家バンク登録後に価格を変更することも可能となっておりますので、空き家バンクに登録したものの契約になかなか至らず、所有者からの申し出により価格を引き下げたという事例もございます。中には300万円ぐらい下げたりとか、700万円ぐらい下げたりとかいう事例もございます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そういうように、持ち主さんのほうから物件が動かなかったときに、価格を下げたりということがあるんですね。その物件の価格を専門家、不動産業者さんや宅建の方のアドバイスをもらいながら決めたときに、それはちょっと高いじゃないかというアドバイスがあったり、当初からそこにもう相手さんが出してきたら、専門家の人はそこに異議を言えないという状況ですか。売れなかって初めて下げるといような状況になっているのか、過去にその価格を決める段階でもめるというか、調整がなかなか難しかったとかはないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） それはございません。香美市のほうは一切価格のほうは関与しておりませんので、不動産業者と、それから、売り主との両方で大体決めておりますので、なかなか売れない場合について売り主さんがちょっと下げたりとかいうことで、不動産業者を通じて下げるといことはございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

その登録物件の中で、長年全く動いていない物件があると聞いております。空き家バンク登録件数のうち何軒が動かず、その要因は何と考えておられますか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

3年以上前から空き家バンクに登録されている物件で、現在まで契約に至っていない物件が9軒ございます。実際に物件へ御案内した利用者の方からの声としては、町から遠過ぎて生活が不便だとか、建物が古いとか、価格が合わないとか、駐車場がないなどの

理由がありましたが、空き家としての魅力をどう捉えるかについては人それぞれですので、要因は一概に言えないのではないかと考えております。古い家を古民家として魅力的に感じるという方もいらっしゃいますし、町からは遠くてもいいから静かな田舎で暮らしたいというニーズもございます。利用者の希望を的確に聞き取りながら、利用者と物件のマッチングを適切に行うことが何より大切だと思いますので、NPO法人いなかみとも連携を密にしながら、より質の高い相談対応や物件案内に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

- 議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。
- 16番（依光美代子君） 中に古いという御意見もあったんですが、古いということとは結局改修費に費用がたくさんかかるから、場所とか雰囲気はいいけれど、そこに改修費がかかるからといって二の足を踏むとか、そういうこともあるのでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。
- 定住推進課長（中山繁美君） そういうこともございます。
- 議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。
- 16番（依光美代子君） この空き家改修費の補助制度ですが、私も去年とことし、ちょっと移住したいという方を案内したけれど、すぐなくなっているがですよ、もう5月には。ここの枠をもう少し来年からでもふやす、先日も同僚議員への答弁でリフォーム、改修への補助がやまってくるということですが、今後もっと移住を進めるに当たってもこの改修費補助金、毎年ないですよ、5月連休明けだったかな、前年度が6月ぐらいだったけど、来年入ったら早い目にとということだったけど、そこら辺をふやすように来年度、3期のアクションプランに向けて補助金の拡大、そういうことはできませんでしょうか。
- 議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。
- 定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。
- 現在、空き家改修補助金につきましては、121万6,000円ということで補助金の限度がございます。平成29年度は実績が2件、平成30年度はゼロ件でございました。令和元年度につきましては、ことし1件ということでございます。ただ、平成29年度から耐震改修、耐震ができてからこちらの空き家改修というふうな形で、国・県のほうの制度がそういうふうに決まっておりますので、ちょっとその辺ハードルが高いということもあろうかとは思いますが、耐震をしてから空き家改修ということになりますので、防災対策課のほうの補助金と連携をしながらということになるので、そういうことです。
- 議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。
- 16番（依光美代子君） 耐震をしてからと、そしたら耐震のほうも空き家バンクに入ってくる人は、その耐震の補助金も使えるということですか。私、昨年聞いたとき

にもう既にあれが入っているからということではいかなかったけど、平成30年度はゼロっておっしゃいましたよね。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 結局、防災対策課のほうとの連携もございまして、耐震のほうはなかなか人気もございまして、こちらの空き家改修の補助金は121万6,000円ですので、それだけではなかなか耐震全部は難しいとは思っていますので、両方を組み合わせてやっていただくようにはなっております。それで、去年はちょっと実績がなかったんですけど、ことしは土佐山田町のほうで1件実績がございまして、あと予算のほうはまだもう一件残っております、2件予算計上しておりますので。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

空き家物件の評価は誰がどのように決めておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えをいたします。

香美市では7年前から地域づくり支援員ですが空き家調査員1名を配置し、空き家調査を継続して行っております。調査した空き家の状態については、空き家調査員が建物外観の目視により、先ほども申しましたがA、B、C、Dのランクづけをしております。住居として改修の必要がなく即使用可能なAランクが2件、建具の補修や備品修理など軽微な改修が必要なBランクが291件、雨漏り修理や水回りのリフォームなど相当な改修が必要なCランクが927件、屋根に穴があいているなど改修がほぼ不可能と見込まれるDランクが297件の合計1,517件というふうになっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 7年前から地域づくり支援員さんが調査員として、そしてたら同じ方がずっとやっておられるということでしょうか。

それと少し心配する、私も2人立ち会ったときに、たまたま大工さんが一緒でしたから立ち会ってもらったんですが、家が古くなると経年劣化によって、屋根の雨漏りというのは外観ではすぐわかりませんよね、それから水回りに支障がある。それも使ってみて初めて故障が出てくるというか、そういうことが多いのじゃないのかなと、いろいろお話を聞いて、そういうお話も出てきていました。それから、そのとき大工さんが、あら、これはいかんいかんと柱をこんこんとたたいたと、音をいろいろ比べることによってちょっとおかしいと、空洞の中にシロアリがいるって、そういうことがわからない。住み始めて初めて、今山田の方ですが、まだそこを私もよう訪ねていないんですが、人づてに空き家バンクでお世話になって入ったけれど、思った以上に改修が必要で大変やということをおっしゃって、そしたら、なぜすぐ入ったときに言わなかったということで、その人もお話をしてくれたり。思わずこちらがやってくれなかった評価と、入ると

きにも見についてお話ししているけど、やっぱり素人さんが見るのと専門家が見るとの違い。それから、あるところでは、屋根がちょっと傾いているね、えっ、どうしてと思うと、中へ入って専門家の方が柱の根元を見ることでわかるんですって。そういうことなんか後で入ってからわかったりということがありますが、この地域支援員さんは何らかそこら辺に専門性をお持ちの方ですか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 地域づくり支援員の方につきましては、7年前からは1人ことしまでおっていただきまして、また、今回新たに今年度から新しく来ていただいております。その方はいろいろ資格があるということではございませんが、目視とか、どういうふうに見ているかという引き継ぎとかはいろいろしていただいて、リフォームとかもすごく熱心な方でございますので、いろいろ空き家のほうは見てはいただいております。また、最終的に金額とか、いろんなところを決めるときには結局売り主さんと不動産業者というふうにはなろうかとは思いますが、そんなところですよ。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 行政のほうはタッチしていないからわからないかもわからんけど、入居後に問題が出てきたとき、そんなことで御相談があったりする。そのときにはどのようになるのでしょうか。問題が発生して困ったとか、そういう事例はないですか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 私の記憶の中では入居というか主に売買が多いので、今23件ホームページにアップしておりますが、賃貸が3件で20件が売買でございます。売買するときには売り主さんと買い主さんで交渉なりいろいろ話はしていただいておりますので、今私の記憶の中ではすごくトラブルになったとかというのは余り記憶にございません。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そしたら、次の4番目、香美市の空き家バンクの賃貸物件についてお尋ねをいたします。

最初に、賃貸物件は何件ありますか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 先ほどお答えもいたしました、香美市空き家バンクに登録されている物件23件のうち、賃貸による登録物件は3件でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ②の質問に移ります。

移住希望者の方々の移住・定住の仕方は二通りと思います。田舎暮らしを求めて空き家を購入し、そして移住する方と、その地域の賃貸物件でしばらく暮らしてみても、大丈夫となつてから空き家を購入するというように、段階を踏んで移住定住する方との二通

りだと思えます。最近は後者を希望し、賃貸物件を求める声が多いと聞いております。賃貸物件が先ほど聞きますと3件ということですが、この賃貸物件をふやすための取り組みは何か行っておりますか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

依光議員が御指摘のとおり、移住を希望される方の中には、まずは賃貸による物件契約を希望される方が多くいらっしゃいます。しかしながら、現在空き家バンクに登録されている賃貸物件は3件と少ないため、要望に応えられていないというのが現状でございます。

空き家所有者の方が賃貸より売買による契約を希望する理由としましては、空き家の管理ができなくなり手放したいという思いが何より大きいのではないかとと思えますが、それ以外にも、貸したら返ってこなくなるのではないかとすとか、建物を勝手に改造されたりしないか心配などといった不安の声もございます。これに対しては、担当不動産業者仲介のもと、使用の条件をしっかりと契約に盛り込むことで解消されますので、空き家所有者の方に対して丁寧に説明をしながら、賃貸契約への不安を取り除き、空き家バンクへの登録について前向きに検討してもらえよう積極的に努めてまいりたいと考えております。

また、賃貸御希望の方に対しましては、世帯向けであれば市営住宅が山田、香北、物部とも空き室がございますので、移住相談の際に紹介をさせていただいております。

また、お試し住宅というのもございまして、吉野に5室、物部にセトル成矢が1室ございます。そちらも6カ月ぐらいはそれぞれお試しできるようになっておりまして、こちらも人気でございまして、空き室が今のところないという状況で、セトル成矢のほうも東京から来て、現在6カ月間ですけれどもお試しでいらっしゃっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そうですね、移住してくる人が本当に一足飛びにそこに家を買ってということは本当に不安ですものね。買って住んだはようなじまなかったらどうしようとかいう思いがあって、私もちょっとその相談を受けたけど、結局だめだった経過があるがです。

このお試し住宅は今満杯ということで、そこで生活をし様子を知ってもらおうということは、とてもいい取り組みだと思えます。それと、市営住宅のそれぞれ空き家を世帯向けに貸すことができるということになったということで、これも半年、1年でしたか、ずっと市営住宅に住むことができましたかね。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） その市営住宅のほうは、お試し住宅のセトル成矢のことであれば半年間でございまして、この賃貸を希望される空き室のある市営住宅は、

管財課のほうの市営住宅の条例に基づいてということになりますので、例えば県外に家がない方とか、世帯でこっちへ来る方であれば、普通の方と同じように入居の審査会を経てというふうになるかと思います。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 香美市の移住定住の取り組みというのは、本当に外からも評価をされていると思いました。それも行政といなかみの協働による取り組み、それが功を奏しているし、特にいなかみの取り組みは、移住希望者へのフォローや支援が大変好評ということが、移住につながっていると思いました。

私、大阪のほうで移住を希望している方ともちょっとお話をさせてもらったりしたときに、香美市へはよう行かないかなということでしたけど、いろんな情報を次々と送ってくれるということで、大変喜んでおられました。また、移住者の集まりがありますよね、そのときに、来るがきっかけとなったのはどんなことって聞いたときに、やっぱり親切にいろんなことをしてくださったということで、とても皆さんから喜ばれるということを感じたことでした。ぜひまた両者が協力しながら、やっていただけたらと思います。

そういうことと、また一つは田舎暮らしのブームもあったから移住定住に一定成果を出してきた部分もあると思います。しかし、これからは違ってくると思うがですね。これからやっぱり一步進んだ取り組みをしないと、移住者の確保はなかなか厳しくなる。やっぱり、便利でありながらちょっと田舎暮らしができるだとか、条件的なこともいろいろ出てくるだろうし、そこにちょっとした工夫が必要になってくるのではないかと思います。

やっぱりそうした移住希望者の方が香美市に安心して来れるように、受け入れ体制を整えるためにも賃貸物件をふやすことが重要だと思います。不動産業者さんが相手さんに、使用の状況なんかをしっかりと書き込んでいったら大丈夫だよと、そして、丁寧に説明してくださる、そんなこともとても大事になってこようかと思います。この賃貸物件をふやせると、移住促進もまだまだ可能性が出てくることだと思います。ちょうどことが第2期のアクションプランの最終年度であり、検証を行い第3期のアクションプランを作成するときには、ぜひこの賃貸物件の拡大ということを盛り込むべきではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） ことし12月ぐらいまでには素案もつくって、また移住定住推進協議会のほうでも審議していただくようになっておりますので、その中でまた検討のほうもさせていただきたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ぜひ検討しよりよいものに、また第3期のアクションプランを策定してください。

それでは、次の質問に移らせていただきます。（５）の質問です。

農地取得の緩和措置について、お尋ねをいたします。

この農地取得緩和措置については、たびたび議会でも議論がありました。平成３０年２月定例会において同僚議員の質問に対し、空き家バンクとセットで登録することを条件として、農地下限面積の引き下げについて関係課と協議、検討させていただきたいとの答弁でした。その後どのようなようになったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） 依光議員の質問にお答えいたします。

現時点では該当案件はございませんでした。

以上です。

○議長（比与森光俊君） １６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君） 現時点では該当案件がないということで、そしたら農業委員会として、ここは下限面積を１平米にするだとか、ただし１０アール以下は農業者とみなさないとか、そういう何かきちっとしたものをこしらえて、移住者が家とセットで農地が欲しいとなったときに、それに対して、現状ではないけれど農業委員会としての方針はどのようになっていますか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

平成３０年２月の答弁の内容といたしましては、移住・定住して農地を耕作しようとする方が空き家と農地をセットで取得する農地に限り、その農地の下限面積を農業委員会に諮り、決定するものという趣旨でお話をさせていただきましたので、農地の取得を希望される方がいない以上、実績はございません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） １６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君） 実績を聞いているのではないけど、香美市の方針として、農業委員会としてそういう申し込みがあればそれを認めて対応するよという、相談があってから農業委員会の中で決めるのではなくて、セットであればそういうことができるようになっているかどうかということをお聞きしているんです。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

それは希望があった時点で農業委員会に諮り、決めていくということでお答えさせていただきます。

○議長（比与森光俊君） １６番、依光美代子さん。

○１６番（依光美代子君） そうしましたら希望があればということで、現在香美市に移住してきてもう１０年ぐらいになる方が本市へ移住してきたときに、家とセットで

農地があったんだけど農業者でないから買えないということで、家だけ買って農地はお借りして家庭菜園をしているがですよ。そうしたときに、今この制度、法が改正されて可能ということになりましたよね、そういう方からそれであるならばと申請が出てきたときできますか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

あくまでも空き家と農地をあわせて、セットで取得する場合に限りということでお答えさせていただきます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） その方は、10年ぐらい前に来たときは農地とセットやったけど農業者でないから買えない、けど現実使っているということです。また御相談に上がります。

次の質問に移らせていただきます。

空き家中間保有の補助金についてお尋ねをいたします。

この補助金は、市が空き家所有者より借り受け改修を行い、その物件を10年間は賃貸として希望者に貸し出すことができる制度です。それを行政が行うということです。この制度は非常に私はいい制度でないかなということを思ったことでした。

一つ、参考にお話しさせてもらいますが、県内でもこの補助金を市町村が活用して移住をふやしているところもあります。梶原町がいろんな取り組みを、その資料をちょっと課長のほうにもお渡ししたんですが、仮に改修費用が耐震も含めて600万円要ったとします。そしたら、国が2分の1補助、県が4分の1、市が4分の1ですので、600万円とすれば市の負担は150万円です。そして、それで改修を行い、移住希望者に月1万5,000円で、月1万5,000円ってそんな家ないですよ。それぐらい安いお金で貸しても、1万5,000円で借すと年間18万円入ってきますよね。そうすると、10年間賃貸をすると180万円の収入となります。そしたら、香美市の負担額は回収できます、まだ余剰金が少し出るぐらいになります。こういう制度があるのに、香美市は以前から実施しないとしております。今後もその方針に変わりはないのでしょうか、それをお尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱に基づく空き家活用促進事業は、補助対象経費の限度額が932万4,000円で、先ほど依光議員がおっしゃいましたように国費が2分の1、県費が4分の1、市町村が4分の1の事業でございます。当該事業により耐震性の確保と住宅性能向上リフォームを行った上で、空き家所有者と定期借家契約を締結し、10年間をめぐりに空き家を借り受け、公的住宅として活用するものです。

市町村が支出する4分の1の事業費に対して月々の家賃収入により補填を見込むこと

は可能でございますが、賃貸期間中の維持管理費や改修費に加え、また入居者がいない期間も考慮すると、実質負担はゼロではないと考えられております。本市では空き家バンク制度による空き家の活用を進めており、これまでに一定の成果を上げていることから、現時点では空き家活用促進事業に取り組む予定はございません。

今後も、空き家活用の促進を図ることで空き家の適切な管理を促すとともに、移住定住の促進につながるよう、空き家バンク制度を通じて空き家改修向けの補助事業等、ほかの移住定住対策とあわせて、積極的に推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 空き家バンクのほうをもっと充実させていくということですが、せっかくこういった制度があって梶原町でさえあれぐらいの入居率、それを考えたら香美市はずっと条件がいいし、こういうのがあればもっともっと移住者がふえるのではないかと思います。また引き続いてそのことについては検討していただきたい。

そしたら、（7）の公共住宅の活用についてお尋ねをいたします。

本市への移住希望者の単身者に対し、市営住宅の利用はできないものでしょうか。香美市の市営住宅や教員住宅には利用されていない空き部屋、空き住宅があり、特に物部町には多数あると聞いております。市営住宅や教員住宅の入居には、一定の条件が条例で定められていることは十分に理解をしております。しかしながら、せっかくの施設を長期間放置すると家も傷み寂れてきます。その周辺も何だか寂しくなってきます。物部の定住人口をふやす施策として、将来的な利用見込みがないのであれば、地域を限定して市営住宅などが利用できるような規制緩和を進めることはできないでしょうか。

今現在、第2期アクションプランの毎年度の取り組みの中には、2年目には香北町への移住促進モデル地区拡大、3年目の今年度は、物部地域において移住促進を掲げています。移住を促進するためにも、物部町の市営住宅を利用できるように規制緩和をすることで、新たな人を呼び込むことにつながるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 依光議員の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、市営住宅で多数空き部屋となっているのは物部町です。現在、物部町で1室、移住定住の促進を図るため、特定公共賃貸住宅の目的外使用許可によるお試し移住体験で利用されております。また、入居資格を要していれば、移住者であっても市営住宅への入居は可能であり、実際に県外より入居した事例もございます。現在の空き部屋については、定時募集で応募のなかった部屋であり、随時受け付け可能な状況ではありますが、問い合わせ等もないのが実情であります。今後、移住者の方が入居資格を要さないことで入居できないという事例が発生しましたら、定住推進課と協議し、規制緩和について検討しなければなりません。現状では規制緩和については考え

ておりません。

また、物部町の教員住宅につきましては、国の補助金を受けて建築したもので、入居資格は市の機関に在職中の教員等となっており、教員住宅以外の用途に使用はできないこととなっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 市営住宅の入居にはそれなりの条件があるということです。それは重々承知しています。ただ非常にもったいないんですよ、せっかくの施設がありながら。それと、単身者で入ることができないでしょう。先日もリフォームの答弁のときに市長が言われました。これからは子育て世代や若者が移住定住できるように、何らかの事業を提供していきたいという、そういう思いも市長自身にもあられるし、そういった活用されていない施設を活用する、規制緩和によってできる。問い合わせなどはないということですが、単身者は入れないと思っているから問い合わせないのではないのでしょうか。今後、将来的なことを思って規制緩和を地域を限定して進めることはできないか、再度お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 管財課長、秋月建樹君。

○管財課長（秋月建樹君） 移住者の方と、それから、市内等からの市営住宅への入居希望者について差をつけることはできないと思います。なぜならば、定住推進課にお聞きしますと、市外の方、例えば香南市、南国市から来ても一応移住者ということになるそうなので、なかなかその辺のさび分けは難しい。となると全ての方について、例えば物部地区の狭い部屋がありますので、その部屋については単身でも構わないというようなことにはできるかもしれませんが、なかなか移住者とほかの入居希望者のさび分けは難しいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そうですよ、おっしゃられることはよくわかります。移住者に限定するというだけでなく、せっかくの住居があるのに利用されていないということで、移住者でなくても香南市、あとよそから来る人、それから、土佐山田におっても職場が向こうへ行ったために近いところに住みたいとかいう希望者も出てくると思う。そうすると、そういう住まいがあれば、べふ峡温泉で人を雇うにしてもなかなか人がいないとかいう、そういう目を見て、ぜひ検討をまた続けていってみてください。

そして、次の質問に移らせていただきます。

児童クラブの専用施設の建設について、お尋ねをいたします。

児童クラブの専用施設の建設については、今まで何回か説明があったが予定どおり実行をされておられません。説明のたびにスケジュールが変わっております。今までの過程について少し説明をいたします。

最初に、山田小学校児童クラブ専用施設の建設については、平成29年5月31日の保護者説明会から始まりました。当初は候補地A・Bの説明を行い、保護者はB候補地、現在のところ、B候補地を了承しました。ただ問題点として、B候補地は私有地と借用地のため、児童クラブ用地として取得する期間分、A候補地より建設工事の着工がおくれるという説明がありました。そのときに工事着工は来年、来年とは平成30年度を指しております。工期は8カ月から10カ月を要すると指摘がありました。

翌年、平成30年の10月議会の私の質問に対して、それまでも同僚議員からの質問があったと思います。その10月議会の質問に対して、基本設計、実施設計を発注し、事業認定の事前説明会を春3月ごろに予定していると答弁でした。

次は、平成31年3月の予算決算常任委員会教育厚生分科会では、基本設計が済み、現地測量して面積の確定鑑定をしている。事前説明会は3月下旬か4月上旬の予定である。ここでこの説明会も日がずれてきました。

令和元年の6月の全員協議会では、今事業認定の協議をしており、事業説明会は7月中を予定しており、現在調整中であると説明でした。当初の説明では、事業認定の協議は2月には終わる予定でした。この全員協議会では5カ所全ての建設スケジュールについて説明がありましたが、他の児童クラブの専用施設も含め、順調に進んでいるか大変心配をします。スケジュールどおり進行しているかについて、お尋ねをいたします。

最初に、各児童クラブ専用施設建設に向け、9月現在の進捗状況について、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 暫時時間を延長します。

教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

スケジュール表をお配りしておりますのでごらんいただきたいと思います。

現在の進捗状況についてですが、まず、山田小学校児童クラブについては、用地取得に伴う土地収用法の事業認定作業を進めておりますが、協議段階でなかなか進展せず、結果として想定よりもおくれることとなっております。去る8月14日に県用地対策課の職員による現地調査が完了しましたので、9月中に事業認定に関する説明会を開催できるのではないかと考えております。その後、本申請を行い、およそ2カ月程度で認定となる予定です。このため、用地取得は早くも11月から12月、建設工事の着手は年明け1月ごろになると想定しております。現在は、鉄骨の調達が困難な状況であるということでございますので、工期としては7カ月程度を要すると想定しております。

片地小学校児童クラブにつきましては、8月ごろの工事発注に向けて作業を進めておりましたが、建築確認申請時に浄化槽に関して建築主事から指摘があり、その解決に向けて調整をしているところです。当初の予定よりは少しおくれ、発注は10月ごろではないかと想定しております。これにつきましては、年度内の完成が可能と考えております。

あと、舟入・楠目小学校につきましては、基本設計、実施設計につき間もなく発注できると思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 8月14日に県の調査があつて申請が確定されたということで、それと、今回の資料を見せていただいたときに、片地小学校児童クラブが都市計画法の手続が必要となっています。前回いただいた資料にはございませんでした。これはどうしてでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 今回の建築確認申請時に浄化槽に関する指摘があつたということで、通常同じ敷地内に浄化槽が2つあつてはだめといったようなことがあるようでございますけれども、実際のところは楠目小学校などでそれは行われておりますので、これは大丈夫ということになりそうだということでこの調整、都市計画法の手続があつておるといふことです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） その手続に2カ月もかかりますか。それと、このように本当に皆さんが、もう待つて待つて待ちかねているんですよね。そうしたときにこの事業がこれだけおくらせているということの保護者もしくは指導員、かみっこベースなどへ説明、そういうのはどのようになっていますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

かみっこベースとは毎月定例会も持つておりますし、その他重要な案件につきましては、随時連絡をとり合つております。

また、山田小学校の保護者につきましては、7月下旬にも全戸配付で文書をお送りしておりますし、また説明会も開きたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 先ほど答弁が抜かっていました。浄化槽の手続、都市計画法の手続、浄化槽がそこにひっかかるということで、この手続に2カ月も要するんです？きょういただいたスケジュール表を見るとそうになっていますけど。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） スケジュールでは2カ月程度を見込んでおります。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 2カ月程度、工事がおくらせておくらせてしていますよね。

結局こういう手続も申請に行って初めてわかってという、後手後手がすごく感じられるがですね。当初の事業認定を申請するに当たっても、手続などが大変だからということで、申請書類を整えるのによいコンサルを選んで進めないとおくれますよということで、私も議会でも提案させてもらいました。県の用地対策課もことしの5月には事業認定ができるように協力すると言ってくれているので、コンサルなんかの選定も相談されたらどうですかということと言ったんですが、するとそれを聞くと、コンサルでなく職員でやっているの、経費がかからずに進めているということでしたが、経費がかからないけれど、もうすごくおくれてきていますよね、いろんなことが。事業認定がおくれ、今回確定したんやけど、工事にもこうやって影響が出てくると思います。そういった費用対効果を考えても何か後手後手、そうしたとき事業認定の手続なんかにもすごく時間を要したけど、そのときに建設課とも連携を、詳しいことは建設課がよくわかっているから、協議しながら進めるっていう答弁をなさいましたが、その間どのような協議をされましたか、建設課と。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

ことし、技術担当者が生涯学習振興課ではありますけれども教育委員会にも配置されておりますので、いろいろ支援をいただきながら進めております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） ことしから技術者の方が来られたということで、それまではそうしたら何も相談を、去年の10月ごろに私質問させていただいたけど、課長のほうは建設課が詳しいので協議しながら進めていくと言われたけど、協議もせず相談もせず、ずっと来ていたということですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 申請作業等において必要な、担当課でわからない部分については建設課等に相談には行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 舟入と楠目小学校の設計監理業務発注が8月の予定でしたけど、まだできていなくて間もなく発注の予定ということですが、間もなく予定ということは9月のいつごろを考えておられますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） ちょっと日にちまでは今記憶しておりませんが、間もなく、9月中には発注したいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 申しわけないけど、漠然と9月になったらできるだろう、9月末までにできるだろうと、今までこの質問を私以外にも何人もしているけど、だろうだろうと言いながら今日へ来ているがですよ。だからその辺は、8月中に発注予定となっているのであれば、一日でも早く計画を立てて進めてください。

そしたら、次の②の質問へ移らせていただきます。

山田小学校のおくれている原因、ここまでおくれた原因はどこにあったのか、そういうことが分析できていますか、お尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

山田小学校児童クラブについては、当初のスケジュールで事業認定の事前協議期間を短く見積もり過ぎたと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 当初のスケジュールから認識が甘かったということですが、事業認定に当たっての土地収用法の手続を見たときに、事前の説明会をやって事業認定の申請をして検査を受けという、その事業認定に行くまでに事前の説明会ができていないがですよ、その申請もやろうとして、書類の手続をしても、最低6カ月以上の期間がかかるがですよ。そこから認定を受け、事業認定の告示もせんといかん。それまでにはまた2カ月ぐらいかかるという、こういうことがきちっと理解できてなかったのではないですか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 事業認定に至る行程については理解できておりましたけど、スケジュールの見積もり、やはり事業認定に要する時間の見積もりが少し短過ぎたと、書類の作成でありますとか県との協議のやりとり、書類の修正等に時間を要しましたので、この期間の見積もりが少し短過ぎたと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 次の質問に行きます。

そしたら大変おくれておりますが、今後順調なスケジュールどおりに進めていくためにも、その解決に向けて現在どのような対策をしておられますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

山田小学校児童クラブについては、事業認定に係る説明会後の税務署協議、その他の作業を円滑に行うことができるよう準備を進めております。片地小学校児童クラブについては、建築主事と排水計画についての説明を行っており、現在の計画どおり進めることができるものと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） そしたら、次の質問に移らせていただきます。

児童クラブの専用施設の建設に当たり、建設がスムーズに工程表どおり進んでいるのかなどのチェックや、この材料が本当に適切かどうかなどのチェックが必要です。違っておれば現場の技術者への指導、工程管理などが適切にできるように施工管理ができる人を配置すべきです。担当課でそれができますか。今回、生涯学習振興課に技術者を配置したということですが、その方は工程管理などができる方でしょうか。ただこれを私、今回質問させていただいたのが何でかという、鏡野中学校の合築棟と同じ失敗を繰り返さないためにも、やっぱり専門家に入ってもらいたいということが絶対大事だと思います。結局、温水プールが見直されたときに、その後どうなっているかを職員さんがチェックしていたらもっと早くに決まったと思う。その温水プールにするがためにドームの形、屋根も閉鎖的にし、それから、温水だから塩素が上がるからといって塗料も普通の塗料より2.5倍か3倍ぐらいにしている、高いのをやっているわけですよ、特殊な。それをしたのために反響して、今声が、指導するときにもできないという状況がある。そういうこともその途中途中できちっと管理、監督をする人がおれば、チェックをする人がおれば、こういうことにも早くに気がついたと思うがです。だから今回、児童クラブの建設に当たって、やはりその管理、施工から実際の設計から実際の施工に至るまで一連の管理監督をする、施工管理ができる体制、そういうのが必要だと思いますが、専門家の施工管理技師を入れるべきではないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

工事を受注した事業者には主任技術者、現場代理人を選任してもらい施工に当たってもらうこととなります。監理事業者と発注者とが協議し工程管理等を行っていきます。施工管理技士の配置は難しいと思いますが、技術担当者の支援は必要だと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 工事を請け負った会社にも施工管理技士さんがおるけど、それはやっぱり自分のところの都合のいいようにととられても、やっぱり自分んくのいいところにやるということもあります。変更したら時間もかかりお金もかかりということになるから、やっぱり専門家の目を通すということはとても大事になってくると思います。

昨日も鏡野中学校の合築棟のことで市長も言われました、今後について同じ轍を踏まぬよう、構想段階から専門家を入れることを考え、市内の専門家といっても、新たに専門家を雇うにしても、市内の能力のある方などの力をかりるよう、そして、市長も横の

連携、協力を生かしていきたいということをおっしゃいました。市役所の技術職のOBであったり、民間企業のOBであったり、施工管理のできる人を、建設している間にチェックに入ってもらおうとか、そういうことを考えることはできないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） 施工管理につきましては、専門業者に委託して行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 施工管理を行っている。そしたら児童クラブにおいても、相手の建築業者さんでなくて発注者側としてチェックして、建てる建物について設計から実際に施工に至るまでの一連の管理、監督する、その施工管理技士を雇っていますか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） ほとんどの工事がそうだと思いますけど、施工管理のほうは別途、工事を行う業者とは別に委託等をお願いしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） それは発注者側ではないと思うけど、結構です。

市長にそこでお尋ねをいたします。

この児童クラブ、もう延々何年も同じようなことを繰り返しながらやっところへ、認定がおりるということでほったことですが、これをどのように受けとめておりますか。そして、今後順調に行くためにも市長の決断というか、その思いが大事になってこようかと思いますが、ぜひお聞かせください。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えをいたします。

今いよいよ発注という状況になってきています。発注した後もさまざまな問題が起こってくることはあるわけにありますので、それをいかに乗り越えていくかということがありますけども、専門家でもなかなか難しいところがありますので、たくさんの知恵を寄せ合わせるということが何よりも大事だというふうに思っております。

建築に関する専門の知識を持った職員も市役所にはいます。建築に携わっている職員は、聞かれればきちっと答えます、求めれば答えていきます、それが専門職です。専門職は一生懸命自分の能力を発揮をしようとしていますから、それは答えてくれます。ですから、どれだけそれを聞いていくか、そして、指摘されたことに対してどういうふうに変えていったらいいのか、その一つ一つを丁寧にクリアをしていくことが何よりも大事だと思います。専門家がいなければできないというのではなくて、専門家は言ってくれたら、さまざまな助言もしてくれます注意もしてくれます。ですから、そのことをいかに使うか。そして動くことです。動いて動いて、県にも動いていくこと、そして、早く建

てれるような条件を、書類を整えていく。何よりも動く、そして、協力をし合うということ。これはもう何度も何度も繰り返してきましたけれども、そういう形で市役所が仕事をしていますので、その市役所の仕事のやり方でやっていただいたら、私はできていると思っています。これまでもたくさんの建物を建ててきていますし、いろんな事業をやってきていますので、それらのことをしっかり踏まえてやっていただければできるもんだと私は思っておりますので、一層力を込めて激励してまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 市民のみんながこの児童クラブ専用施設の建設に大変期待をしておりますので、また横のつながり、専門家の建設課なんかとも、課長も言われたように、建設課はより詳しい知識も持っているから、協力を得ながらやりたいということ、ぜひそれを実践しながらともにみんな協力しながら、一日も早い建設がかなうことを願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

ウッドプレゼント事業の実現に向けて。

この事業は昨年、6月議会で提案させてもらいました質問で、昨年開催した香美市教育コラボ・プレゼン・フェアで、市長賞が贈られた楠目小学校児童による市産材を活用した木のおもちゃを新生児に贈る提案です。材料は地元森林組合から調達し、地元工房には木材のデザインやカットを依頼する。障害者福祉施設で製品へのやすりがけ、製品には子供たちの絵を添えてもらうなど、寄ってたかって地域内の協働で行う香美市独自のアイデアによる提案です。

答弁では、森林環境譲与税を活用し、事業実施に向け前向きに検討していきたい。また、ことし3月には、未来の森づくり委員会で検討し、早期の実現を目指して取り組みますと答弁でした。

未来の森づくり委員会は、何回開催されどのような議論がされているのか、進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

ウッドプレゼントにつきましては、現在、未来の森づくり委員会の教育・普及PR部会において、次年度からの事業実施に向けた検討を行っております。全体の委員会としては1回、それから、部会としては2回開催しております。

部会では、乳幼児の保護者や保育園、子育てセンター等の意見を伺うこと、それから、遊具等の配付方法やPR方法等についての意見をいただいております。現在は香美市産材を活用して、遊具等を製造していただける県内の加工業者に対して聞き取り調査を行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

- 16番（依光美代子君） 順調に委員会で議論されていることがよくわかりました。
この会は傍聴ができますか。
- 議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。
- 農林課参事（澤田修一君） 傍聴いただくことはできます。
- 議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。
- 16番（依光美代子君） ぜひ一度傍聴もしてみたいですので、次回あればまた教えてください。

そしたら、最後の質問に移らせていただきます。

容器包装プラスチックの収集回数の見直しについて、お尋ねをいたします。

前議会でこの容器包装プラスチックの収集回数について質問することで、経費や排出量の数値が明確になりました。平成30年度から、容器包装プラスチックの収集回数を月2回から毎週の回収に変更しました。経費が大きく増額となりました。

平成29年度は、月2回の回収で268トン、経費は587万4,000円。平成30年度より回収を毎週としました。そうすることで排出量は277トン、排出量は前年度と比較し9トンふえたのみです。しかしながら、経費は1,209万9,000円、何と倍以上、経費は622万5,000円と2倍強となっています。

市民の利便性を追求することも大事ですが、限られた予算の中でのこのやりくりです。同じ経費を使うなら、もっと支援を待っている市民がいると思います。私のこの質問の後、この経費の件で課内で議論はありましたか。利便性を上げるということで収集経費をかけるなら、以前からたびたび議会質問にも出てくる、高齢者の身体の衰えや障害により集積所へのごみ出しが困難になっている方への支援、年を重ねても障害があっても、住みなれたところで暮らせる支援を真剣に考えてほしいです。この支援ならわずかの経費でできると思います。この支援については前課長のときに、当初は今年の10月に、次はいろんな事情があり、ことしの3月には支援の形を示したいと言われておりましたが、退職となり引き継ぎをされていると思いますが、いまだ現状のままです。

今後の香美市の財政状況は、平成30年度決算の審査状況にあるようにさらに厳しくなることが見込まれております。一層のコスト意識を持って財政運営が求められております。利便性よりプラスチックごみ自体をいかに減らすかなどの啓発がより必要となります。プラスチックごみ削減は世界中で声が上がっております。

来年度から容器包装プラスチックの収集回数を見直し、もとへ戻すべきではないでしょうか、お尋ねをいたします。

- 議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。
- 環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

収集回数であります。実際のところ利便性ではなく排出量がふえ、ステーションに大袋で幾つも置かれるような状況が見受けられたり、風で飛ばされたり等の危険性と他のごみが置けなくなる等のおそれが出てきたため、一度にステーションに出される量の

削減を図ることを目的に収集回数をふやしたものであります。

おっしゃるとおり、今後さらなるごみの減量化等の啓発や対策、来年度のレジ袋有料化に向けた新たな取り組み等をあわせて検討、実施をしていきたいと考えております。

また、収集回数の見直しにつきましては、御指摘のとおり、財政状況等の検討が今後必要になっております。それにあわせて再度検討していきたいと考えております。

また、ごみ出し困難者等の対策につきましても、10月から土佐山田地区でちょっと試行して検討していきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（比与森光俊君） 16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 本当に環境上下水道課は少ない人員の中でいろんなことを取り組まないかので大変だと思いますが、限られた予算の中でやりくりをしゆう状況ですので、ぜひ啓発、啓発って本当に皆さんの意識を高めるといふのは大変なことですけれど、やはり容器包装プラスチックごみをいかに減らすかといふことは、本当に一人一人にとってとても大事なことです。ぜひ引き続いて取り組みをお願い申し上げ、私の質問を以上で終わります。

○議長（比与森光俊君） 依光美代子さんの質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思ひます。これに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」といふ声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。本日の会議はこれで延会します。

次の会議は9月12日午前9時から開会いたします。

（午後 4時28分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第4回

香美市議会定例会会議録（第4号）

令和元年9月12日 木曜日

令和元年（2019年）第4回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和元年9月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月12日木曜日（会期第11日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長兼農業委員会事務局長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課参事	奥村周也
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	公文薫	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	明石清美		

【教育委員会部局】

教育次長	岡本博章	教育振興課長	横山和彦
生涯学習振興課長兼少年育成センター所長	黍原美貴子		

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和元年（2019年）第4回香美市議会定例会議事日程

（会期第11日目 日程第4号）

令和元年9月12日（木） 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 19番 島 岡 信 彦

② 7番 利 根 健 二

③ 5番 笹 岡 優

会議録署名議員

13番、山崎龍太郎君、14番、大岸眞弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許可いたします。

19番、島岡信彦君。

○19番（島岡信彦君） 19番、島岡信彦、自由クラブ、通告に従いまして一般質問を総括方式で行います。

防火水槽と耐震性貯水槽についての質問でございます。

大規模地震が発生した場合には、被害が大きくなる要因の一つに火災が同時多発し拡大することがあります。当市は、市街中心部に年数がたった木造住宅が多く密集しています。また、山間部は森林率も高いため、断水や道路の寸断等によって水源の確保が難しくなり、大規模な火災へ拡大するおそれもありますので、水利の確保が重要となってきます。自然水利、また人工水利としての消火栓及び防火水槽、耐震性貯水槽の整備も重要となります。

今回、防火水槽についての質問を3点お伺いいたします。

まず、①であります。平成30年12月議会の久保議員の質問での消防長の回答で、防火水槽は香美市全域で199基、土佐山田町100基、香北町52基、物部村（後に「物部町」と訂正あり）47基、そのうち耐震性貯水槽として整備したものは、香美市全域で47基、町別では土佐山田町9基、香北町17基、物部村（後に「物部町」と訂正あり）21基とありましたが、その状況も踏まえ、今後の計画についてをお伺いいたします。

②は、防火水槽の維持管理と今後の取り組みについて、③は、地震火災対策重点地域における耐震性貯水槽と防火水槽の取り組みについてはどうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 島岡議員の御質問にお答えをいたします。

まず、①の耐震性貯水槽の整備計画についてでございます。

消防本部の整備計画に基づきまして、国の補助事業消防防災施設整備費補助金を活用しまして、毎年度40立方メートル級2基、もしくは100立方メートル級の場合は1基を整備予定でございます。

整備に当たっては、延焼危険の高い地区、水利の不足している地区などを優先的に整備することを基本としまして、用地の確保など条件の整ったところから順次整備していきたいと考えております。

次に、②の防火水槽の維持管理と今後の取り組みについてでございます。

先ほど島岡議員の御質問の中にもありましたように、現在、消防水利の基準を満たす40立方メートル級以上の耐震性貯水槽及び防火水槽は香美市全域で200基近くあり、昭和40年代、50年代に設置された防火水槽も多く、中には経年により老朽化の進んだものや漏水しているものもあります。

日常的な維持管理としましては、署員による定期的な点検、目視の点検でございますが、を実施しております。

今後の取り組みにつきましては、新規整備だけではなく更新整備や維持管理も含めた整備計画とし、更新整備または適切な維持管理を行う必要があると考えております。

特に市街地では、用地確保や周辺建物への影響などの課題もあり、新規整備及び更新整備が容易でないことから、補修工事や耐震補強など、既設防火水槽の長寿命化を図っていく必要があると考えております。

最近では、地震等により防火水槽本体がひび割れしても、漏水しないよう水槽内部に袋状になった樹脂性シートを設置する工法も開発されておきまして、県内におきましても施工実績があることから、今後導入に向け研究していきたいと考えております。

③、地震火災重点地域における耐震性貯水槽と防火水槽の取り組みについてでございます。

香美市地震火災対策計画には、行政の行う具体的な対策の一つとしまして、耐震性貯水槽の整備が明記をされております。限られた予算の中、また、用地確保などの課題もあり、短期間で整備できるものではありませんが、耐震性貯水槽を計画的に整備していきたいと考えております。

先ほども申しあげましたように、地震火災重点推進地区は建物の密集地であることから、更新整備や新たに耐震性貯水槽を設置する場所も限られてきます。そのため、同地区だけでなく隣接地区を含めた市街地全体の整備計画とし、既設防火水槽についても地震発生時に使用できるよう、耐震補強や漏水防止対策等を行い、消防水利の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 19番、島岡信彦君。

○19番（島岡信彦君） 島岡です、2回目を。

消防長が言われたように、土佐山田町で100基ある防火水槽から新たに耐震性貯水槽を整備していくということで、建設用地の確保等がかなり難しいと思われませんが、今後その公的機関に準ずるような金融機関であったりとか、病院であったりとか、そういう民有地の活用も今後考えていく必要がありはしないかと私は考えますが、その点について1点と。

自分が思ったことは、市民グラウンドの横に駐車場を整備して、そこへ100トンでつか、あの耐震性貯水槽を整備された時点で、こういう形の耐震性の貯水槽の整備の仕方もあるかという点でございます。その点を1点と。

あと、耐震性化されていない、かなり年数がたった防火水槽の今補修というような形で内部の水を抜いて、中へ塗装とか何かするようなことを研究・検討しておられることじゃなしにもうちょっと進んで、もう来年度からそういう事業を進めていかんといかんとかいうような状況ではないかと、どれをとっても絶対水利の確保という点で、どこの防火水槽も大事なものではありませんが、消防のほうで③の地震火災重点地域におけるところから順次年間に何個か補修していくとか、新設の耐震性貯水槽はなかなか用地の確保が難しいというのであれば、そっちのほうを先に進めていくことについては、研究・検討といいましたが、もう事業化を進めていくような形で取り組めないか、お聞きして2回目を終わります。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） お答えをいたします。

まず初めに、民有地の活用という御質問にお答えをいたします。

民有地や事業所の敷地の活用につきましては、平成27年第3回の定例会におきましても島岡議員さんの地震火災対策重点地区に関する御質問の中でお答えしておりますが、適当な設置場所、市有地などの適当な設置場所が確保できない場合は選択肢の一つと考えております。

次に、既設防火水槽の保守等の件についてお答えをいたします。

既設防火水槽の耐震改修等の具体的な整備計画はこれからということになりますけれども、消防本部としましてはできるだけ早く取りかかりたいと考えております。

なお、耐震性貯水槽の整備につきましては、令和2年度に隣接地区の新図書館敷地内に100立方メートル級を、また、令和3年度には新町西町線の進捗状況にもよりますけれども、地震火災重点推進地区であります西本町3丁目に40立方メートル級を1基、整備予定となっております。

また、昨年度整備しました宝町児童遊園地の耐震性貯水槽につきましても、隣接地区ということで地震火災対策の一つと位置づけしまして、老朽化した40立方メートル級の既設防火水槽を100立方メートル級に更新整備をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 19番、島岡信彦君。

○19番（島岡信彦君） どうもありがとうございました。私の質問を終わります。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。

（午前 9時11分 休憩）

（午前 9時11分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

ただいま島岡信彦君から、発言の訂正をしたいとの申し出がございましたのでこれを

許可します。

19番、島岡信彦君。

○19番（島岡信彦君） 私今、一般質問の中で「物部村」と言いましたが、「物部町」と訂正させていただきます。どうも失礼しました。

○議長（比与森光俊君） ただいま19番、島岡信彦君から、「物部村」との発言の部分を「物部町」に訂正したいとの申し出がありました。会議規則第65条の規定により、これを許可いたします。

島岡信彦君の質問が終わりました。

次に、7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 7番、市民クラブの利根です。通告に従いまして、一問一答方式で順次質問をしてまいります。

まず、1番目の税金・使用料の支払い方法をもっと便利にという項目であります。

民間の公共料金の多くは、クレジットカード払いができるようになっていています。また、最近では、自治体等行政が徴収する税金・使用料においてもクレジット対応の自治体がふえてきています。市民の利便性を考えたときに、クレジット払いにも対応するべきではないかと思えます。

ちなみに香美市で生活している中でクレジット払いの状況を見てみると、香美市の税金・使用料が基本的に全てできません。もしかしたら、ふるさと納税はできるようになっているかもしれませんが、ちょっと確認をとっていないのでわかりません。国民年金は全国で可能であり、電気は四国電力で可能です。放送としてはNHKほかはクレジット払いができるようになっております。新聞はそれぞれ契約により、まちまちのような状況でございます。

例えば香美市の水道料金のところのホームページを見てみますと、MMK設置店やコンビニ収納は可能になってはいますが、「クレジットカードにより、お支払いをすることができません。事務経費削減のため、クレジットカード会社と当契約を行っていません。大変お手数をおかけしますが、口座振替にてお支払をお願いします。」というようなことが書かれております。

一口にクレジット払いと言いましても、大都市や東京都が行っているシステム自体を自分のところが持っているような直接方式と、もっと規模が小さいそういったシステムが組めないような自治体を利用しているエフレジとか、Yahoo! 公金支払い等、手法としては2種類に分かれているようです。

また、支払い方法では都度手続に必要なものと、継続払いに対応しているものと2種類に分けると思えます。

多くの例を見てみると、その都度支払い手続が必要なものは市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、継続払いで徴収しているのは水道・下水道料金、市町村営の住宅の使用料などがあるようです。

そこで、質問に、①に行きます。

その都度手続が必要なものは、クレジット手数料は利用者が払うところが多く、その場合、自治体負担は発生してないようです。また、100円を限度に市が負担しているところもあります。納付金額がクレジットだったら、大体1万円ぐらいの納付が100円ぐらいかなというようなことが載っています。

行政としては納付書作成のためのシステム改修が必要ですが、コンビニ決済まで進めている自治体にとっては、それほどの改修費用ではないということも聞いております。実際がわからないですけども、これは既にやったところがホームページに書いていることなので、金額がどれぐらいの金額なのか細かい数字がちょっとわかりません。むしろ、ランニングコストは下がるのじゃないでしょうか、検討してはどうでしょうか、①でお伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 税務収納課長、公文 薫さん。

○税務収納課長（公文 薫君） おはようございます。利根議員の御質問にお答えいたします。

市民の皆さんの利便性の向上を考えた納税環境の充実につきましては、研究していかねばならないものと考えております。その中の一つとして、市税等のクレジット払いにつきましても、先進地事例等を踏まえながら、市民の有益性やニーズ、コスト面、クレジットカード等を含めた個人情報の取り扱いや真正性の確認、サービスプロバイダーのことなど、安全性などあらゆる面について十分な研究をした上での判断が必要であると考えます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 先ほど言いましたように、自分たちもやるべくして料金を調べないとなかなかホームページとかそういうところでは、実際それが行政とか市民にとっていいことなのか悪いことなのか、そのコストにかかってくると思いますので、その辺を自治体のほうはやるべくしての交渉というか研究ができますので、ぜひそれを進めていていただきたいと、そこまでいく前に多分業者になるとちょっとそこまで大変なことなので、周辺の市町村でやっているところがもう既にありますので、そういったところを教えていただけるようであれば、そういったところのコスト等もちょっと参考にさせていただいて、研究を進めていただきたいと思います。

②行きます。

通告の最後に、「手数料は利用者負担で行える。」と書いておりますが、この分だけですと先ほど言いました行政側のコストがいかに要らないように見えますので、この部分を削除お願いをしたいと思います。ちょっとこれだけだと勘違いするような文章になっておりますので、よろしくお伺いをいたします。

それでは、②です。

ニ支払いとクレジットカード払いの両方を検討しましたが、費用対効果の面からクレジットカード払いの導入は見送らせてもらいました。

また、現在の徴収率は99%を超えており、1%に満たない滞納者の分析をしましても、クレジットカード払いにより滞納が減少するような対象者ではないと分析はしております。

現在までにクレジットカード払いに関する要望が電話で1件ということで、まだ利用者からの関心は高まっていないと考えますが、今後公共料金のクレジット払いが進み、利用者の関心の高まりがあれば、次のシステム改修やサーバー機器の切りかえ時に検討してみたいと考えています。

議員がおっしゃるように、今後研究等は引き続き行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 1%未満やったら確かに、1件当たり10円を100円にするところまでは現状はいかないかなと思います。通告のほうに住宅使用料はなかったんですが、似たような感じで徴収ができていればどうかなと。利益内容ですが、銀行引き落としとしては、引き落としができなかった分の督促とか納付書の作成とか発送費用、消し込みの手間が、クレジットカードの場合はほぼないだろうということもありますので、そういったことも含めて、水道料金も住宅使用料もあわせて、また研究をしていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

これで、まず税金・使用料の支払い方法をもっと便利にの質問を終わります。

続きまして、子供の安心・安全のためのほうへ移ってまいります。

最近、不審者の問題が多く取り上げられています。特に子供たちや若い女性に対する声かけ、つきまといは重大な事件になる可能性もあり、心配するところです。本市も例外ではなく、不審者による声かけはたびたび発生しているようであります。

対策としては、多くの市民が素早く情報を得て、多くの目で注意・警戒することが重要であり、効果があるものと思われまます。現在、私の知っているところでは、PTAの連絡網とか、やまびこ会の連絡網があります。また、市民全体に対しては防災行政無線、防災メールが考えられますが、自分の住んでいるところはちょっと放送がはっきり聞き取れないので、スピーカーでの情報発信をしているのか、していないのかちょっと確認がとれておりません。

また、防災メールでは、過去に特殊詐欺に関するメールはありましたが、つきまといについては送られてきておりません。あわせて高知県警が出している安心Fメールもありますが、情報がかなりおくれて発信されているようです。

ちなみにここに（スクリーンを示しながら説明）、これがまず、6月5日のやつです。これが送られてきたのが6月6日ですね。議長のほうから、やまびこ会の関係で御連絡をいただいて、皆さん気をつけてねといったようなやつが、ちょっとおくれてきました。

こういった状況です。これも翌日です。送られてきたのが、これ県警のやつですね。これが17日に発生しておりますが、県警のFメールで登録している人に来たのが8月22日です。Fメール自体はいいんですが、すぐ対応しないと市民の多くの目で監視するところにはちょっといかなのかなという気がします。ちなみに、この質問をつくった時点でこういったことでした、最近で。

その後、南国市で9月3日に起こっております。それがFメールで発信されたのが9月5日、同じような感じですね。片地小学校付近で9月6日に発生しております。それは午前中に発生したやつが午後にはFメールで、これは早かったです、出ております。あと、野市町で9月6日に発生したやつが、これは遅くて11日とかいうような状況です。

まず、(1)の質問にまいります。

児童・生徒に対するつきまとい、不審者による声かけが発生したときの情報の流れを問います。

ちょっと例として、子供がまず声をかけられたと帰って、「お父さん、お母さん、声かけられたよ」と言ったときに、その後どういうふうにしていますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君） 子供さんが被害を受けた際は、保護者にまず言うと思います。それで、保護者から学校へ連絡があって、学校からは少年育成センターへ連絡するようになっております。不審者情報を少年育成センターで受けた場合は、内容を整理して市内小中学校、山田高等学校、特別支援学校、保育園、幼稚園、児童クラブ、南国警察署、また庁舎内は教育振興課、福祉事務所へ、メールやファクスなどで情報を伝達しております。

内容によっては、先ほど利根議員もおっしゃっていましたが、香美市子ども見守り活動連絡協議会の代表者や補導委員などに情報提供し、地域での見守り活動をお願いしております。

すぐのことではないんですけれども、こういう内容の不審者情報がありましたよというようなことを少年育成センター補導委員研修会で不審者情報の内容を共有して、啓発していくようにしております。そういう会でも話し合いをしております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 学校からは少年育成センター、わかりました。これは学校のほうから少年育成センターへ行くまでの手順ですね。そういったものはPTAとか各学校でマニュアル化を、今の手順はしていますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

不審者が学校に侵入した場合とかのマニュアルはつくっている例がございますけれども、不審者情報については、先ほど黍原所長が説明しました少年育成センターが作成しております不審者等の情報提供の流れというフロー図がございます、それによって伝達されます。少年育成センターへの流れは学校からもありますし、直接保護者の方が警察に連絡したりすることもあるかと思っておりますけれども、少年育成センターへはそういった流れで入ってきて、全小中学校に少年育成センターから連絡が行きましたら、連絡を受けた小中学校ではまず、児童生徒へ注意を呼びかけると同時に、Eメッセージと紙媒体の文書で保護者に通知をしております。この一連の流れはルール化されておまして、各学校に定着しております。事実上、マニュアル化されたというところにはなっておるかと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） わかりました。ある校長先生と話をしたときに、ほかの学校の生徒がつきまといにおうたというやつが連絡網で来て、ほかの学校の校長にこの連絡が来たと、私はPTAの連絡網は既にあるので、そこにメールで教えることはできるけど、もっと地域の人目で早く見ることはできないかと、もっと知らせる方法がないかというような心配事を聞きました。

そこで、それを一つ心に置いていただいて、あとマニュアル化が子供から父兄、学校、少年育成センター、そして、それから警察とか、先日のやまびこ会の会でもその間に大体30分ぐらいかかってしまったというのがあります。一つ自分が思うのは、もっと早く伝わるルートがないのかなという気がしまして、そういった犯罪に近いものについては、当然親から学校、少年育成センター、今のルートはルートでやって、並行してもう頭から警察まで行くようなシステムもちょっとつくるべきじゃないかなという気がするがです。

これちょっとつきまといの事件じゃないですけども、別の事件ですけども、ルール化された手順に従って事がおくれたという例を一つ言いますと、救急車を呼ぶだん、ある物流会社とか通販会社の倉庫で人が倒れたがです。それがちょっと見ると9時半ぐらいかな。人が脳梗塞か何かで倒れて、その通報がマニュアルでできていて、ここへ伝えなさい。責任者がどんどんどんどん順番にマニュアルでルール化されていって、最後救急車が到着したのが1時間後ぐらい。そこで変なルール化をせず、そのルール化の最初に並行して警察をとか救急車を呼びましようとなったマニュアルがそこにあつたら、その人は助かっていたのではないかというのがあるがです。こういったやつは初動が結構大変大事なので、マニュアルのところには事件性がある場合は、警察にも並行して通報して、並行して市民も動くようなシステムをつくって、そういったマニュアル化をしたらどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さ

ん。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君） 緊急を要する内容等については、学校のほうは警察にそのまま連絡はしていると思いますので、内容を精査して情報は届けないといけないと考えておりますので、ある程度マニュアルもありますし、そのときの判断でもっと早く届けないといけない情報は届けたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） ちょっとその辺が、多分現場の父兄とか校長先生とニュアンスが違っているかなと。少年育成センターのほうへ連絡したら、そこから全部連絡してもらえるとというように学校側も捉えている部分もありますし、学校へ行く前にまず並行して警察にということも父兄にお知らせをしたらと思いますが、どうでしょう。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君） 情報を少年育成センターで受けた際に、すぐに警察に通報してほしい内容で、警察にもし父兄の方等が届けていないとわかった際は、すぐに警察に届け出をするように指導もしておりますので、もし動転して前後が反対になったりした場合も、少年育成センターのほうから指導はできるかと思えます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 自分は少年育成センターへ行くまでのことをちょっと質問しているので、なかなか少年育成センターでは答弁が難しいかなという気がしますので、そういうできるだけ早く広いところからスタートしたほうが、よけ早く広がるんじゃないかということを心にとめておいてください。

続きまして、（2）に行きます。

広報系の手段を持っている各課に素早く連絡が行き、広報をすることは効果があると思います。防災メールを使って、市民全体に素早い情報を提供できないでしょうか。現在のところ、防災メールがこの件では届いていないような、届いていないです自分のところには、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君） 今後、警察から不審者についての広報依頼がありましたら、防災メールを活用したいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 警察からじゃなくて、小学校から少年センターへ来た段階でたしか行政内で幾つか回るんよね。情報が来たときに警察へも行くけど、庁舎内の各課、教育委員会にも情報が回りますよね。警察へ行ったりしよったら遅くなるじゃないですか。その場合、警察へも通報するけど、防災対策課にも連絡するとか、庁内で広報を持

っている手段のところへばっと横に広がらんと、すごく遅くなると思うがです、そういう要請をしたらどうでしょうかという質問です。もし何やったらそういった連絡してくれば、すぐ放送しますよとかという答弁をいただければうんと。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） ちょっと違った答弁になりますけれども、現在、警察と話し合いの中で、防犯に関する防災無線等の使用の根拠としまして、警察のほうから依頼があればとなっております。警察署が事案を精査した後に市へ依頼してくる場合は、広報活動も可能と考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） 警察から来たときだけ。何か一回、香美市の防災メールで、香美市農林課からのお知らせですというのがあって、これは「現在、物部川異常渇水のため、4月12日17時から杉田ダムの放水流量が20%カットとなったことから」と、警察からじゃない情報も流れているけど、ちょっと確認を。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 防犯に関することに関しては、警察からとなっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） ちょっとその辺できたら見直したほうが良いような気がします。今言うたように、行ってこいする間に失敗した犯人がまたやるかもしれないですか。そういった発生したときには、できるだけ早くということですが。ちょっとその辺の取り決めも見直したらどうでしょうね、どうでしょう。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） また、警察署のほうとも話し合いたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） ②のほうへ行きます。

フェイスブックページを使って、市民全体に素早い情報を提供できないかということです。これは同じようなルートでということです、できるだけこれも早くということです。

これは2013年3月議会で自分がフェイスブックページの作成を香美市に提案したときに、武雄市のフェイスブックページの例を出して、その効果をお伝えをしております。実はフェイスブックページを提案した一つの大きな理由やったがですけども、これも武雄市で女の子やったかな、子供やったかな、声かけが発生したときに、朝登校中に発生したやつがもうお昼前、お昼ぐらいにフェイスブックページにアップして、みんな

でその情報を共有して、もう下校時にはみんなの目が行き届きよったというようなことです。これも少年育成センターへ来た段階で、総務課なんかあたりへだっといくと、拡散希望をしてどんどん市民みんなでそういう情報を持って、みんなの目で見るというような提案です。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君） フェイスブックを活用した情報発信は、不特定多数の方への情報発信となることを考慮して、発信する内容についてもその都度判断して、投稿を検討したいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） このような場合はどうですか、不審者が出ましたという情報が出た場合はどうしますか、今まではなかったですけども。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君） 情報が誤解された形で拡散されないように、香美市の公式フェイスブックページ運用方針などの内容に沿って検討したいと考えております。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） これは個人の名前を出してわあっとやるわけやのうて、こういう事件というか声かけがありましたというやつなので、誤報やったら誤報でこれはありがたいことでええんじゃないかと思えますので、事実を確認する間にどんどんどんどん状況が悪化する場合とかありますので、すごく個人名が拡散するとかそういう状況はもちろんだめやけど、こういった情報が広がることは全然えいし、間違うちよっても間違うちよったで、それはそれで一つの啓発にもなると思えますので、その辺もあわせてまたちよっと検討をお願いをいたします。

続きまして、③です。

防災行政無線、特にスピーカーでの放送は、その辺をうろうろしている不審者にも聞こえて、犯罪抑止には特に効果があると思えますが、対応をお願いしたいと思えますがいかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君） 防災行政無線での放送も、警察から不審者に対する広報依頼があった場合は対応してもらえと思えます。

ただ、すぐ放送するという事で、犯人を取り逃がすとか、いろんなことが考えられると思えますので、そのあたりは警察の判断が必要かと思えます。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君）　　すぐ放送しましょうと僕が言うてすぐ放送できる体制になっても、実際は発生してからもう30分とか40分とか、この前のやまびこ会の話でも、私が家へ帰ってとかいう話になるので、取り逃がすとかというよりは、そこでさっき言うたように失敗した人が再度その辺をうろうろしゆうということの抑止になるんじゃないかと。パトカー鳴らしたき犯人が逃げるとかというそういうわけじゃないですが、どうでしょう。もうちょっと、先ほどの結局防災メールもフェイスブックページもそうですけども、割ともっと早くやっていく必要があるんじゃないかということです。どうですか。

○議長（比与森光俊君）　　生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君）　　情報によってフェイスブックや行政無線、防災メールを使って早急に流したら、いい内容については活用したいと考えております。ただ、警察の判断はやっぱり必要になってくると思います。

○議長（比与森光俊君）　　7番、利根健二君。

○7番（利根健二君）　　警察の判断を待ちよつたらちょっと遅いんじゃないかというようなことですが、ちょっと検討してください。今多分、ここですぐああじゃこうじゃって決定はできないと思いますので、基本はそういうことですので。

（3）に行きます。

発生をしていなくても、継続的な広報の取り組みが必要ではないでしょうか。現在行っている手法に合わせて、先ほどの手法、フェイスブックページ、防災メール、防災行政無線も利用した継続的な啓発を求めますが、いかがでしょうか。

ちなみに、事件が発生してないときに、不審者情報号外（スクリーンを示しながら説明）、実際はこれは起きていないがですけども、「ながら見守りのお願い」というやつが、これは6月27日かな、ぽこぽこっと2つ発生したので、その間も発生していないけど続けてやっぱりこういうことを定期的に、定期的にというほど出ていないがですけども、こんな例もありますので、継続的に啓発していくことは大切ではないでしょうかということで質問をいたします。

○議長（比与森光俊君）　　生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君）　　現在も少年育成センターだよりも不審者に関する記事の掲載や、地域のミニ集会などで不審者から子供を守るために、地域での見守り活動などに関する情報発信や啓発活動を行っております。今後も新たな啓発方法がないかなど検討しながら、情報発信に取り組みたいと考えています。

○議長（比与森光俊君）　　7番、利根健二君。

○7番（利根健二君）　　今後ほかにもという中に、ぜひフェイスブックページとか防

災メールとか、防災行政無線なんかも検討をしていただきたいと思います。

特にながら見守りのお願いなんかは、下校時から夕方にかけてスピーカーで放送したら、実際歩きゆう人がおおおとあって、余りしょっちゅうやったらうるさいかもしれんけど、定期的にぽっぽとスポットで入れていくと、たまたまそこでちょっと悪いことをしちゃおうかという人らにも、何か放送が聞こえよったら見られるかなとかいうこともあると思いますので、そういうこともあわせて検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 生涯学習振興課長兼少年育成センター所長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長兼少年育成センター所長（黍原美貴子君） 検討したいと思います。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君） （4）に行きます。

今までずっと言ってきたことながですけども、防災や安全を含め広く告知していくにはフェイスブックページ、防災メールの登録者数をそもそもふやすことをしないと、幾らフェイスブックページを載せても、香美市のフェイスブックページを見ゆう人がおらんかったらどうしょうもないんで、防災メールも送ったはえいが、登録者数が10人とか20人とか100人とか、その程度やったら余り効果がないので、そもそもそこをふやす必要があるんじゃないかということが（4）の質問の趣旨です。

先ほど質問した手法ですね、フェイスブックページ上での直接呼びかけとか、あとフェイスブックなんかは登録しているメンバーに拡散のお願い等、可能な限りの努力を、防災でもあるし、フェイスブックページそのものの香美市としての利用を含めたちょっと大きなところでの拡散希望ですね、できたときにはだあっと自分の友達に、フェイスブックページの御紹介をさせてもろうて、多分今登録しちゆう人のは半分ぐらい、自分の知ちゆう人かなという気がするがですけども、その人らにどんどんどん拡散のお願いをしていったらどうでしょうかという質問です。

あと、ロビーなんかも前、一般質問でロビーを使うていろんな告知をしたらということも言いましたので。とりあえずフェイスブックページのほう、お願いします。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 利根議員の御質問にお答えします。

多くの皆様に香美市公式フェイスブックページをごらんになっていただくためには、これまで以上に皆様に関心を持っていただけるような魅力的な記事づくり、タイムリーな配信に努め、機会を捉えては香美市公式フェイスブックページの積極的な周知を行うことにしたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 7番、利根健二君。

○7番（利根健二君）　　まずロビーへ来た人が、ああ香美市はフェイスブックやりゅうねとか、ページあるねというやつを見せたらいいので、またロビーのほうにもそういった情報を、やってるよをお願いをしたいと思います。

あと内容をどんどん上げて、みんながリポートしてくれることも大事やけど、既に入っている会員に拡散希望したらよいと思いますので、そういったこともあわせてお願いをいたします。

②に行きます。

本市のホームページにフェイスブックページへのリンクが張られていないように思います。また先ほどの防災メールの登録のお願いもなかなか、そもそも防災メールっていうのがあることを知らん市民が多いんじゃないかと思いますが、よその市を見てもみると、少なくとも公式フェイスブックページというやつはちょっとでかいバナークラスのサイズのやつがどーんとありますので、そういったやつをつくっていただいて、防災メールの登録のお願いなんかもスポットであいたときに、トップページに定期的にはぼこぼこ出たほうがいいんじゃないかなという気がしておりますが、いかがでしょうか。

○議長（比与森光俊君）　　総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君）　　お答えします。

香美市公式ホームページには、総務課秘書広報班のページ内にフェイスブックページのリンク先を含めた記事を掲載しておりますが、目立たずわかりづらい状態です。そのため、御質問はホームページのトップページにリンク先が張られていないということだと思いますので、対応するようにいたしたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君）　　防災メール登録のお願いにつきましても、ホームページに掲載するとともに、広報香美も活用しまして継続的に呼びかけをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君）　　7番、利根健二君。

○7番（利根健二君）　　以上で全ての質問を終わります。

○議長（比与森光俊君）　　利根健二君の質問が終わりました。

次に、5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君）　　5番、日本共産党の笹岡 優です。一般質問の最後でお疲れとは思いますが、よろしく申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一問一答方式で質問します。

1番目に、香美市は核兵器廃絶を目指す非核宣言をしている自治体です。来年、2020年の核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けて、核兵器禁止条約発効への努力が今問われています。

少し経過を説明します。

来年、2020年8月は、広島、長崎への原爆投下から75年目の節目に当たります。そして、被爆者の平均年齢は82歳を超えています。土佐山田町には日本原水爆被爆者団体協議会（日本被団協）の取り組みと連帯する高知県被爆者の会の元会長さんもお住まいです。その方々の一貫した訴えは、「生きているうちに核兵器のない世界を」です。その被爆者の長年にわたる筆舌に尽くしがたい体験を語り続け、核兵器が人類と共存できないことの訴えが今世界を動かし、2017年7月7日に、歴史上初めて核兵器を法的に禁止する条約をつくり出しました。

松井一実広島市長、田上富久長崎市長が平和祈念式典で、唯一の戦争被爆国の責任として、核兵器禁止条約への署名・批准を求めると明確に訴えました。被爆者の年齢を考えれば取り組みを強めなければなりません。

非核宣言自治体の香美市として、具体的な行動についてお聞きします。

①です。

香美市は、2006年5月25日非核・平和宣言し、日本非核宣言自治体協議会に加入しています。そして、2010年1月1日には平和市長会に加盟しています。

そこで、伺います。

この間に具体的にどのような取り組みをしてきたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 笹岡議員の御質問にお答えします。

取り組みといたしましては、毎年5月に戦没者追悼式、8月に広報香美へ特集記事の掲載、ヒロシマ・ナガサキ被爆ポスター展の実施、8月6日、9日、15日には黙禱をささげております。また、小中学校では平和学習などを行ってきております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 全国の平和市長会も加盟する世界組織である平和首長会議は、加盟都市数が163カ国と地域、そして、7,789都市で、日本の国内でも加盟都市数は1,732都市に急速に広がっています。平和首長会議が2020年ビジョン、核兵器廃絶のための緊急行動の提案をし、核兵器のない世界の実現を目指す重点取り組みとして今回3つ紹介しますが、1つ目に、国連・各国政府に対する要請として、核兵器禁止条約の早期締結を求めています。2つ目に、次代、次の代、次の若い世代ですね、次代の平和活動を担う青少年の育成として、次代を担う若い世代の意識啓発を目指す平和教育の実施を挙げています。そして、広島・長崎への受け入れを組み込んだ、青少年の平和と交流支援事業等の充実を求めています。3番目に、幅広い層の市民の平和意識の啓発として、ヒバクシャ国際署名と連携した核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動を挙げていますが、この点についてどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

今、笹岡議員が言われたことは、非常に重要なことだと思っておりますので、できることは香美市としてもやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 1つはヒバクシャ国際署名ですね、これがすごく大きいです。

1階ロビーや各支所、図書館や美術館など可能な施設に置いて推進することができないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

署名となりますと名前、住所を記載するわけですので、そのまま置いておくということとはちょっと難しいかもしれませんので、そういったことも含めて今後検討していきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 総合案内を含めて、ちゃんと管理ができる状態のところをお願いできると思っておりますので、ぜひちょっと検討してください。

中学生、そして高校生、大学生関係者機関にも呼びかけて、来年の広島・長崎の平和式典に中学生、高校生、大学生の平和大使を派遣することはできないでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

平和大使の御質問ですけれども、まだまだ小・中学生、高校生、大学生含めてですが、平和学習などで平和意識の醸成とかをまずは図って行って、それによって平和大使につながるような形になるのが一番大事だと思っておりますので、今すぐというのはなかなか難しいかと考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 平和市長会に入っていますし、日本非核宣言自治体協議会も開かれています、その主催する取り組みに参加し、連帯と情報の共有を図ることが必要と思っておりますが、その点はどうかでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

自分のほうでもちょっと平和市長会のそういった具体的な取り組みがまだ把握できていない部分もありますので、その辺の情報収集もしながら、参加できるのかどうかを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先日、2019年原水爆禁止世界大会に参加してきました。

そこでの確信は、1955年から開かれた原水禁世界大会が一貫して3つの目標、核戦争阻止、核兵器禁止・廃絶、被爆者援護・連帯で被爆者を先頭に進めてきたことが、2010年の国連のパン・ギムン事務総長を動かし、2017年に122カ国の賛成で採択された核兵器禁止条約とつながっています。そして、来年には核不拡散条約、(NPT)の再検討会議の開催する前に、ニューヨークで原水爆禁止世界大会を開催するようになりました。この提案はアメリカの市民運動や世界からの提案です。本当に感動的です。山崎龍太郎議員のお父さん、三男さんなどが被爆者と連帯し、共同した取り組みが継承され、世界に広がってきたことが歴史的な事実として今起こっています。

田上長崎市長が長崎の平和宣言で、「私たち一人一人の力は微力であっても決して無力ではない」と訴えました。そのとおりだと思います。ぜひ子や孫の未来のためにも、具体的な行動を起こしていただきたいと思います。

そこで、市長に何ができるのか、市長としてのお考えをぜひお聞きしたいと思いますが。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 笹岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。

香美市は平和首長会議に参加をしている自治体であります。この平和首長会議への参加については、世界の都市に国境を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶の道を切り開こうという広島、長崎の両市の呼びかけに賛同したわけであります。

その目的のためには、さまざまな取り組み方があろうかというふうに思いますが、私どももその基本的な考え方、核兵器のない社会の実現、平和な社会を実現するための取り組みには賛同をしますところでありまして、その取り組み方についてはさまざま、それぞれの自主的なやり方によってやるべきだというふうに考えておりますので、私どもで今課長からもお話を申し上げましたように、それぞれ検討して取り組みを進めていくということになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ検討していただきたいと思っております。具体的な行動をお願いします。

②です。

核兵器禁止条約は調印70カ国、そして、批准が今25カ国、2019年8月6日現在ですが、2020年、来年には50カ国が批准する見通しが生まれています。50カ国が批准されれば国連に寄託されて、その後90日で発効される見通しが強まっています。発効されれば、核兵器をあらゆる面から禁止することができます。

お手元の資料、①を見てください。

①に、核兵器禁止条約についてのずっと条文も入れていますが、右の図のほうを見ていただければ、核兵器のあらゆる面を禁止するというので、保有、使用、実験、威嚇、

これは全てやります。ですから、これが通れば核兵器そのものが国際的な犯罪になります。ですから、ぜひこの実現のために力を尽くしていただきたいです。

下のほうの写真は、先日私が長崎の平和記念館の資料館で写してきた写真等です。当初長崎に爆撃する前に、京都や小倉まで対象に挙がっていたということですので、天候が悪かったために避けられて長崎に落とされたわけですが、ぜひその点をお願いしたいと思います。

そこで、発効に向けての非核宣言香美市としてどのような取り組みを進めるか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

香美市としては、先ほども市長も申されましたが、これまで行ってきた取り組みを継続して行っていきます。また、日本非核宣言自治体協議会、そして、平和首長会議の取り組みをほかの自治体とともに推進していきたいと思います。やれることは微力かもしれませんが、それが少しでも力になればと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひお願いします。微力であっても決して無力ではありませんので、よろしくお願いします。

平和首長会議が2020ビジョン、核兵器廃絶のための緊急行動として、核兵器禁止条約の早期締結を呼びかけていますが、さきの平和記念式典での松井広島市長の文を紹介します。

「日本政府には唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約の署名・批准を求める被爆者の思いをしっかりと受け止めていただきたい。その上で、日本国憲法の平和主義を体现するためにも、核兵器のない世界の実現のさらに一步踏み込んでリーダーシップを発揮していただきたい。」、これが広島市長です。

そして、長崎市長は、「日本政府に訴えます。日本は今、核兵器禁止条約に背を向けています。唯一の戦争被爆国の責任として、一刻も早く核兵器禁止条約に署名、批准してください。」、これが2つの自治体の市長の思いです。ぜひこの市長の思いを連帯し、共同することが大切と思いますが、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

香美市も平和首長会議とかに賛同している市で加盟しているわけですので、当然そういった気持ちで、ともに推進していきたいと思っております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 次に移ります。

これが長崎の平和資料館にありまして(資料を示しながら説明)、展示されています、

こういう写真です。これは、背中におんぶしている弟はもう亡くなっています。ですから、この題名が「焼き場に立つ少年」ということで、ローマ・カトリック教会フランシスコ法王が、この焼き場に立つ少年の写真をポストカードにして、「戦争が生み出したもの」と添え書きをして世界の教会に配布しています。そして、ことしの11月24日に長崎を訪問する予定です。

以前、長崎でお会いした30歳代の女性が被爆三世としてこう言いました。「被爆三世として結婚、そして、子供を産むことにためらいがある」と語っていたことが今でも私は忘れられません。74年経てもなお、核兵器が人間に何をもたらすのか、次の代、次の代にどういう子供が生まれるのか、これはわかりません。学べる場を設けることが本当に重要です。核兵器の非人道性を被爆者の実相から発信することを基本に据えた平和学習、人権教育に取り組む必要性についてお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

核兵器のない世界の実現のためには、核兵器の非人道性と平和のとうとさを知り、生命と人権を尊重し、平和で心豊かな社会を築こうとする心を育てていくことが重要でありますので、平和教育、人権教育に取り組むことの必要性は認識しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） この焼き場に立つ少年を撮った軍のカメラマンオダネルさんの妻は、日本人の坂井貴美子さんです。その方からのメッセージに、「過去にあったことを学んでいただくというのが一番大事なことだと思う。忘れてしまったら、また同じことを繰り返す危険性がある。それを見て考えるのは一人一人だと思う。そこからどうするかも見た人の判断で決めていくこと」と言っています。

人間の感性に働きかけ、能動的にものを考え、想像を働かせることが大事だと思います。ぜひ平和教育を位置づけていただいて、力をかしていただきたいと思います。ぜひ資料館に、本当に工夫されているいろんなこういう展示もあります、それから、核兵器のもたらすこういうガンマ線含めて放射線、人体に危険を及ぼすあれもあります。私も小倉にも行ってきましたが、小倉に落とされていたら本当にまだ被害が大きかった。長崎はまだ山がありましたので、さえぎられた面があるんです。ところが、小倉の場合はありませんので、本当に核兵器でこういう実態を伝えていただきたいと思います。もう一度その点、よろしく願います。まあ、いいでしょうか。そうしたらもうぜひよろしく願います。

そうしたら、2番目に移ります。

健康づくりの取り組みについてお聞きします。

市民保険課、健康介護支援課を中心に、健康づくり推進員や食生活改善推進員なども深く連携して、市民の健康増進、元気に年を重ねる取り組みに御尽力いただいています。

すことに深く感謝申し上げます。

そこで伺いますが、平成30年度の特定健診率は65歳から74歳が46.2%で、平成28年度から2.4ポイント下がっています。第3期香美市健康増進計画では、未受診理由として、忙しい、面倒であるが26.7%、健診受診の機会が少ない、健診時間に行けないが15.6%、健診費用の自己負担が高いが11.6%となっていることを考慮して質問します。

まずここに、こういう第3期香美市の健康増進計画がありますが(資料を示しながら説明)、糖尿病の有所見者割合が男性、女性ともに6割以上を占めている原因の究明が必要ではないでしょうか。糖尿病の場合はインスリンが足りない、特にアジア人は欧米人よりインスリンの分泌量が少ないと言われていています。またストレスや加齢、年を重ねる、遺伝子の影響もありますし、血圧が高いのもその影響を与えます。どのような対策が必要でしょうか。

また、食育推進協議会を核とする食生活改善など、香美市民の健康寿命を延ばし、平均寿命を高める具体的な取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

平成31年3月に第3期香美市健康増進計画が策定されております。その中で、香美市の健康課題として、議員御指摘のとおり、糖尿病予防を重要と考えまして、重点課題として挙げさせていただいております。特にここでは生活習慣に大きな原因があるⅡ型糖尿病について回答したいと思います。

原因としましては、やはり加齢や家族歴などの介入不可能な危険因子を除きますと、大きくは肥満と運動不足が挙げられます。特に香美市では、肥満の率が県の平均より高くなっております。また、高血圧や高脂血症も独立した危険因子であるとされています。

Ⅱ型糖尿病の予防には、適正体重の維持、それから、運動習慣の確立、高血圧や脂質異常の予防や口腔ケア、禁煙対策などの取り組みを一体的に行っていく必要があります。単にヘモグロビンA1cを下げるということではなく、血管病対策といいますが、血管を大切にしていくという取り組みが必要です。

次に、対策の柱でございますが、1つ目は、健康的な生活習慣を身につけるとのこと。それから、2つ目に糖尿病発症予防。それから、3つ目は糖尿病にもしなっても、重症化を予防するという3つの推進施策を立てております。現在は、特定健診結果で耐糖能、糖尿病の予備軍として要精密となった方への生活指導や受診勧奨、それから、糖尿病治療中でありながら中断されている方、また、そのまま放置されている未治療の方への受診勧奨などに取り組んでおります。

今年度の新規取り組みとしては、新生児訪問の際に妊娠糖尿があった方への生活指導、運動や食事についてですとか、それと全産婦さんへの血圧測定と生活指導を実施することになっております。

また、食育推進計画の中で、特に食のほうも重要でございますので重点的に取り組むことといたしましては、野菜の摂取を推進していくということに取り組んでいくようにしております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） この中の24ページに摂取エネルギーの過剰というのを挙げていますね。BMIで、ここで言います脂質等が高い問題やおなかの周り、肥満体質の問題も挙げています。それから、中性脂肪やHDLコレステロールでの悪玉コレステロールによる動脈硬化なども挙げています。そして、29ページには、各種がん検診で、結核検診等の受診率が、平成25年より後退しているという状況がありますが、この原因はなぜなのか、わかりましたらお願いします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 先ほども少しお答えいたしました。やはりHDLコレステロールとかはやはり運動不足によってなかなか数値が改善しないということがありますので、運動習慣を身につけることは大事だと思います。

また、検診の受診率ですけれども、こちらはちょっと県のほうとの分母のとり方が変わって少し大きくなっていますので、特に今までとすごく変わったわけではなく数値的な問題だけで、受診率そのものは以前とはそう変わっていないと認識しております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 健全な食生活を営むとありますけど、やっぱり急激に血糖値を上げないというのがすごく大事じゃないかなという、ですから、食事をゆっくり食べることで、それから、野菜ジュースを飲むとか、野菜から摂取していくということを含めて、急激に血糖値を上げないということはどうでしょうか。私自身もちょっと心がけてはいるんですが、この点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 食べる順番もある程度必要かと思えます。テレビとかでもやはり野菜から食べることで血糖値の急激な上昇を防ぐということが言われていますので、それにつきましてはぜひ心がけていただければいいと思えますし、また、香美市のほうでも食生活推進協議会のほうとも連携しまして、やはり野菜の摂取の量が少ないと、体のほうも整えていくことができないということで、力を入れていきたいところだとこちらも考えているところです。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ②に移ります。

65歳以上女性の運動器機能が低下しているということを挙げています78ページに、そして、健康増進計画として推進する歩行や軽スポーツなど気軽に運動できる環境づく

りが必要と考えますが、この点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

香美市では、市内56カ所で地区の集いを行っていただき、その中で香美はつつ体操等、体を動かすメニューを取り入れてもらっております。また、一般介護予防事業として、ポールウォーキング教室やヨガ教室など、香美市の社協と連携して、運動ができる事業を行ってきております。

また、高知家健康パスポート事業があるんですけれども、香美市独自のチャレンジ事業として、今年度から運動のメニューをふやしまして、1カ月間ウォーキング20分以上とか、ラジオ体操15分以上等の運動を実施して、記録を提出していただいた市民の方には、青色のヘルシーポイントシールを10枚進呈しております。8月20日現在になりますけれども、23名の方がチャレンジしていただいております、65歳以上の方はそのうち18名いらっしゃる状況でございます。

また、今後につきましては、イベントとかスポーツの事業をやられております生涯学習課との連携を強化して、実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） すごくいい取り組みをしていますね。そのためにも地域で歩行を推進するウォーキングロードというか、やっぱり夜歩くときのライトの関係、街灯を含めてですが、そういう位置づけと整備も必要ではないでしょうか。56地域でやっています。私の地域でも公民館で体操をやっております、しゃべる時間が結構多いんですけど、しゃべることも大事ですし、健康体操に取り組んでいますので、ぜひそういう気軽に体を動かす、歩行するというような、そういう位置づけと場所の整備等はどう考えますでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 場所があることはまず大事だと思います。あけぼの街道とかも結構安全と思われて歩かれている方を見かけますけれども、過去にも宮ノ口のほうではうちの職員がかかわりまして、ウォーキングマップ、このような（資料を示しながら説明）マップをつくったこともございます。今もこの活動は地図がなくてもできるような状況で、特にこれが活用されているという状況はありませんが、やはりそういう環境づくりということは大事だと思っておりますので、今後もまた地域の方と相談しながら必要があればやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先日、県の広報に「高知県スポーツ推進計画Ver.スタート！」ということで出てまして、県との取り組みの連携、誰もが参加しやすい体験イ

イベントを集中的開催をするというのが挙げられています。それから、来年また東京オリンピックやパラリンピックがありますので、スポーツ熱というか関心も高まりますので、ぜひ生かしていただきたいし、香美市には体育協会、先日の同僚議員の質問で、市民スポーツ団体が187あるということの答弁もありました。そういう各種クラブやこういう団体との関係で体験ができることなんかに取り組んだらどうかと思いますが、その点はどうでしょうか。情報発信といいますか、連携といいますか、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） ぜひそのようは団体の方とも連携をとりまして、市民の方が少しでも運動習慣に目覚めていただけるように、また継続してできるような仕組みづくりが必要だと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ生涯教育を含めて連携もしていただいて、先日も質問にありましたけど、今本当に病気になった場合、高知県の救急医療体制を含めて大変脆弱になっています。第3次救急医療に全部集中している状況も出ていますので、元気に年を重ねることが大事ですので、こういう取り組みを意識的にお願いしたいと思います。

③です。

健康づくり推進員は、平成29年2月現在で土佐山田地区健康づくり婦人会が80名、私の資料はちょっと古いですが、香北町、物部町で69名となっています。しかし、エリアによってアンバランスがあるんじゃないでしょうか。再度、幅広くつくり、食生活改善推進員とも連携して、特定健診含む健康づくりに、身近な方から誘っていくような取り組みを強化すべきじゃないかと思いますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

アンバランスについてですが、山田地区と香北・物部地区ではちょっと人口の差もありますので、今のところそんなに差がひどくあるとは認識しておりませんが、令和元年9月現在の健康づくり推進員さんが67名、物部地区が26名、香北地区が41名、それから、健康づくり婦人会さんが73名、これは皆さん土佐山田地区になります。それから、食生活改善推進員さんは159名いらっしゃって、物部地区に40名、香北地区に72名、土佐山田地区に47名おります。

健康づくり推進員さんは、主に各種がん検診、特定健診の会場でのお手伝いや、市民保険課が委託をしている業者と一緒に特定健診の受診勧奨のための個別訪問なども実施してくださっております。

それから、健康づくり婦人会さんは、検診のお手伝いや特定健診受診勧奨の個別訪問のほかに、香美市内の小中学校でたばこの害について、保健所と一緒に紙芝居の実施や、また、複十字シール、結核予防の運動ですけれども、それなどを実施していただいております。

ります。

また、食生活改善推進員さんには、減塩について等研修会で学んだことを地区で広めていただく伝達講習や、あと19日が食育の日になっておりますが、市内のスーパーで啓発活動を行っていただいたりしております。

議員のおっしゃるとおり、地域の顔見知りの方から健康についての話を聞いたり、健診を勧められる口コミというものがやはり効果があると思いますので、いろいろな機会を通じて、研修会で勉強した内容とかを地域へ広めていただく活動と一緒に取り組んでいただいていると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ちょっと聞き漏らしたんですが、食生活改善推進員が59名というのはちょっと少ない。159名ですか、ちょっと済みません。もう一回、その数をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 食生活改善推進員さんは全部で159名、物部地区が40名、香北地区が72名、土佐山田地区が47名となっております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 土佐山田がちょっと少ないですね。そうですか。

健康づくり推進員の方々、また食生活改善推進員の方ももし可能であれば、平均年齢と男女比率等が大体わかりましたら、お願いしたいと思いますが。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

健康づくり婦人会さんは、大体77.2歳、平均年齢ですけども、婦人会さんですので男性はおりません。それから、健康づくり推進員さんは平均が65.2歳となっております、67名中男性が7名となっております。あと食生活改善推進員さんにつきましては、平均が大体67歳となっております。それで、男性の会員さんは香北に1名、山田に1名の計お二人いらっしゃいます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ④に移ります。

先日発表された高齢社会白書でも明らかになりましたが、生活保護受給者の人口に占める割合が、全体1.66%に対し65歳以上は2.89%と、高齢者が置かれている経済状況は深刻になっていると思います。

先日、TBSで年金の将来についての検証が出されましてやっていたんですが（資料を示しながら説明）、現役世代のどればあを保障できるかという将来見通しの関係でやった場合、現在61.7%が経済が悪かった場合は、ここにあります大きいやつが（資料

を示しながら説明)、こういう大体上の状態じゃなしに下のほうに行くであろうというのが、今多くのコメンテーターといますか解説者が言っています中身です。場合によっては、現役世代が61.7%もらっているときに、将来は37.6%になるということになります。特に基礎年金部分6万5,000円が4万5,000円になるという、2万円ぐらい減るとい話もあるわけですので、大変深刻な状態があるんじゃないかと思うんです。そして、これですね、まだ場合によっては3万5,000円ということ(資料を示しながら説明)、こういうのが出ています基礎年金部分です、こういう報道がされていきました。

この報道も含めて、さきにも挙げましたが、受診をしない方々の中に健診費用の自己負担が高いということがあります。特に無料健診だけの部分やなしに、どうしてもそれだけでは65歳以上は無理なわけです。やっぱりそれ以上の形もしますので、今、年金が減少し、不安が広がっていることを考慮して施策をとるべきではないでしょうか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長(比与森光俊君) 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長(中山泰仁君) お答えいたします。

本市の生活保護状況では、高齢者世帯における生活保護開始の理由として、貯金等の減少・喪失の類型に該当するケースが見られます。その背景としましては、傷病等による失業で収入の減少と医療費の支出増が重なり、貯蓄を取り崩しているうちに困窮に陥って、保護申請に至ったという状況が考えられます。

心身の健康を保つことができれば、それだけ就労の継続が可能となり、収入の確保による経済的な不安を軽減できるだけでなく、社会参加を通じて充実した生活を送ることができます。高齢者はもちろん、青年期・壮年期から健康管理に取り組むことが、個人のみならず社会にとって有益であり、有意義であると言えます。そのためにも、第3期香美市健康増進計画に基づく取り組みを着実に進めることが重要であると考えます。

以上でございます。

○議長(比与森光俊君) 5番、笹岡 優君。

○5番(笹岡 優君) 先日、9月7日の新聞報道でもこういう記事でした「所得格差なお最悪水準」と。ですから、高齢者の方々の所得、本当に大変というのがありますので、「収入がなく老後生活を年金に頼る高齢者世帯は多く、今後格差が拡大に転じる恐れもある。」とこういう報道をされています。そして、きのう同僚議員の質問で、担当課長から出していただいた資料を見ても、1人当たりの総所得金額等の関係で見たら、全体の関係でいえば、50歳までは1人当たり245万3,000円という方々が、60歳以上になったら77万9,000円という資料。そして、課税者のみの関係であっても、50歳代が308万1,000円であったものが60歳以上の方は197万7,000円という、65歳とか61歳、年金をもらう時代になってきたときに収入がぐんと減っていくというのはもう実態なわけです。

ここにデータヘルス計画がありますが、データヘルス計画の中にこう書いています。60歳から69歳の方々の62.9%、2,833人が国保加入者です。だから63%近い方が国保加入者。そして、70歳から74歳の75.9%、76%近い方々1,532名が国保加入者、全体で4,365名の方々が国保加入者なわけです。この方々が年金のみの収入から国保税を払い、介護保険料を払い、県民市民税を払い、借家住まいの方は家賃を払い、光熱水費、そして、食費、生活費、本当にゆとりがあるでしょうか。高齢社会白書の資料があります。ぜひこういうのを見てください、もうこれが実態です。政府が出している資料ですので、その中にこう書いているんです。公的年金・恩給を受給している方々で、自分の総収入に占める割合が100%の方々が54.2%なんです、もう半分以上の方が年金しか収入がなくなるわけです。これはぜひ公務員の方々も退職した方々に聞いていただいたら、現金収入がなくなった時点で本当に不安になるということを行っています、それはそうです。ですから、これまで働いて収入があって安心していた方も、収入がなくなった時点で年金が頼りになったときにすごく不安になるわけです。ぜひこの資料の中にもありますが、80%以上の方々は家計にゆとりがないと答えているんです。香美市としての生活実態調査をすべきではないでしょうか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

福祉事務所において所管しておりますのは、生活保護法に定められた事務でございます。福祉事務所といたしましては、適正な保護の実施に努め、経済的な困窮者に対するセーフティーネット機能を確実に発揮することで、職責を果たしてまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） リーダー役はどこなかわかりませんが、生活保護になるのが目的でない、それにならないようにせんといかんわけですので、ぜひ情報を連携していただいて、やっぱり市民生活の実態を正確に把握して、その本当に対応が必要だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

⑤です。

1人当たりの医療費が高い傾向にある65歳以上の被保険者が占める割合が年々増加していると、平成30年度の主要な施策の成果説明書に書いています。65歳以上の健康づくりが大きな課題ではないでしょうか。特に団塊の世代含めこの世代、65歳から74歳の方々の人口比率が高いです。少なくともこれから20年、2040年に向けて、この方々が地域を本当に支える中核世代ではないでしょうか。この世代の方々が元気に年を重ね生き生きと活動してこそ、安らぎとにぎわいのまちになります。この方々がもし本当に悪くなっていけば、後期高齢者の医療費含めて香美市は大変になると思います。

ので、エリアで対象者を明確にし、特別枠で特化した予防医療を推進する必要があるんじゃないでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、やはり元気で長生きして、自分らしく生きていくことが大切だと思います。年齢を重ねるとある程度体のほうも病気になりやすくなることは人間として仕方のない面もあるかと思いますが、防げる病気は、できるだけ生活習慣や栄養、運動などにより、防いでいくというのが予防医療の考え方であると思います。

65歳くらいからは、時間的な余裕も少しはできて、また健康に関心も若いときよりは持ちやすい年代だと考えられます。地域で行われている集いや運動教室などに積極的に参加していただけたらと考えております。また特に予防医療となると、65歳以上ではなく若い世代からの生活習慣が大きな鍵を握ると思われまますので、若い世代へのアプローチもあわせて検討が必要と考えております。

また、特別枠ということですが、なかなか特別枠とまではいかないかもしれませんが、市民の健康づくりについては、1つの班や1つの課で考えるのには限界がありますので、健康介護支援課内の健康づくり班や地域包括支援班を中心に、市民保険課や生涯学習振興課等との連携が必要と考えております。まずは現状を把握して、お互いに課同士の共通認識を持った上で対策を検討していくことが必要と考えまして、今後その連携を強化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ65歳以上の方々の手だて、確かに40代、50代の健診率も低い状況にあります。しかし、この65歳以上の方々がこれから大変になりますのでお願いします。

⑥ですが、お手元の資料の②と③を見てください。

これは全国保険医団体連合会が「膨張する医療費の要因は薬剤費にあり」ということをやっています。お医者さんとかが入っている保険医団体連合会です。薬の適正量とジェネリックの奨励含めて香美郡医師会や薬剤師会とも協議して、岡崎高知市長は全国国保連合会の会長ですので、を通じて国に是正を求めるときではないでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えします。

各組織にはそれぞれの役割があると思っております。ですから、保険者の立場から意見するほうが効果的かと考えております。それを前提に申し上げますと、既に全国市長会がことし7月5日に国へ提出した提言には、適正な薬価の設定等の対策やジェネリック医薬品の使用促進と関係機関への協力依頼がありますし、全国知事会議のほうでは、

8月2日に厚生労働省へ令和2年度国の施策並びに予算に関する提案・要望を提出しておりまして、その中に医療費適正化の推進についても盛り込まれております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 平成30年度の主要な施策の成果説明書にも、新薬の開発により費用額が増加傾向になっているという指摘を書いていますので、高度医療と新薬は区別させる仕組みをつくらないとだめだや思いますので、ぜひ意見を上げていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

○議長（比与森光俊君） 暫時、11時まで休憩します。

（午前10時44分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 3番目の質問に移ります。

四国の電力供給の現状についての認識を一致させて、今後のまちづくりとの関係で質問します。

四国電力は2019年5月8日、太陽光発電の普及拡大に伴い、5日の四国エリアの電力需要に占める割合が過去最高の88%になったと報告があり、そして、風力、水力も合わせた再生可能エネルギーは四国の必要電力の96%に達したことを発表しました。

四国電力の発電コストは他の電力会社より高いです。2014年モデルが10.1円だったものが、四国電力は14.4円かかっています。平均より4.3円高いんですね。これは全国で一番高い電力を買うことになります。

そこで聞きます。

総括原価方式で決まる電力料金は、市民生活に密接に影響します。伊方原発に対しては、航空機等を使つての空からのテロ攻撃にも対応できる、特定重大事故等対処施設の整備が原子力規制庁から言われています。そして、使用済核燃料貯蔵の長期化の問題もあり、莫大な費用が今後予想されています。

お手元の資料④を見ていただいたら、四国電力の大株主を入れています。5番目に高知県があります。高知県は四国電力の大株主であり、原発から再生可能エネルギーへの転換へ意見を上げるときではないでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

本年6月に経済産業省より、風力、太陽光発電を含む再生可能エネルギー固定買取価格制度の来年度中の見直しの方針が公表されています。8月に再生可能エネルギーの主

力電源化に向けたさらなる環境整備と安定供給を確実に実施していくためと電力システムの持続可能性の確保を両立させていくために、制度のあり方を今後一体となって検討するべく検討委員会が設置され、これからの再生可能エネルギーの方策を検討していくこととなっています。

また、昨日の小泉環境大臣が就任記者会見で、原発についてどうやったらなくせるかを考え続けると述べられており、原発依存度を下げ、再生可能エネルギーの比率を高めたいとの考えを示されていますので、今後さらに進んでいくと考えています。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ここに四国の送電線の図があります（資料を示しながら説明）。結局、原発依存してから、これは串刺しという、だから今千葉県で大停電が起こっていますが、メッシュ型じゃない、世界ではメッシュ型です。融通し合える仕組みをつくっているんです。ところが原発依存できたから融通できない、回せない、迂回できないんです。そういうことも含めて、今度、来年4月から、四国電力から送電線の会社が別会社になります。このことも含めてぜひ意見を上げていただきたいと思います。四国の中でも高知県は重化学工業がありませんので、100万キロワットのうちの60万キロワットは稲叢山の本川発電所に落としている揚水発電で60%を賄っている県なんです。ですから本当にこの声を上げていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

②ですが、今年11月から家庭用太陽光の固定価格買取制度（FITの制度）が順次満了を迎えます。四国電力の義務が10年間で切れますので、四国電力が買い取る義務がなくなります。この卒FIT、卒業したFITの電力を香美市のまちづくりに生かすべきじゃないでしょうか。新電力の受け皿をつくって、電気の地産地消を推進すべきじゃないでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

11月以降からの卒FITの買い取りを含めた新電力に関しまして、電力の地産地消を進めるため、県中西部の6市町村と県内外の民間企業による新電力会社の設立検討会が立ち上がっていますが、前事例のように民間主導型でないと現状厳しいと考えています。

また今後、電力自由化や新電力などの制度の勉強が我々は必要であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 四国電力が今後切れた場合は、大体7円から9円で買い取るらしいです。だから10円で買えばその差額を含めてありますので、ぜひ研究していただきたいと思います。今回、担当課も公営企業法の関係を含めて大変だと思います。一般財源を繰り入れていますので、ぜひ香美市単独で無理なら、県の企業局や南国市や香南

市等の連携でどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 御指摘のとおり、香美市には企業局による水力発電、風力発電ともあり、受け皿はあるのではないかと考えておりますが、今後、香南・香美・南国の3市の連絡協議会等において、先ほど申しましたように勉強を重ねるとともに、協議・検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ検討をお願いしたいと思います。

この資料の下に5番目の次に8番目があります。この8番目が四国電力の従業員の持ち株の組合ですので、そこもぜひ研究する必要があると思います。

次に移りたいと思います。4番目です。

森林環境譲与税の配分と連携について質問します。

森林環境譲与税の総額は160億円、これ200億円になったのかな、ありますが、ことしの9月と来年の3月に配分されます。しかし、配分の比率が私有の人工林面積割が50%、人口割が30%で、20%が林業就業者数で決まります。

先日、私たちは奈良女子大の中山先生の講習を受けることができましたが、その先生も言っていますが、東京一極集中をとめないといかんということを言っていました。今、東京一極集中が大きな問題となっているときに、この人口割は高過ぎるのでないでしょうか。ますます財源が都市部に集中します。新しい制度であり、よく研究し、県とも協議して実効性のあるものにする必要があると思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

地球温暖化防止のための森林吸収源対策に係る財源の確保については、これまで長期間にわたり、政府・与党での検討や関係者による働きかけが続けられてきました。特に平成18年度以降は、市町村が中心となりまして全国森林環境税創設促進連盟及び促進議員連盟を結成しており、その取り組みの中で、配分基準についても要望を重ねてきたようです。

その結果、私有林の人工林面積と林業就業者数の反映や林野率の高い団体への補正が行われており、森林が多い高知県や香美市のような地域にも一定の配慮がなされていると考えております。

また、国民一人一人がひとしく負担を分かち合い、国民みんなで森林を支える仕組みとして、都市部の住民を含めた国民全体の理解を得る必要があること、森林の少ない都市部については木材利用を促し、公共施設や非住宅建築物の木造化・木質化が進むことにより木材需要が拡大され、森林の整備や林業・木材産業の活性化が図られるものと考

えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今ますます人口が都市部に集中するのはとまっていけないんですね、これはふえてきます。人工林を抱える中山間地域は逆に急速に人口が減ります。ですから、この人口割30%というやり方は、これは大きな矛盾になってくるんじゃないでしょうか。CO₂をたくさん排出している都市部の方々のためにも見直しが必要だと思いますので、ぜひ上げていくこともお願いしたいと思います。

②ですが、この制度の鍵は、木材の安定供給と販路の確保です。都市部との連携含めて販路拡大の取り組みと県振興策との統一性はどのように進められているのでしょうか、お聞きします。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

まず、木材の安定供給につきましては、従来から取り組まれている施業山林の団地化、路網整備や機械化の推進、担い手の確保等の支援と合わせて、新たな森林経営管理制度の取り組みや航空レーザ測量成果の活用等により、これまで以上に効率的・計画的に木材を生産できる体制が強化でき、県産業振興計画林業分野の原木生産のさらなる拡大に貢献できるものと考えております。

次に、都市部との連携、販路確保につきましては、本年4月18日と5月13日に森林（もり）を生かし都市（まち）の木造化を推進するための国会議員による議員連盟と団体・企業・地方公共団体による協議会が相次いで立ち上がるなど、木材需要の拡大への追い風が吹いているところです。

このような中、香美市内で生産された木材は高知県森林組合連合会を通じて、県内外の製材工場に出荷されていますので、県産業振興計画、林業分野の取り組みに位置づけられた流通・販売体制の確立等に沿った形で取り組みが進められております。今後も県全体の取り組みを通じて、都市部との連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） そしたら県と県森連を含めて、そういう推進体制をつくっているという認識でいいのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） そのように取り組みを進めております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 四国では4県の知事会が開かれています。ぜひ連携する必要があります。なぜなら、香川県は人工林が本当に極めて少ないんです。ですので、香川県等も含めて四国での連携というか、協議というのも必要じゃないでしょうか、どうで

しょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

高知県木材産業振興課に確認いたしましたところ、議員の御質問にありました、四国4県連携での取り組みはなされていないようです。しかしながら、7月下旬に開催されました全国知事会の中で、小池都知事がリーダーを務める国産木材活用プロジェクトチームにおいて、国産木材需要拡大宣言が決定されました。これは、国に提言するだけでなく、行動する知事会としてみずからが行動すべき指針を宣言するものであるため、今後全国での国産木材の需要拡大に向けて、各都道府県が動き出すこととなります。

高知県としましても、こうした動きとしっかりと連携をとり、CLTを初めとする国産木材の需要拡大に取り組むと伺っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 徳島県の知事が全国知事会の会長になりましたので、ぜひ生かしていただきたいと思います。

③ですが、森林組合や県などとの話し合い等で現在の取り組みはどの程度進んでいるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

森林環境譲与税を活用した事業の取り組みについて、主なものについて御説明させていただきます。

まず、森林経営管理制度に係る経営管理意向調査の準備を進めてまいりました。現在、森林組合への委託による対象森林の抽出作業が終了し、登記簿情報をもとに森林所有者の情報を収集しているところです。あわせて、森林GISの改修業務を進めておりますので、意向調査の結果をシステムに入力、図面やデータで出力した後、地元説明会の開催や経営管理権集積計画の作成につきましては、改めて森林組合に委託を行う予定です。

次に、前回の議会でも説明いたしました、県の航空レーザ測量成果を活用した森林資源の解析業務についてですが、県の委託先が決定しましたので、香美市としましては次年度に導入を予定しております、県から提供される森林資源情報を活用するための支援ソフトの検討に入ったところです。

また、香美市未来の森づくり委員会では、各部会において次年度に取り組むべき内容等につきまして、検討を進めていただいております。

なお、その他の当課で検討中の事業につきましては、森林組合との協議も十分重ね、県の意見も伺った上で、未来の森づくり委員会に報告、御議論いただく予定となっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 県が推進する体制を構築されるのもやはり全国展開するTOSA ZAIセンターが担うのでしょうか。そして県の広報にもあったんですが、NPO法人 チーム ティンバライズが担うのでしょうか、その動きはどうなっているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） お答えいたします。

議員から御質問がありましたとおり、昨年4月に設置しましたTOSA ZAIセンターと全国レベルの木材建築の専門家集団、ティンバライズが連携し、経済同友会など非住宅建築物の施主となる方々に対して、県産材の特徴を生かした利用方法の提案に向けて現在協議を進めているところです。

また、TOSA ZAIセンターでは、高知市帯屋町に木造建築の相談窓口を近日オープンする予定です。当市では、これまでも香北分署消防庁舎の木質化等について相談をしておりますが、今後も各種セミナーでの情報収集等、さらに連携を強めてまいります。以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 次に移ります。

5番目ですが、下水道のあり方、基本方針についてお聞きします。

最初に、県の土木部公園下水道課が管理運営する浦戸湾東部流域下水道について、今後の見通しと取り組みについてお聞きします。

①ですが、県の担当課の説明では、東部流域下水道の耐震対策は、汚泥処理棟と焼却補機棟に約5,000万円が必要であり、津波対策は汚泥処理棟、焼却補機棟、機械濃縮棟に約1億円がかかるとのことでした。それ以外に、水処理施設の耐震補強は土台の改善が必要ということと、水槽全体の補強が要るということをおっしゃいました。施設の老朽化などを含め、今後の対応はどうなっているのでしょうか、見通しをお聞きします。

また、排送管の耐震対策は大津の辺が弱かっただけですが、それは完了したということです。しかし、非常時の応急処置計画は今後の課題等とのこと。今から具体化を図ることが必要じゃないでしょうか。

ここからずっと県立美術館北側まで持っていくわけですので、どこかが送れなくなった場合は使えなくなります、下水も水道も。ですから、どこかで応急対策が必要ですので、その点はどうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 浦戸湾東部流域下水道ですが、前議会でもお示したように、本格的な耐震化や老朽化対策につきましてはこれからだと伺っております。施設整備につきまして、今後県・関係3市とも協議しながら進めていかなければならない課題でありますので、その事業計画については各年度で何を優先して事業化して

いくのか、また、各年度の事業費についても連携、協議の上、実施していきたいと考えています。

また、非常時においてはありますが、各分担して下水道業務継続計画を、通常BCPと呼んでおりますが、策定しております。流域関連市及び運転管理の受託業者と連携しながら応急・復旧対策等を進めていくこととしております。

また、通常時の災害対策としまして、平成29年台風第21号による停電のため、マンホール等設備が作動せず汚水が漏れたことから、対策として市としては自家発電機4台を購入し、対応できるように備えております。今後BCPの内容を熟知し、計画をもとに担当個々が指揮対応できるように努めていきたいと考えています。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） この流域下水道の問題は今後どれほどお金が要るかということがすごく大事なことです。連絡協議会や幹事会は開かれていますでしょうか。県が主体で運営していますので、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

毎年開かれております。県の提案事項とか、決算事項とかはその場において協議されております。

先ほど多分答弁が抜かっておりましたが、今後、非常時等の対応についてはまた今後提案してどうやっていくか、訓練をどうしていくかとかは、ちょっと提案して検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 高濃度は高知市の汚泥を処理をしています。それで、消化ガスの有効利用の計画もありましたが、これはどうなっているのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

消化ガスにつきましては、通常セメント等の原材料等を除き焼却処分されていたものを有効活用するというので、民間によるFITで今後20年間、実際のところ令和2年度、実施は令和3年1月からとなりますが、20年間の固定買取制度によって、民間が運営していくこととなっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ちょっと事業計画等をぜひまた明らかにしてください。

先ほど言った、非常時のときは地権者との合意形成を事前にやっておかないとまずいです。例えば、土佐山田町から南国市の直線のどこの農地、マンホールあけてどこの農地に流すのか、そこで薬剤をまいて、とりあえず応急措置をすると、その場所をもう今

から地権者と合意形成しておかないとまずいんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

実際のところ、その受け持ち区域は県の区域にはなりますが、市内でも同じようなことが考えられますので、今後どうしていくか県とも打ち合わせながら、ちょっと検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ②に移ります。

先日、産業建設常任委員会で、クボタ環境サービス、石川県かほく市の調査を行いました。その調査を踏まえて、包括的民間委託での課題について質問します。

クボタ環境サービスは、クボタグループ内の食料・水・環境部門を担当する水のスペシャリスト・企業でした。

県も浦戸湾東部流域下水道の高須浄化センター、先ほど言った美術館の北側の、ここも民間委託してしまして、地元のJVが管理運営をしています。しかし、3名の職員、県の職員1名と高知市の職員2名を派遣しています。

香美市の場合、上水道と簡易水道の施設管理と、運転管理から公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業のクリーンセンター及びマンホールポンプの維持管理、自家発電施設の点検等を委託しています。このクボタ環境サービスの技術力、また企業力の継承含めて、工夫が要るのではないのでしょうか。

また、民間委託の場合はメーカーの継続性を担保できるのかどうかが課題になってきます。その点はどうでしょうか。かほく市でも、セカンドオピニオンの活用によって業務の客観的評価に取り組んでいました。香美市としても、業務の客観的評価のシステム化を含めて、メーカーとの有機的な発展が必要じゃないかと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

上下水道の包括的民間委託につきまして、香美市にとってメリット、デメリットを今後整理していく必要があると考えています。包括委託の検討はこれからとなりますが、民間事業者の選定に当たっては透明性、公平性を配慮した上で、委託料だけでなく、民間事業者が有する技術能力も評価する必要があると考えています。また、事業者選定に当たっては全国的に公募型プロポーザル方式が現状一般的となっております。

先ほど指摘のとおり、課題としましての技術力の継承等につきまして、現在の委託の中でも民間合同の技術研修会を年1回以上実施しており、技術の継承及び新しい技術の取得等も行っており、将来的にも続けていきたいと考えております。

また、メーカーの持続性の担保に関しましてですが、包括ではありませんが、委託に関して政令で定める要件として、委託業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであると定められており、当初からこの面につきましては、クボタ環境サービスについては問題ないと考えております。

また、客観的評価のモニタリングに関しましては、現在は年度末に委託業務の業務評価、モニタリングを自前で行っておりますが、将来的に包括委託を検討する中で、第三者評価について検討、議論していくことになるかと今後は考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 第三者評価というのはすごくいいと思います。この前行ったかほく市の場合はちょっと条件が違いますよね、面積が64.4平方キロメートルですので東西に9キロ、南北に12.9キロで山がないんです。上下水道課の方に聞いたら高低差が100メートルしかないというところですので、ちょっと余りにも条件が違い過ぎるなとすごく感じています。

ただ、はっきりしていることは、こういう小規模のところは支える業者がそんなにたくさんじゃないということを感じたんです。ですから、ぜひ技術力の継承を含めて必要と思います。

この機会にちょっと質問ですが、簡易水道施設、特に配管図面がないということを知りたいんですが、クボタ環境サービスさんのお力もいただいて、この機会に整備・整頓をする必要があるんじゃないでしょうか。そうしないと、次に継承できませんので、その辺はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 御指摘の件ですが、水道法の改正により、施設管理及び修繕の義務化が今後必要になってきます。また、あわせ施設台帳の整備も義務化されます。それにあわせ、現在ある程度図面は残っております。それにつきましては、おとし整理して保管庫を構え、保管しております。今後その図面等の整備ですが、協議を現在行っており、クボタ環境サービスのほうに引き続きどうしていくか、協議しながら検討していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 公営企業法のほうに移管していくためにも絶対整備が必要ですので、よろしくをお願いします。

6番目の質問に移りたいと思います。

人口減社会への対応と少子化対策の緊急性について質問します。

さきにも紹介した、奈良女子大学の中山教授によれば、出生率による人口増が無理であるということをまず認めることが必要です。人口減少時代の自治体政策を考えるとき

が来たということをしていました。

そこで伺います。

つくった人口ビジョンが、これを見たら平成27年です。この内容を私、見てびっくりしたんです。合計特殊出生率設定を2010年が1.36、2020年が1.59、2040年が2.07にしますと書いてある。こんなことができるかということが、なぜ議論にならないかがわかりません。先ほど言った第3期健康増進計画の合計特殊出生率は、平成29年が1.41です。ですから、もう来年が2020年、2020年に1.59にするというのに平成29年が1.41です、その差で0.18上げんといかんわけです。ですから、ちょっとこの計画には現実性がありません。今必要なことは、旧町村単位で2040年までの実効性のある人口計画を立て、香美市の全ての施策に反映させるべきではないでしょうか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 笹岡議員の御質問にお答えをいたします。

香美市人口ビジョンにおける市民アンケートの調査結果によりますと、理想的な子供の数は2.38人となっておりますが、経済的負担等を理由に現実的に将来持ちたい子供の数は1.91人と乖離をしております。

香美市人口ビジョンでは、この若い世代への結婚・子育て等に関する希望を、実現するための各種子育て支援策等の実施によりまして、2040年までに段階的に、合計特殊出生率を国の仮定値であります2.07まで上昇させるとし、目標人口を設定しております。2017年の人口は2万6,364人、合計特殊出生率は、先ほど御案内いただきましたように1.41であり、香美市人口ビジョン、これはケース5の部分ですけども、の人口推計を上回っており、現時点において見直しの必要はないと考えております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 私の言っているのは、今具体的な実効性のある人口計画を明らかにまずすることが必要ではないかと。その全ての関係で、すぐ子供がふえる形にならないじゃないですか、年齢的な問題も含めて。ですから、その人口が激減することによっての地域のマンパワー含めて、それによって施策を考えていかないとだめなわけですので、そこはどうでしょうか、正確な人口を出すということは。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

人口ビジョンの冊子の中には、社人研による推計も当然含まれておりますので、社人研による推計人口と目標人口の差が明確に示されております。2.07というのは国のほうの、特に国土交通省のグランドデザイン2050を初めといたしまして、県の目標人口の設定の基礎というふうになっておりますので、各市町村がこれに倣って目標設定しているところでございます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 人口減に対してどう向き合うかということを含めて、そのままやったら社人研の条件になってしまうから、そのどのよう勾配を落とさないかということがすごく大事なわけですので、ぜひそこは研究していただきたいと思います。

②に移ります。

さきにも中山教授の見解を紹介しましたが、少子化対策での人口増には限界があります。しかし、手を打たなければ地域は急速に衰退します。資料⑤をご覧ください。

資料⑤に大栃小学校、中学校の保護者会等の方々がやっている内容で、物部の教育についてということで、これを見ていただいたら、もう保育園の存続そのものが危なくなるような実態があります。

今喫緊の課題は、物部町と香北町の保育園、小学校教育の継続をどうするか。地域の安心・安全をどう担保していくかということじゃないでしょうか。香美市のこれからの対応が問われています。現状についてどのような認識をお持ちなのか。そして、今後の取り組みについて、振興計画との関係でお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

第2次香美市振興計画におきましては、6つの基本方針を掲げておりまして、その中の「未来を拓く」という基本方針には、子育て・教育環境の整備を初め、地域ぐるみの教育の推進などの施策があり、これを通じて地域との連携を深めております。

また、特に人口減が顕著な物部地域において、香美市物部町保育園及び小学校、中学校等活性化検討委員会がこの8月に設置をされ、当該地域と保育園、小中学校の活性化について検討を進めております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 検討委員会を立ち上げたということですが、これは教育委員会関係が進めているんですね。内容をちょっと紹介してください。

○議長（比与森光俊君） 教育振興課長、横山和彦君。

○教育振興課長（横山和彦君） お答えいたします。

香美市物部町保育園及び小学校、中学校等活性化検討委員会につきましては、先ほど企画財政課長から話がありまして、8月に設置されたばかりです。所掌事項としましては、保・小・中の小規模化に伴う教育上の諸問題の解決に関する事項、保・小・中の活性化を目指した特色のある教育の創造に関する事項、保・小・中と地域が連携し、物部地域の活性化に関する事項、その他教育委員会が必要と認める事項ということになっておりますが、まだ第1回の会議を開催しておりませんので、方向性等はまだ定まっていない状況です。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 振興計画の実行計画のほうを見てもわかりませんが、どうしても土佐山田町、香北町、物部町の縦割りの計画になってしまいますね。ですから、物部地域を横型のメッシュ方式による政策にするかというのは、すごく議論が必要やないかと思います。振興計画は香美市全体を基本に置いているわけですので、どうしても行政の縦割りになってしまいます。物部町、香北町の将来構想、香美市の中での地域の果たす役割、位置づけを明確にした地域づくりと、振興計画に整合性を持たせることが大事だと思いますが、この点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

香美市の振興計画におきましては、合併を機に、旧町のそれぞれの土地利用計画というのをある程度構想として掲げております。議員も御存じのように、振興計画における都市機能構想ということで、それぞれの地域、土佐山田町市街地、香北町・物部町の市街地につきまして、里の拠点、町の拠点というふうな形でイメージでございますが、一つの方向性を示しております。その中で、今後、物部地域、それから、香北地域の人口減に対して、とりわけ教育に関して今後どのようにしていくかというのは、それぞれ下位の計画の中で住民の方とともに明らかにし、計画を立てていくべきだと思っております。

次の質問にもあるようですけれども、都市計画マスタープランの中でもこうした都市機能構想というものを踏まえて、今回物部地域、香北地域というところの土地利用を含めた町のあり方を同時に検討していただけるということですので、そういう下位の計画の中に盛り込み、検討をしていく課題だというふうに認識をしております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 後で聞きますが、マスタープランはそこまで入るのかなと思います。

そしたら、③に移ります。

旧土佐山田町の商店街通り周辺を中心街、線路から南側と国道より北側での人口減、空き家がふえています。不在地主含めて現状と問題認識をお聞きしたいと思います。

そして、今後の取り組みについて振興計画「まちのかたちを創る」との関係でお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

空き家調査により現在把握しております土佐山田町の商店街、西本町、東本町、百石町周辺に存在する空き家の数は合計104件でございます。このうち、廃屋と言える状態にある空き家は10件でございます。香美市全体の空き家調査は継続的に行っておりますが、当該地区の本格的なローリング調査を行ってから数年が経過しておりますので、空き家件数はさらにふえているものと考えております。

空き家の活用につきましては、空き家バンク制度による移住者に向けた物件として登録させていただくことを基本施策としておりまして、活用できると思われる新しい空き家があった場合は、空き家活用に関する調査表をそれぞれポストに投函して御協力をお願いしております。

今後の取り組みといたしましては、振興計画でも掲げられていますように、市街地や集落の整備の中で、多様な住宅等の供給が求められており、今後も市内全域で空き家が増加していることから、引き続き空き家バンクの登録を促し、移住定住の促進に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 防災対策課長、一圓幹生君。

○防災対策課長（一圓幹生君） 今回の空き家の対策ですけれども、防災対策課のほうでは、周辺的生活環境に悪影響を及ぼします空き家の情報が入ってきた際に、その所有者や相続人等の管理義務者に対しまして、香美市空き家等の適正管理に関する条例に基づき、修繕や除却等の必要な措置をとるよう書面による通知を行い、空き家等の適正な管理の実施につなげていく取り組みを行っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 104軒の中でBとCとDは何ぼでしょうか。Dは10件です。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

Bランクが20軒、Cランクが74軒、Dランクが10軒ということになっております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今回、質問するのは香北町と物部町をどうするかという問題と、土佐山田町の場合、旧商店街通りのところをどうするかです。Cが74軒ということは74軒はもうDになる可能性が高いですね、これから置けば置くほど。3年前ぐらいに調べたという話ですので、まだふえているかもしれないと。だから、本当に土佐山田町の町の中心であるところに大きな空洞が起こっているということですので、空き家バンクの登録とかなり乖離があるわけです。そのためにも地域の自治会とか、民生委員の方々とも連携した実態把握と同時に、水道の供給等をしています。それがとまった時点でもう空き家になるわけですね。同時に固定資産税を払っている方がおるわけです。ですから、その方々にちゃんと事前の案内をしていくことがすごく大事です、自分たちの意向調査を。それをやっておかないと、空き家になってからやったら住んでいる方がおりませんので、それを追うというのは大変苦労があると思うんです。事前対応がポイントと思いますが、その点どうでしょうか。

そして、各課との連携が必要と思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

空き家調査におきましては、空き家調査員が地域を巡回し、家屋等の概観によるチェックを初め、ガスや電気の接続状況、また庭や郵便物の管理状況などを確認することで、空き家の可能性が高い家をリストアップしております。また、地域を巡回する中で、地域の住民に積極的に話を聞き、周辺の空き家情報の収集に努めております。

地域との連携につきましては、行政連絡会において自治会長の皆様に空き家バンク制度の説明を行い、空き家調査への御協力をお願いするとともに、新しい空き家情報についても積極的に提供していただけるように呼びかけを行っております。

また、必要に応じて、地域の民生委員の皆様にも御協力をお願いして、地域の空き家情報について聞き取りを行っております。その上で活用が可能と考えられる空き家について、空き家活用調査への協力を依頼しているところですが、年に数回利用しているなど、さまざまな理由で空き家バンクへの登録に至らないケースもございます。

空き家になってから早い段階で情報の掘り起こしを行い、空き家バンクへの登録を呼びかけることが大変大切だと考えております。例えば、先ほど議員がおっしゃったように、水道の閉栓依頼があった一戸建ての住宅について、環境上下水道課のほうからまた情報提供をお願いするとか、いろいろ各部署と連携についても、今後前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ防災面からもこの旧商店街通りの実態というのはやっぱり深刻やと思いますので、具体的な実効ある手だてをぜひ検討してください。

④に移ります。

この間、香美市都市計画マスタープランの地域別のまちづくりがやられています。土佐山田町中心地域、そして、土佐山田町の北地域、土佐山田町の東地域、香北地域、物部地域のワークショップ含めてやられてきたんですが、このように新しいマスタープランは、旧土佐山田町の土佐山田町都市計画マスタープランから、旧土佐山田町の都市計画区域外と香北町と物部町を入れて検討しています。5つの地域別まちづくりワークショップの取り組みを含めて、マスタープランをどう取りまとめていく構想なのか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

都市将来像、特に土地利用について、都市施設整備に関する方針、防災に関する方針を定め、都市計画の決定・変更などについて、香美市都市計画マスタープランの改定作業を行っております。ただし、身の丈に合った将来像の実現に向けた施策の検討も当然必

要と考えています。

都市計画マスタープラン策定業務にて、都市計画区域外も含んだ香美市全体にて検討を行います。その中で先ほどから言われている乖離人口の分布も提示し、実際の人口がこうなるであろうということで検討もしております。

今後、アンケート調査及び地区別ワークショップでの意見等の集計・分析を行い、その取りまとめた結果をマスタープラン策定委員会にて検討を願い、地区別構想をまとめ、全体構想、土地利用及び各分野別の方針を定め、実現化の施策と将来の都市像、都市構造についてまとめていきます。

また、アンケート調査及び地区別ワークショップでの意見等について、マスタープラン幹事会にて各担当課、そのポジションにて、身の丈に合った施策を検討、実施願いたいと考えています。

あわせ非公式の集まりとなりますが、マスタープラン幹事会メンバーとは別に若手職員での検討会も検討しています。その中でも検討を願い、若手職員などの事業提案なども期待したいと思っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほど言いました、マスタープラン策定委員会で分野別というのはそのエリアです？エリアは先ほど言った5つの地域を含めたエリアという認識でいいのでしょうか。それとも、市街化都市計画のエリアという認識なののでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

各分野が集まっております。市役所の中での各分野の中で集まって検討を願っておりますので、各ポジションの中で出てきたこと、先ほども述べましたが、そのポジションにて身の丈に合ったということで検討を願いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ということは、地域別のまちづくりワークショップをこの間やりましたね、どういう課題や提案があったのでしょうか。それを含めて、その内容自身を各分野におろしていくという認識でいいのでしょうか。何か共同作業を進めるとなっています。ただ、共同作業を進めていく中にも庁舎内になっているのかなと思います。予算では、令和元年が720万円ぐらいの予算組んでますけど、令和2年は100万円になっていますわね。ですので、結局庁舎内でまとめていくという認識でいいのでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あくまでも今回の香美市マスタープラン策定では、全体的なことを今アンケート及びワークショップでの検討を今出しております。その中で検

討事項をまとめたいと考えています。その検討した結果を各ポジションのところへ持っていくという形です。

特に建設課関係で言いますと、香北町、物部町におきまして、やはり中心的なポジションの大栃と香北の美良布地区とかいうところへ人が集まることは事実でございます。土佐山田町からJRの土佐山田駅、そこから香北町の美良布、それと、物部町の大栃、そこまでの連携・連絡をどうするかということが、今後建設課などでの課題となると思います。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 同僚議員の質問にもありましたが、あわら市の地域カルテの問題もありましたが、そこで日常生活圏での公民館単位を含めて、だから今回のマスタープランの5つの地域別というのは、一つのエリアとしての議論することになるのかもしれませんが、そこをベースにして安心して子育てができる地域、住みなれた地域で住み続けることができるインフラ整備、そして、自然災害に強いまちづくり、自然災害の問題ではこの間御苦労いただいて、物部川の河道流域を大分掘削から立木等をのけていただくようになっていますが、この3つのキーワードで置くことが重要じゃないでしょうか、この点での見解をお聞きしたいと思いますのですがどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当然考えていかなければならない内容として、現在も各課にて考えています。今後もその件に関しまして、各課、各ポジションの中で検討していかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） その議論するときにぜひお願いしたいのは、先ほど言った人口の本当に実態、そして、地域別の政策調整会議をやる場合でも、可能な限り人口の動態、年齢構成、産業構造などを基本に据えた地域の実態を、情報を共有した中で議論しないと、認識が一致していない中ではだめなわけですので、そこの辺の工夫が要るんじゃないかと思いますので、地域との連携、双方向の協議、地域に根差したまちづくりのためにも、その辺をどこがまとめるかわかりませんが、絶対それが必要やないかと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） まずは手始めという形になりますが、今回のマスタープラン策定委員会の中で、建設課のほうで趨勢人口を出しております。職种的なものまではわかりませんが、現在の人口の状態が続いたとして想定される人口になりますので、年齢構成等も一部出しています。それを市役所の中の幹事会の中で提案しておりますので、その提案をもとにまたアンケート調査結果、地区別ワークショップで出てきた内容

の意見等を修正、検討もしています。それを出しますので、各課で今後考えていくものと考えています。まずは手始めという形になりますが。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 各課で考えるということもありますが、ぜひ英知を結集していただきたいと思いますので、やっぱり今後やられるマスタープランというのは、本当に振興計画の実施計画に反映させることが要るわけですので、次の実施計画含めてありますので、ぜひ政策調整会議、今回もずっと他の議員の質問も含めてそうですが、やっぱりもうちょっと庁舎内で情報共有できとったら防げることがあったじゃないかということをお話を大分言われましたので、ぜひその辺含めてこの情報共有等、起こっている問題の認識は皆思っていると思います。土佐山田の先ほど言った商店街の問題や香北、物部の人口減の問題を含めどうするかということで、認識は多分あると思いますので、それをどうやってやっていくかということをもとめる必要がありますので、この点で市長の見解をお聞き願えればありがたいですけど、どうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） マスタープランについてのお尋ねにお答えをしたいと思います。

マスタープランにつきましては、これは土地利用の問題でありますので、これまでもさまざま御意見をいただいております。そしてまた、地域によっては随分様子が変わった地域もございます。道路ができたり、住宅ができたりとか様子が変わってきておりますので、そうした中で将来的にふさわしい状況をつくり上げるということだと考えておりますので、そういう中で議員が言われるように理想的に安心・安全で、そして子育てもしやすいような、老後においても暮らしやすいような、そういう状況をつくれというお話でありますけど、もちろんそういうことを勘案をしながらやってまいりますけど、あくまでも土地の利用でございますので一定の制限があるかと思いますが、英知を結集してということでございますので十分検討をさせていただきます。

なお、議員の皆様方からも腹藏のない御意見をいただければ、マスタープランにとっては非常に英知の結集になろうかというふうに考えますので、一層の御協力を賜りたいと思いますので、その点もよろしくお願いをいたします。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 特に旧商店街のまちづくりの問題では、区画整理含めていろんなことがあるかもしれませんが、補助金の問題、財政面でもありますので、それから、この前私も物部の大栃へ行って、スーパーがなくなって景色が変わりましたね。そういう土地利用の問題も含めて、まちづくりの拠点を含めて、よく議論することが必要だと思いますのでお願いします。

最後の質問に行きます。

7番目ですが、日本の食料自給率は深刻です。地域から食料自給率向上を図ることは喫緊の課題だと思います。

食料自給率がまた1ポイント下がり、37%と過去最低になりました。日米貿易交渉の現状を見ても、自動車産業優遇など貿易収支等によって翻弄され国家戦略として命を支える食料防衛、食料安全保障戦略が今日本にはありません。国任せではだめだと思います。政府は2025年までに45%にするという目標を掲げていますが、これはもう不可能になってきています。今必要なことは、深刻な現状を直視し、地域から自給率を高めることは喫緊の課題であることを認識し、必要な手だてを一步一步進めることが必要だと思います。

そこで聞きます。

昨年12月議会で、生産者と消費者のマッチングを研究すると答弁していますが、どのような取り組みをしてきたのでしょうか、現状についてお聞きします。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 笹岡議員の御質問にお答えいたします。

昨年12月にJA、直販所、農産物加工業者に声かけをいたしまして、地産地消についての情報交換会を開催いたしました。その中で、個人への消費率を上げるのは難しいが、施設等への納品の可能性があるのではないかという御意見もあり、予定しておりました市内事業所に対してアンケートを年度末に実施しましたが、その課題の検討には至っておりません。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） なかなか難しいと思いますが、国連機関は地球温暖化による干ばつなどの増加で、2050年に穀物価格は最大23%上がり、食料不足や飢餓のリスクが高まると予想し、警鐘を鳴らしています。さきの高齢社会白書に世界人口の動向の表がありましたが、それでは1950年（昭和25年）、私たちが生まれる前ですが、25億人やった地球の人口が2015年には74億人になり、2060年には102億人になるところ予想しています。中国やインドの急速な経済発展とアフリカ諸国の今後の経済成長などによって、輸入依存では行き詰まる危険性も持っています。

例えば、食料自給の現状と農業、食の安全を考える市民フォーラムのような生産者と消費者が交流できる取り組みはできないでしょうか。現状認識の一致、方向性の一致、取り組みの一致、実践での協働と情報の共有、そして、地域の集団づくり、子供たちへの継承という、この流れをつくることが必要だと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、そのアンケート結果の検討が不十分な状態であります。

これから検討を進めながら、先ほど議員が御提案していただいた件につきましても、あわせて考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひ検討いただきたいと思ひます。地域から一つ一つやっぺいかない限り、多分とまらないと思ひます。ですから後でも触れますが、生産力をつくるためには農地自身が減っていつているわけです。ですから、これはもう再生するのは本当に大変なことになります。

そしたら、②で聞きます。

（サイレンにより中断）

○5番（笹岡 優君） 生産能力を向上させ食料自給力を高めるためには、耕作放棄地の解消は避けて通れないのではないでしうか。標高差などを生かした嶺北地域などとの広域連携、これは有機栽培をやっている方々はやっぱり時期をずらせたいというこで、この平場でも農地を構えたいというのがあるんです。そして、支援隊づくり、一回雑草を生やすじゃなしに、耕すだけでも全然違ふんです。だから、そういう支援隊づくりなどの具体的な対応は待ったなしだと思ひますが、見解をお聞きしたいと思ひます。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

農業委員会では、遊休農地の拡大防止策といたしまして、農地パトロールを実施し意向調査を行い、その結果を受け利用権の設定、もしくは農地中間管理機構を通じての土地の貸借を行うことで土地利用を図っていますので、香美市での耕作を希望される方には農地のあっせんを行います。議員がおっしゃいました、標高差を生かした通年収穫のための農地を希望される方には、相談に応じたいと思ひます。

また、支援隊につきましては、活動に計画的に参加できる方が相当数集まるこが支援隊結成の重要な要素であると考えております。そのためには、JA等の協力が得られ、継続的な雇用者によって組織化されれば、活動は可能であると考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 農協の幹部に聞いても、これが一番今困っているんです。やっこねぎをやったりニラをやっている方々も米をつくるのと両方ようしないということですので、そこがまた維持が大変と。ですので、本当に生産地を維持するためにも、遊休をどうするかが大切です。ぜひ一回嶺北の農協と連携というか情報共有できないかなと思ひます。そしたら、借り手がおれば紹介できるじゃないですか。そういうのも含めてぜひお願いしたいと思ひます、そこはどうでしうか。

それから、支援隊の関係でいつたら、今必要なことは、市街化区域の耕作放棄地とい

うのは宅地にすればいいわけで、土佐山田でいえば市街化調整区域、あと香北、物部の問題です。まず、山田含めてどこかから、そういう手だてを打つためのまず取り組みと
いうか、モデル的なことはできないものなのかということはどうでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 農林課長兼農業委員会事務局長、西本恭久君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（西本恭久君） お答えいたします。

農協に関しましては、この1月から県一の農協に、JA高知県になりましたので、相談に関しましてはできると考えております。

また、市街化調整区域の農地につきましては、確かに耕作条件もいいのに放棄地が目立ってくるという状況でありますので、農地パトロールをいたしまして、その状況について把握し、意向調査を続けて、貸す意思があれば土地のあっせんをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 耕作放棄地を解消する場合の1反当たり5万円が去年でやまったということで、実績がなかったということです、ちょっとやっぱり実態とあれが合っていなかったのかなと思いますので、ぜひ工夫が必要になると思います。

高知新聞で紹介していますよね。高知新聞に須崎の農協の取り組みで「荒廃から水田を守る」ということで、土佐くろしお村 村営みのりの記事が載っていました。ここは農協がつくった100%出資の株式会社土佐くろしお村 村営みのりの取り組みとして挙げていまして、水稲作業の受託などを行っていつていると。だから、こういう組織づくりが必要です。耕作放棄地になってから対応というのは大変難しいことになってくるのよね、意思確認含めて。だから、耕作放棄地になる前に自分たちの将来どうするかということの意向調査等をやっておけば、すごくそれはスムーズにいくと思います。1年草が生えてしもうたら、もう畑にならないです。この前、香北の方に聞きました。若者が、もう香北は雑草が生えてきて作物にならんとやっていたので、ぜひお願いしたいと思います。

③の質問に移ります。

日本農業新聞に今お手元の資料⑥に書いています。「中小規模の農家を含めた多様な担い手を対象とする所得政策の実施が必要」ということで、全国の農協の組合長や理事長等を対象にした調査をやったときに、もう価格保障制度をやらないと無理ですということをやっています。耕作放棄地の問題や新規就農問題を含め、一定のルールをつくってこの所得補償の仕組みをつくるべきではないでしょうか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） お答えいたします。

食料自給率向上や耕作放棄地の解消を抜本的に解消するような所得政策は現在のところ

ろなく、市町村レベルでの対応は困難であり、国レベルでの施策がなければ可能性はないと考えております。

また、当然この問題は非常に重要であるとは十分認識しております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ぜひダム周辺環境整備事業の2,500万円や電源立地等で今農地に使っています740万円等を、こういうのを基金として生かしていただいて、やっぱり実効ある、今農地をつくるやなしに農地をどう守るかということですので、ぜひそのことを含めて、こういうお金をどう生かせるかということの研究していただけないでしょうか、財政課含めて。ですから、その地域を守っていくためにもぜひ大事ですので、研究をしていただきたいと思います。今本当に国連も食料問題で言っていますので、家族農業10年です、ことしから。ですから、本当に今光を当てる手だてが必要と思いますので、この点での見解を求めたいと思います。食は命の源ですのでよろしくお願いします。見解を求めて、両課長お願いします。

○議長（比与森光俊君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

ダム周辺環境整備事業や電源立地に係る交付金の用途につきましては、今後とも議員のおっしゃられた方向も検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（比与森光俊君） 農林課長、西本恭久君。

○農林課長（西本恭久君） 農地を守ることの大切さは十分承知しておりますので、新規就農対策も財源のある限り続けていって、放棄地の拡大防止に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） 笹岡 優君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の会は9月13日午前9時から開会いたします。

（午後 0時08分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第4回

香美市議会定例会会議録（第5号）

令和元年9月13日 金曜日

令和元年（2019年）第4回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和元年9月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月13日金曜日（会期第12日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸真弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課参事	奥村周也
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	公文薫	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	明石清美		

【教育委員会部局】

教育次長	岡本博章	生涯学習振興課長	黍原美貴子
教育振興課長	横山和彦		

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 71号 平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72号 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73号 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74号 平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75号 平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 76号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77号 平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 78号 平成30年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 79号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 80号 平成30年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 81号 平成30年香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 82号 平成30年香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 83号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第 84号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 85号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 86号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 87号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 88号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について

議案第 89号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 90号 香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 91号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 92号 香美市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 93号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 94号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 95号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 96号 市有財産の無償譲渡について

議案第 97号 債権の放棄について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和元年（2019年）第4回香美市議会定例会議事日程

（会期第12日目 日程第5号）

令和元年9月13日（金） 午前9時開議

日程第1 議案第 71号 平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2 議案第 72号 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 議案第 73号 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第 74号 平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第 75号 平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 議案第 76号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第 77号 平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第8 議案第 78号 平成30年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について

日程第9	議案第	79号	平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	議案第	80号	平成30年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	議案第	81号	平成30年香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
日程第12	議案第	82号	平成30年香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	議案第	83号	令和元年度香美市一般会計補正予算（第3号）
日程第14	議案第	84号	令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第	85号	令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第	86号	令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第	87号	令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
日程第18	議案第	88号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第	89号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	90号	香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	91号	香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	92号	香美市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	93号	香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	94号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第25	議案第	95号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第26	議案第	96号	市有財産の無償譲渡について

日程第27 議案第 97号 債権の放棄について

日程第28 請願第 2号 JR土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願

会議録署名議員

13番、山崎龍太郎君、14番、大岸真弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第71号、平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第72号、平成30年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第73号、平成30年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第74号、平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第75号、平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第76号、平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 205ページの基金繰入金が1億3,800万円になってるわけですね。これでぜひちょっと、今後どうしてこうなってるかということだけ。最後の端の301ページの中での国民健康保険財政調整基金の取り崩し額が2,900万円になってるわけですね。ですから、これぐらい差額が起こるとやっぱりまずいんじゃないかという。本来決算で締めて、出納閉鎖した時点から後で起こった分を含めて、なぜこんなに差が出るのかなということを含めて、ぜひ説明いただきたいですが。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） お答えいたします。

301ページに載っております基金は、4月1日から3月31日までの動きについて掲載されたものです。各特別会計のほうに載っております基金のほうは、出納整理期間中も含めて基金からの取り崩し分を載せております。その違いがここに出てきております。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 余りにも大きな差がありますので、これは統一性が持てないのものなのか。今、決算として資料として含めて、なぜできないかということを含めて、出納閉鎖を含めて決算をするわけですので、それから後決算にかけていくわけですので、その辺の調整がなぜできないのか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 出納整理期間中に収入も入ってきますし、出もまだございます。そのために3月31日時点で確かな、基金から取り崩さなければならない、もしくは基金に積み上げる金額を把握することは難しいと考えます。

○議長（比与森光俊君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） この決算資料にあるわけで、これ会計のほうに聞いたらいいかもしれませんが、テクニク的に難しいということになるんでしょうか。そこを含めて、こういう決算資料に出すときに出納閉鎖を含めて本来決算しますよね、ですから、会計のほうは決算を全部出納閉鎖したから決算しているわけです。けど基金だけは、こういう3月31日の金額を書くというやり方が、これが正規のやり方という認識でいいんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 各特別会計の会計は、出納整理期間も含めてするということが決まっております。基金のほうは4月1日から3月31日までというふうに決まっておりますので、その違いはどうしても生じてくるものかと思っております。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第77号、平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第78号、平成30年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9、議案第 79 号、平成 30 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 10、議案第 80 号、平成 30 年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 11、議案第 81 号、平成 30 年香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 12、議案第 82 号、平成 30 年香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 13、議案第 83 号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第 3 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 14、議案第 84 号、令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 15、議案第 85 号、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 16、議案第 86 号、令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 17、議案第 87 号、令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 18、議案第 88 号、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第89号、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第90号、香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第91号、香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第92号、香美市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23、議案第93号、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第24、議案第94号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第25、議案第95号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第26、議案第96号、市有財産の無償譲渡について、本案について質疑を行い

ます。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 　　少しお尋ねいたします。

細部説明等にも書かれておりますけれども、この財産が市に帰属するということが、事業費等についてはほとんど市のお金は使っていないということで、帰属という部分で、決算の書類の物品のところには財産については書いてないんですわね、償却財産としての扱いなのかどうかわかりませんが、その部分を聞きたいということと。

それと、実際この1号から4号のボイラーによって作物は何をつくられたのかということと、その実績等について。

それと、7年間使って今のボイラーの状態はどうなのかと、今後の継続性ですわね、そこら辺について、まずお尋ねいたします。

○議長（比与森光俊君） 　　農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） 　　お答えいたします。

まず台帳の件ですけれども、歳入歳出決算書の299ページ、上から2行目にベルトボイラーシステム、前年度末現在高4というのがございまして、こちらがこの財産に当たります。

それから、1号施設から4号施設でつくられていました作物についてですが、1号施設ではシシトウ、2号施設ではピーマン、3号、4号ではシシトウをつくられておりました。

事業の目的といたしましては、木質ペレットボイラーを農産物出荷単位上の園芸施設に広く整備して、市町村や農業協同組合等が一体となってペレット燃料を利用することにより、供給や利用に必要な仕組みづくりを行うということと、間に農協さんにも入っていただきまして、ペレットが供給できる仕組みができたものと考えております。

利用料につきましては、計画の段階では年間80トンほど使うという計画でございました。平成23年には170トン、24年には202トン、25年には201トン、26年には177トンの使用がされております。残念ながら27年にはちょっと15トンほどに落ちている状況で、現在までの間、1施設のみで少量使われている状況でございます。このあたりは重油の燃料による採算も考えられたものがあるということと、体調を崩してちょっと使われてない方もいらっしゃるというふうに伺っております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 　　ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 　　関連して伺います。

現在では常時使われているのは1施設のみということで、あとの3施設もまあ、実際使用している方々、無償譲渡の相手方の方々は体調を崩されてる方もおられるということですが、この機械は自分くで今後もきれいに適切に管理して状態を長持ちさせて、ま

た必要なときには使うという状況のお約束等とはとれているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） 農協さんとの契約が切れます6月末以前に、地元の農家さんと、農協さんに一緒に入っていてお話をさせていただきまして、そのあたりの同意はいただいております。最終的な処理は議会で承認された後でないとできないということで、しばらくの間ちょっとお待ちいただいているという状況になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 最後です。

承認された上で個人の所有物になるということで、償却終わったので1円の簿価でその人になるということになるでしょう。その方から別の人に譲るということは、それはその方々の話ですか、それはしてはならないというふうな格好になっているのか、そこだけ確認を。

○議長（比与森光俊君） 農林課参事、澤田修一君。

○農林課参事（澤田修一君） 無償譲渡の契約をするように予定をしております、他市の例なんかも参考にさせていただきます。その後の別の方への譲渡については、ご本人さんの責任でやっていただきますということで、それはしていただいても構わないということになります。ただ、別途費用が発生する場合につきましても、そちらの方のご負担ということでお願いする予定になっております。

以上です。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第27、議案第97号、債権の放棄について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この案件についても少し伺います。

債権額として（1）から（2）、（3）というふうにあるんですけども、実際この種別、生活保護法第78条返還金の規定とかいろいろいろいろあると思うんですけど、そのこの規定の部分と。

それと、破産手続が終結したということですが、その書類等は確実に手元に來てるのか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

本案で放棄をいたします3つの債権でございますけれども、こちら法律上の種別につ

きましては、民法第703条に基づく不当利得の返還という分類に当たろうかと考えております。

こちらにつきましては、発生原因といたしまして生活保護費につきましては、当月分の額を推計の収入額を差し引いて支給しております。その後、給与等の収入があった場合につきましては、翌月以降に精算をするわけなんですけども、その際に収入が多かったという事実があり、過支給が発生したといったことをございます。こちらにつきましては、民法の適用によりまして、返還の義務が生じておるということをございます。

それから、破産の関係でございますけれども、こちらについては官報の掲示によりまして、免責が決定されたということを確認しております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） (3)も官報の関係ですか。

あわせて、破産手続に入られるときに債務一覧を出してきて、この債権をもう免責してもらいたいということになってくると思うんですけど、そこに載っていた9万5,889円という金額が、不当利得の関係であったということの認識でいいのか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

破産申し立ての通知に、福祉事務所からの債権があるということが裁判所から通知をされておりまして、それで確認をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 先ほどの件ですけど、(1)、(2)、(3)という金額ですよね、これがどういうあれになるのかというのをもう一回説明をお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

それぞれの発生原因につきまして、御説明いたします。

まず(1)でございますけれども、こちらは平成27年の4月分の給与が、推計より多かったため発生した債権でございます。続いて(2)でございますが、平成27年5月に受けとっていた収入によって過支給が発生しております。(3)でございますが、こちらは平成30年3月の収入が推計より多かったために、過支給が発生したものでございます。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番、笹岡 優さん。

○5番（笹岡 優君） 1人の方なんですか、これ。1人の方、推計からと言ったら、

これ翌月で調整しないですかね、普通。そういう形で調整して、普通は翌月の時点で調整して差し引きますよね、そういうことをしてなかったということになるんでしょうか。

○議長（比与森光俊君） 福祉事務所長、中山泰仁君。

○福祉事務所長（中山泰仁君） お答えいたします。

この方につきましては、断続的に就労をなされておる方ございまして、一定給与収入があったといったところで、ご本人にお支払いする金額が極めて少なく、またはないといった月もございまして、現金としてその方にお支払いがされていないといったことがございまして、翌月での調整が難しかったということございまして、

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） これで質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第71号から日程第27、議案第97号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました各案件は、9月19日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、9月19日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

日程第28、請願第2号、JR土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願を議題とします。

請願第2号は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました案件は9月19日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、9月19日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月20日午前9時30分から開会いたします。

（午前 9時29分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第4回

香美市議会定例会会議録（第6号）

令和元年9月20日 金曜日

令和元年（2019年）第4回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 令和元年9月2日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 9月20日金曜日（会期第19日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	萩野義和	11番	山崎晃子
2番	山口学	12番	濱田百合子
3番	久保和昭	13番	山崎龍太郎
4番	甲藤邦廣	14番	大岸眞弓
5番	笹岡優	15番	小松孝
6番	森田雄介	16番	依光美代子
7番	利根健二	17番	村田珠美
8番	山本芳男	18番	小松紀夫
9番	爲近初男	19番	島岡信彦
10番	舟谷千幸	20番	比与森光俊

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	福祉事務所長	中山泰仁
副市長	今田博明	農林課長	西本恭久
総務課長	川田学	農林課参事	澤田修一
企画財政課長	佐竹教人	商工観光課長	竹崎澄人
会計管理者兼会計課長	森安伸	建設課長	井上雅之
管財課長	秋月建樹	建設課参事	奥村周也
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	一圓幹生	《香北支所》	
市民保険課長	植田佐智	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
税務収納課長	公文薫	支所長	近藤浩伸
ふれあい交流センター所長	明石清美		

【教育委員会部局】

教育次長	岡本博章	教育振興課長	横山和彦
生涯学習振興課長	黍原美貴子		

【消防部局】

消防長	寺田潔		
-----	-----	--	--

【その他の部局】

監査委員事務局長 三 谷 由香理

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 猪 野 高 廣 議会事務局書記 吉 川 る り

議会事務局書記 一 圓 まどか

市長提出議案の題目

- 議案第 71号 平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72号 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 73号 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 74号 平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 75号 平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 76号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 77号 平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 78号 平成30年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 79号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 80号 平成30年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 81号 平成30年香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 議案第 82号 平成30年香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 83号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第 84号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 85号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 86号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 87号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 88号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について

- 議案第 89号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 90号 香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 91号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 92号 香美市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 94号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 95号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 96号 市有財産の無償譲渡について
- 議案第 97号 債権の放棄について
- 請願第 2号 JR土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願
- 議案第 98号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第4号）

議員提出議案の題目

- 発議第 2号 香美市議会定例会条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 3号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 意見書案第10号 国の責任で、国保の子どもの均等割の減免制度を設けるよう求める意見書の提出について
- 意見書案第11号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出について
- 意見書案第12号 主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定を求める意見書の提出について
- 意見書案第13号 国連「家族農業の10年」に基づき、家族農業の役割を再評価し、食料自給率向上への支援策を講じるよう求める意見書の提出について

議事日程

令和元年（2019年）第4回香美市議会定例会議事日程

（会期第19日目 日程第6号）

令和元年9月20日（金） 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第 71号 平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第 72号 平成30年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第3 議案第 73号 平成30年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第 74号 平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第 75号 平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第 76号 平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第 77号 平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第 78号 平成30年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第 79号 平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第 80号 平成30年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第 81号 平成30年香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第 82号 平成30年香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第 83号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第 84号 令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第 85号 令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第 86号 令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第 87号 令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第 88号 香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 89号 香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第 90号 香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第21 議案第 9 1 号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第 9 2 号 香美市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第 9 3 号 香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第 9 4 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第 9 5 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第 9 6 号 市有財産の無償譲渡について
- 日程第27 議案第 9 7 号 債権の放棄について
- 日程第28 請願第 2 号 J R 土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願
- 日程第29 議案第 9 8 号 令和元年度香美市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第30 発議第 2 号 香美市議会定例会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 発議第 3 号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第32 意見書案第10号 国の責任で、国保の子どもの均等割の減免制度を設けるよう求める意見書の提出について
- 日程第33 意見書案第11号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出について
- 日程第34 意見書案第12号 主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定を求める意見書の提出について
- 日程第35 意見書案第13号 国連「家族農業の10年」に基づき、家族農業の役割を再評価し、食料自給率向上への支援策を講じるよう求める意見書の提出について
- 日程第36 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第37 議員派遣の件

会議録署名議員

13番、山崎龍太郎君、14番、大岸眞弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時30分 開議)

○議長（比与森光俊君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、9月2日に市長から提出されました議案第85号、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、香美市会議規則第19条の規定により、議案の一部を差しかえたいとの申し出がありました。執行部から差しかえの理由の説明を求めます。環境上下水道課長、明石満雄君。

○議長（比与森光俊君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） おはようございます。令和元年第4回9月議会定例会の議案書につきまして訂正がありますので、お手数ではございますが差しかえをお願いいたします。訂正箇所につきましては次のとおりです。

訂正箇所、議案第85号、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）中の議案85の7及び議案85の9、歳出予算の補正額の財源内訳の内容が6月補正のときに入力誤りがあったもので、それが今回、財源振替となって出てきておりました。補正額については変更はありませんが、削除して訂正をしましたので差しかえをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

お諮りします。議案第85号の一部差しかえの件を許可することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号の一部差しかえの件を許可することに決定しました。

次に、細部説明書の差しかえの申し出があつておりますので、差しかえ理由の説明を求めます。環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 議案細部説明書31ページ、議案第84号、令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の補正予算資料につきまして、説明の内容を現在の状況の説明に改正させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

お諮りします。ただいま申し出のありました、議案細部説明書の差しかえを許可することに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、議案細部説明書の差しかえを許可することに決定しました。

本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告をお願いし

ます。議会運営委員会委員長、利根健二君。

○議会運営委員会委員長（利根健二君） おはようございます。7番、利根でございます。本日の会議の運営等につきまして議会運営委員会を開催しましたので、協議の結果を御報告申し上げます。

まず、追加議案等につきましては、執行部より一般会計補正予算（第4号）、発議第2号及び第3号の2件、意見書案10号から13号の4件を追加議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

次に、閉会中の所管事務の調査について、閉会中の継続審査申出書のとおり決定をいたしました。

次に、決算審査、12月定例会の会期・日程及び（会議）審査の予定につきましては、協議の結果、別紙のとおり決定をいたしましたので、予定表をお手元に配付しております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第71号、平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第28、請願第2号、JR土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願まで、以上28件を一括議題とします。

これから、各常任委員会委員長の報告を求めます。予算決算常任委員会委員長、島岡信彦君。

○予算決算常任委員会委員長（島岡信彦君） 19番、島岡信彦でございます。予算決算常任委員会が付託を受けました各議案の審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会が付託を受けた案件は、平成30年度の一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算の認定に係る議案第71号、72号、73号、74号、75号、76号、77号、78号、79号、80号、81号、82号の12案件及び令和元年度一般会計、特別会計の補正予算、議案第83号、84号、85号、86号、87号の5案件であります。議案第71号、平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第82号、平成30年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの12案件は継続審査となりました。

次に、議案第83号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第3号）では、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第83号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第84号、令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）では、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第84号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第85号、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

では、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第85号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第86号、令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）では、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第86号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第87号、令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）では、質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第87号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これで予算決算常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、総務常任委員会委員長、依光美代子さん。

○総務常任委員会委員長（依光美代子君） 16番、依光美代子でございます。

今期、総務常任委員会に付託された案件は、議案第93号、議案第94号、議案第95号、請願第2号の以上4件であります。9月13日に審査を行いました。その審査の経過と結果を報告いたします。

最初に、議案第93号、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第93号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第94号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。最初に、今回の改正が2と3の条文、一般職や単純な労務に雇用される職員の給与にどのように関係するのかについては、地方公務員法第16条第1項に成年被後見人または被保佐人が規定されています。しかし、今回この部分を削除したため、関係法令の現行の第16条第1項なる関係部分を削除するものであると答弁でした。次に、第1条の繁藤地区若者定住促進住宅地分譲の件にどうして出てきたのかについては、繁藤地区若者定住促進住宅地分譲に関する条例の第7条に分譲欠格者として、成年被後見人または被保佐人などの2つの規定がある。今回この2つの条項を削除したので、一方の破産手続のほうのみ残したものであると答弁でした。以上で質疑を終え、討論もなく、採決の結果、議案第94号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第95号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、審査に入りました。質疑、討論もなく、採決の結果、議案第95号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、請願第2号、JR土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願を議題とし、審査に入りました。この請願については、提出者の説明と執行部から過去の経緯などについても説明を受け、慎重審査の必要性を認め、請願第2号は、審査に不測の

日数を要するため、継続審査にすべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、濱田百合子さん。

○教育厚生常任委員会委員長（濱田百合子君） 12番、濱田百合子です。

今期定例会において、教育厚生常任委員会が付託を受けました案件は、議案第88号、89号、90号、97号の4件であります。以下、経過と結果を報告します。

最初に、議案第88号、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。必置要件の規制の緩和ということか、対象施設名を示して説明をとの質疑に、家庭的保育事業等の中には、小規模保育や事業所保育などがある。本市の対象は三育ほっとハウスである。三育ほっとハウスは土佐山田幼稚園が連携施設なので、今回の条例の適用には当たらない。もし連携できていなければ、企業主導型保育施設や認可外保育施設を連携協力を行う施設として確保しなければならないということである。その猶予期間を5年から10年に緩和するということであると答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第88号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第89号、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。この条例においても、本市は連携施設があるから大丈夫ということかとの質疑に、本市の三育ほっとハウスは大丈夫だが、市外の施設を利用する方もいるので改正する必要があると答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第89号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第90号、香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。どこに過料が発生するのかとの質疑に、今回新しく法整備ができた時点で、施設等利用給付が創設されているところの一時預かり事業やファミリーサポート事業などが条例の中に加わったということであると答弁。過料の新旧対照表での説明は事業者側のことを示しているのかとの質疑に、第2条の（1）は保護者、（2）は施設側のことであると答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第90号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第97号、債権の放棄についてを議題としました。この議案については、本会議、議案質疑において質疑がありましたが、追加として3件の債権額の内訳はとの質疑に、（1）は平成27年5月20日付、（2）は平成27年6月2日付、（3）は平成30年4月12日付でそれぞれ決定したと答弁。ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第97号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、甲藤邦廣君。

○産業建設常任委員会委員長（甲藤邦廣君） 4番、甲藤です。産業建設常任委員会
が付託を受けました議案第91号、92号、96号について審査を行いました。以下、
審査の経過と結果を御報告をいたします。

まず、議案第91号、香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。給水装置工事事業者指定手数料について、現行では新規の場合のみ1万円の手数料が設定されていたが、今回の改正で更新時には5,000円の手数料が追加されたのかという質疑に対し、水道法上で規定された更新時の手数料5,000円が追加されたものであるという答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で議案第91号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第92号、香美市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。特に質疑、討論もなく、議案第92号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第96号、市有財産の無償譲渡についてを議題としました。1号から4号のペレットボイラーの設置場所はどこかとの質疑があり、1号は土佐山田町中野地区、2号は同じく中野地区、3号は山田島地区、4号については土佐山田町佐野地区であるという答弁がありました。さらに、燃料のペレットの供給体制はどの質疑に対し、現状はJAに注文をし、JAが供給する体制となっているという答弁がありました。ほかに質疑、討論もなく、議案第96号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定を
しました。

そして、香美市と香北ふるさとみらいとの間で指定管理契約を締結をしております、
ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートの諸問題につきまして、閉会中の
継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（比与森光俊君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、各常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号から議案第82号まで一括して採決いたします。

議案71号から議案第82号までにつきましては、予算決算常任委員会委員長から閉
会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。予算決算常任委員会委員長からの申し出のとおり、継続審査とするこ

とに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号から議案第82号までの各案件は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第13、議案第83号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第84号、令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第84号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第85号、令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第86号、令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第87号、令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第88号、香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第89号、香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第90号、香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第91号、香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第92号、香美市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第93号、香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第94号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第95号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第96号、市有財産の無償譲渡についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第97号、債権の放棄についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、請願第2号、JR土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願を採決します。

請願第2号につきましては、総務常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員会委員長からの申し出どおり、継続審査とすることに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。日程第29、議案第98号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第4号）から日程第35、意見書案第13号、国連「家族農業10年」に基づき、家族農業の役割を再評価し、食料自給率向上への支援策を講じるよう求める意見書の提出についてまでの7件は追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、日程第29、議案第98号から日程第35、意見書案第13号までの7件の案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、日程第29、議案第98号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 議案第98号、令和元年度香美市一般会計補正予算（第4号）について、説明をいたします。

令和元年度香美市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度香美市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,876万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億4,187万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年9月20日提出、香美市長 法光院晶一

今回の補正予算は、主に台風10号による災害復旧関連事業の追加を行うものでございます。

なお、「第1表 歳入歳出予算補正」3ページから9ページまでと、歳入歳出補正予

算事項別明細書 11 ページから 13 ページまでと、款項目節の内訳 14 ページから 18 ページまでにつきましては、議案細部説明書の中で概要をお示ししておりますので御参照ください。

次に、10 ページの「第 2 表 地方債補正」につきましては、2 事業につきまして変更をし、限度額を 20 億 2,567 万 2,000 円といたしました。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

なお、本年度の一般会計に係る市債の内訳資料につきましては、議案細部説明書にお示ししているとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 歳入の 15 ページの諸収入のところで、説明書を読みますと消防協会からの財源措置があったということで、これはどういうルールで来るのかなという、AED を買う購入費と思いますが、どういう形でお金が来るのかなという、説明をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 笹岡議員の御質問にお答えをいたします。

高知県消防協会が県の委託を受けて実施します救急救命講習普及推進事業というものがございまして、10 月 19 日、20 日に刃物まつり、高知工科大学祭にあわせて開催予定の防災フェアを当該事業として実施する予定となっております。今回はその救急フェアで使用する訓練用 AED を購入するもので、この費用につきましては全額高知県消防協会のほうから助成があるということでございます。一般会計に入ってくるということでございます。

なお、予算上は一般会計から 1,000 円の支出となっておりますけれども、これは 1,000 円未満についてまだちょっとはつきりわかっておりませんので、一般会計で支出するような形をとっております。

以上でございます。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 98 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

日程第30、発議第2号、香美市議会定例会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。18番、小松紀夫君。

（提出者朗読）

【発議第2号 巻末に掲載】

○18番（小松紀夫君） 提案理由の説明をいたします。新旧対照表をごらんになってください。

○議長（比与森光俊君） 暫時休憩します。
（午前10時11分 休憩）
（午前10時11分 再開）

○議長（比与森光俊君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

○18番（小松紀夫君） それでは、新旧対照表をごらんください。

本条例の改正は、令和2年からの導入を検討しております通年議会に関するものでございます。通年議会を導入することによりまして、定例会の会期につきましては、1月開会、そして、12月閉会とする予定でございますので、現行の「、毎年4回とする。」の部分「毎年1回とし、会期を通年とする。」に改正するものでございます。

ただし書きにつきましては、議員の任期満了の年及び議会が解散した場合につきましては、一旦定例会を閉会し、選挙後、第2回定例会を開会するためのものでございます。

また、追加する第2項の議会の会期を通年とするための必要な事項につきましては、現在、通年議会実施要綱を協議、策定中でございます。

本条例の改正に伴いまして、これは議決事件ではございませんけれども、香美市議会定例会招集規則につきましても改正する予定でございます。

御審議よろしく申し上げます。

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから本案についての質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 全員起立であります。よって、発議第2号は、可決されま

した。

日程第31、発議第3号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。18番、小松紀夫君。

(提出者朗読)

【発議第3号 巻末に掲載】

○18番(小松紀夫君) 提案理由を説明をいたします。新旧対照表をごらんになってください。

通年議会を導入するに当たりましては、現行の3月、6月、9月、12月の定例会をそれぞれ定例会議と位置づけまして、定例会はあくまでも1月から12月の通年とこのように考えております。このことから、第15条の一事不再議につきましては、「同一会期中」を「同一会議期間中」に、第65条の発言の取消し又は訂正につきましても、その「会期中」に限り、その「会議期間中」に限りと改正するものでございます。

御審議をよろしくお願いいたします。

○議長(比与森光俊君) 説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長(比与森光俊君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(比与森光俊君) 全員起立であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第32、意見書案第10号、国の責任で、国保の子どもの均等割の減免制度を設けるよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番、大岸真弓さん。

(提出者朗読)

【意見書案第10号 巻末に掲載】

○議長(比与森光俊君) 説明が終わりました。

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(比与森光俊君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありま

せんか。

○議長（比与森光俊君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 13番、山崎龍太郎です。意見書案第10号、国の責任で、国保の子どもの均等割の減免制度を設けるよう求める意見書案に賛成の立場で討論いたします。

去る8月13日、市役所におきまして市民19名の方々と市長、担当課長とで、令和元年度より大幅な引き上げとなった国保税についての懇談が持たれました。市民の方々は引き上げ額に驚くとともに、自営業で売り上げが落ちたのに10万円以上国保税が上がった。夫婦ともに年金生活者、昨年より12万円も上がった。生活できないのが実感、今すぐ減額してもらいたいなどの切実な思いが語られました。また、個別にも相談があり、中学生と小学生の子供4人を育てるシングルマザーは、年間7万2,000円の引き上げで、とてもこんなに払えないと困惑しております。

全国知事会は、ことし7月24日に令和2年度国の施策並びに予算に関する提案・要望の中で、医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から、子供に係る均等割保険料軽減措置の導入について、国の責任と負担による見直しの結論を速やかに出すとともに、今後の医療費の増に耐え得る財政基盤の確立を図るため、国の定率負担の引き上げ等、さまざまな財政支援の方策を講じることと、国に対し要望を述べています。

本意見書案は全国知事会のこの要望とも合致しており、本市議会からこの意見書が提出される意義は極めて大きいと考えます。本市国保加入世帯の所得状況に鑑みるとともに、せめて子育て世帯の負担は早急に軽減されるべきとの思いから、本意見書案に賛成の意を表明して討論といたします。

○議長（比与森光俊君） ほかに討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立多数であります。よって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第33、意見書案第11号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番、濱田百合子さん。

（提出者朗読）

【意見書案第11号 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。意見書案第11号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書案について、賛成の立場で討論いたします。

平成30年2月13日に内閣府が公表した家族の法制に関する世論調査において、夫婦が婚姻前の名字を名乗ることを希望している場合には、夫婦それぞれが婚姻前の名字を名乗ることができるように法律を改めても構わないという回答が42.5%、婚姻によって名字を改めた人が婚姻前の名字を通称として使えるように法律を改めることについては、構わないとの回答が24.4%、法改正の必要がないとの回答は29.3%となっています。

現行制度では、改正に伴う煩雑かつ膨大な事務手続や改正による家計やキャリアの分断、それを回避したときの非婚化及び少子化、事実婚を選択したときの子供の戸籍の親権の問題など、さまざまな問題が生じています。

平成30年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は世界でただ一国、日本だけであることを法務省が答弁しました。本年7月3日に開催された日本記者クラブ主催の7党首討論会では、選択的夫婦別姓制度の是非と問われた中で、反対したのは安倍首相だけでした。国連女性差別撤廃委員会も政府に夫婦別姓の導入を勧告してきています。男女共同参画を推進している本市の立場からしても、こういった声に耳を傾ける時期に来ています。

国立社会保障・人口問題研究所は、平成30年に実施した第6回全国家庭動向調査の結果概要を取りまとめ、ことし9月13日に公表しました。この調査は平成5年から5年ごとに実施をしております。調査対象は平成30年国民生活基礎調査で掲載された全国の1,106調査区から無作為に選ばれた300調査区に居住する世帯の結婚経験のある女性です。既婚女性6,142人の回答を分析したところ、夫婦別姓に賛成する意見が初めて半数を超え50.5%となりました。5年前より9ポイント上昇しております。

以上のような世論状況を見ても、多様な生き方を認め合う社会を望む声は着実にふえてきているのではないのでしょうか。選択的夫婦別姓制度の法制化により、誰もが安心して社会参加でき、自由意思によってあり方を選べる社会にしていくべきと考えます。

以上述べまして、本意見書案に賛成の討論といたします。

○議長（比与森光俊君） ほかに討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） これで討論を終わります。

これから、意見書案第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立少数であります。よって、意見書案第11号は、否決されました。

次に、日程第34、意見書案第12号、主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番、森田雄介君。

（提出者朗読）

【意見書案第12号 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

16番、依光美代子さん。

○16番（依光美代子君） 提出者にお尋ねいたします。

この種子法が昨年4月1日に廃止されて、高知県としてはそれに対応していくために高知県主要農作物種子生産要綱をつくり、それですとこう対応してきたということをお聞きしていますが、何か不備があったのでしょうか。なぜその条例を、この条例の必要性の説明をお願いします。

○議長（比与森光俊君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 種子法廃止に伴って、県のほうも要綱を定めたということではありますけれども、ただ、法がないことによって、国からの予算措置の裏づけがなくなっているというところが問題かと思っております。これからも種子の安定供給には県は当面の間、国も含めて責任を負うとは言っておりますけれども、その裏づけがないというところに問題があるのではないかという立場であります。

○議長（比与森光俊君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

18番、小松紀夫君。

○18番（小松紀夫君） 18番、自由クラブの小松紀夫でございます。意見書案第12号、主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定を求める意見書の提出についてに反対の立場で討論をいたします。

本意見書案によりますと、種子法の廃止によりまして国の予算の裏づけがなくなり、

種子生産に係る県の行政が停滞することに言及をし、種子生産に係る県行政の対応を継続するために必要な予算や人員体制の確立の観点から、主要農作物の種子生産に係る条例の制定を求めるといふことをございます。

そこで、県に出向いて聞き取りを行いましたところ、種子法の廃止前におきましては、県は種子法を受けた形で主要農作物種子制度運用基本要綱というものを制定をして業務を実施をしてきましたが、平成30年4月1日の種子法の廃止に伴いまして、切れ目のない対応をするために高知県主要農作物種子生産要綱並びに附帯をする要領等を同じく平成30年4月1日に制定をし、これまで同様の予算及び関係部署の人員体制にて業務を行っておりまして、種子法廃止前と全く変わりはないとのことをございました。

本意見書案には、11の道県が条例を制定してございますが、残りの36の都府県は、条例ではなく高知県と同様に要綱等を制定をしてございるものと思われるところをございます。

条例を制定するのか、要綱を制定するのか、これは県の判断、また、県の裁量の範囲でありまして、香美市議会が条例を制定するよう意見するといふことはいかがなものではないかといふふうにも考えます。

以上のことから、本県におきましては種子法廃止後も要綱を制定し、種子生産に係る業務が円滑に実施をされていることに鑑みまして、本意見書案に反対を申し上げ、討論といたします。

○議長（比与森光俊君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。討論はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、濱田百合子です。意見書案第12号、主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定を求めるといふ意見書案に賛成の立場で討論をします。

そもそも主要農作物を安定供給するために、優良な種子の生産、普及を国が果たすべき役割と定めていたのが種子法です。廃止した理由は、民間企業によって生産供給が拡大していくようにする、都道府県と民間企業の競争条件が対等になっていないといふものでした。

これまでも種子法の改定により、民間参入を促そうといふ試みは行われてきました。1986年の種子法改正により、一定の条件のもと、原種・原原種の生産を民間事業者が行えるようにし、奨励品種審査会にも民間の品種育成関係者や農産物重要者等の参加を求めるといふしています。

しかしながら、近年、世界の種子市場売り上げランキングに変化が起きています。2007年、それまでの種子企業にかわり多国籍化学企業が上位を独占しました。その理由は、もうけが遺伝子組みかえなどの種子の特許に移行したからです。今回の種子法の廃止により、国の予算措置が法的根拠を失ったために、当面の予算措置は継続といふ国の対応がいつでも打ち切られる可能性があるといふことです。

今後、県がこれまでの奨励品種と種子生産体制を守っていく構えがなくては、これらの品種の安定供給や競争力に陰りが見えそうです。

それに加えて、先ほどの多国籍企業との共同開発、供給体制にもなりかねず、クロスライセンスなどによって、国内の遺伝資源や育種技術が海外へ流出する懸念も出てきます。そのほかの懸念も含め、これまでの種子生産安定供給体制を担保することで、歯どめとするためにも、種子法にかわる県条例の制定を求めて賛成討論といたします。

○議長（比与森光俊君） ほかに討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） これで討論を終わります。

これから、意見書案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立少数であります。よって、意見書案第12号は、否決されました。

次に、日程第35、意見書案第13号、国連「家族農業の10年」に基づき、家族農業の役割を再評価し、食料自給率向上への支援策を講じるよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番、笹岡 優君。

（提出者朗読）

【意見書案第13号 巻末に掲載】

○議長（比与森光俊君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（比与森光俊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

3番、久保和昭君。

○3番（久保和昭君） 3番、市民クラブの久保和昭でございます。意見書案13号に反対する立場で討論をいたします。

本意見書案は、食料自給率を向上させる具体的で実効ある支援策を講じるよう求めるとしておりますが、既に農林水産省では、家族農業経営について地域農業の担い手として重要視し、食料・農業・農村基本法に基づき、家族農業経営の活性化を図るため、具体的にさまざまな施策を講じています。

施策例としまして、農業経営基盤強化資金、産地パワーアップ事業、経営体育成支援事業、農業人材力強化総合支援事業、中山間地農業ルネッサンス事業、食料産業6次産業化交付金、日本型直接支払制度など、実効ある支援策があります。

香美市においては、中山間地域等直接支払制度を有効に活用し、農業の有する多面的機能支払制度、環境保全型農業直接支払制度とともに、地域の共同活動や営農活動を活

性化しているところです。

また、住みなれた集落の農地は集落で守る集落営農に対し、集落営農支援事業を活用して、地域農業の維持発展を図っています。このように国策で自給的農家や小規模経営農家等の家族農業に実効ある支援策を積極的に講じているところでございます。

以上申し上げまして、意見書案第13号に反対する立場を表明し、討論といたします。

○議長（比与森光俊君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

14番、大岸眞弓さん。

○14番（大岸眞弓君） 14番、大岸眞弓です。私は、意見書案第13号、国連「家族農業の10年」に基づき、家族農業の役割を再評価し、食料自給率向上への支援策を講じるよう求める意見書案に賛成の立場で討論をいたします。

2019年5月29日、イタリア、ローマにある国連食糧農業機関（FAO）本部で、国連家族農業の10年の開会式が開かれました。家族農業とは、農業労働力の過半、半分以上を家族労働力が占めている農林漁業と定義をされておりまして、持続可能な農業や食料保障の実現のために最も重要な存在であると評価をされております。

開会式におきまして挨拶をしたFAOの事務局長は、飢餓をゼロにの達成のためには家族農業が不可欠であることを強調し、また、FAOとともに家族農業の10年を主導する国際農業開発基金（IFAD）の総裁は、巨大企業による食品の低コスト志向は持続可能ではないことを指摘し、農村経済を支えている小規模な家族農業に投資する必要性を訴えました。そして、政府のトップダウンではなく、対話をしながら農家や地域社会からのボトムアップで、家族農業の政策を実現する重要性が強調されたとの報道がございます。

農林水産省によると、農業経営体に占める家族経営体の割合でも、EUの96.2%に対し、日本は97.6%とEU以上に家族農業が主体となっております。

日本政府は、2025年度に食料自給率を45%にする目標を掲げてきました。しかし、実態は本意見書案でも指摘をされておりますように、近年、毎年下がり続け、37.33%と1993年度の大水害に見舞われたときよりも下回り、過去最低となりました。このことは国民の生存条件を揺るがす深刻な事態ではないでしょうか。

世界人口はふえ続け、現在の77億人から2050年には97億人と20億人以上増加する予想となっております。世界の食料需給が長期的には逼迫すると政府自身も予想していることを踏まえれば、農業を本格的に立て直す取り組みが必要です。

香美市におきましても、現状で推移をすれば担い手、労働力不足などあり、やっこねぎやニラなどの産地を維持することも容易ではなくなってきています。

この深刻な事態を打開するためにも、2019年から開始をされました、国連「家族農業の10年」を大きな契機として、日本が食料自給率の回復、向上に踏み出すことが国際社会に対する責務でもあり、喫緊の課題と考え、本意見書案に賛成をするものです。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（比与森光俊君） ほかに討論はありませんか。

○議長（比与森光俊君） これで討論を終わります。

これから、意見書案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（比与森光俊君） 起立多数であります。よって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第36、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の各委員長から、会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第37、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」という声あり

○議長（比与森光俊君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

以上で今期定例会に付されました事件は全て議了しました。

閉会に当たり一言御挨拶申し上げます。

9月2日に開会されました令和元年（2019年）第4回香美市議会定例会も本日まで19日間、無事終わることができました。本定例会には追加議案、令和元年度香美市一般会計補正予算（第4号）を含め、議案28件、発議2件、請願1件、意見書案4件、それぞれ議員各位の慎重な審査と審議がなされましたところであります。

議案では、平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてなど12件が継続審査となりました。12月定例会までに審査を終えるようお願いしておきます。

一般質問では、13名の議員がそれぞれの立場で市政全般にわたり真剣な質問がなされました。執行部におかれましては、しっかり精査されまして、市政運営に生かしていただきたく思います。

一般質問を進める中で、通告にない質問は気がかりな点でございました。一般質問の際、通告後質問原稿を作成されると思いますが、執行部から明確な答弁を求めるためにも、通告に従い通告内容から逸脱することのないよう、くれぐれもお願いします。

本定例会開会のころからは、朝夕、秋の気配を感じさせる気候となつてまいりました。議員各位におかれましては、健康には十分留意されまして議員活動に尽力されますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 令和元年（2019年）第4回香美市議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月2日に開会をいたしました第4回本定例会も、比与森議長の円滑なる議会運営によりまして本日閉会を迎える運びとなりました。

本定例会に上程をいたしました議案につきましては、議員の皆様におかれまして慎重なる御審議を賜り、適切なる御決定をいただいたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。

また、本定例会におきましては、時久教育長が手術のために議会を欠席をいたしまして、議員の皆様方には大変御迷惑をおかけしたことに対しましておわびを申し上げます。本人からも大変申しわけなく思っている、くれぐれもよろしくお伝えくださいというところでございます。手術につきましては無事行われまして、術後の状況も順調で日々回復しているようでございますので、そのこともあわせて御報告を申し上げます。

さて、一般質問では13名の議員の皆様が各分野の課題についてただされました。リフォーム補助制度の継続を望む御質問もございました。どの制度につきましても常に見直しが必要であります。ときには廃止ということもございまして、内容や形が変わるといこともございますが、既存制度のよい面については、できるだけ生かしてまいりたいというふうに考えております。

また、不審者対策について積極的な御提案をいただきました。ただ、今回の答弁では御納得はいただけなかったことと思っておりますし、もどかしく感じたことと思っております。今後ともさまざまな事例の研究、関係機関とも協議をするなどいたしまして、事件未然防止の実を上げるように努めてまいる所存であります。

他の質問につきましても、質問者の意図を酌み生かすように鋭意努めてまいりますので、どうかよろしく願いをいたします。

会期中を通じて暑い日が続いてまいりましたが、いよいよ秋分の日を前にし、今朝は肌寒くさえ感じるようになっております。暑さ寒さも彼岸までと申します。これからは

過ごしやすい季節となりますが、季節の変わり目でもございますので、皆様方には一層御自愛いただきますようよろしくお願いをいたします。

終わりにりましたが、議会の皆様のますますの御活躍を心より御祈念申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（比与森光俊君） ありがとうございました。

これをもちまして令和元年（2019年）第4回香美市議会定例会を閉会いたします。
（午前11時03分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和元年（2019年）第4回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

令和元年(2019年)第4回香美市議会定例会会期及び会議(審査)の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
	8月 28日(水)		議会運営委員会
第1日	9月 2日(月)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明・請願第1号
			全員協議会
第2日	3日(火)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)・抽選(午前11時)】 議案精査のため
第3日	4日(水)	休 会	〃
第4日	5日(木)	休 会	〃
第5日	6日(金)	休 会	〃
第6日	7日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第7日	8日(日)	休 会	〃
第8日	9日(月)	休 会	議案精査のため
第9日	10日(火)	本会議	一般質問①・協働・参画調査研究特別委員会
第10日	11日(水)	本会議	一般質問②・議会改革推進特別委員会
第11日	12日(木)	本会議	一般質問③・会派代表者会議
第12日	13日(金)	本会議	議案質疑・委員会付託・予算決算常任委員会・総務常任委員会・教育厚生常任委員会・産業建設常任委員会
第13日	14日(土)	休 会	休日、議案審査整理のため
第14日	15日(日)	休 会	〃
第15日	16日(月)	休 会	〃 (敬老の日)
第16日	17日(火)	休 会	議案審査整理のため
第17日	18日(水)	休 会	〃
第18日	19日(木)	休 会	〃
第19日	20日(金)		議会運営委員会
		本会議	議案採決(付託議案の報告～採決)
		閉会后	全員協議会

会期 第12日目 9月13日 (金)	予算決算常任委員会	議案第71・72・73・74・75・76・77・78・79・80・81・82・83・84・85・86・87号
	総務常任委員会	議案第93・94・95号 請願第2号
	教育厚生常任委員会	議案第88・89・90・97号
	産業建設常任委員会	議案第91・92・96号

委員会審査結果一覧表

1. 議 案 関 係

事件の番号	件 名	所管委員会	審査結果	備 考
議案第71号	平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継 続	全員賛成
議案第72号	平成30年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継 続	全員賛成
議案第73号	平成30年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継 続	全員賛成
議案第74号	平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継 続	全員賛成
議案第75号	平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継 続	全員賛成
議案第76号	平成30年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継 続	全員賛成
議案第77号	平成30年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継 続	全員賛成
議案第78号	平成30年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継 続	全員賛成
議案第79号	平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継 続	全員賛成
議案第80号	平成30年度香美市美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継 続	全員賛成
議案第81号	平成30年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継 続	全員賛成
議案第82号	平成30年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	予算決算常任委員会	継 続	全員賛成
議案第83号	令和元年度香美市一般会計補正予算（第3号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第84号	令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第85号	令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第86号	令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第87号	令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第88号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第89号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第90号	香美市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第91号	香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第92号	香美市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第93号	香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第94号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第95号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第96号	市有財産の無償譲渡について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第97号	債権の放棄について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成

2. 請願関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第2号	JR土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願	総務常任委員会	継続	全員賛成

発議第2号

香美市議会定例会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年9月20日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者	香美市議会議員	小 松 紀 夫
賛成者	〃	山 崎 龍太郎
賛成者	〃	山 本 芳 男
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	山 口 学
賛成者	〃	舟 谷 千 幸
賛成者	〃	濱 田 百合子
賛成者	〃	依 光 美代子

香美市議会定例会条例の一部を改正する条例の制定について

香美市議会定例会条例（平成18年香美市条例第6号）の一部を次のように改正する。

本則第1項中「、毎年4回」を「毎年1回とし、その会期は通年」に改め、本則に次のただし書を加える。

ただし、議員の任期満了又は議会の解散による一般選挙があった場合は、この限りでない。

本則に次の1項を加える。

2 議会の会期を通年とするために必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

発議第3号

香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年9月20日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者	香美市議会議員	小 松 紀 夫
賛成者	〃	山 崎 龍太郎
賛成者	〃	山 本 芳 男
賛成者	〃	甲 藤 邦 廣
賛成者	〃	山 口 学
賛成者	〃	舟 谷 千 幸
賛成者	〃	濱 田 百合子
賛成者	〃	依 光 美代子

香美市議会会議規則の一部を改正する規則

香美市議会会議規則（平成18年香美市議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条中「同一会期中」を「同一会議期間中」に改める。

第65条中「会期中」を「会議期間中」に改める。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

意見書案第10号

国の責任で、国保の子どもの均等割の減免制度を設けるよう求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和元年9月20日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 " 村 田 珠 美

賛成者 " 依 光 美代子

国の責任で、国保の子どもの均等割の減免制度を設けるよう求める意見書（案）

平成30年度調べで、本市国保においては、課税標準所得額が0円の世帯が46.6%、55万円までの世帯が18%、100万円までが12%と、全体的に極めて厳しい所得状況にあります。この中で、都道府県単位化に伴い、令和元年度は国保加入のほぼ全世帯で大幅な引き上げとなりました。所得の20%を超える世帯もあり、中間所得層であっても、支払いは大変です。

国保には、協会けんぽ等にはない平等割と、世帯の人数分だけかかる均等割の算出があり、多人数、多子世帯では、特に負担が加重となる仕組みになっています。子どもが多いほど、税負担が重くなれば、子どもを持つことをためらうことにつながります。今必要なのは、制度の中に「子どもには税負担をかけない」ルール作りをすることではないでしょうか。

よって政府におかれては、国の責任で国保の子どもの均等割の減免制度を設けるよ

う強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月20日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

意見書案第 11 号

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和元年 9 月 20 日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 濱 田 百合子

賛成者 〃 森 田 雄 介

賛成者 〃 小 松 紀 夫

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）

最高裁判所は 2015 年 12 月、夫婦同姓規定には合理性があり合憲と判断しましたが、同時に選択的夫婦別姓制度について「合理性がないと断ずるものではない」と言及し、制度のあり方については、「国会で論じられ、判断されるべき」としました。

それから 3 年が経過しましたが、夫婦の姓をめぐる環境は、さらに大きく変化しています。

平均初婚年齢は年々上り、現在 30 歳前後であり、男女ともに生まれ持った氏名で、信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースが多いため、改姓時に必要な事務手続きは確実に増えています。また、戸籍姓でのキャリア継続を望むがゆえに事実婚を選ぶ夫婦も少なくありません。

人生 100 年時代、子連れ再婚や高齢になってからの結婚・再婚も増加傾向にあります。

選択的夫婦別姓制度の導入は、「家族で同じ姓のほうが一体感が深まる」と考える

カップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、必要なカップルは夫婦別姓を選べるようにするものです。これは、男女が改姓による不利益を案ずることなく結婚・出産し、老後も法的な家族として支え合える社会を実現することにつながり、少子化対策の一助にもなります。

また、法的根拠のない「旧姓併記」がこれ以上広がることにより生じる、災害時の本人確認など、2つの「姓」を使い分けることによる混乱や、事実婚増加による婚姻制度の形骸化を防ぐこともできます。さらに、法的根拠のある生まれ持った氏名でキャリアを継続できることから、「女性活躍」の推進にも繋がります。

よって、政府におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月20日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
法務大臣	河井克行殿
内閣府特命担当大臣	橋本聖子殿

(男女共同参画)

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

意見書案第12号

主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、高知県知事に対し下記の意見書を提出します。

令和元年9月20日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者 香美市議会議員 森 田 雄 介

賛成者 " 濱 田 百合子

賛成者 " 山 崎 晃 子

主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定を求める意見書（案）

日本人の胃袋、土壌、気候風土にあった稲や麦・大豆の優良品種が安く作られ、安全・安心の日本農業、食料を形づくってきた主要農作物種子法（以下「種子法」という。）が平成30年4月1日に廃止されました。

これまで行政が担ってきた種子生産にかかる業務を外部に移管することも可能となり、多国籍企業の進出を容易にする事にもなります。

種子を守ることは地域の農業を守ることであり、北海道、埼玉県、新潟県、福井県を初め、本年6月可決の鳥取県まで、11の道県が種子の開発、生産等を奨励する条例を制定しています。種子法の廃止によって国の予算の裏付けが無くなったため、条例でもってその代わりとするためです。

よって、県におかれては、今後も県行政が種子生産に中心的な役割を果たし、これまで通りの行政対応を継続する事に必要な予算及び関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、主要農作物の種子生産にかかる条例を制定されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月20日

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直 殿

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

意見書案第13号

国連「家族農業の10年」に基づき、家族農業の役割を再評価し、食料自給率向上への支援策を講じるよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和元年9月20日提出

香美市議会議長 比与森 光 俊 殿

提出者	香美市議会議員	笹岡 優
賛成者	〃	島岡 信彦
賛成者	〃	依光 美代子

国連「家族農業の10年」に基づき、家族農業の役割を再評価し、食料自給率向上への支援策を講じるよう求める意見書（案）

農林水産省が8月6日に、2018年度の食料自給率がカロリーベースで37%と前年度から1ポイント下がり、過去最低となったことを明らかにしました。

食料自給率は、国内の食料消費を国内の食料生産で、どの程度賄うことができるか示す指標であり、極めて憂慮すべき事態と言わざるを得ません。

また、食料の潜在生産能力を試算する「食料自給力」も、農地面積の減少や面積当たりの生産量の伸び悩みで、低下傾向で推移しています。

いま政府は、日米貿易協定の交渉をすすめています。農産物輸入の拡大により、いっそうの食料自給率の低下が懸念されています。

日本農業新聞が、JA組合長、理事長を対象に行った調査では、低迷する食料自給率の向上策として「中小規模の農家を含めた多様な担い手を対象とする所得政策の実

施」を上げています。

国連は、今年から2028年までの10年間を家族農業や小規模農業の役割を再評価し、支援政策を整備する「家族農業の10年」と位置付けています。

よって政府におかれては、国連総会での「家族農業の10年」の共同提案国として、食料自給率を向上させる具体的で、実効ある支援策を講じるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月20日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
農林水産大臣	江藤拓殿
内閣官房長官	菅義偉殿

高知県香美市議会議長 比与森 光 俊

水道施設の新設に関する請願

自治会長住所 香美市土佐山田町曾我部川

自治会長名 野々下 博幸

紹介議員 大岸 眞弓

1) 件名

曾我部川集落における水道施設の新設について

2) 趣旨

現在、曾我部川集落（比与田地区を除く）におきましては、香美市において過去に整備して頂きました小型貯水槽などの給水施設で砂濾過方式により飲料水を含む生活水の確保を行っています。

しかしながら、近年、山林の持つ保水力の低下による著しい渇水や、気候変動による豪雨時の濁水の頻発、また、日常的には落葉などの有機物や、沢ガニ、カンタロウミミズなどが取水口より流入するなど、現在の方式では安心して水が使えない暮らしを余儀なくされています。

これに加えて、地域住民の高齢化、過疎化に伴い、これら集落営水道給水施設の十分な保守・管理も行えない深刻な事態となっています。

こうした状況を踏まえ、当集落では、これまでも数度にわたり、水道施設の新設について香美市に要望して参りましたが、未だに実現していません。

その一方で、いわゆる新改北部集落地区で当集落とほぼ同様の環境条件に置かれている平山、東川、大法寺の各集落のほか、当集落の比与田地区では既に水道施設が完備し住民の利便性の向上が図られています。

その結果、当集落の一部地域に居住する私達住民のみが、命や生活に直結する水インフラの恩恵から取り残された形となっています。

ついては、香美市議会におかれましては、当集落の置かれているこうした実情をご賢察いただき地域住民の20年来の悲願である水道施設の新設について格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

上記のとおり請願書を提出いたします。

令和元年5月29日

香美市議会議長 比与森 光俊 殿

- 添付資料
- 1 給水施設（取水口付近、貯水槽）の現況写真
 - 2 給水施設利用者・施設名簿
 - 3 給水エリア図

令和元年(2019年)9月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第71号	平成30年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続	元. 9. 20
議案第72号	平成30年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	元. 9. 20
議案第73号	平成30年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	元. 9. 20
議案第74号	平成30年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	元. 9. 20
議案第75号	平成30年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	元. 9. 20
議案第76号	平成30年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について	継続	元. 9. 20
議案第77号	平成30年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の認定について	継続	元. 9. 20
議案第78号	平成30年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定について	継続	元. 9. 20
議案第79号	平成30年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	元. 9. 20
議案第80号	平成30年度香南香美地区障害者自立支援審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	継続	元. 9. 20
議案第81号	平成30年度香美市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び歳入歳出決算の認定について	継続	元. 9. 20
議案第82号	平成30年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	継続	元. 9. 20
議案第83号	令和元年度香美市一般会計補正予算(第3号)	原案可決	元. 9. 20
議案第84号	令和元年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	元. 9. 20
議案第85号	令和元年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	元. 9. 20
議案第86号	令和元年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	元. 9. 20

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 87 号	令和元年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算 （第 2 号）	原案可決	元. 9. 20
議案 第 88 号	香美市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 9. 20
議案 第 89 号	香美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 9. 20
議案 第 90 号	香美市子ども・子育て支援法第 8 7 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 9. 20
議案 第 91 号	香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 9. 20
議案 第 92 号	香美市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 9. 20
議案 第 93 号	香美市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 9. 20
議案 第 94 号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決	元. 9. 20
議案 第 95 号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決	元. 9. 20
議案 第 96 号	市有財産の無償譲渡について	原案可決	元. 9. 20
議案 第 97 号	債権の放棄について	原案可決	元. 9. 20
議案 第 98 号	令和元年度香美市一般会計補正予算（第 4 号）	原案可決	元. 9. 20
発議 第 2 号	香美市議会定例会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	元. 9. 20
発議 第 3 号	香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決	元. 9. 20
意見書案 第 10 号	国の責任で、国保の子どもの均等割の減免制度を設けるよう求める意見書の提出について	原案可決	元. 9. 20
意見書案 第 11 号	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出について	原案否決	元. 9. 20
意見書案 第 12 号	主要農作物の種子生産にかかる県条例の制定を求める意見書の提出について	原案否決	元. 9. 20

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
意見書案 第 13 号	国連「家族農業の10年」に基づき、家族農業の役割を再評価し、食料自給率向上への支援策を講じるよう求める意見書の提出について	原案可決	元. 9. 20

2. 請 願 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
請願 第 1 号	水道施設の新設に関する請願	不採択	元. 9. 2
請願 第 2 号	J R 土佐山田駅にエレベーターと北出入口設置を願う請願	継 続	元. 9. 20